

2025年度

新潟教区報（事務通信）

真宗大谷派新潟教区

《目 次》

● 2025年度にあたって 教務所長挨拶.....	5
1. 宗派経常費・教区費・賦課金等	9
① 2024年度宗派経常費収納額（報告）	
② 2025年度宗派経常費御依頼額について	
③ 2025年度教区費御依頼額について	
④ 教区共済拠出金	
⑤ 2024年度宗派経常費完納寺院	
2. 宗務所事務連絡	15
3. 教務所事務連絡	45
4. 教区会・教区門徒会報告.....	55
議案一覧	
諸会計	58
① 2024年度 新潟教区諸会計 決算	
1) 新潟教区事業費会計歳入歳出決算書	
2) 新潟教区共済特別会計歳入歳出決算書	
3) 新潟教区出版特別会計歳入歳出決算書	
4) 新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出決算書	
5) 新潟真宗学院特別会計歳入歳出決算書	
6) 新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出決算書	
7) 新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出決算書	
8) 新潟教区「池の平青少年センター」特別会計歳入歳出決算書	
9) 新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出決算書	
10) 新潟教区積立金会計計算書	
② 2025年度 新潟教区諸会計 予算	
1) 2025年度新潟教区予算概説	
2) 新潟教区事業費会計歳入歳出予算	
3) 新潟教区共済特別会計歳入歳出予算	
4) 新潟教区出版特別会計歳入歳出予算	
5) 新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算	
6) 新潟真宗学院特別会計歳入歳出予算	

7) 新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算	
8) 新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算	
9) 新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算	
10) 新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出予算	
5. 教化事業（報告・計画）	83
6. 新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要	113
7. 池の平青少幼年センター	123
8. 諸法規	129
① 新潟教区教区会議事細則	
② 新潟教区門徒会規約	
③ 新潟教区教区会・教区門徒会運営細則	
④ 新潟教区教区会参事会員・教区門徒会常任委員の選出に関する申し合わせ事項	
⑤ 新潟教区災害対策委員会規程	
⑥ 新潟教区災害支援実行委員会規約	
⑦ 新潟教区緊急事態対策委員会規程	
⑧ 新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進委員会規程	
⑨ 新潟教区「池の平青少幼年センター」管理運営規則	
⑩ 新潟教区聖跡顕彰委員会規程	
⑪ 新潟真宗学院規則	
⑫ 新潟真宗学院 三条学舎施行細則	
⑬ 新潟真宗学院 高田学舎施行細則	
⑭ 新潟教区教化委員会規則	
⑮ 新潟教区伝道広報室規程	
⑯ 新潟教区教区一組教化連絡会規程	
⑰ 新潟教区同朋社会協議会規程	
⑱ 新潟教区教学研鑽室規程	
⑲ 新潟教区教化センター規約	
⑳ 新潟教区聞思学場規約	
㉑ 新潟教区寺院活性化支援室規程	
㉒ 新潟教区共済規程	
㉓ 災害により宗派経常費及び教区費の納付が困難な寺院・教会への対応についての申し合わせ事項	
㉔ 新潟教区御依頼適正審議会規程	

- ②⁵ 新潟教区門徒戸数調査委員会規程
- ②⁶ 新潟教区出版特別会計規則
- ②⁷ 新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計規則
- ②⁸ 新潟教区教務所員役宅運営規程
- ②⁹ 新潟教区特別事業積立金会計規則
- ③⁰ 新潟教区三別院除雪対策助成積立金会計規則
- ③¹ 新潟教区「旅費・日当・宿泊補助等」支給内規
- ③² 新潟教区公用車管理規程
- ③³ 新潟教区の諸法規の改正に関する申し合わせ事項

9. 役職者名簿 161

宗議会議員
 参議会議員
 教区会議員
 教区門徒会員
 組長
 副組長
 査察委員
 教区監事
 教区改編委員
 御依頼適正審議会委員
 池の平青少幼年センター運営委員
 災害支援実行委員
 真宗学院指導
 教学研鑽室運営委員
 教化センター正副主幹
 聞思学場室長・指導
 教区教化委員
 組教化担当者
 伝道広報室委員
 通信員
 同朋社会協議会委員
 真宗本廟教化教導
 同朋会館教導
 同朋会館嘱託補導

10. 参考資料	171
①新潟教区組分布図	
②新潟教務所・高田教務事務所 取扱事務マニュアル	
③願事礼金表	
④授与礼金表	
⑤御本尊・御名号・御影の標準寸法表／仮授与の扱いについて	
⑥帰敬式の事務手続きについて	
⑦真宗本廟収骨・本山読経・お斎のお取り扱いについて	
⑧相続講賞典内規	
⑨大谷祖廟について（納骨・永代経・申経の取り扱い、団体参拝、年間行事、庫裡使用）	
⑩首都圏教化推進本部のご紹介	
⑪第2種共済のご案内	
⑫新潟教区出版物	
⑬新潟教区ホームページのご案内	
11. 別院からのお知らせ	201
①高田別院	
②新井別院	
③三条別院	
12. 職員事務分担表	221

2025年度にあたって 教務所長挨拶

1. はじめに

教区の皆様には、平素より法義相続・本廟護持、並びに教区の運営にご理解とご尽力を賜っておりますこと厚く御礼申しあげます。

2. 2024年度宗派経常費収納御礼並びに2025年度御依頼について

2024年度の宗派経常費のご収納につきましては、新潟教区への御依頼額 3億3,136万円に対しまして3億4,735万4,271円、率にして104.8%の御依頼額超過のご納金を賜ったことあります。

宗門全体では総御依頼額50億2,018万円に対しまして54億2,603万1,204円、率にして108%となり、全教区でご完納賜ったことあります。厳しい経済状況の中、宗門の活動に深いご理解とご高配を賜りましたこと厚く御礼申しあげます。

次に2025年度宗派経常費の総御依頼額は、50億6,283万円で前年度比4,265万円の増であります。

今年度の経常費御依頼額については、教区改編に伴う人件費等の経費削減を根拠とした改編関係教区に対する減額措置を継続し、今年度発足した山陽四国教区に対しても減額措置を講じております（新潟教区466万円減／※今年度で終了予定）。その一方で、教区改編より3年が経過した東北・岐阜高山・九州教区への減額措置は廃止となります。なお、これまでの教区改編により成し遂げられた経費削減に鑑みて、全国への総御依頼額より2019年度に比して約1億3,500万円の減額措置を引き続き行っています。

また、「令和6年能登半島地震」により、寺院及び門徒宅に甚大な被害を受けた能登教区に対しては引き続き大幅な減免措置を講じております。この被災教区への減免額については、昨年度同様、内局判断により被災教区以外の教区への按分措置は行わないことあります。

これにより新潟教区に対する今年度の御依頼額は3億4,232万円となり、被災による減免措置（前年度771万円）が終了したことなどにより、前年度比1,096万円の増であります。まだまだ厳しい状況ではありますが、何卒、法義相続、本廟護持のためにご懇念をお運びいただき、今年度も引き続き教区挙げてご完納賜りますようお願い申しあげます。

3. 「令和 6 年能登半島地震」に係る支援について

宗派の「令和 6 年能登半島地震」の支援については、能登教務所に設置の現地災害救援本部及びボランティア支援センターを中心に、息の長い支援を行ってまいります。支援センターにおいては、今年度もボランティア団体や教区役職者等の視察を受け入れておりますので、引き続き支援のご協力をお願い申しあげます。

4. 宗務の基本方針について

(1) 宗務改革について

行財政改革の取り組みは、変化の著しい時代社会にあっても、持続可能な宗門の基盤整理を図るべく、【同朋会運動の更なる推進】として教化に関する情報発信の充実、【財政の健全化と自主財源の確保】として宗派の適正な財政規模の明確化と真宗本廟を確実に相続する積立金の確保並びに宗派自主財源の更なる増収に向けた検討、【大規模災害被災教区の教化・運営を支えるための体制づくり】として災害時特別教化交付金の創出、【教区及び組の改編・門徒戸数調査との連動】として新たな交付金交付基準の設定・実行の 4 つの柱で進めております。

その中の「同朋会運動の更なる推進」について、同朋会運動の現場たる同朋の会の結成促進と同朋の会が将来にわたって着実に相続されるためには、真宗同朋会の機関紙である『同朋新聞』を更に魅力あるものとして充実させることが重要であると判断し、来年 1 月からリニューアルいたします。このたびの宗会において、紙面を 12 面に拡大するなど、その発行に係る予算の増額が可決されました。それに伴って、組或いは寺院に交付してきました同朋会員志還付金を 2025 年度より還付金の還付率を従来の 10% から 5 % に漸減し、2026 年度をもって廃止することとなりました。

今後、時代社会の要請に応える情報発信と配布の在り方を模索しつつ、同時に各種媒体ごとの強みを活かした展開をしてまいりますので、皆様にも『同朋新聞』の配布拡大にご協力賜りますようお願い申しあげます。

「教区及び組の改編・門徒戸数調査との連動」として、教区改編につきましては、本年 7 月に「山陽四国教区」が誕生し、これにより 18 教区となったことがあります。

また、昨年 4 月に提出された『行財政改革検討委員会報告』においては、「教化交付金の将来像」として「教財一如」の理念のもとで、「懇意の多寡を問わず全ての教区・組が一定の水準による教化施策が実施できるような制度へと改めるべきである」との提言がなされました。

このたび交付金制度改革として、宗派経常費御依頼収納額に定率を乗じる現在の交付基準に、教化施策の対象である門徒の他、寺院数や教区の広域性を新たな交付基準構成要素として付加し、加えて御依頼収納超過に対する交付率を併せて見直し、教化・奨励交付金を抜本的に改めることとなりました。なお、新交付基準の適用時期は、教化研修計画との連動を見据えた2026年度からとなります。

(2) 2026年度以降の教化研修や教団の将来像構築に向けた取り組みの策定について

まず、3年一体型の最終年度を迎える「教化研修計画」は、教勢調査の分析結果や行財政改革の進捗等を含め、来年度以降の取り組みを策定してまいります。

関連して「真宗本廟への上山促進」について、この本廟を次世代に相続していくためには、まず以て本廟に参拝いただくことが肝要であります。「本廟に直参する」、「年に一度は本廟へ」ということが大切に伝統されてきた宗門において、宗祖と出遇い、全国の人と出あうということを意識できるのが本廟参拝・本廟奉仕であります。是非、真宗本廟にご参拝くださいますようお願い申しあげます。

(3) 「是旃陀羅」問題の課題共有について

これまでの取り組みからテキスト『御同朋を生きる』を通し、『仏説觀無量寿經』をいただき直すことを課題として、テキストを活用した教区学習会の開催や、教区・組での継続的な学びを推進する人の養成等について取り組んでまいります。

5. 第2種共済制度の一部変更について

未曾有の大災害であった「令和6年能登半島地震」並びにその後の災害への共済金の給付により、復興共済積立金が大幅に減少する中で、将来発生が予見されている南海トラフや首都直下型地震等の脅威を想定しますと、現行の第2種共済制度のままでは対応しきれないことが課題として見えてまいりました。この状況を踏まえると現行制度の抜本的な見直しを行い、その内容を周知した上で運用を開始するには、少なくとも約2年の期間を要することになります。

このたびの制度の一部変更では、新制度の運用が始まるまでの間に大規模な地震災害が発生した場合を想定し、特に第2種共済制度の存続を脅かす地震災害に限り、2026年1月より給付額を引き下げることとなりましたので、何卒ご理解の程よろしくお願い申しあげます。

6. 教区費について

2024年度の教区費につきましては、御依頼額2,100万円に対しまして2,125万8,700円、率にして101.2%のご納金を賜りましたこと、誠に有難うございました。

2025 年度の御依頼額は、前年度同額の 2,100 万円であります。今年度も引き続きご納金賜りますようお願い申しあげます。

7. 2025 年度の教区教化事業について

今年度は新潟教区が発足して 3 年目、教区教化の移行期間最終年度となります。来年度から新たに実施される「組教化助成金」が提示される機会を受け、これまでの教化事業が「教区教化の願い」を実現するものであったのかを今一度確認し、教区主催の教化事業の見直しを進めてまいります。併せて、教区として取り組むべきことと、組が主体的に担っていただくべきことの役割分担を明確にし、可能なところから教区教化事業の改変に着手したいと考えております。

来年度から実施される「組教化助成金」を活用するにあたり、今年度は各組において「共同教化の基軸」となる事業を企画いただく準備期間となりますので、正副組長をはじめ、会計・教化担当者の皆様におかれましては十分に連携を図りながら、組としての教化事業の検討を進めていただきますようお願い申しあげます。

8. 教区門徒戸数調査の実施について

宗派経常費及び教区費等の御依頼割当基準となる教区独自の門徒戸数調査について、前回調査（2022 年度実施）から 3 年が経過するため、今年度 10 月に調査を実施しますので、皆様のご協力をお願い申しあげます。

9. 教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要について

教区慶讃法要は、大谷暢裕門首に御親修賜り、来年 5 月 24 日、新潟テルサにてお勤めいたします。また、記念講演には中園ミホ氏（NHK 連続テレビ小説「あんばん」脚本家）を講師にお迎えしますので、是非ご参加くださいますようお願い申しあげます。

10. 最後に

今年度は、教区教化の移行期間最終年度、教区独自の門徒戸数調査の実施、宗議会議員・正副組長・選出教区会議員の改選、また教区慶讃法要の厳修に加え、真宗教団連合新潟県支部の慶讃記念大会と、多岐にわたる事業・行事が行われる重要な年度となります。

今年度も同朋会運動の推進、同朋社会の顕現に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、ご挨拶といたします。

以上

1. 宗派経常費・教区費・賦課金 等

1. 2024年度宗派経常費収納額(報告)

地方御依頼額総額 5, 020, 180, 000円
収納額 5, 426, 031, 204円 (108.0%)

《新潟教区》

御依頼額 331, 360, 000円
収納額 347, 354, 271円 (104.8%)

2. 2025年度宗派経常費御依頼額について

御依頼総額 5, 062, 830, 000円

【2025年度経常費総御依頼額の減額措置について】

2025年度の経常費御依頼額については、教区改編に伴う人件費等の経費削減を根拠とした改編関係教区に対する減額措置を継続し、2025年度から発足する山陽四国教区に対しても減額措置を講ずる。その一方で、教区改編より3年が経過した東北教区及び岐阜高山教区並びに九州教区への減額措置は廃止とする。なお、これまでの教区改編により成し遂げられた経費削減に鑑みて、全国への総御依頼額より、2019年度に比して約1億3,500万円の減額措置を引き続き行う。

また、「令和6年能登半島地震」により、寺院及び門徒宅に甚大な被害を受けた能登教区に対しては引き続き大幅な減免措置を講ずる。

なお、被災教区への減免額については、2024年度同様、内局判断により、被災教区以外の教区への按分措置は行わないこととする。

新潟教区御依頼額 342, 320, 000円 (前年度比1, 096万円増)
内 同朋会員志目標額 20, 850, 000円 (前年度同額)

【各寺院・教会への御依頼額】

寺院均等割(1割)1ヶ寺あたり 48, 980円 (前年度比1, 770円増額)
門徒指數割(9割)門徒1指數あたり 3, 880円 (前年度比130円増)

【同朋会員志目標額】

均等割1カ寺あたり 1, 000円 (前年度同額)

指數割1指數あたり 260円 (前年度同額)

※経常費御依頼総額の内金としてお願いする。

※経常費御依頼に充当される「正信偈書写本」については本誌40頁をご覧ください。

3. 2025年度教区費御依頼額について

教区費御依頼額 21,000,000円 (前年度同額)

【各寺院への割当額】

寺院均等割(3割)1ヶ寺あたり 9,020円 (前年度比40円増)

門徒指數割(7割)門徒1指數あたり 190円 (前年度同額)

4. 教区共済拠出金

共済拠出金 1ヶ寺10,000円

共 済 金 【給付の定義】火災、地震、風水雪害及びその他の災害により
被災した寺院に対して給付

※共済拠出金に滞納がある場合は給付しない。

2024年度宗派経常費収納御礼

2024年度宗派経常費御依頼につきましては、教区内
689カ寺から御進納賜り、688カ寺より完納賜りまし
た。下記のとおり超過収納をいただきましたこと篤く御
礼申し上げます。

新潟教区御依頼額 **331,360,000 円**
 収 納 額 **347,354,271 円**
 15,994,271 円超過 収納率 104.8%

なお、御依頼額を御完納いたしました寺院・教会名
を以下に掲載いたし、重ねて篤く御礼申し上げます。

第1組	大雲寺	雲晴寺	長願寺	光徳寺	本立寺
寶光寺	清雲寺	圓照寺	常誓寺	西性寺	徳正寺
正覺寺	光照寺	勝蓮寺	廣傳寺	西光寺	專德寺
第2組	善正寺	來遊寺	乘雲寺	法圓寺	東淨法寺
唯心寺	寶善寺	西福寺	興順寺	大蓮寺	常圓寺
陽嚴寺	萬德寺	教念寺	明通寺	通託寺	
第3組	西性寺	正願寺	明了寺	禮信寺	明福寺
大泉寺	光榮寺	安專寺	本廣寺	應滿寺	正光寺
淨福寺	淨念寺				
第4組	西勝寺	宗專寺	常見寺	慈圓寺	養性寺
正行寺	隨念寺	持專寺	淨善寺	皆順寺	敬音寺
第5組	流泉寺	西榮寺	林覺寺	光源寺	聽信寺
林正寺	覺真寺	善正寺	覺法寺	信光寺	忍西寺
寶善寺	蓮光寺	智願寺	安證寺		
第6組	春日山 照行寺	勝念寺	福成寺	等正寺	教專寺
金光寺	東本町 照行寺	善念寺	雲妙寺	安養寺	照蓮寺
蓮受寺	養福寺	西安寺	常敬寺	淨蓮寺	明善寺
常榮寺	樹德寺	了源寺	本淨寺	本誓寺	圓福寺
長樂寺	真宗寺	法林寺	淨國寺	長命寺	最尊寺
淨照寺	長圓寺	林西寺	長德寺	光運寺	本覺寺
西光寺	得願寺	願重寺	光照寺	最賢寺	善福寺
佛現寺	願清寺	佛性寺	願通寺		
第7組	皆遵寺	入善寺	妙行寺	極生寺	正教寺
願樂寺	照光寺	下町 聞稱寺	良明寺	康源寺	速念寺
道因寺	願生寺	誓願寺	專念寺	慶樂寺	圓常寺
西谷寺	靈山寺	福藏寺	願勝寺	敬覺寺	圓了寺
唯念寺	正行寺	長德寺	勝福寺	得法寺	飛田 淨善寺
光源寺	廣建寺	明樂寺	覺願寺	慈雲寺	大谷 聞稱寺
淨嚴寺	正善寺	圓光寺	二侯 西蓮寺	閑川 淨善寺	福因寺
板倉 西蓮寺	教蓮寺	正念寺	法泉寺	本龍寺	勝樂寺
本覺寺	妙土寺				

第8組	泉光寺	長念寺	正福寺	養林寺	本覺寺
圓性寺	等覺寺	明岸寺	勝名寺	蓮淨寺	入光寺
覺願寺	常光寺	延壽寺	阿彌陀寺	稱名寺	專長寺
善巧寺	大嚴寺	淨音寺	蓮休寺	西方寺	本覺坊
願立寺	源長寺	淨琳寺	臨行寺	西養寺	向源寺
明善寺	慈圓寺				
高田11組	圓重寺	照圓寺	鞍馬寺	敬覺寺	本教寺
寶惠寺	添景寺	高德寺	法善寺	妙玄寺	專敬寺
教願寺	稱專寺	能念寺	光圓寺	一念寺	福樂寺
通願寺	高源寺	真養寺	了慧寺	照源寺	大嚴寺
高田12組	專德寺	善立寺	法西寺	善德寺	德藏寺
明善寺	福正寺	光圓寺	延慶寺	教念寺	橫超寺
西忍寺	性德寺	敬泉寺	西願寺	德生寺	敬德寺
高田13組	本敬寺	下荒浜 龍覺寺	信光寺	淨泉寺	榮恩寺
願專寺	蘿城 龍覺寺	最尊寺	淨嚴寺	明通寺	福淨寺
松橋寺	德專寺	雙善寺	光德寺	了蓮寺	養性寺
照專寺	西念寺	正法寺	正行寺	養法寺	惠光寺
善照寺	聞名寺	森木 正行寺	本善寺	龍光寺	了僧寺
啓明寺	光遍寺	稱念寺	船入寺		
第10組	願龍寺	中田 西方寺	受德寺	專德寺	願淨寺
淨寶寺	嚴照寺	光德寺	超願寺	善了寺	淨覺寺
願隆寺	祐光寺	專超寺	極樂寺	勝願寺	德照寺
聞光寺	淨敬寺	淨願寺	東本町 專福寺	專修寺	光圓寺
妙光寺	行通寺	正福寺	光賢寺	北条 西方寺	法雲寺
珍相寺	榮念寺				
中越11組	西照寺	西光寺	圓滿寺	恩行寺	照覺寺
西妙寺	願興寺	長福寺	稱念寺	三島谷 光照寺	安養寺
寺泊 養泉寺	極成寺	興琳寺	出雲崎 養泉寺	善乘寺	淨嚴寺
出雲崎 光照寺	運行寺	淨玄寺	福嚴寺	念相寺	法養寺
淨善寺	淨願寺	願誓寺	圓超寺	淨福寺	長念寺
長照寺	妙樂寺	法蓮寺	淨圓寺	永法寺	淨運寺
淨覺寺					
中越12組	無量寺	本覺寺	村松 勝覺寺	永泉寺	專福寺
心光寺	寶林寺	專正寺	不退寺	時水 勝覺寺	遍了寺
德善寺	淨照寺	光德寺	安淨寺	慈光寺	慈教寺
中越13組	淨福寺	真照寺	本町 善行寺	西方寺	了教寺
妙宗寺	稱讚寺	淨琳寺	淨照寺	官原 善行寺	廣深寺
廣永寺	願性寺	安養寺	專行寺	万休寺	託善寺

第14組	蓮光寺	善照寺	通善寺	安樂寺	願淨寺	第20組	真光寺	安淨寺	照光寺	光桂寺	超倫寺
西樂寺	蓮壽寺	長樂寺	寶國寺	敬光寺	蓮乘寺	空則寺	照覺寺	常榮寺	順信寺	遍照寺	照大寺
明行寺	淨照寺	廣西寺	教德寺	了元寺	靈善寺	即往寺	順瑞寺	樂運寺	常明寺	西方寺	皆應寺
願敬寺	正嚴寺	光傳寺	佛願寺	福順寺	念覺寺	金寶寺	專念寺	淨願寺	法傳寺	西養寺	敬覺寺
西嚴寺	教念寺	長福寺	廣照寺			本敬寺	榮覺寺	誓慶寺	最福寺	專福寺	誓林寺
第15組	輪寶寺	正樂寺	願休寺	善性寺	通惠寺	永勝寺	通心寺	圓行寺	本慶寺	圓周寺	西光寺
長泉寺	淨福寺	淨照寺	山香寺	專照寺	光德寺	西圓寺	通琳寺	光圓寺	顯了寺	松韻寺	慈光寺
妙證寺	廣圓寺	覺滿寺	了玄寺	蓮照寺	智正寺	第21組	本明寺	林松寺	泉性寺	傳教寺	真宗寺
光善寺	善慶寺	永宗寺	本龍寺	善正寺	德泉寺	勝樂寺	勝念寺	正福寺	淨泉寺	超願寺	真淨寺
雙林寺	大專寺	真敬寺	光正寺	願勝寺	淨覺寺	念佛寺	淨德寺	西尊寺	光照寺	願淨寺	木揚場教会
長願寺	稱名寺	永閑寺	淨恩寺	真淨寺	明覺寺	第22組	淨音寺	淨觀寺	法淳寺	淨敬寺	願榮寺
明仁寺	長延寺					託應寺	順了寺	託明寺	信行寺	長德寺	安入寺
第16組	專養寺	願性寺	寶壽寺	德蓮寺	光得寺	周圓寺	淨念寺	紫雲寺	觀音寺	善良寺	善龍寺
西福寺	極成寺	淨宮寺	法藏寺	因德寺	願念寺	光濟寺	本悟寺	村上善行寺	願淨寺	等覺寺	行恩寺
永蓮寺	明隨寺	廣傳寺	存念寺	傳流寺	善興寺	安善寺	岩船善行寺				
林通寺	願善寺	福成寺	淨專寺			第23組	無爲信寺	善照寺	一樂寺	明正寺	福明寺
第17組	西蓮寺	心行寺	光照寺	淨福寺	稱名寺	淨恩寺	照善寺	本空寺	慶順寺	永德寺	善行寺
專福寺	正念寺	城願寺	長福寺	蓮照寺	明樂寺	瑞光寺	相琳寺	長恩寺	通惠寺	福照寺	西蓮寺
慶應寺	光善寺	淨恩寺	願正寺	勝樂寺	堯照寺	淨應寺	安樂寺	長行寺	慶恩寺	信光寺	慶誓寺
清德寺	常行寺	妙音寺	永久寺	真敬寺	護念寺	淨琳寺	淨信寺	孝順寺	本教寺	慶德寺	光圓寺
寶樹寺	圓成寺					安念寺	長願寺	廣泰寺	唯稱寺	法成寺	
第18組	高念寺	法順寺	行德寺	長周寺	西入寺	第24組	西永寺	榮行寺	正念寺	專明寺	萬行寺
長德寺	永傳寺	聞念寺	行念寺	大野教会	滿行寺	極樂寺					
福田寺	延命寺	等運寺	長願寺	林正寺	重蓮寺	佐渡組	專得寺	本光寺	滿行寺	本福寺	稱念寺
福泉寺	久唱寺	專精寺	長善寺	勝念寺	西源寺	西光寺	善宗寺	專念寺	光福寺	廣永寺	永宮寺
圓性寺	照嚴寺	圓德寺	恩長寺	西照寺		長明寺	萬照寺	淨願寺	長善寺	願誓寺	勝廣寺
第19組	長福寺	長專寺	福圓寺	本乘寺	清願寺	淨賢寺	因領寺	立蓮寺	養專寺	得勝寺	西蓮寺
傳誓寺	行順寺	即成寺	庄瀬正願寺	明誓寺	明願寺	淨經寺	廣圓寺	本龍寺	淨福寺		
明教寺	了專寺	蓮德寺	菓城寺	玄證寺	深行寺						
高陰寺	滿願寺	善精寺	改觀寺	法嚴寺	西光寺						
正願寺	市之瀬清林寺	淨林寺	長養寺	淨誓寺	西往寺						

以上、重ねて御礼申し上げます。

2. 宗務所事務連絡

宗務所からのお知らせ

宗会での議決案件一覧

◆ 2024年12月宗会（臨時会）【決算案件】

- 1 2023年度 真宗大谷派経常部臨時部歳入歳出決算書
- 2 2023年度 第2種共済特別会計歳入歳出決算書
- 3 2023年度 東本願寺出版特別会計歳入歳出決算書
- 4 2023年度 東大谷墓地特別会計歳入歳出決算書
- 5 2023年度 首都圏教化推進特別会計歳入歳出決算書
- 6 2023年度 別途会計諸勘定計算書
- 7 日程第1から日程第6までの各案について、宗議会議事条規第63条の規定による委任の議決を求める件

◆ 2025年6月宗会（常会）【決算案件以外】

- 1 山陽教区・四国教区の教区改編に伴う山陽四国教区発足の議決を求める件
- 2 真宗本廟崇敬条例の一部を改正する条例案
- 3 宗務職制の一部を改正する条例案
- 4 宗議会議員選挙条例案
- 5 教区会議員選挙条例案
- 6 参議会議員選挙条例の一部を改正する条例案
- 7 別院の再編成に関する条例案
- 8 宗務改革の推進に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 宗務改革推進資金に関する特別措置条例の一部を改正する条例案
- 10 大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会条例案
- 11 教区制の一部を改正する条例案
- 12 審問条例の一部を改正する条例案
- 13 地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例案
- 14 第2種共済特別会計条例の一部を改正する条例案
- 15 災害対応準備金に関する特別措置条例案
- 16 首都圏教化推進特別会計条例の一部を改正する条例案
- 17 海外開教推進資金に関する特別措置条例案

- 18 宗教法人法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 19 2024年度 真宗大谷派経常部歳入歳出補正予算
- 20 2024年度 第2種共済特別会計歳入歳出補正予算
- 21 2025年度 真宗大谷派経常部臨時部歳入歳出予算
- 22 2025年度 第2種共済特別会計歳入歳出予算
- 23 2025年度 東本願寺出版特別会計歳入歳出予算
- 24 2025年度 東大谷墓地特別会計歳入歳出予算
- 25 2025年度 首都圏教化推進特別会計歳入歳出予算
- 26 会計条例第24条ただし書による委任の議決を求める件
- 27 日程第1から日程第25までの各案について、宗議会議事条規第63条の規定による委任の議決を求める件
- 28 非核非戦決議2025（案）

以上

※各条例の内容は『真宗』7月号40頁をご覧ください。

本山法要について

1 御正忌報恩講讚仰法要（音楽法要）

2025年 11月 21日（金） 10時

2 春の法要

2026年 4月 1日（水）	午前	師徳奉讚法要
	午後	親鸞聖人御誕生会（音楽法要）
4月 2日（木）	午前	全戦没者追弔法会
4月 3日（金）	午前	相続講員物故者追弔会兼帰敬式受式物故者追弔会

※歴代上人の御法事はございません。

本山における各種研修会等について

1 第109回中央声明講習会について

- (1) 期 間 本科：2026年5月
別科：2026年6月
- (2) 受講資格 本科：満20歳以上の派内僧侶
別科：成績優秀な本科修了者である教師
聴講：本科の聴講は本科・別科修了者、別科の聴講は別科修了者
- (3) 定 員 本科：1回生65名（教務所長推薦）、2回生65名、3回生65名
別科：1回生30名、2回生30名
- (4) 会 場 本科：式務所、研修道場など 別科：式務所、研修道場など
- (5) 冨 加 金 本科：60,000円、本科聴講：50,000円
別科：40,000円、別科聴講：40,000円
- (6) そ の 他 ①2024年度から各回生の受講は原則5回までとなっております。
本科講習内容に御伝鈔作法を含んでいるため、受講希望者は必ず講習までに御伝鈔拝読許可（自坊に限る）を済ませるようご留意ください。
別科進級は、第99回1回生（2014年度）以降は、1回生から3回生までの総合評価としております。
男女共同参画実施計画に基づき、女性の受講者も積極的に推薦くださいますようご協力をお願いいたします。

2 一般声明講習—儀式・声明の心得—

- (1) 期 間 2026年1～2月（3日間）
- (2) 対 象 有僧籍者
- (3) 定 員 60名
- (4) 内 容 「葬儀式」（予定）
- (5) 会 場 本廟部式務所1階大広間
- (6) 冨 加 金 15,000円 ※今年度から金額変更（5,000円増）

3 登高座作法講習会

- (1) 期 間 2026年1月（4日間）
- (2) 対 象 報恩講式（私記）・嘆徳文拝読許可済（自坊に限る）の教師
- (3) 定 員 15名
- (4) 会 場 本廟部式務所2階大広間
- (5) 冨 加 金 50,000円 ※今年度から金額変更（10,000円増）
- (6) 願事礼金 10,000円（登高座作法伝授）

4 御伝鈔作法講習会

- (1) 期 間 2026年2月(3日間)
- (2) 対 象 御伝鈔拝読許可済(自坊に限る)の教師
- (3) 定 員 10名
- (4) 会 場 本廟部式務所1階大広間
- (5) 冨 加 金 40,000円 ※今年度から金額変更(10,000円増)
- (6) 願事礼金 10,000円(御伝鈔作法伝授)

本廟部(式務所)

1 法臘法衣条例施行規則の一部改正(薄物の依用)について

2025年7月1日付にて「法臘法衣条例施行規則」の一部を改正し、裳附及び色直綴の依用にあたって「6月1日から9月30日までの間に限り、薄物を依用することができる」という条文を削除いたしました。

昨今の夏季を中心とした急激な気温上昇に鑑み、各宗務機関、別院、普通寺院及び教会において依用する衣体のうち、薄物については各教務所長、別院輪番、住職、教会主管者が、気候や気温の状況に応じて自主的にご判断いただき、依用していただこうとするものです。

ただし、薄物衣体はあくまで夏季を中心に依用されるものであり、一年を通して着用するものではないということに変わりはありません。また、薄物であっても、内衣が透けないものを用いることが定められています(『真宗大谷派儀式軌範』116頁)。

以上のことご留意いただき、時宜、気候の状況によって、適切な衣体の依用をお願いいたします。

参拝接待所関係

1 真宗本廟収骨・本山読経・お斎について 詳細は本誌183頁をご覧ください。

2 帰敬式(本山受式)について 詳細は本誌179頁をご覧ください。

3 渉成園庭園維持寄付金及び施設使用について

(1) 渉成園庭園維持寄付金

大人1人700円以上(高校生・中学生1人300円以上／小学生以下無料)

(2) 渉成園使用富加金

真宗大谷派寺院・門徒の部

使用施設	摘要	使用富加金
臨池亭	半日(3時間)	¥ 6, 000
	一日(午前9時から午後4時まで)	¥ 12, 000
滴翠軒	半日(3時間)	¥ 6, 000
	一日(午前9時から午後4時まで)	¥ 12, 000
閨風亭	半日(3時間)	¥ 12, 000
	一日(午前9時から午後4時まで)	¥ 24, 000
蘆菴	半日(3時間)	¥ 6, 000
	一日(午前9時から午後4時まで)	¥ 12, 000
縮遠亭	半日(3時間)	¥ 6, 000
	一日(午前9時から午後4時まで)	¥ 12, 000

漱枕居	半日（3時間）	¥ 6, 000
	一日（午前9時から午後4時まで）	¥ 12, 000
代笠席	半日（3時間）	¥ 6, 000
	一日（午前9時から午後4時まで）	¥ 12, 000

※2024年7月改正

※一般の部の施設使用につきましては、本廟部（参拝接待所）までお問い合わせください。

（3）施設使用の申し込み方法について

施設使用の申し込みは、使用日の1年前から受付します（仮予約は不可）。申し込み受付は先着順です。予約が確定した後、使用許可申請書を申請者へ送付します。提出され次第、使用許可証ならびに使用冥加金振込用紙を送付いたします。（仕出し業者への支払いは、各業者にお問い合わせいただきます）

なお、真宗大谷派寺院・門徒の食事会場のほか、一般の施設使用もできます。ただし、使用用途や目的によって冥加金が異なりますので、必ず参拝接待所にお問い合わせください。

（4）施設使用のキャンセルについて

使用期日の3日前から前日までのキャンセルは半額負担とし、当日のキャンセルは全額負担となります。

（5）仕出し業者の選定

食事で使用する場合の仕出し業者は、「泉仙」「たん熊北店」「からすま京都ホテル」より選んでください。

※部屋の使用予約に先立っての仕出し業者への注文はご遠慮ください。

※飲み物の持ち込み並びにお茶の準備はしておりませんので、必ず仕出し業者に各自でご注文ください。

大谷祖廟事務所

詳細は本誌188頁をご覧ください。

研修部

1 研修部主催後期教習の開催について

各教区において推進員前期教習を修了している方で、後期教習受講を希望される方を対象とした後期教習を下記の通り開催します。

① 期 間 2026年2月7日（土）～9日（月）

② 対 象 前期教習を修了し、後期教習未受講の方

③ 教 導 同朋会館教導

④ 申込締切 2026年1月9日（金）

※ 定員（15名）になり次第、締め切れます。お申込みについては、教務所・教務事務所へお問い合わせください。

2 真宗本廟奉仕に関する事項

(1) 同朋会館冥加金の改訂について

2026年7月1日から同朋会館冥加金及び米代、本廟奉仕促進補助金を改定いたします。
詳細は、43頁を参照ください。

(2) 真宗本廟奉仕の「申し込み」及び「冥加金、団体補助、旅費補助」等について同朋会館ホームページに掲載していますのでご覧ください。

(3) 新任住職・教会主管者引率奉仕団への助成について

住職任命日から一年以内に申し込まれた新任住職・教会主管者が引率する団体へ5万円の助成を行っています。

(4) 縁—納骨、帰敬式 同朋会館宿泊プラン

真宗本廟収骨・大谷祖廟納骨・帰敬式受式者を対象とした同朋会館での宿泊受け入れを行っています。晨朝参拝を中心とした同朋会館での生活体験を通して、次の上山（真宗本廟奉仕への参加）につながることを願うものです。

(5) 「真宗本廟奉仕説明会」及び「奉仕施設の見学」について

研修部員が出向し、真宗本廟奉仕の意義と奉仕施設での生活を説明します。また、団体や個人に対して、奉仕施設の見学会の受け入れを行っています。

① 対象 教区・組・寺院・同朋の会等、真宗本廟奉仕を検討している団体や個人

② 申し込み 1ヵ月前までに電話にて申し込みください。

③ その他 説明会への出向に係る経費については、研修部が負担します。

※オンラインを用いて説明させていただく場合があります。

(6) 真宗本廟奉仕の記念写真撮影について

諸般の事情により、日程中の業者による記念写真撮影は中止しました。記念写真を希望される場合は、各団体において撮影いただきます。

(7) 真宗本廟奉仕施設の「施設利用」について

真宗本廟奉仕施設をより広く周知し、真宗本廟奉仕のご縁を開くために、施設に空きがある場合に限り、真宗本廟奉仕以外の利用も可能です。ぜひとも、教区・組・寺院の団体参拝や関係団体の本山研修等でご利用ください。

なお、利用の際には、定められた施設維持管理協力金をお納めいただきます。協力金の詳細は同朋会館ホームページに掲載しています。

※2026年7月1日から施設維持管理協力金を改定いたします。

(8) 「合掌御膳」について

真宗本廟奉仕促進の一環として、和敬堂にて「合掌御膳」を提供します。

① 時間 11:30～13:30

② 対象 団体参拝等で上山される団体

③ 定員 10名～50名

④ 料金 1食1,500円

⑤ 申込 上山日の1週間前までに電話にてお申し込みください。

※施設の都合によりご利用いただけない日があります。なお、3日前に最終確認の連絡をします。以降のキャンセル・人数変更があった場合は、その分の料金もいただきますので、ご承知おきください。

(9) 教育旅行（修学旅行）対象の真宗本廟奉仕施設における昼食の提供について
教育旅行の生徒に昼食を提供し、併せて両堂見学を行うことで、真宗本廟（東本願寺）
や浄土真宗に親しんでもらう機縁とすることを目的に、2025年度より、休館日の年間
10日間程度、教育旅行の生徒を対象とした昼食の提供を開始いたしますので、ご承知お
きください。なお、申し込みは旅行社を通じてのみとなります。

3 奉仕団・研修会の各種日程 ※入館状況は研修部へ電話にてご確認ください。

□真宗本廟おみがき奉仕団

- ① 2025年 7月 1日(火) ~ 3日(木)または 7月 1日(火) ~ 2日(水) <申込受付終了>
- ② 2025年 11月 9日(日) ~ 11日(火)または 11月 9日(日) ~ 10日(月)
- ③ 2026年 3月 2日(月) ~ 4日(水)または 3月 2日(月) ~ 3日(火)

□真宗本廟子ども奉仕団

- ① 2025年 7月 25日(金) ~ 27日(日)
- ② 2025年 7月 29日(火) ~ 30日(水)

□真宗本廟中学生・高校生奉仕団

2025年 8月 7日(木) ~ 9日(土)

□真宗本廟報恩講奉仕団

- ① 2025年 11月 20日(木) ~ 22日(土)または 11月 20日(木) ~ 21日(金) <満館>
 - ② 2025年 11月 24日(月) ~ 26日(水)または 11月 24日(月) ~ 25日(火)
 - ③ 2025年 11月 27日(木) ~ 29日(土)または 11月 27日(木) ~ 28日(金) <満館>
- ※1泊2日の団体は、教導は担当せず補導のみとなります。

□真宗本廟お煤払い奉仕団

2025年 12月 19日(金) ~ 21日(日)または 12月 19日(金) ~ 20日(土)

□真宗本廟春の法要奉仕団

2026年 4月 1日(水) ~ 3日(金)または 4月 1日(水) ~ 2日(木)

※1泊2日の団体は、教導は担当せず補導のみとなります。

□声明作法お稽古奉仕団（2024年度から開始）

教師資格取得を志す者及び住職就任を志す有教師を主な対象に、声明を通し聞法する。

- ① 2025年 8月 5日(火) ~ 6日(水)
- ② 2025年 12月 11日(木) ~ 13日(土)
- ③ 2026年 1月 9日(金) ~ 11日(日)
- ④ 2026年 5月 30日(土) ~ 31日(日)

□子どもたちの真宗本廟奉仕！（通年募集）

日曜学校や子ども会などを単位とした小人数による子どもたちの真宗本廟奉仕。

各奉仕団の詳細は、同朋会館ホームページを参照ください。

※テーマを設定した奉仕団を企画しています。後日教区通信等でお知らせいたします。

□同朋会館教導・補導合同研修会

同朋会運動の中心施策である真宗本廟奉仕を担当する同朋会館教導・嘱託補導が、自ら真宗本廟奉仕の生活を通して、本廟奉仕の願いを確かめ合う。

期 間 2026年2月3日（火）～5日（木）【予定】

講 師 未定

※詳細は、同朋会館教導・嘱託補導に別途通知します。

□同朋会館嘱託補導奉仕研修

真宗本廟奉仕を担当する嘱託補導が、本廟奉仕の生活の基本を共に学ぶ。

期 間 2026年1月14日（水）～16日（金）【予定】

講 師 未定

※詳細は、該当者に別途通知します。

4 同朋会館ホームページについて

同朋会館ホームページを開設しています。「真宗本廟奉仕上山促進短編動画」(YouTube) を公開しています。その他、真宗本廟奉仕の基本的な情報をはじめ、各種奉仕団の募集等を掲載するほか、申し込みフォームから真宗本廟奉仕の予約が可能です。

5 帰敬式奨励関係について

事務手続き関係、帰敬式受式奨励用のパンフレットや動画等のご案内等、本誌179頁におまとめしておりますので、ご覧ください。

6 研修冥加金の改定について

来年、2026年7月1日から研修冥加金を改定いたします。

詳細については本誌43頁をご参照ください。

出版部

1 『坂東本 教行信証』カラー影印縮刷本』の刊行について

宗祖自筆である「坂東本 教行信証」に基づいた学びを進めていただくべく、『坂東本 教行信証』カラー影印縮刷本』を刊行いたします。6月1日～9月15日の期間を予約注文受付期間としております。

【概 要】

体裁：A4変形判（縦30.5cm×横23cm）・4分冊・オールカラー・箱付き

定価：99,000 円（税込・送料込） ※寺院・教会割引の適用はありません。

※予約受付期間にご注文の方は、79,200 円（税込・送料込）

2 定期刊行物及び梱包配送料の価格改定について

資材・運送費用の上昇に伴い、『真宗』・月刊『同朋』誌購読料、『同朋新聞』年間発送料及び梱包配送料の価格を改定します。詳細は、『真宗』2025年6月号を参照ください。

3 書籍・教材のラッピングサービス開始について

今年度より1冊（個）250円で、包装紙もしくは紙封筒にて、書籍・教材に合わせて包装いたします。詳細は、東本願寺出版公式オンラインショップを参照ください。

4 月刊『同朋』誌の多部数購入割引制度の一部変更について

より多くの寺院・教会に、教化活動の中で月刊『同朋』誌を広く活用いただくため、現行制度を一部変更し、より利用いただきやすい環境を整えました。

【変更前】

〈対象〉宗務所の全部門、宗務出張所、教務所、開教監督部、沖縄開教本部、教区、組及び別院
〈部数〉100部以上

【変更後】

〈対象〉上記に加え、寺院・教会を含む
〈部数〉20部以上

5 東本願寺出版公式SNSについて

新刊の情報や販促イベント等、さまざまな情報を東本願寺出版公式Instagram、Facebook、X、LINE（@469jqkzt）にて公開していますので、各所管のSNSや各種媒体においても周知くださいますようお願いいたします。

6 東本願寺出版公式オンラインショップについて

2023年10月に開設した新ECサイトですが、寺院・教会の会員マイページにおける『同朋新聞』の送付部数の変更、月刊『同朋』などの年間購読継続手続きへのクレジット決済および会員マイページでの領収書発行の新機能を追加し、より利便性を向上させたサイトとなりましたので、是非とも会員登録をお願いいたします。

7 出版部発行書籍への文字入れサービスについて

各教区、組、寺院・教会における各種記念品としてご活用いただけるよう、出版部発行書籍（一部書籍を除く）への文字入れサービスを行っています。宗派公式HPの寺院専用ページにおいて申請書・チラシを掲載しております。

8 『同朋新聞』の個別発送について

寺院・教会から毎月配布することが困難な遠く離れたご門徒方へ『同朋新聞』をお届けするため、寺院・教会からのお申し込みにより『同朋新聞』を個別に門徒宅へ送付します。送付部数により年間送料が異なりますので、あらかじめ出版部に確認ください。

なお、発送時の宛名ラベルには、「この配達物は○○（寺）様からのお届け物です」という文言を印字しています。

聖教編纂に関する事項

1 聖教編纂事業計画

①『宗祖親鸞聖人著作集三』

『浄土和讃』、『高僧和讃』、『正像末和讃』『皇太子聖徳奉讃』、
『大日本國栗散王聖徳太子奉讃』の翻刻を収載。

②『宗祖親鸞聖人著作集四』

『尊号真像銘文』、『一念多念文意』、『唯信鈔文意』、『弥陀如来名号徳』、『唯信鈔』、
『後世物語聞書』、『一念多念分別事』、『自力他力事』の翻刻を収載。

③『宗祖親鸞聖人著作集五』

『親鸞聖人御消息集（広本）』、『御消息集（善性本）』、『親鸞聖人血脉文集』、『末燈鈔』、
『御消息拾遺』の翻刻を収載。

財務部

1 授与物事務の一元管理・「東本願寺オンラインストア（仮称）」の開設について

「いつでも・どこでも・誰にでも」授与物を届けられる体制を整備するために「東本願寺オンラインストア（仮称）」を2026年7月1日より開設を予定しています。詳細は後日教区通信等でお知らせいたします。

2 授与礼金の改定について

2026年7月1日より、門徒用授与物並びに寺院用授与物の授与礼金を改定します。

なお、三折御本尊・三折御本尊（名号付）・小型三折御本尊の台なしの取り扱いは廃止となります。また、寺院用絵像御本尊に新たに金襴表装（金泥塗り）を設定します。

その他、2026年度に新たに「額装御本尊」を門徒用授与物として新規設定予定です。

3 願事礼金（似影）の改定について

2026年7月1日より以下の通り改定します。

- 似影 330, 000円

ただし、住職または教会主管者であった者に限る。

4 門徒用御本尊・脇掛けの返納について

本山から授与された御本尊（脇掛け含む）を対象に、2025年7月1日から大谷祖廟・参拝接待所を窓口として返納を受け付けます。

- ・諸懇志 20,000円
- ・御本尊・お脇掛けを1単位とし、増加するごとに毎に10,000円が追加されます。

企画調整局

1 第8回「教勢調査」について

(1) 今後のスケジュールについて

2025年7月末：「第8回 教勢調査 報告書」を本山からの寺院・教会定期直送便にて、全寺院・教会に発送します。

8月1日（金）：浄土真宗ドットインフォに報告書をデータにて公開します。

9月17日（水）：全体報告学習会実施（オンライン開催）以降順次：各教区報告学習会

(2) 全体報告学習会について

- ① 開催日時 2025年9月17日（水）13:30～17:00（予定）[途中休憩あり]
- ② 内容 報告書執筆者による各章の分析報告
- ③ 開催形態 オンライン（後日録画映像をインターネット上に共有します）
- ④ 参加対象 宗派関係者（『真宗』2025年8月号にて告知）

※その他詳細は、追ってポータルサイトにてお知らせします。

2 寺院運営活性化支援について

(1) 「元気なお寺づくり講座」について

寺院を取り巻く環境の変化、寺院に求められる役割などに着眼し、寺族と門徒の共創によって次世代へと繋がるお寺づくりを考えていく「元気なお寺づくり講座」の開催を検討・推奨してください。※教区・組単位に限らず、有志寺院による小規模での開催もできます。

- ① 概要 寺族と門徒の共創に必要な視点や方法をワークショップで体験しながら学習し、お寺の事業計画書（「寺業計画書®」）を作成する。
- ② 回数 全5回（1回につき3時間から3時間半程度）
- ③ 参加要件 寺族と門徒のペア（または3人でのチーム）で参加。※講座の趣旨から寺族のみ、門徒のみでの参加は不可。
- ④ 講師 寺院運営活性化支援担当の支援員
- ⑤ 費用 講座の運営に関する経費（講師派遣経費など）は、教区寺院活性化支援室 設置教区については、活動費助成の中から支弁してください。未設置教区で開催の場合は、企画調整局が負担します。

(2) 寺報・掲示板等の文書伝道支援について

『文書伝道マニュアルー寺報・掲示板・案内チラシ』(2022年4月末全カ寺送付済)をテキストとして、対面での講座に出向します。

概論とワークによる双方向の研修によって、参加者に成果物を持って帰ってもらうことのできる会として、好評をいただいている（オンライン、対面研修を含めてこれまでに約200名が受講）。PCの操作方法や、法語掲示の作成など、実際に作りながら完成まで丁寧にレクチャーします。

以下の内容を連続講座、もしくは必要な項目を選択して開催することも可能ですので、お気軽にお尋ねください。

- ① 文書伝道の考え方（概論）
- ② 寺報作成（Word / PowerPoint / 手書き）ワーク
- ③ 案内チラシ（フライヤー）・チケットの作成ワーク
- ④ 掲示板法語・掲示板チラシほか案内・発信文書の作成ワーク

浄土真宗ドットインフォから



内容がダウンロードできます

報恩講・新年・春彼岸に合わせて寺報発行をしようと思われる方向けのオンライン講習も下記の通り開催予定です。

【開催日】8月24日（日）、9月28日（日）、12月7日（日） いずれも15時～

(3) 「お寺で活きる傾聴セミナー」について

地域の共同体としての役割を担ってきたお寺の重要な要素は、コミュニケーション力（聴く力）であると第7回教勢調査の結果からも明らかになっています。本セミナーでは、お寺の聴く力の回復、あるいは養うために、傾聴の知見をお伝えし、トレーニング（ワーク）をいたします。単なる傾聴技法の伝達ではなく、真宗教化を考え直し、資していく内容となっています。

オンラインでは内容を限定して下記の日程で実施予定です。興味のある方は教務所までお問い合わせください。

傾聴の研修は、非言語（ジェスチャーや表情、仕草）の学びが大切で、対面の方が高い効果が得られるため、各地での研修にも出向いたします。

【開催日】8月7日（日）A、9月7日（日）B、10月11日（土）A、

10月25日（土）B

※AとBでは内容が異なります。下半期は追ってお知らせいたします

(4) お寺の会計入門について

『お寺の会計入門～お寺の会計編～』を発行し、全寺院へ1部送付します（9月末同梱予定）。テキストの内容は、リニューアルした寺院活性化支援室ウェブページでPDF版をダウンロードできます。（<https://jodo-shinshu.info/support/>）また、本内容の要点をまとめた短編動画（全4回）をしんらん交流館YouTubeチャンネルにて公開します。

(5) お寺の法寶物調査支援について

お寺の法寶物（御本尊や絵像、御聖教や古文書、仏具など）を調査し、歴史や由来を明らかにすることを通して、お寺のこれまでの歩みや魅力を再発見していただけることを目的として実施します。

【支援内容】対象：真宗大谷派の寺院・教会／費用：無料

① 法宝物の調査実施

本尊、宗祖御影、蓮如上人御影、聖徳太子御影、七高僧御影や什物類等の法寶物を現地で調査し、必要に応じて保存方法の提案やアドバイスを行います。

② 小冊子（図録形式）の作成

調査結果をもとに、A4サイズのカラーの図録形式の小冊子を作成し、1部贈呈。データ形式でもお渡しするので、必要に応じてプリントアウトやネット印刷が可能です。

【支援の流れ】

- ① 寺院活性化支援室HP内の「お寺の法寶物調査支援」ページ掲載の要項をご確認のうえ、寺院活性化支援室にお問い合わせください。
- ② 日程調整後、調査に伺います。調査所要時間は半日～を予定しています。調査の記録をもとに、小冊子（図録形式）を作成します。（制作期間2ヶ月程度）
- ③ 完成した小冊子（図録形式）1部とデータを送付します。

（6）お寺のホームページ開設支援について

第8回「教勢調査」において約1,500カ寺がホームページの開設を検討していることが明らかとなつたため、開設に向けた支援を行います。

【支援内容】

お寺のホームページ開設支援動画（全2編）を公開。開設にあたってサポートが必要な場合は、寺院活性化支援室にお問い合わせください。

【支援の流れ】

寺院活性化支援室に問い合わせをいただき、作成したいホームページの規模感によって、支援方法を選択いただきます。

- ① 簡易的なホームページを作成したい場合は、Zoom（オンライン）もしくは現地へ出向し、真宗教化センター寺院活性化支援室が無料でサポートします。
- ② 本格的なホームページを作成したい場合は、制作業者をご紹介します。（業者への委託料は寺院負担）

（7）その他各種ワークショップ出向について

坊守会・婦人会・門徒会・推進員連絡協議会など、各関係団体の研修会や学習会に支援員が出向き、対話・共創によるお寺づくりを推進するワークショップを行い、研修会等のサポートもできますのでご相談ください。

3 過疎・過密地域寺院教化支援について

真宗の教えが伝わる場の創造と次世代に教えを相続していくことを願いとし、国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に属する寺院や、都市部で住職・寺族・ご門徒のつながりを持つことが難しくなったと感じられる寺院が対象です。

(1) 支援員派遣について

住職・寺族・門徒から支援員が傾聴を旨として聞き取りを行い、そのお寺らしさ、そのお寺ならではの教化事業を一緒に考えます。真宗教化センター寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院教化支援担当までご連絡ください。

なお、教区寺院活性化支援室の設置が進んできていることから、教区寺院活性化支援室と連携の上で出向調整します。

(2) 「お寺に寄り添う講師派遣」について

① 内容 支援員の派遣ののち、住職・寺族・門徒と支援員が一緒に考えた教化事業について、テーマに応じた講師を派遣します。

② 助成額 50,000円（1年度1事業1回）

③ その他 講師の選定、旅費及び宿泊費の支弁は企画調整局で行います。

(3) 「離郷門徒のつどい・ふるさと法要」の助成について

① 要件 国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に含まれる寺院・教会、組を対象とし、真宗の教えとの出遇いの場、お寺とのつながりの場、次世代へ教えを相続していく環境をつくる取り組みとして、離郷門徒のつどい・ふるさと法要の開催に助成します。

※離郷門徒のつどいは、生まれ育った郷里を離れて暮らす門徒の地域へ住職が出向き、同じご縁を持つ者同士が仏法にふれる時間を過ごすことを目的とした取り組み。

※ふるさと法要は、普段離れて暮らす郷里を離れた門徒が、正月やお盆等で帰省する時期に合わせ、仏法にふれる時間を過ごすことを目的とした取り組み。

② 助成額 100,000円（1年度1事業1回）

③ 申請方法 開催の1カ月前までに、助成申請書【所定様式あり】を提出してください。

(4) 「地域連続法話会」の助成について

① 要件 国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に含まれる3カ寺以上の寺院が、共同して同朋の会や法座を開き、同一講師が連続して出向する地域連続法話会の開催に助成します。

※講師は主催者に選定いただきます。

② 助成額 100,000円（1年度1事業1回）

③ 申請方法 開催の1カ月前までに、助成申請書【所定様式あり】を提出してください。

(5) 過疎・過密地域寺院教化支援の拡充

① 「元気なお寺づくり講座」の定期開催

過疎地域及び過密地域を対象とした「元気なお寺づくり講座」を開催します。

詳細は、同項目企画調整局内に掲載しています。

② 仏法継承支援（解散寺院教化支援）※合併に伴う解散を含む

最後まで寺院が聞法道場としての機能を全うすることを念頭に、教務所と連携して、現場の状況に応じた多種多様な支援活動を展開しますのでご相談ください。

【例】岡崎教区第28組安樂寺

(聞き取り)



(解散法要)



2021年8月23日

2022年3月13日

4 青少幼年教化支援「子どもや若者との出合いの場づくり」について

(1) 支援員派遣について

子どもや若者との出合いの場づくり支援のために支援員を派遣します。青少幼年センターが実施する「若者教化立ち上げ応援プロジェクト」(対象は、寺院、組、真宗大谷派僧侶や門徒による有志の会) や教区や組等で「ひとりからはじめる子ども会講習会」を実施する際にも活用ください。

(2) 「寺院活動における青少幼年教化活動の実態調査」について

「寺院活動における青少幼年教化活動の実態調査」(2018年山陽教区で実施)の報告書をご活用ください。(必要部数を企画調整局までご連絡ください。)

また、2021年度に九州教区青少幼年部門が行った調査の分析結果(真宗教化センター寺院活性化支援室が分析協力)を『真宗』2022年8月号に掲載しておりますので、活用ください。

①分析結果の説明会について

教区における青少幼年教化の施策展開の参考としていただきため、希望により教区教化委員会、児童教化連盟、仏教青年会、坊守会、推進員連絡協議会等の研修会や学習会へ出向き、山陽教区及び九州教区における調査分析結果、並びに第8回「教勢調査」の青少幼年教化に関するデータを元にした説明会を実施しますのでご相談ください。

②各教区における「寺院活動における青少幼年教化活動の実態調査」実施について

教区で青少幼年教化支援に資する調査を実施される場合はご相談ください。調査項目の設計や実施、分析をサポートします。

5 Tera school (テラスクール) について

NPO法人寺子屋プロジェクトと協働し、しんらん交流館 Tera school を運営しています。

また、寺院や別院の状況や課題、要望などの聞き取りを丁寧に行い、子育てや教育に関する場づくりに向けて取り組んでいますので、ご相談ください。

NPO法人



しんらん交流館



寺子屋プロジェクト

テラスクール

6 「東本願寺いのちとこころの相談室」について

研修を受けた相談員が、“傾聴”を旨にクライエント(来談者)から電話でお話を聴きする電話相談室を開室しています。

(1) 開室日 毎週木曜日 13時から17時(祝日・休館日・行事日閉室)

2025年度は祝日の他、8月14日、11月20日、11月27日、1月2日、4月3日は閉室予定

(2) 電話番号 075-371-9280

(3) その他 相談は1回30分を目処とし、相談内容は秘密を厳守します。

7 しんらん交流館の開館時間・休館日について

【開館時間】9時から17時

【休館日】毎週火曜日、8/13～16、12/28～1/5、その他行事日

※東本願寺文庫・「閲覧室の開室」「書籍の貸出」は9時～16時30分です。

8 しんらん交流館 交流ギャラリー企画展示

常設展「東本願寺の今昔展」及び「おしゃかさまとその風景展」を展示。その他、要望に応じて歴史、文化、芸能に関わる展示企画を受け入れ展示会場として貸出を行う。

(1) 会 場 しんらん交流館 1階 交流ギャラリー

(2) 入場料 無料

9 しんらん交流館スタジオについて

京都近郊在住の講師を招聘して開催する教区の学習会や講演会等を、しんらん交流館で撮影・ライブ配信することが可能です。

(1) 対象事業 教区主催の教化事業

(2) 経 費 施設維持管理協力金 (半日 5,000円／終日 10,000円)

10 大谷婦人会

大谷婦人会では、お寺や地域の婦人会（女性会など）で構成される支部の活動をサポートしています。5人以上で支部を結成いただけます。結成の際は、大谷婦人会事務局へご連絡ください。支部への支援内容等は次のとおりです。

(1) 新支部設立助成金 20,000円

(2) 聞法会講師派遣 旅費宿泊費助成 30,000円上限

(3) 聞法会での臨時保育室設置助成 50,000円上限

(4) 入会金なし、年会費会員 700円 (1人あたり)

(5) 月刊聞法誌『花すみれ』を支部に1冊贈呈

解放運動推進本部

1 「身元調査お断り・過去帳閲覧禁止運動」について

(1) 税務調査と過去帳の取り扱いについて

近年、税務調査において過去帳の閲覧を求められるケースが増えています。しかし、過去帳は宗教的意義を持つものであり、税務調査など他の目的での利用は厳に慎むべきです。

たとえ税務署員から「守秘義務があるので閲覧しても問題はない」と言わされたとしても、宗教者が過去帳を開示すること自体が守秘義務違反に問われる可能性があります。そのため、収支計算書などの会計帳簿を適切に整備し、税務調査にはそれらで対応してください。

(2) 運動の徹底について

- ・2013年度に宗派名の「身元調査お断り」プレートを全寺院・教会に配布しています。
- ・運動の趣旨を徹底するため、未掲示の寺院・教会には掲示を指導してください。
- ・あわせて、「過去帳閲覧禁止」ステッカーも過去帳に貼布するよう指導をお願いします。
- ・「身元調査お断り」リーフレットも活用し、啓発を進めてください。
- ・2013年度以降、住職修習において身元調査に関する差別問題を取り上げています。その際、「過去帳閲覧禁止」ステッカーと「身元調査お断り」リーフレットを配布しています。受講者には事前にプレート掲示の有無を確認してもらい、未掲示の寺院・教会には再配布と掲示の指導を行っています。

2 「インターネットを活用した情報発信等に関する指針」について

近年、インターネット上において、民族、国籍を理由とした差別表現や、女性、障害者への差別を助長するような発信等が多くみられます。宗派において定められている「インターネットを活用した情報発信等に関する指針」(『真宗』2021年8月号13頁参照)に基づき、宗派に所属する僧侶・門徒の一人ひとりが、個人や集団を誹謗中傷する発信等、他者の尊厳を踏みにじることなく、ブログやSNS等のインターネットを活用するように心がけてください。

3 「同和」の用語について

「同和」の用語を極力用いないとの方針に基づき、教区機関・事業名称等の変更に向け、引き続き取り組んでください。(2004年同和審議会「具申書」、『部落問題学習資料集』373頁参照)

4 差別問題等に関する各種研修会について

これまで開催してきた研修会の動画を、解放運動推進本部の「ホームページ」並びに「YouTubeチャンネル」でも公開していますので、ご活用ください。

5 解放運動特別指定伝道研修（解放特伝）の実施について

※2025年度は「是旃陀羅」の取り組みに傾注するため休止します。

各組・寺院における差別問題学習の浸透を図るため、原則1年間の準備期間、2年間の指定期間として、特別指定した教区の実情に見合った研修を実施しています。

女性室関連

1 諸事業について

(1) 「真宗 女性僧侶の集い」について

女性の住職及び教会主管者・代務者・法務にたずさわる女性を対象に実施します。

(2) 「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」について

各教区の代表者が参加し、女性室との交流や教区間の情報交換を行う場として開催します。

2 発行物等について

(1) 「あいあうカルタ」について

このたび、時代にあわせてカルタの句を改訂し、「^{ひと}女と^{ひと}男のあいあうカルタ」から「あいあうカルタ」と名称を変更しました。研修会等で使用されたい場合、貸出も行っていますので、本部へご連絡ください。

また、カルタの改訂に伴い、『あいあうカルタ（ことば集）』の改訂版を作成し、全寺院へ送付します（2025年9月を予定）。

(2) 女性室広報誌について

『あいあう』（最新は第36号）、『メンズあいあう』（第9号まで）、「女と男のあいあうリーフレット 男女両性で形づくる教団をめざして」をご活用ください。バックナンバー有。

(3) 女性室ギャラリー展パネル貸し出しについて

女性室主催ギャラリー展のパネルを貸し出します。教区・組の事業等で活用ください。貸し出し可能なものは次のとおりです。

①「アイアウ」すごろく展～近現代の女性たちの歴史～

②いろいろな性を生きる展～多様な性を認めあえる社会を願って～

③『女性史に学ぶ学習資料集』刊行記念 真宗大谷派の女性近現代史展

※③は①のパネルを一部使用しています。

④ジェンダーと法名展

(4) 女性室ホームページについて

「あいあうnet」を開設しています。女性室の事業予定や講師情報、『あいあう』の閲覧や『あいあうカルタ』のダウンロード、インタビュー記事など学習素材の提供も行っています。

青少幼年センター

1 御正忌報恩講讃仰法要（音楽法要）研修会

(1) 期 間：2025年11月20日（木）～21日（金）

(2) 会 場：真宗本廟 御影堂・同朋会館・和敬堂

(3) 募集人数：50名

2 おてらおやつクラブ in 東本願寺

- (1) 期 間 ①2025年11月21日（金）～12月15日（月）
②2026年3月9日（月）～4月13日（月）
- (2) 対象物 お米、お菓子、乾麺、レトルト食品、飲み物、缶詰、調味料等の食品類又は洗剤等の生活用品
※賞味期限 ①は2026年1月20日以降のものに限る。
②は2026年5月18日以降のものに限る
- (3) 受 付 しんらん交流館内青少幼年センター

3 子ども報恩講のつどい

- (1) 期 日：2025年11月23日（日・祝）
- (2) 会 場：真宗本廟 両堂・同朋会館・和敬堂
- (3) 講 師：乾 文雄 氏（大谷中学・高等学校長）
- (4) お 斎：精進カレー
- (5) レクレーション：ゲーム、人形劇（山添 真寛 氏）
- (6) 定 員：250名
- ※開催チラシは8月末の寺院定期直送便にて各寺院に送付します。

4 御正忌報恩講コンサート

- (1) 期 日：2025年11月27日（木）
- (2) 会 場：しんらん交流館 2階 大谷ホール
- (3) 団体数：4団体+関係学校

5 児童教化教区代表者協議会の開催について

- (1) 期 間：2026年1月29日（木）～30日（金）
- (2) 会 場：名古屋別院（別院内にて宿泊）
- (3) テーマ：「一人（ひとり）と出会う一教区ができるとは何かー」
- (4) 講 師：四衢 亮氏（前青少幼年センター研究員・岐阜高山教区不遠寺住職）
- (5) 対 象：各教区の教化体制をもとに、対象者を指名して依頼する
※詳細は後日通知します。

6 大谷スカウト名誉奉仕訓練

- (1) 期 間：2026年3月26日（木）～29日（日）
- (2) 会 場：真宗本廟 同朋会館・和敬堂
- (3) 対 象：
①大谷スカウト登録団に所属する者及び個人登録者
②原則としてボーイスカウトは、ベンチャースカウト以上
③原則としてガールスカウトは、レンジャースカウト
- (4) 定 員：24名

7 親鸞聖人御誕生会（音楽法要）研修会

- (1) 期 間：2026年3月30日（月）～4月1日（水）
- (2) 会 場：真宗本廟 御影堂・同朋会館・和敬堂
- (3) 募集人数：50名

8 修学旅行生参拝案内について

実施期間：2026年5月上旬から6月上旬

9 しんらん交流館 東本願寺文庫 絵本コーナーの活用について

- (1) 絵本・紙芝居の閲覧

寺院での青少年教化で活用できる絵本、紙芝居を取り揃えています。貸出可能。

- (2) 東本願寺文庫「幼児広場」の開催

- ①日 時：毎月第2木曜日 10:30～11:30（8月は夏季休暇中のため休止）
- ②会 場：しんらん交流館1階 絵本コーナー
- ③対 象：乳幼児・保護者
- ④内 容：絵本読み聞かせ、手遊び、工作等

10 青少年教化教材について

- (1) 青少年教化教材

発送方法：着払い（ただしレターパックでの配送は青少年センターで負担します）

	名 称	備 考
1	『2022年度版 青少年教化指針』	慶讃事業として2022年に改訂
2	『子ども会開設の手引き ひとりからはじめる子ども会』	慶讃事業として2022年に改訂
3	「ひとりからはじめる子ども会」講習会DVD	2014年に各組へ送付済
4	カルト問題啓発リーフレット「その誘い、大丈夫？」	一般用 2017年度改訂
	〃 「あなたは狙われている」	学生用
	〃 「カルトについて」	寺院・教会用
	〃 「カルト対応の手引き」	寺院・教会用
	〃 「カルト問題学習の手引き」	寺院・教会用
5	メール相談「こころの救急カード」	
6	子ども会情報紙『ひとりから』 バックナンバー	部数に限りがありますのでお問い合わせください。
7	リーフレット「いのちの教育はお寺から」 Vol.1 「お坊さんって、何してるの？」	
	〃 Vol.2 「やがて死んでいく君は今、生きている」	
8	ほとけの子リーフレット「修正会」	
	〃 「彼岸会」	
	〃 「報恩講」	
	〃 「蓮如さま」	
	〃 「聖徳太子」	
	〃 「花まつり」	
	〃 「親鸞聖人一出家一」	

	〃	「親鸞聖人一道を求めてー」	
	〃	「お盆」	
	〃	「親鸞聖人ーであいー」【new】	8月末寺院・教会定期直送便同梱
9	キャラクターシール【有償】		
10	誕生児念珠		
11	ペーパークラフトで学ぼうお内仏のお給仕		

※宗派ホームページ及び青少幼年センターホームページに掲載しています。

「宗派 HP→寺院の方へ→寺院教化のお役立ち情報→各種記念品の取り扱い→青少幼年向け無償教材」

(2) 慶讃事業における青少幼年教化教材の発行物

①ほとけの子リーフレットの改訂

<2020 年度> 第 1 弹 「聖徳太子」

<2021 年度> 第 2 弾 「花まつり」

<2022 年度> 第 3 弾 「親鸞聖人ー出家ー」

<2022 年度> 第 4 弾 「親鸞聖人一道を求めてー」

<2023 年度> 第 5 弾 「お盆」

<2024 年度> 第 6 弾 「親鸞聖人ーであいー」 8 月末寺院・教会定期直送便同梱

②紙芝居の発行

慶讃事業で下記の紙芝居を作製いたしましたので、是非ご奨励をお願いいたします。

<2021 年度> 『ふたりのパンタカ』(8枚)

[絵：畠中光享氏 脚本：渡邊愛子氏 監修：楠章子氏]

限定発行 1,000 部 慶讃特別価格 1,760 円（税込）

<2022 年度> 『しんらんさまとやまぶしへんねん』(改訂版) (12枚)

[脚本：市川真由美氏 絵：山本孝氏]

限定発行 500 部 価格 2,200 円（税込）

<2022 年度> 『しんらんさまと少年かん太』(17枚)

[脚本・絵：諸橋精光氏 監修：青少幼年センター]

限定発行 1,000 部 慶讃特別価格 1,980 円（税込）

※すべて寺院割引（2割引）適用あり

③『真宗児童聖典』の発行

・『仏説無量寿經』『仏説觀無量壽經』『仏説阿彌陀經』「正信偈」のこころを伝えることを願いに 1924 年(大正 13 年)～1926 年(大正 15 年)にかけて『児童と宗教』(真宗大谷派社会課機関誌)に連載された「真宗児童聖典私考」をもとに現代の表現に改めて書籍化。

・体裁 A5 判 218 ページ

・頒布価格 1,100 円（税込）※寺院割引（2割引）適用あり

・現在第 6 刷 14,000 部発行、10,578 部頒布（4 月末現在）

・『同朋新聞』8、9 月号「どうぼうしんぶんきっず」にて、『真宗児童聖典』を紹介します。

11 「若者教化立ち上げ応援プロジェクト」会所募集について（慶讃継続事業）

2013年度より青少幼年センターに若者教化プロジェクトを設置し、3回の若者教化教区代表者協議会を重ね、「一人の若者を誘って共に聞法の座に着く」大切さを確認してきました。このことを踏まえ、各現場で若者教化をはじめるきっかけとして、若者教化立ち上げ支援を行っています。

(1) 概要 若者教化の場の開設を希望する別院・寺院・教会、組、有志の会（真宗大谷派の僧侶・門徒によるもの）を対象として、立ち上げ支援を行います。

各現場の状況に応じたプランづくりに関しては、寺院活性化支援室と連携し、寺院活性化支援員（青少幼年教化支援担当）が必要に応じて各現場へ事前相談に伺います。

(2) 実施年度 2023年度～2025年度

（※募集定数：70会所：残り19会所募集）

(3) 費用 講師・スタッフ等の経費を補助します。

※会所 上限55,000円

※事前相談に係る寺院活性化支援員の派遣費用については企画調整局にて負担します。

(4) 募集 随時受付（先着順・定数になり次第締切）

(5) 応募方法 青少幼年センターへ連絡ください。（電話、FAX、メールいずれも可）

12 「若者向け法話集～50のストーリー～」のホームページ掲載について

慶讃事業として、法話の得手・不得手に関わらず、聞法に取り組める教材として「若者向け法話集～50のストーリー～」を制作し、青少幼年センターホームページ上に公開しております。上記の立ち上げ応援での若者教化など様々な場では是非ご活用ください。

(1) 公開数 51法話

(2) 公開先 青少幼年センターホームページ→若者教化→若者向け法話集

組織部

1 第2種共済制度について

(1) 第2種共済制度の一部改正について

2026年1月1日に「地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例」が施行されます。制度改正のチラシについては、教区通信7月号にて掲載しております。

【臨時措置条例による主な変更内容】

地震災害に対する保障内容を以下のとおり変更いたします。

※地震以外の災害に対する保障内容はこれまで通りです。

① 基礎加入：2026年1月1日以降に発生した地震災害から、全寺院の給付水準を50%引き下げます。

（本堂は最大700万円、庫裡は最大300万円）

- ② 任意加入：2026年1月1日以降に発生した地震災害から、保障発生年月日が2026年1月1日以降の寺院の給付水準を50%引き下げる。
(1口最大500万円、10口で最大5,000万円)
なお、2025年12月31日以前に任意加入した給付額の算出は、共済条例第17条によります。
- ③ 査定区分：被害の程度を4区分（全壊・大半壊・小半壊・一部損壊）に変更します。
- ④ 査定方法：「宗派独自の査定基準」から一般社団法人「日本損害保険協会」の定める「地震保険損害認定基準」の準用に変更します。

POINT <地震保障が見直されても、第2種共済制度の大きな強みがあります>

- ・「同朋相互扶助の精神」の基づく宗派独自の制度です。
- ・地震以外のすべての災害は、これまで通り手厚い給付です。
- ・民間保険会社の地震保険が火災保険に加入しなければ加入できること、また、保障内容が1億円程度の火災保険に加入するためには、寺院の所在地や建物状況にもありますが、宗派任意加入に比して4倍程度の費用がかかることがこれまでの調査・研究から明らかとなっています。経費的な面からみてもまだ有利です。

2 能登半島地震に係る支援について

能登教務所に設置されている現地災害救援本部及びボランティア支援センターにおいて、今年度もボランティア団体や教区役職者等の視察を受け入れております。

なお、宗派関係者が行うボランティア活動については、前年度と同様、ボランティア活動助成（1回あたり上限5万円）をご活用いただけます。

ボランティア支援センターHP →



3 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要執行届について

寺院・教会において、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を厳修される場合には執行届を教務所まで申請ください。

4 「住職・教会主管者在任50年記念裵裟贈呈式」について

- (1) 期日 2026年4月10日（金）
(2) 対象 2025年4月2日から2026年4月1日までの間に住職・教会主管者在任満50年となった者

5 連続50カ年経常費御依頼額完納寺院に対する表彰状及び記念衣体贈呈式について

- (1) 期日 2025年10月3日（金）
(2) 対象 2024年度において連続完納50年を迎えた寺院
※対象寺院住職並びに付添者1名分の旅費及び宿泊補助を支給します。
(3) その他 2026年度は2026年10月1日（木）開催予定

6 相続講員畠肩衣伝式について

(1) 期　　日 2026年4月3日(金)

(2) 対　　象 相続講金50万円以上の進納者

対象者の進納基準期間は2025年3月1日～2026年2月28日

※対象者本人並びに付添者の旅費及び宿泊費はご本人にてご負担ください。

※対象者本人並びに付添者1名分のお斎は無償です。2名以上の付添者のお斎を希望される場合は、実費分の斎冥加金のご負担が必要となります。

7 正信偈書写本について

教区や寺院等において慶讃法要が厳修されていくことを踏まえ、引き続き取り扱いを行います。法要厳修の際の勤行本としてご使用いただく等、ご検討ください。

(1) 取扱金額 @2,000円 ※諸懇志としてお取り扱いいたします。

(2) 特記事項 従前のとおり経常費御依頼に充当いたします。

(3) 必要部数を教務所までお知らせください。

8 第13回(2025年度)坊守就任研修会・坊守就任式について

(1) 期　間 2025年11月5日(水)～6日(木)

(2) 会　場 研修会：研修道場・和敬堂、就任式：御影堂

(3) 参加費 18,000円(当日受付で収納)

(4) 対　象 坊守籍簿に登録された坊守、准坊守

9 世界同朋大会の開催について

(1) 開催期間：2026年8月29日(土)、30日(日)

(2) 開　催　地：南米開教区(ブラジル連邦共和国イグアス市)

※詳細な募集パンフレットは8月中を目途に全ヶ寺発送予定。

10 海外寺院の参拝等について

(1) 各開教区・開教寺院へは国際室より連絡いたします。国際室までご相談ください。

(2) 各開教区の別院では仏前結婚式を執り行っています。国際室までご相談ください。

11 教化冊子『MON』について

(1) 各寺院で配布を希望される場合、必要部数を教務所までご連絡ください。英語版の宗派HPでも公開しています。(法語、真宗仏事の解説、真宗本廟諸施設の案内等を掲載。)

12 教師養成テキストについて

(1) 海外開教区における人の養成に資するため、英語訳、ポルトガル語訳の教師養成テキストを発行しています。購入を希望される方は国際室まで連絡ください。なお、現地通貨での価格設定となり、日本円販売価格が変動することご留意ください。

首都圏教化推進本部（東京宗務出張所）

1 「東本願寺仏事サポートセンター東京」について

首都圏における仏事相談窓口として、引き続き仏事相談から法務の執行に至るまで、転居門徒や一般市民と郷里の寺院、真宗の教えとのご縁をつないでまいります。また、福岡都市圏にて仏事代行や仏事相談に取り組む「東本願寺仏事サポートセンター福岡」もご利用ください。

2 首都圏「仏事代行」について

近年、郷里の寺院を確認しないまま葬儀社紹介の他派僧侶によって葬儀が執行されてしまい、その後改めて真宗大谷派の法事をしてほしいとの相談が寄せられる機会が増加しています。郷里の寺院と転居門徒とのご縁の継続を支援いたしますので、是非とも当制度をご利用。ご活用ください。

- (1) 葬儀の法礼の2割を教化助成金として門徒の所属寺院へ送金します。
- (2) 仏事代行に関する説明や都市教化、開教、過疎・過密等をテーマとした研修会に弊部職員を派遣します（リモート対応可）

【参考】首都圏「仏事代行」執行件数

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
葬儀	95	88	121	101	141	149	112	120	120
法事					7	11	23	18	18

3 「首都圏在住門徒のつどい」について

首都圏在住門徒と郷里の住職とともに開法する「首都圏在住門徒のつどい」の開催を奨励しています。組単位をはじめ複数の寺院での合同開催や真宗会館以外での開催など、ご希望に沿った形式にて開催いただけます。是非、開催をご検討ください。

- (1) 首都圏教化推進本部から開催助成として3万円を助成します。ただし真宗会館を使用される場合、ご門徒お一人あたり1,000円の会館冥加金が必要となります。
- (2) 勤行・法話は主催者側での手配となります。ただし日曜礼拝への参拝と兼ねていただくことも可能です。

4 政界人・財界人・文化人の紹介について

東京宗務出張所では、「真宗大谷派関係国会議員同朋の会」、「真宗大谷派関係財界人同朋の会（共命の会）」をはじめ、各界でご活躍の方との交流を進めています。政界・財界・法曹界・大学教授等でご活躍の住職・ご門徒の方がおられましたらご紹介ください。

5 「ココロダイアル」について

専任のスタッフ（僧侶）による心の悩みに関する電話相談窓口を真宗会館に設置しています。専用ダイアル（毎週金曜日10時～21時）Tel03-5923-5560

6 動画配信（真宗会館 YouTube チャンネル）について

「真宗会館 YouTube チャンネル」にて、様々な動画を配信しています。チャンネル登録をお願いいたします。

7 開教相談について

首都圏での開教活動についての相談は首都圏教化推進本部までご一報ください。

8 『ライフエンディングノート 生きることを始めるための遺言ノート』について

2025年1月の頒布開始以降、多くのご注文をいただいており、各教区・組主催の終活に関する講座等でも幅広くご活用いただけております。「使用してみたい」というご寺院がございましたら、是非とも、お問い合わせください。

9 新刊書の刊行予定について

『誰のために葬儀を勤めるのか』『誰のためのお墓なのか』のシリーズ第3弾として、「法事」をテーマとした新刊書を刊行予定です。また、『仏事一口メモ』の内容を一部改訂し、リニューアル版を刊行いたします。

なお、首都圏にて発行する書籍は、東本願寺真宗会館ホームページ・書籍案内チラシ・お電話にてご注文いただけます。

10 東本願寺真宗会館における納骨施設の設置について

東本願寺真宗会館1階講堂裏を納骨施設として申請すべく、東京教区との協議を重ねながら施設の改修、制度設計について検討を進めております。今後、関係者の理解を十分に得たうえで、申請に必要な住民説明会などの諸手続きを経て、運用を開始する予定です。

首都圏に住まう都市生活者のほか、転居門徒対策の視点から所属寺のある門徒についても住職の同意を条件に受付することにより、所属寺とのご縁の継続を支援できるよう制度を整えてまいります。※運用開始時期や運用方法については、詳細が決まり次第お知らせします。

《本山冥加金改定一覧》

	改定される冥加金	改定前冥加金額	改定後冥加金額	施行日	備考
教育部 関連	教師資格取得準備学習会研修冥加金 (短期コース・全科目受講)	100,000円	150,000円	2025年7月1日	2026年2月開講予定の学習会より適用
	教師検定冥加金	1科目15,000円 全科目75,000円	1科目20,000円 全科目100,000円	2025年7月1日	2026年3月実施の春期教師試験検定より適用
本廟部 関連	教師修練冥加金	75,000円	90,000円	2026年7月1日	
	教師補任冥加金	70,000円	100,000円	2026年7月1日	
研修部 関連	①一般声明講習	10,000円	15,000円	2025年7月1日	
	②登高座作法講習会	40,000円	50,000円	2025年7月1日	
研修部 関連	③御伝鈔作法講習会	40,000円	50,000円	2025年7月1日	
	住職修習における研修冥加金	35,000円	40,000円	2026年7月1日	
真宗本廟奉仕にかかる同朋会館冥加金	以下表を参照 (内が改定前冥加金)	以下表を参照 (内が改定前冥加金)	以下表を参照 (内が改定前冥加金)	2026年7月1日	2泊3日の場合は米2kg又は米代金1,500円、1泊2日の場合は、米1.2kg又は米代金900円を納付が必要です。 免除：未就学児。 本廟奉仕促進旅費補助として新潟県からの参加には1名あたり1,000円（小学生以下500円）があります。また、団体補助もあります。
	同朋会館冥加金				

同朋会館冥加金	期間	大人(15歳以上) ※学生以外	学生 高校生	小中学生	団体園児	未就学児
2泊3日 (最大7食付)		22,000円 (18,000円)	16,000円 (13,500円)	11,000円 (9,000円)	7,000円 (5,000円)	0円
1泊2日 (最大4食付)		16,000円 (13,000円)	11,000円 (9,500円)	8,000円 (6,500円)	5,000円 (3,500円)	0円

3. 教務所事務連絡

【諸願事・諸届について】

※願事礼金については174頁を参照ください。

※各申請書はすべて、フリクション等の筆跡を消すことのできるボールペンは使用不可、誤字等は二重線と訂正印にて修正し、修正液等は使用不可、西暦表記を基本とします（一部異なる）。

1. 得度について

«得度式の執行日について»

2025年 8月4日（月）、8月7日（木）、9月9日（火）、10月7日（火）、11月7日（金）

2026年 3月6日（金）、5月6日（水）、6月23日（火）、8月4日（火）、8月7日（金）

9月8日（火）、10月7日（水）、11月6日（金）

※ 上記期日の前日が説明会となります。付添人の方も説明会に参加ください。

※ 8月得度は定員が120名となっています。定員になり次第受付できなくなります。

«得度考査の内容» ※考査日は教務所までご相談ください。

〈9歳～13歳までの者〉 阿弥陀経、正信偈（草四句目下）、念佛和讃三淘

〈14歳～16歳までの者〉 無量寿經上巻、正信偈（草四句目下）、念佛和讃三淘

〈17歳以上の者〉 净土三部經、正信偈（草四句目下）、念佛和讃三淘

«得度受式までの流れ»

- ① 講習会受講→② 得度考査→③ 合格後、得度願提出（受式日に応じた受付期間有り）→
- ④ 受付完了後、真宗本廟にて得度式受式

«得度における法名の授与に関する変更点»

2025年1月1日より、得度における法名の授与について、次のとおり変更となっています。

・原則、男性には「釋」、女性には「釋尼」の法名を授与します。ただし、受式者の願い出に応じて、法名「釋／釋尼」の選択を可能とします。※既受式の方も変更可能。

«その他»

得度式受式を予定される場合は、三条・高田それぞれのエリアで実施される研修会（講習会）に参加の上、日程中の得度考査を受講ください。どちらのエリアでも受講可能です。

2. 住職修習について

«住職修習の期日について»

8月・9月・10月・2月・4月・5月・6月の各26日～28日、12月11日～13日に実施。

※2025年度は期日の変更はありません。

«住職・教会主管者任命申請、住職修習受講申請について»

各実施月毎に、申請締め切り日がございますので、事前に教務所までお問い合わせください。
願事礼金とは別に研修冥加金35,000円（1名につき）をお納めいただきます。

※2026年7月1日より研修冥加金が変更となります。詳細は43頁をご覧ください。

«その他»

- ・帯同総代の帰敬式受式を積極的に奨励ください。
- ・「新任住職・教会主管者引率奉仕団」にぜひご参加ください。また、住職修習の期間にあわせた「住職任命式帯同奉仕団」等の奉仕上山を是非とも企画ください。

3. 教師修練について

«2024年度からの変更点»

- ・『真宗聖典 第二版』の発行に伴い、2024年度より前期・後期ともに〔第二版〕を携行品といたします。教務所でも購入が可能ですので、お問合せください。
- ・2026年7月1日から研修冥加金を改訂いたします。詳しくは43頁をご覧ください。

«2025年度・上半期の期間»

第1回	2025年7月18日	～	7月24日	【後期】
第2回	2025年8月2日	～	8月8日	【前期】
第3回	2025年8月18日	～	8月24日	【前期】
第4回	2025年9月4日	～	9月10日	【前期】
第5回	2025年9月16日	～	9月22日	【前期】

※下半期の日程については未定です。改めて通知いたします。

4. 宗教法人の事務について

«寺院・教会の規則変更について»

「男女共同参画実施計画」に基づき、女性の住職就任に向けた環境整備として、寺院規則における住職就任規定中「男子たる」の削除について規則変更くださいますようお願いいたします。
また、併せて「真宗大谷派の寺院・教会の宗教法人規則（準則）」における総代の欠格事項に係る条文が「宗教法人法に定める役員の欠格に関する規定は、総代にも準用してこれを適用する」に変更されたことに伴う規則変更についても変更手続きをお願いします。

5. 責任役員・総代選定届

離形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡します。

宗派ホームページからもダウンロード可能です。

届出受付：新潟教務所・高田教務事務所のどちらでも受付します。

注意点：

- ・任期3年です。任期切れの場合は速やかに手続きをお願いします。

- ・署名欄は必ず本人による自署押印をお願いします。

- ・印影が欠けている場合、薄い場合、滲んでいる場合等、再提出となります。

- 捺印に失敗された場合、二重線にて訂正し、明瞭な捺印をお願いいたします。

- ・必ず認印を用いて押印ください。（シャチハタ不可）

- ・教務所、教務事務所受付後、控え（複写）をお渡します

【教区共済について】

「令和6年能登半島地震」などにより、本山復興共済積立金が大幅に減少したことを受け、宗派共済制度の見直しが進められています。その中で、第二種共済制度の地震災害に関して、給付水準の引き下げや被害区分の変更といった臨時措置が宗会で可決されました。

これを受け、新潟教区でも迅速な対応を可能にするため、宗派の臨時措置に合わせてこの度の教区会・教区門徒会において『新潟教区共済規程』の一部改正が可決されましたので、お知らせいたします。

『新潟教区共済規定』　※下線部太字部分が変更点

新（改正後）

（定義）

第3条 教区共済は、火災、地震、風水雪害及びその他の災害により被災した寺院に対して、共済金、共済一時金及び見舞金の給付をすることをいう。
2 この規程において地震災害というときは、地震、噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没及び流出による災害をいう。

別表第2号（共済金）

災害の種別	対象建物	被害の程度	給付金額
地震及び床上浸水以外の災害	本堂	全焼・全壊	10,000,000円
		3/4以上の焼失又は同程度の被害	7,500,000円
		2/4以上の焼失又は同程度の被害	5,000,000円
		1/4以上の焼失又は同程度の被害	2,500,000円
	庫裏	全焼・全壊	3,000,000円
		3/4以上の焼失又は同程度の被害	2,200,000円
		2/4以上の焼失又は同程度の被害	1,500,000円
		1/4以上の焼失又は同程度の被害	700,000円
床上浸水※畳等が敷かれた床（土間類を除く）に及ぶ浸水	本堂	床上2m以上が浸水したと認められるもの	5,000,000円
		床上1.5m以上2m未満が浸水したと認められるもの	4,000,000円
		床上1m以上1.5m未満が浸水したと認められるもの	2,500,000円
		床上1m未満が浸水したと認められるもの	1,300,000円
	庫裏	床上2m以上が浸水したと認められるもの	2,000,000円
		床上1.5m以上2m未満が浸水したと認められるもの	1,600,000円
		床上1m以上1.5m未満が浸水したと認められるもの	1,000,000円
		床上1m未満が浸水したと認められるもの	500,000円
地震	本堂	全壊	5,000,000円
		大半壊	3,500,000円
		小半壊	2,000,000円
		一部損壊	750,000円
	庫裏	全壊	1,500,000円
		大半壊	1,000,000円
		小半壊	600,000円
		一部損壊	250,000円

※共済金の給付は、最大1,000万円とする。

※地震被害の程度は、一般社団法人「日本損害保険協会」の定める地震保険損害認定基準を準用する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会（2025年7月29日）の議決を得て、2026年1月1日より適用する。

《教区共済概要》

①共済拠出金 1カ寺10,000円

②共 済 金 【給付の定義】火災、地震、風水雪害及びその他の災害により被災した寺院に対して給付します。※但し、共済拠出金に滞納がある場合は給付しません。

給付例) ①本堂のみが全焼 ⇒ 共済金1,000万円

②庫裏のみが全焼 ⇒ 共済金300万円

③本堂・庫裡の両方が全焼 ⇒ 共済金1,000万円

④本堂が3/4以上焼失・庫裡が全焼 ⇒ 共済金1,000万円

※被害状況が上記表の「被害の程度」の最低基準以上と判断した場合、最低基準の給付額を当該寺院に共済一時金として給付する場合があります。

※被害の程度が上記表の基準を満たさない場合は、その被害程度に応じて見舞金の給付をすることがあります。

※広域災害又は災害多発により給付額が増大し、その給付に支障を生ずると認めたときは、別に給付額を定めさせていただきます。

※書院、客殿や鐘楼堂など本堂・庫裡以外の建物に対する給付については、共済委員会にて協議のうえ対応を決定させていただきます。

※「教区共済給付申請書」「教区御依頼減免支援申請書」については、各寺院より組長を経由して教務所に提出いただく必要がありますのでご留意ください。ただし、本山の第二種共済の給付手続を行ったときは、教区共済金給付の申請をしたものとさせていただきます。

※地震の場合の査定基準は本山第2種共済に合わせ、広く給付するため上限額を引き下げております。

給付額については上記別表第2号をご参照ください。

③その他【慶弔について】

下記の内容を一教区事業費会計にて対応します。

種別	金額・記念品
本堂新築	100,000円
御遠忌法要	50,000円
住職就任	半装束念珠
得度受式	真宗聖典
門徒災害見舞金 ※住宅の全焼・全壊のみ	10,000円

【諸連絡事項】

1. 各選挙日程について

1 宗議会議員選挙 ※選挙期日の発令前につき現時点での想定

- ・任期満了日 2025年9月16日（火）
- ・選挙期日告示 2025年8月中旬～下旬
- ・選挙の期日 2025年9月15日（月）

※選挙期日告示から選挙期日までの期間において、選挙関連の各種予定が入ります。

2 組長選挙 ※任期満了日の前30日から5日までの間において、各組で期日を定めて実施。

- ・任期満了日 2026年3月31日（火）
- ・選挙期間 2026年3月1日（日）～26日（木）

3 教区会議員選挙

- ・任期満了日 2026年4月23日（木）
- ・選挙の期日 2026年4月20日（月）

※選挙後の教区会（臨時会）は、4月下旬～5月上旬を予定

※選出教区会議員定員：21名（現議員数より6名減）

2. 第1回教区門徒戸数調査の実施について

このたび、第1回教区門徒戸数調査を実施いたします。調査にかかる実施要項並びに報告書について御依頼状へ同封をしておりますのでご確認くださいようお願いいたします。

- ・調査期日 2025年10月17日（金）
- ・提出期限 2025年10月31日（金）※所属組組長へご提出ください。

3. 組選出委員の任期満了にともなう委員の選出について

2026年6月末にて下記委員が任期満了を迎えます。新たな委員の選出における詳細につきましては、今後通知いたします。

【①御依頼適正審議会委員、②組教化担当者、③通信員、④同朋社会協議会委員】

※新同朋社会協議会委員につきましては、組の教化事業の検討や取り組みの共有ができる場に同席いただくことを念頭に、ご選定・ご協力くださいようお願い申し上げます。

4. 組の改編協議について

これまでの新教区準備委員会における協議の中で、「『組の改編』についての協議は先延ばしにせず、教区改編後3～5年など明確な年限をもって取り組むべき」との確認がなされていたため、新教区発足後に新潟教区内の全組組長に向けて「『組の改編』に関する各組意見の聞き取り」を行いました。

聞き取りの結果、各組からは、組の改編について早急に対応が必要とのご意見はございませんでしたが、今後は、将来的な改編の必要性及び「組の名称」について、組の現状や想いを丁寧に聞き取りつつ継続して協議を行ってまいります。

5. 災害発生時の連絡について

2024年1月に発生した「令和6年能登半島地震」をはじめ、近年、風水害や地震などの自然災害による寺院建物被害及び門徒被害等が全国で多発しています。各寺院・教会において被災された場合は、組長に報告いただくとともに、速やかに教務所までご報告をお願いします。

※達令により、該当する災害が発生してから1カ月以内に教務所に報告しなければならないと定められております。災害が起こった際には二次被害に十分注意いただき、境内建物やご門徒の被害状況をご確認ください。

※組内において、緊急時の連絡網及び方法（電話、メール、SNSなど）を今一度ご確認ください。

6. 住職・坊守等の死亡時の連絡について

（前）住職・（前）坊守が亡くなられた場合は、お手数ですが教務所又は教務事務所までご連絡いただきますようお願いします。御香・弔詞・死亡届等の各種届出の書面・生前論功をお渡しさせていただきます。

なお、夏期休暇中や、年末年始における教務所・教務事務所の長期休暇中につきましては、教務所携帯電話（Tel 070-4101-5416）にご連絡いただきますようお願いします。その場合、三条・高田別院にて御香・弔詞のお渡しができるようにいたします。届出の書面や生前論功等については、休暇明けにお渡しさせていただきますのでご承知おきください。

※教務所携帯は緊急の場合のみ連絡ください。長期休暇中の授与物の受取り等は対応できません。

※責任役員・総代がお亡くなりの際にも御香・弔詞をお渡しすることができます。

7. 事務取扱の周知徹底にご協力ください

教区改編により、2023年度より、新潟教務所（三条市）と高田教務事務所（上越市）にて取り扱う事務の内容が変更されています。特に、高田教務事務所の取り扱い事務の変更にご留意ください。詳細は、新潟教区ホームページ内「教務所・教務事務所の事務内容」にて内容をご確認いただけます。



8. ホームページの活用について

2023年7月1日より「新潟教区ホームページ」を開設しています。

教区の様々な情報を発信していく他、寺院向け・ご門徒向けの便利なメニューを設けていますので、ぜひご活用ください。



9. 新潟教務所 LINE 公式アカウントについて

新潟教務所ではLINE公式アカウントを運用しています。教区の最新情報や行事予定、授与物の申請フォームなどをご案内しています。是非とも友達登録をお願いします。※右記QRコードからスマートフォンで簡単にアクセスできます。



10. 真宗教団連合新潟県支部 慶讃記念大会開催について

この度、真宗十派で構成されます真宗教団連合の新潟県支部におきまして、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業及び、真宗教団連合設立五十周年を記念する大会を下記の通り開催する運びとなりました。

つきましては、有縁の皆様にお声がけいただき、より多くの方のご参加を賜りますようご案内申し上げます。

《開催概要》

- ①日 時 2026年3月29日（日）13：30～16：30（予定）
- ②テーマ 響きあういのち、共に生きる世界
- ③会 場 朱鷺メッセ（〒950-0078 新潟市中央区万代島6番1号）
- ④講 師 釈徹宗氏（浄土真宗本願寺派如来寺住職・相愛大学学長）
宮崎哲弥氏（評論家・相愛大学客員教授）
- ⑤参加費 無料
- ⑥対 象 どなたでも
- ⑦申込方法 各組組長へお申し込みください。
- ⑧申込締切 2025年11月28日（金）

4. 教区会・教区門徒会報告

2025年度 教区会通常会及び教区門徒会通常会報告

下記議案について慎重審議の結果、可決承認されましたので報告いたします。

- 議案第1号 2024年度 新潟教区事業費会計歳入歳出決算書
議案第2号 2024年度 新潟教区共済特別会計歳入歳出決算書
議案第3号 2024年度 新潟教区出版特別会計歳入歳出決算書
議案第4号 2024年度 新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出決算書
議案第5号 2024年度 新潟真宗学院特別会計歳入歳出決算書
議案第6号 2024年度 新潟教区慶讚事業特別会計歳入歳出決算書
議案第7号 2024年度 新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出決算書
議案第8号 2024年度 新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出決算書
議案第9号 2024年度 新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出決算書
議案第10号 2024年度 新潟教区積立金会計計算書
議案第11号 新潟教区第1回教区門徒戸数調査の実施の件
議案第12号 『新潟教区共済規程』の改正の件
議案第13号 『新潟教区三別院除雪対策助成積立金会計規則（案）』の制定について
議案第14号 2025年度 新潟教区宗派経常費御依頼割当基準について
議案第15号 2025年度 新潟教区教区費割当基準について
議案第16号 2025年度 新潟教区事業費会計歳入歳出予算（案）
議案第17号 2025年度 新潟教区共済特別会計歳入歳出予算（案）
議案第18号 2025年度 新潟教区出版特別会計歳入歳出予算（案）
議案第19号 2025年度 新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算（案）
議案第20号 2025年度 新潟真宗学院特別会計歳入歳出予算（案）
議案第21号 2025年度 新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算（案）
議案第22号 2025年度 新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算（案）
議案第23号 2025年度 新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算（案）
議案第24号 新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚法要実施計画書
（最終案）の件
議案第25号 2025年度 新潟教区慶讚事業特別会計歳入歳出予算（案）
議案第26号 『新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業推進委員会
規程』の一部改正の件
議案第27号 新潟教区組教化助成金（最終案）の件
議案第28号 新潟教区教区改編委員会委員の委嘱について同意を求める件

以上

2024年度新潟教区事業費会計歳入歳出決算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

歳入総額 124,650,680 円也
歳出総額 98,564,389 円也
差引残額 26,086,291 円也

歳入の部				
款項	項目	科目名称	決算額	予算額
(1)	教区交付金		54,193,332	52,786,700
1	教化交付金		47,817,649	46,576,500
1	1 教化交付金		47,817,649	46,576,500
2	奨励交付金		6,375,683	6,210,200
1	1 奨励交付金		6,375,683	6,210,200
(2)	同朋会員志還付金		2,856,993	2,085,000
1	同朋会員志還付金		2,856,993	2,085,000
1	1 同朋会員志還付金		2,856,993	2,085,000
(3)	助成金		14,510,000	14,950,000
1	助成金		14,510,000	14,950,000
1	1 本山事業助成金		6,560,000	7,000,000
2	教務所運営費助成		7,950,000	7,950,000
(4)	教区費		21,267,650	21,300,000
1	教区費		21,267,650	21,300,000
1	1 本年度教区費		21,258,700	21,000,000
2	過年度教区費		8,950	300,000
(5)	回付受金		1,015,304	1,250,000
1	回付受金		1,015,304	1,250,000
1	1 教区出版会計回付受金		1,015,304	1,250,000
(6)	更叠加金		468,000	400,000
1	更叠加金		468,000	400,000
1	1 研修更叠加金		468,000	400,000
(7)	雑収入		903,120	492,019
1	雑収入		903,120	492,019
1	1 雜収入		903,120	492,019
(8)	繰越金		29,436,281	29,436,281
1	繰越金		29,436,281	29,436,281
1	1 繰越金		29,436,281	29,436,281
	合計		124,650,680	122,700,000

歳出の部				
款項	項目	科目名称	決算額	予算額
(1)	教化研修費		16,290,149	22,270,000
1	教化本部費		1,342,100	2,330,000
1	1 本部研修費		534,905	833,000
2	同朋の会育成費		292,532	530,000
3	帰敬式実践運動推進費		15,900	28,000
4	特別事業助成費		100,000	300,000
5	教化関係団体懇談会費		54,600	100,000
6	女性研修費		344,163	539,000
2	教学儀式部門費		2,595,365	2,865,000
1	教学研究費		1,267,118	1,291,000
2	儀式声明研修費		766,481	882,000
3	得度研修費		441,666	492,000
4	教学儀式部門懇談会費		120,100	200,000
3	同朋社会部門費		225,900	350,000
1	社会問題研修費		152,000	200,000
2	同社協懇談会費		73,900	150,000
4	未来構想部門費		450,471	1,040,000
1	青少年教化費		276,881	690,000
2	青少年協議会費		106,700	100,000
3	未来構想費		66,890	250,000
5	共同教化部門費		191,500	480,000
1	教区-組教化連絡会費		191,500	270,000
2	共同教化部門員研修費		0	210,000
6	教化委員会費		1,620,500	2,980,000
1	教化委員会会議費		958,700	1,500,000
2	実行委員会会議費		259,300	1,000,000
3	正副本部長手当費		180,000	180,000
4	教化諸費		222,500	300,000
7	伝道広報室費		1,190,262	1,994,000
1	機関誌発行費		715,120	900,000
2	ホームページ運営費		296,692	494,000
3	掲示伝道費		92,750	300,000
4	伝道広報会議費		85,700	300,000
8	同朋社会協議会費		1,768,871	2,785,000
1	差別問題研修費		171,180	260,000
2	靖国問題研修費		187,734	241,000
3	男女平等参画研修費		242,203	334,000
4	協議会会議費		665,400	1,300,000
5	協議会諸費		167,430	200,000
6	関係団体負担金		334,924	450,000
9	教区教化助成費		567,080	950,000
1	派遣助成費		117,080	500,000
2	別院教化助成費		450,000	450,000

款項	項目	科目名称	決算額	予算額
(1)	関係団体助成費		6,296,000	6,296,000
1	坊守会		1,180,000	1,180,000
2	推進員連絡協議会		650,000	650,000
3	児童教化連盟		1,565,000	1,565,000
4	仏教青年会		1,100,000	1,100,000
5	スカウト連合会		551,000	551,000
6	大谷保育協会		700,000	700,000
7	合唱団		150,000	150,000
8	教導補導会		100,000	100,000
9	保護司会		100,000	100,000
10	教師会		200,000	200,000
11	教区活性化支援室費		42,100	200,000
1	支援室諸事業費		40,000	50,000
2	支援室会議費		2,100	150,000
(2)	組事業費		34,947,880	35,820,600
1	組事業費		23,041,880	21,740,600
1	組交付金		19,121,519	18,630,600
2	同朋の会還付金		2,856,993	2,085,000
3	教区費徴収費		1,063,368	1,025,000
2	組教化助成費		11,906,000	14,080,000
1	同朋の会推進講座助成		3,200,000	3,600,000
2	組重点施策助成		2,250,000	3,050,000
3	各種教化助成		6,456,000	7,430,000
(3)	奨励費		640,000	700,000
1	奨励費		640,000	700,000
1	所長巡回費		630,000	650,000
2	奨励諸費		10,000	50,000
(4)	会賛費		3,499,796	7,320,000
1	教区会費		1,398,638	2,360,000
1	1 教区会費		855,138	1,500,000
2	参事会費		94,100	360,000
3	正副議長長渉外費		449,400	500,000
2	教区門徒会費		1,494,711	2,560,000
1	1 教区門徒会費		726,560	1,500,000
2	常任委員会費		131,100	360,000
3	正副門徒会長渉外費		342,000	400,000
4	教区門徒会員研修会費		295,051	300,000
3	諸会議費		606,447	2,400,000
1	正副組長会費		204,647	700,000
2	御依頼適正審議委員会費		98,200	700,000
3	諸会議費		303,600	1,000,000
(5)	事務費		34,705,038	40,010,000
1	事務費		15,485,390	18,310,000
1	1 選挙費		8,900	10,000
2	郵電費		3,006,366	4,000,000
3	備品費		85,849	300,000
4	事務消耗品費		4,757,149	5,000,000
5	諸費		1,509,413	1,500,000
6	光熱水費		3,089,775	3,500,000
7	除雪対策費		510,000	500,000
8	ネット環境整備費		2,517,938	3,500,000
2	人件費		12,087,730	12,750,000
1	雇員給与費		5,059,880	5,800,000
2	諸給費		3,030,640	3,050,000
3	諸手当費		3,997,210	3,900,000
3	庶務費		6,866,678	8,150,000
1	伝道車費		3,055,592	3,300,000
2	涉外連絡費		96,000	500,000
3	福利厚生費		279,652	350,000
4	出張旅費		3,435,434	4,000,000
4	慶事・見舞費		265,240	800,000
1	慶事費		175,240	600,000
2	見舞費		90,000	200,000
(6)	諸負担金		2,245,490	2,401,000
1	諸負担金		2,245,490	2,401,000
1	1 連区事業負担金		414,990	500,000
2	会館維持負担金		1,600,000	1,601,000
3	諸団体負担金		230,500	300,000
⑦	回付金		6,236,036	8,300,244
1	回付金		6,236,036	8,300,244
1	1 伝道車積立金会計回付金		300,000	300,000
2	2 真宗学院会計回付金		900,000	900,000
3	3 退職慰労積立金会計回付金		158,944	158,944
4	4 役宅運営会計回付金		10,000	10,000
5	5 災害対策積立金会計回付金		500,000	500,000
6	6 教学研鑽室会計回付金		1,412,716	2,841,300
7	7 特別事業積立会計回付金		100,000	100,000
8	8 慶賀事業会計回付金		10,000	10,000
9	9 池の平セントナー会計回付金		100,000	100,000
10	10 聖跡顕彰会計回付金		400,000	400,000
11	11 災害支援來宍会員活動資金回付金		2,074,376	2,710,000
12	12 教区出版会計回付金		270,000	270,000
(8)	予備費		0	5,878,156
1	第一予備費		0	4,878,156
1	1 第一予備費		0	4,878,156
2	第二予備費		0	1,000,000
1	1 第二予備費		0	1,000,000
	合計		98,564,389	122,700,000

2024年度新潟教区共済特別会計歳入歳出決算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

歳入総額	221,988,709 円也
歳出総額	40,066,450 円也
差引残額	181,922,259 円也

歳入の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	共済拠出金	6,900,000	7,020,000
1	1 共済拠出金	6,900,000	7,020,000
2	雑収入	116,036	7,327
1	1 雜収入	116,036	7,327
3	繰越金	214,972,673	214,972,673
1	1 繰越金	214,972,673	214,972,673
	合 計	221,988,709	222,000,000

歳出の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	共済見舞費	39,990,000	60,000,000
1	1 共済金	39,990,000	30,000,000
2	2 見舞金	0	30,000,000
2	事務費	76,450	150,000
1	1 事務費	0	100,000
2	2 郵便費	76,450	50,000
3	予備費	0	161,850,000
1	1 予備費	0	161,850,000
	合 計	40,066,450	222,000,000

2024年度新潟教区出版特別会計歳入歳出決算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

歳入総額	2,210,684 円也
歳出総額	1,668,154 円也
差引残額	542,530 円也

歳入の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	出版冥加金	1,590,759	2,200,000
1	1 本山出版冥加金	1,414,659	2,050,000
2	2 教区出版冥加金	176,100	150,000
2	回付受金	270,000	270,000
1	1 回付受金	270,000	270,000
3	雑収入	44,347	44,422
1	1 雜収入	44,347	44,422
4	繰越金	305,578	305,578
1	1 繰越金	305,578	305,578
	合 計	2,210,684	2,820,000

歳出の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	頒布諸費	0	50,000
1	1 頒布諸費	0	50,000
2	本山出版冥加金支出	1,241,455	1,800,000
1	1 本山出版冥加金支出	1,241,455	1,800,000
3	教区出版発行費	253,495	270,000
1	1 教区出版発行費	253,495	270,000
4	回付金	173,204	250,000
1	1 回付金	173,204	250,000
5	予備費	0	450,000
1	1 予備費	0	450,000
	合 計	1,668,154	2,820,000

2024年度新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出決算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

歳入総額	42,594,595 円也
歳出総額	2,879,703 円也
差引残額	39,714,892 円也

歳入の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	役宅冥加金	12,000	12,000
1	1 役宅冥加金	12,000	12,000
2	回付受金	10,000	10,000
1	1 回付受金	10,000	10,000
3	融通返済受金	3,000,000	3,000,000
1	1 融通返済受金	3,000,000	3,000,000
4	雑収入	58,896	4,301
1	1 雜収入	58,896	4,301
5	繰越金	39,513,699	39,513,699
1	1 繰越金	39,513,699	39,513,699
	合 計	42,594,595	42,540,000

歳出の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	役宅管理費	1,226,329	1,400,000
1	1 教区役宅管理費	123,780	150,000
2	2 借上役宅負担費	1,102,549	1,250,000
			(500,000)
2	營繕備品費	1,653,374	1,653,374
1	1 营繕備品費	1,653,374	500,000
3	教務所整備費	0	100,000
1	1 教務所整備費	0	100,000
			(40,540,000)
4	予備費	0	39,386,626
1	1 予備費	0	39,386,626
	合 計	2,879,703	42,540,000

2024年度新潟真宗学院特別会計歳入歳出決算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

歳入総額	7,249,396 円也
歳出総額	5,178,502 円也
差引残額	2,070,894 円也

歳入の部				
款項	項目	科目名称	決算額	予算額
1	三条学舎学費	3,113,000	3,090,000	
1	1 三条学舎学費	3,113,000	3,090,000	
1	1 1 三条授業料	2,273,000	2,250,000	
1	1 2 三条施設使用料	150,000	150,000	
1	1 3 三条入学金	450,000	450,000	
1	1 4 三条入学試験料	150,000	150,000	
1	1 5 三条聴講費	90,000	90,000	
2	高田学舎学費	2,050,000	2,050,000	
1	1 高田学舎学費	2,050,000	2,050,000	
1	1 1 高田授業料	1,500,000	1,500,000	
1	1 2 高田施設使用料	100,000	100,000	
1	1 3 高田入学金	300,000	300,000	
1	1 4 高田入学試験料	100,000	100,000	
1	1 5 高田聴講費	50,000	50,000	
3	助成金	1,800,000	1,800,000	
1	1 助成金	1,800,000	1,800,000	
1	1 1 教区助成金	900,000	900,000	
1	1 2 宗派助成金	900,000	900,000	
4	回付受金	0	2,000	
1	1 回付受金	0	2,000	
1	1 1 三条学舎回付受金	0	1,000	
1	1 2 高田学舎回付受金	0	1,000	
5	雑収入	10,141	11,745	
1	1 雜収入	10,141	11,745	
1	1 1 雜収入	10,141	11,745	
6	繰越金	276,255	276,255	
1	1 繰越金	276,255	276,255	
	合 計	7,249,396	7,230,000	

歳出の部			
款項目	科目名称	決算額	予算額
1	三条学舎費	3,006,176	3,480,000
1	三条学舎教務費	2,890,060	3,080,000
1	1 三条講師費	2,238,800	2,300,000
1	2 三条講師研究費	280,000	280,000
1	3 三条特別講義費	107,300	150,000
1	4 三条教務諸費	263,960	350,000
2	三条学舎事務費	116,116	400,000
2	1 三条指導会議費	110,900	350,000
2	2 三条事務諸費	5,216	50,000
2	高田学舎費	2,126,608	3,280,000
1	高田学舎教務費	2,011,008	2,940,000
1	1 高田講師費	1,504,500	2,100,000
1	2 高田講師研究費	360,000	360,000
1	3 高田特別講義費	64,850	150,000
1	4 高田教務諸費	81,658	330,000
2	高田学舎事務費	115,600	340,000
2	1 高田指導会議費	114,500	300,000
2	2 高田事務諸費	1,100	40,000
3	運営費	45,718	280,000
1	運営費	45,718	280,000
1	1 運営委員会費	9,500	80,000
1	2 学院指導会議費	0	150,000
1	3 学院事務諸費	36,218	50,000
4	予備費	0	190,000
1	予備費	0	190,000
1	1 予備費	0	190,000
	合計	5,178,502	7,230,000

2024年度新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出決算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

歳入総額 7,570,713 円也
歳出総額 1,412,716 円也
差引残額 6,157,997 円也

歳入の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	冥加金	66,500	100,000
1	冥加金	66,500	100,000
2	助成金	0	10,000
1	宗派助成金	0	10,000
3	回付受金	1,412,716	2,841,300
1	回付受金	1,412,716	2,841,300
4	雑収入	3,384	10,587
1	雑収入	3,384	10,587
5	繰越金	6,088,113	6,088,113
1	繰越金	6,088,113	6,088,113
	合計	7,570,713	9,050,000

歳出の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	教化センター費	636,781	1,736,300
1	1 講師費	398,000	401,300
1	2 研究員費	154,500	170,000
1	3 センター諸研修費	84,281	365,000
1	4 センター紀要費	0	800,000
2	開思学場費	675,390	760,000
1	1 開思諸研修費	131,990	210,000
1	2 教導費	543,400	550,000
3	図書整備費	82,863	110,000
1	1 図書整備費	0	10,000
1	2 図書購入費	82,863	100,000
4	事務運営費	17,682	235,000
1	1 会議運営費	11,600	150,000
1	2 事務諸費	6,082	85,000
5	予備費	0	6,208,700
1	1 予備費	0	6,208,700
	合計	1,412,716	9,050,000

2024年度新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出決算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

歳入総額 12,901,265 円也
歳出総額 2,634,060 円也
差引残額 10,267,205 円也

歳入の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	助成金	2,645	10,000
1	1 慶讃事業助成金	2,645	10,000
2	懇志金	0	10,000
1	1 懇志金	0	10,000
3	冥加金	0	10,000
1	冥加金	0	10,000
4	回付受金	10,000	10,000
1	回付受金	10,000	10,000
5	雑収入	6,614	7,994
1	1 雜収入	6,614	7,994
6	繰越金	12,882,006	12,882,006
1	1 繰越金	12,882,006	12,882,006
	合計	12,901,265	12,930,000

歳出の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	教区事業費	0	30,000
1	1 教区慶讃法要費	0	10,000
1	2 慶讃教化事業費	0	10,000
1	3 記念事業費	0	10,000
2	事務費	444,060	560,000
1	1 会議費	439,120	500,000
1	2 郵便費	4,940	30,000
1	3 事務諸費	0	30,000
3	回付金	2,190,000	2,190,000
1	1 回付金	2,190,000	2,190,000
4	予備費	0	10,150,000
1	1 予備費	0	10,150,000
	合計	2,634,060	12,930,000

歳入の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	冥加金	4,670,510	4,700,000
1	冥加金	4,670,510	4,700,000
1	1 寅加金	4,670,510	4,700,000
2	回付受金	8,350,000	8,100,000
1	回付受金	8,350,000	8,100,000
1	1 宗派回付受金	7,750,000	7,500,000
1	2 教区回付受金	600,000	600,000
3	諸懇志	14,000	30,000
1	1 諸懇志	14,000	30,000
4	雑収入	4,366	3,680
1	1 雜収入	4,366	3,680
5	繰越金	3,496,320	3,496,320
1	1 繰越金	3,496,320	3,496,320
1	1 繰越金	3,496,320	3,496,320
	合計	16,535,196	16,330,000

歳出の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	事業費	8,976,749	10,140,000
1	研修費	2,482,304	3,090,000
1	1 給食費	1,194,350	1,500,000
1	2 教材費	5,550	100,000
1	3 振興費	392,404	600,000
1	4 記念誌発行費	890,000	890,000
2	管理費	6,494,445	7,050,000
1	1 莊厳費	39,865	100,000
1	2 営繕整備費	758,410	800,000
1	3 備品費	85,900	400,000
1	4 除雪費	972,400	850,000
1	5 光熱水費	1,752,699	1,900,000
1	6 温泉関係費	448,800	450,000
1	7 諸費	1,474,632	1,500,000
1	8 負担金費	188,560	250,000
1	9 公用車費	773,179	800,000
2	庶務費	4,873,991	5,450,000
1	事務費	184,851	450,000
1	1 会議費	25,800	250,000
1	2 通信費	141,321	150,000
1	3 涉外費	17,730	50,000
2	人件費	4,689,140	5,000,000
1	1 職員費	4,157,474	4,300,000
1	2 補助員費	359,466	500,000
1	3 交通費	172,200	200,000
3	予備費	0	740,000
1	予備費	0	740,000
1	1 予備費	0	740,000
	合計	13,850,740	16,330,000

2024年度新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出決算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

歳入総額	1,046,664 円也
歳出総額	465,887 円也
差引残額	580,777 円也

歳入の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	回付受金	400,000	400,000
1	1 回付受金	400,000	400,000
3	雑収入	2,518	5,854
1	1 雑収入	2,518	5,854
4	繰越金	644,146	644,146
1	1 繰越金	644,146	644,146
	合計	1,046,664	1,050,000

歳出の部			
項目	科目名称	決算額	予算額
1	莊厳費	220,000	220,000
1	1 莊厳費	220,000	220,000
2	管理費	130,000	130,000
1	1 管理費	130,000	130,000
3	会議費	68,500	240,000
1	1 会議費	68,500	240,000
4	諸費	47,387	50,000
1	1 諸費	47,387	50,000
5	予備費	0	410,000
1	1 予備費	0	410,000
	合計	465,887	1,050,000

2024年度新潟教区伝道車積立金会計計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額	7,314,102 円也
支出総額	1,300,000 円也
差引残額	6,014,102 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	450,000
2	雑収入	3,727
3	繰越金	6,860,375
	合計	7,314,102

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	伝道車費	1,300,000
2	予備費	0
	合計	1,300,000

2024年度新潟教区常勤嘱託・雇員退職慰労積立金会計計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額	4,641,701 円也
支出総額	1,444,800 円也
差引残額	3,196,901 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	158,944
2	雑収入	2,461
3	繰越金	4,480,296
	合計	4,641,701

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	退職金	1,444,800
2	予備費	0
	合計	1,444,800

2024年度新潟教区災害対策積立金会計計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額	4,002,384 円也
支出総額	0 円也
差引残額	4,002,384 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	500,000
2	雑収入	2,350
3	繰越金	3,500,034
	合計	4,002,384

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	災害見舞金	0
2	予備費	0
	合計	0

2024年度新潟教区特別事業積立金会計計算書

2024年度新潟教区「尾神嶽報恩為期碑」将来營繕積立金会計計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額 86,521,570 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 86,521,570 円也

収入総額 3,249,007 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 3,249,007 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	旧三条教区懇志金	31,900
2	旧高田教区懇志金	0
3	回付受金	100,000
4	雑収入	31,321
5	繰越金	86,358,349
	合計	86,521,570

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	0
2	寄付金	31,000
3	雑収入	0
4	繰越金	3,218,007
	合計	3,249,007

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
	合計	0

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	營繕費	0
2	予備費	0
	合計	0

2024年度新潟真宗学院三条学舎運営積立金会計計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額 16,238,475 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 16,238,475 円也

2024年度新潟教区寺院活性化支援室運営積立金会計計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額 2,190,000 円也
 支出総額 42,100 円也
 差引残額 2,147,900 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	0
2	雑収入	24,964
3	繰越金	16,213,511
	合計	16,238,475

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	2,190,000
2	雑収入	0
3	繰越金	0
	合計	2,190,000

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
	合計	0

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	42,100
2	予備費	0
	合計	42,100

2024年度新潟真宗学院高田学舎運営積立金会計計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額 3,542,641 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 3,542,641 円也

2024年度新潟教区災害支援実行委員会活動資金計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額 3,762,961 円也
 支出総額 3,560,866 円也
 差引残額 202,095 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	回付受金	0
2	雑収入	2,111
3	繰越金	3,540,530
	合計	3,542,641

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	助成金	716,050
2	回付受金	2,074,376
3	雑収入	206,000
4	繰越金	766,535
	合計	3,762,961

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
	合計	0

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	災害救援費	0
2	保養事業費	3,560,866
3	研修費	0
4	予備費	0
	合計	3,560,866

2024年度新潟教区「池の平青少年センター」施設整備積立金会計計算書

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入総額 2,772,794 円也
 支出総額 0 円也
 差引残額 2,772,794 円也

収入の部		
項目	科目名称	収入額
1	雑収入	693
2	繰越金	2,772,101
	合計	2,772,794

支出の部		
項目	科目名称	支出額
1	施設整備費	0
2	予備費	0
	合計	0

2025年度 新潟教区予算概説

【教区事業費会計】

予算総額は1億2,270万円となり、昨年度同額です。

「歳入の部」における主な内容として、1款「教区交付金」は、毎年度本山経常費御依頼額に基づき計上しており、2025年度は御依頼額の増額につき、昨年度に比して増額して計上します。2款「同朋会員志還付金」は、目標額については昨年度同額ですが、宗派方針を受け、本年度は還付率が5%と半減のため減額して計上します。3款「助成金」は、従来の実績及び本山からの通知に基づき減額して計上します。

4款「教区費」は、昨年度同額の合計2,100万円を教区内699カ寺に御依頼します。

5款「回付受金」は、教区出版特別会計からの本山出版物売上の教区収入分を実績に基づき調整することに加え、教区寺院活性化支援室にかかる経費を補うため、教区寺院活性化支援室積立金会計から、支出経費相当額を回付する措置を行うことから結果として244万円増額して計上します。

8款「繰越金」は、2024年度の繰越金であり、334万円余りの減額となっており、厳しい財政状況にあると言わざるを得ません。

「歳出の部」における主な内容として、1款「教化研修費」は、1項「教化本部費」より5項「共同教化部門費」は教区教化委員会の事業計画(案)に基づき編成し計上します。合わせて、7項「伝道広報室費」及び8項「同朋社会協議会費」は、教区伝道広報室及び同朋社会協議会の事業計画、10項「関係団体助成費」は、これまでの実績及び各団体の事業計画に基づき計上します。詳細は議案資料内教化委員会等各機関の事業計画・予算案をご参照ください。また、教区教化委員会並びに教区伝道広報室、同朋社会協議会の運営にかかる各会議費については、三条・高田の二拠点開催をはじめとするWEB会議の利用促進や2026年度からの教区教化事業改変の検討にかかる会議開催増を鑑み、それぞれ計上します。11項「教区寺院活性化支援室費」は、昨年度より支援室が動き出したことにより、より具体的な事業計画が検討され、それを受け事業費及び会議費を増額して計上します。

2款「組事業費」において、1項1目「組交付金」は、御依頼額の増額に伴い昨年度同基準での交付金算出により増額にて計上します。2目「同朋の会還付金」は、歳入の部で申し上げたとおり還付率の半減に伴い減額にて計上します。3目「教区費徴収費」は、昨年度同基準にて御依頼額も同額のため変動はありません。2項「組教化助成費」は引き続き旧教区の助成基準が適用されることから基本的に同額計上しますが、1目「同朋の会推進講座助成」は、各組での2025年度実施計画に基づき、40万円減額にて計上します。

4款「会議費」は、これまでの実績や旅費の概算に基づき必要額を計上しますが、1項1目「教区会費」及び2目「参事会費」は、教区会議員改選に伴い増額して計上します。2項4目「教区門徒会員研修会費」は、参加対象者の拡大や研修会開催に伴うバス代等の高騰に伴い増額して計上します。3項「諸会議費」は、WEB会議の活用促進に伴い減額して計上します。

5款「事務費」は、1項1目「選挙費」について、選出教区会議員選挙を2026年4月に控えており、選挙管理会会議費をはじめ選挙にかかる事務諸経費等必要額を計上しま

す。5目「諸費」は、実績に基づき増額して計上します。7目「除雪対策費」は、2024年度は減額して計上をしておりましたが、昨年度の積雪状況や教区内三別院の除雪経費の支出状況を受け、三別院協議会、教区会参事会、教区門徒会常任委員会での協議を経て増額で計上します。今後、小雪等により支出が見込まれない又は支出執行が少ない場合は、別途積立金にて必要額を保管し、予測できない大雪への対応に策を講じます。8目「ネット環境整備費」は、三条別院と新井別院の設備拡充への助成金や教務所、教務事務所における必要備品購入のため、2024年度執行残額にて引き続き計上します。2項「人件費」は、大幅な減額となっておりますが、これは、教区雇員（駐在教導業務）の教区駐在教導発令（本山雇用）に伴い、「雇用給与費」を休止したことと、この雇用形態の変更に伴い2目「諸手当費」にて時間外勤務手当等の必要額を増額したことによるものです。3項1目「伝道車費」は、昨年度に1台入替（リース）に伴うリース料金増額につき、増額して計上します。

6款「諸負担金」は、1項1目「連区事業負担金」について、東日本連区正副議長会・所長次長主計会の当番年度にて、増額して計上します。

7款「回付金」は、特別会計や積立金の状況に基づき必要額を回付します。3目「退職慰労積立金会計回付金」は、教務所員の雇用形態変更に伴い、積立金会計の現況を鑑み必要額を回付します。6目「教学研鑽室会計回付金」は、教学研鑽機関の計画に基づき、増額して計上します。詳細は後述の特別会計概説にて記載いたします。9目「池の平センター会計回付金」は、教区雇員（池の平センター勤務）の諸待遇向上を目指し、増額して計上します。

8款「予備費」は、1項「第1予備費」、2項「第2予備費」とも増額計上となっておりますが、予算総額の1割の確保が難しく、いずれにおきましても、厳しい現状をご理解賜りますようお願い申し上げます。

【教区共済特別会計】

予算総額は1億8,900万円となり、昨年度比3,300万円の減額です。

「歳入の部」1項「共済拠出金」は、御依頼寺院数の減により3万円減額となっております。「歳出の部」1項「共済見舞費」は、昨年度のように多くの支出が見込まれる予定はございませんが、雪害等の対応や予測できない災害対応に備えるべく、同額にて計上しております。

【教区出版特別会計】

予算総額は254万円で、昨年度比28万円の減額です。

「歳入の部」1項「出版冥加金」は、昨年度の実績に基づき、減額して計上します。それに伴い、「歳出の部」2項「本山出版冥加金支出」4項「回付金」をそれぞれ減額して計上します。

【教区教務所員役宅運営特別会計】

予算総額は4,279万円で、昨年度比25万円の増額です。

「歳入の部」3項1目「融通返済受金」は、昨年度に引き続き三条別院境内にある学校

法人三条大谷学園松葉幼稚園より、2017年の新園舎建設の際に旧三条教区地方事業補助金会計より融通した3,000万円を300万円ずつ10カ年度計画にて返済予定となっており、2025年度は8カ年度目にあたります。については、引き続き300万円を計上します。「歳出の部」1項2目「借上役宅負担費」では、2024年度決算状況を鑑みて減額します。

【新潟真宗学院特別会計】

予算総額は766万円で、昨年度比43万円の増額です。

2025年度は三条学舎・高田学舎とともに2学年目にあたり、4月よりそれぞれの学舎にて授業が進められております。よって、実際の学院生数に合わせ、「歳入の部」1款「三条学舎学費」、2款「高田学舎学費」をそれぞれ計上するとともに、各々の「入学金」及び「入学試験料」は休止します。「歳出の部」では、1款「三条学舎費」、2款「高田学舎費」について、講師礼等それぞれの基準に合わせて計上します。特に、2学年目については、それぞれの学舎における特別講義について、宿泊を伴う内容にて計画がなされているため、両学舎「特別講義費」を増額して計上します。

【教区教学研鑽室特別会計】

予算総額は1,006万円で、昨年度比101万円の増額です。

「歳入の部」3項「回付受金」は、「歳出の部」1項「教化センター費」、2項「聞思学場費」、3項「図書整備費」、4項「事務運営費」の合計377万6,300円計上し、同額を教区事業費会計から回付を受けるよう計上しております。各教学研鑽室の事業計画詳細については、議案資料内教学研鑽室事業計画・予算案をご参照ください。

なお、「歳出の部」5項「予備費」の中に昨年度受けた改編特別給付金200万円を保管しておりますが、活用計画がなされていないため、備忘録として記載しております。

【教区「池の平青少幼年センター」特別会計】

予算総額は1,493万円で昨年度比140万円の減額です。

「歳入の部」2款1項1目「宗派回付受金」は、宗派慶讃事業の継続として通常の助成に加えて別途助成を引き続き受ける予定がありますが、39万円減額して計上します。

「歳出の部」1款「事業費」は、センター運営にかかるランニングコストについて、各科目を実績に基づき計上します。1款1項「研修費」について、3目「振興費」は、宗派からの助成を受けて開催する行事を予定していることから、35万円増額して計上、「記念誌発行費」は昨年度に50周年記念誌『つなぐ』の発行を終えたため廃止します。1款2項「管理費」は、3目「備品費」にてパソコン等の備品入替のため10万円、4目「除雪費」にて昨年度実績に基づき15万円、それぞれ増額して計上します。7目「諸費」は、パンフレットリニューアルの経費を積算しておりますが、昨年度にホームページのリニューアルを終えたため減額して計上します。(パンフレット制作費は宗派からは昨年度助成済です。)9目「公用車費」は、前年度計上の車両購入経費分を減額して計上します。

2款「庶務費」は、2款1項「事務費」について、1目「会議費」は、実績に基づき減額して計上します。2目「通信費」は、前年度に館内Wi-Fi環境充実のための工事を

施工したことから、インターネット通信契約変更に伴い増額して計上します。2款2項「人件費」において、1目「職員費」は、教区雇員（池の平センター勤務）の諸待遇向上を目指し増額して計上します。

【教区聖跡顕彰特別会計】

予算総額は99万円で、昨年度比6万円の減額です。

運営委員会での協議を踏まえ、各科目については昨年度の予算編成に準じて計上しております。

【教区慶讚事業特別会計】

予算総額は2,439万円で、昨年度比1,146万円の増額です。

本年度は、来年5月の教区慶讚法要厳修に向け、推進委員会をはじめ各部会にて鋭意協議がなされ、法要執行にかかる経費をはじめ関連する教化事業の遂行にかかる経費を計上します。

「歳入の部」では、1款「助成金」にて宗派からの助成金、2款「懇志金」にて教区内寺院及び法要参詣者からの懇志金、3款「冥加金」にて法要参加費及び法要祝賀会の参加冥加金を計上します。4款「回付受金」では事業遂行にあたり経費に不足を生じた場合に特別事業積立金より補填ができるよう科目を設けます。

「歳出の部」では、1款「教区事業費」は、1項1目「教区慶讚法要費」にて法要執行にかかる経費を計上し、2目「慶讚教化事業費」にて関連する教化事業推進にかかる経費を計上します。2款「組助成費」は、1項1目「組教化助成費」にて各組で実施がなされる慶讚関連教化事業に対する助成金、2目「組団參助成費」にて法要当日の各組団体参拝にかかる助成金をそれぞれ計上します。3款「事務費」は、慶讚法要厳修年度となることから、関連会議や事務が増えることを鑑み、各科目を増額して計上します。なお、「回付金」は、前年度において「寺院活性化支援室運営積立金」設置に伴い廃止します。

以上、9会計につきまして、各機関で立案された事業計画や、教区財政を勘案しながら、各科目の精査検討を行い、予算を編成いたしました。

以上

2025年度新潟教区事業費会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 122,700,000 円也
歳出総額 122,700,000 円也

歳入の部						
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減
(1)			教区交付金	54,649,900	52,786,700	1,863,200
	1		教化交付金	48,220,500	46,576,500	1,644,000
		1	教化交付金	48,220,500	46,576,500	1,644,000
	2		奨励交付金	6,429,400	6,210,200	219,200
		1	奨励交付金	6,429,400	6,210,200	219,200
(2)			同朋会員志還付金	1,042,500	2,085,000	△ 1,042,500
	1		同朋会員志還付金	1,042,500	2,085,000	△ 1,042,500
		1	同朋会員志還付金	1,042,500	2,085,000	△ 1,042,500
(3)			助成金	14,850,000	14,950,000	△ 100,000
	1		助成金	14,850,000	14,950,000	△ 100,000
		1	本山事業助成金	6,800,000	7,000,000	△ 200,000
		2	教務所運営費助成	8,050,000	7,950,000	100,000
(4)			教区費	21,300,000	21,300,000	0
	1		教区費	21,300,000	21,300,000	0
		1	本年度教区費	21,000,000	21,000,000	0
		2	過年度教区費	300,000	300,000	0
(5)			回付受金	3,690,000	1,250,000	2,440,000
	1		回付受金	3,690,000	1,250,000	2,440,000
		1	回付受金	3,690,000	1,250,000	2,440,000
(6)			冥加金	400,000	400,000	0
	1		冥加金	400,000	400,000	0
		1	研修冥加金	400,000	400,000	0
(7)			雑収入	681,309	492,019	189,290
	1		雑収入	681,309	492,019	189,290
		1	雑収入	681,309	492,019	189,290
(8)			繰越金	26,086,291	29,436,281	△ 3,349,990
	1		繰越金	26,086,291	29,436,281	△ 3,349,990
		1	繰越金	26,086,291	29,436,281	△ 3,349,990
		合	計	122,700,000	122,700,000	0

歳出の部						
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減
(1)			教化研修費	24,816,000	22,270,000	2,546,000
	1		教化本部費	1,959,000	2,330,000	△ 371,000
	1	1	本部研修費	300,000	833,000	△ 533,000
	1	2	同朋の会育成費	587,000	530,000	57,000
	1	3	帰敬式実践運動推進費	28,000	28,000	0
	1	4	特別事業助成費	400,000	300,000	100,000
	1	5	教化関係団体懇談会費	100,000	100,000	0
	1	6	女性研修費	444,000	539,000	△ 95,000
	1	7	帰敬式法座	100,000	0	100,000
	2		教学儀式部門費	2,870,000	2,865,000	5,000
	2	1	教学研修費	1,297,000	1,291,000	6,000
	2	2	儀式声明研修費	881,000	882,000	△ 1,000
	2	3	得度研修費	492,000	492,000	0
	2	4	教学儀式部門懇談会費	200,000	200,000	0
	3		同朋社会部門費	430,000	350,000	80,000
	3	1	社会問題研修費	330,000	200,000	130,000
	3	2	同社協懇談会費	100,000	150,000	△ 50,000
	4		未来構想部門費	1,090,000	1,040,000	50,000
	4	1	青少幼年教化費	690,000	690,000	0
	4	2	青少幼年協議会費	100,000	100,000	0
	4	3	未来構想費	300,000	250,000	50,000
	5		共同教化部門費	880,000	480,000	400,000
	5	1	教区-組教化連絡会費	380,000	270,000	110,000
	5	2	組教化担当者協議会費	500,000	0	500,000
	5	3	共同教化部門員研修費	0	210,000	△ 210,000
	6		教化委員会費	2,480,000	2,980,000	△ 500,000
	6	1	教化委員会会議費	1,500,000	1,500,000	0
	6	2	実行委員会会議費	500,000	1,000,000	△ 500,000
	6	3	正副本部長手当費	180,000	180,000	0
	6	4	教化諸費	300,000	300,000	0
	7		伝道広報室費	1,854,000	1,994,000	△ 140,000
	7	1	教化広報費	1,210,000	900,000	310,000
	7	2	ホームページ運営費	494,000	494,000	0
	7	3	伝道広報室会議費	150,000	300,000	△ 150,000
	7	4	掲示伝道費	0	300,000	△ 300,000

款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
(1)	8	同朋社会協議会費	1,972,000	2,785,000	△ 813,000		
	1	差別問題研修費	170,000	260,000	△ 90,000	差別問題基礎講座・専門講座 リーフレット製作	
	2	靖国問題研修費	241,000	241,000	0	靖国問題基礎講座・専門講座	
	3	男女平等参画研修費	211,000	334,000	△ 123,000	男女平等参画基礎講座・専門講座	
	4	協議会会議費	700,000	1,300,000	△ 600,000	総会・常任委員会・各専門部会 会議旅費	
	5	協議会諸費	250,000	200,000	50,000	時事対応経費 集会派遣費 等	
	6	関係団体負担金	400,000	450,000	△ 50,000	同宗連、部落解放同盟県連等諸団体年会費 上越地区同和問題に取り組む宗教者の集い当番教区経費	
	9	教区教化助成費	950,000	950,000	0		
	1	派遣助成費	500,000	500,000	0	本山・連区会議・研修会派遣助成	
	2	別院教化助成費	450,000	450,000	0	奉仕研修助成 10万×3別院 報恩講志 5万×3別院	
10	10	関係団体助成費	6,841,000	6,296,000	545,000		
	1	坊守会	1,180,000	1,180,000	0		
	2	推進員連絡協議会	650,000	650,000	0		
	3	児童教化連盟	1,920,000	1,565,000	355,000	三条 169万・高田 23万 三条エリア児童夏の集い開催期間 増につき増額	
	4	仏教青年会	1,050,000	1,100,000	△ 50,000	新潟若仏 65万・高田仏青 40万	
	5	スカウト連合会	551,000	551,000	0		
	6	大谷保育協会	820,000	700,000	120,000	全国大会連区当番（昨年度分）、 会計現況を鑑み増額	
	7	合唱団	150,000	150,000	0		
	8	教導補導会	100,000	100,000	0		
	9	保護司会	120,000	100,000	20,000	会計現況を鑑み増額	
	10	教誨師会	300,000	200,000	100,000	研修当番、全国大会出席補助を鑑み増額	
11	11	教区寺院活性化支援室費	3,490,000	200,000	3,290,000		
	1	支援室諸事業費	3,290,000	50,000	3,240,000	基礎講座、サポート、機材購入、 過疎過密フィールドワーク	
	2	支援室会議費	200,000	150,000	50,000		
(2)	組事業費	35,060,700	35,820,600	△ 759,900			
	1	組事業費	21,380,700	21,740,600	△ 359,900		
	1	組交付金	19,288,200	18,630,600	657,600	本山経常費収納額 (同朋会員志収納額除 321,470,000) の6%	
	2	同朋の会還付金	1,042,500	2,085,000	△ 1,042,500	同朋会員志収納額の5%	
	3	教区費徴収費	1,050,000	1,025,000	25,000	教区費収納額の5%	
	2	組教化助成費	13,680,000	14,080,000	△ 400,000		
	1	同朋の会推進講座助成	3,200,000	3,600,000	△ 400,000	旧教区の基準に基づき助成	
	2	組重点施策助成	3,050,000	3,050,000	0	旧三条教区組重点施策助成・旧高 田教区組重点教化事業助成	
	3	各種教化助成	7,430,000	7,430,000	0	上記以外の旧教区各組教化助成	
	(3)	奨励費	700,000	700,000	0		
1	1	奨励費	700,000	700,000	0		
	1	所長巡回費	650,000	650,000	0	組会・組門徒会	
	2	奨励諸費	50,000	50,000	0	時事対応経費 等	

款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
(4)			会議費	7,610,000	7,320,000	290,000	
	1		教区会費	2,950,000	2,360,000	590,000	
	1	教区会費	2,000,000	1,500,000	500,000	通常会・臨時会（合計3回）分 1回最大60万円+ α	
	2	参事会費	450,000	360,000	90,000	5回分 1回最大9万	
	3	正副議長涉外費	500,000	500,000	0	全国正副議長会拠出金 役職手当等	
	2		教区門徒会費	2,760,000	2,560,000	200,000	
	1	教区門徒会費	1,500,000	1,500,000	0	通常会・臨時会（合計2回）分 1回最大60万円+ α	
	2	常任委員会費	360,000	360,000	0	4回分 1回最大9万	
	3	正副門徒会長涉外費	400,000	400,000	0	全国門徒会正副会長会拠出金 役職手当等	
	4	教区門徒会員研修会費	500,000	300,000	200,000	教区門徒会の研修	
	3		諸会議費	1,900,000	2,400,000	△ 500,000	
	1	正副組長会費	700,000	700,000	0	2回分	
	2	御依頼適正審議委員会費	500,000	700,000	△ 200,000	全体会・小委員会	
	3	諸会議費	700,000	1,000,000	△ 300,000	教区改編委員会、 教区門徒戸数調査委員会 等	
(5)			事務費	33,830,000	40,010,000	△ 6,180,000	
	1		事務費	16,880,000	18,310,000	△ 1,430,000	
	1	選挙費	700,000	10,000	690,000	教区会議員選挙経費	
	2	郵電費	4,000,000	4,000,000	0	教務所・教務事務所電話代・郵便・宅急便・メール便代	
	3	備品費	300,000	300,000	0	教務所・教務事務所備品購入代	
	4	事務消耗品費	5,000,000	5,000,000	0	コピー用紙、封筒、会議用水、その他消耗品 印刷機器リース代・インク代等	
	5	諸費	1,600,000	1,500,000	100,000	各種手数料、新聞代等	
	6	光熱水費	3,500,000	3,500,000	0	教区負担分 三条別院 180万、高田別院 120万、新井別院 30万 +予備	
	7	除雪対策費	800,000	500,000	300,000	別院の顕著な豪雪による除雪経費 に対する助成	
	8	ネット環境整備費	980,000	3,500,000	△ 2,520,000	オンライン設備充実のための機材 購入費 三条・新井別院設備充実経費	
	2		人件費	7,900,000	12,750,000	△ 4,850,000	
	1	諸給費	3,200,000	3,050,000	150,000	嘱託教区手当、社会保険料負担	
	2	諸手当費	4,700,000	3,900,000	800,000	宗務役員教区手当、休日・時間外勤務手当	
		雇員給与費	0	5,800,000	△ 5,800,000	【休止】	
	3		庶務費	8,250,000	8,150,000	100,000	
	1	伝道車費	3,400,000	3,300,000	100,000	リース料、保険料等	
	2	渉外連絡費	500,000	500,000	0	教務所長会拠出金、酒肴料、参加費 等	
	3	福利厚生費	350,000	350,000	0	職員健康診断	
	4	出張旅費	4,000,000	4,000,000	0	教務所員出張旅費、公用車ガソリン代等	
	4		慶事・見舞費	800,000	800,000	0	
	1	慶事費	600,000	600,000	0	祝金・得度、住職就任記念品、住職30年・坊守30年賞状額 他	
	2	見舞費	200,000	200,000	0	門徒宅災害見舞	

款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
(6)			諸負担金	2,498,000	2,401,000	97,000	
	1		諸負担金	2,498,000	2,401,000	97,000	
		1 連区事業負担金	700,000	500,000	200,000	連区議長会、門徒会長会等負担金、連区会議・研修会当番教区負担金等	
		2 会館維持負担金	1,598,000	1,601,000	△ 3,000	三条別院・高田別院・新井別院へ回付均等割30万+崇敬寺院数割	
		3 諸団体負担金	200,000	300,000	△ 100,000	真宗教団連合 等	
(7)			回付金	9,270,300	8,300,244	970,056	
	1		回付金	9,270,300	8,300,244	970,056	
		1 伝道車積立金会計回付金	300,000	300,000	0	公用車購入資金	
		2 真宗学院会計回付金	900,000	900,000	0	特別会計 45万×2学舎分	
		3 退職慰労積立金会計回付金	104,000	158,944	△ 54,944	嘱託1名分確保	
		4 役宅運営会計回付金	10,000	10,000	0		
		5 災害対策積立金会計回付金	500,000	500,000	0		
		6 教学研鑽室会計回付金	3,776,300	2,841,300	935,000	教化センター 227万6,300円 開思学場 126万円 図書整備 11万円 会議運営費 13万円	
		7 特別事業積立会計回付金	100,000	100,000	0		
		8 慶讃事業会計回付金	10,000	10,000	0		
		9 池の平センター会計回付金	200,000	100,000	100,000		
		10 聖跡顕彰会計回付金	400,000	400,000	0	尾神嶽報恩碑・竹ノ内草庵・木揚場教会	
		11 災害支援実行委員会活動資金回付金	2,700,000	2,710,000	△ 10,000	災害支援実行委員会事業計画参照	
		12 教区出版会計回付金	270,000	270,000	0	新規出版発行財源として	
(8)			予備費	8,915,000	5,878,156	3,036,844	7.27%
	1		第一予備費	6,915,000	4,878,156	2,036,844	
		1 第一予備費	6,915,000	4,878,156	2,036,844	避けがたい予算の不足を補う	
	2		第二予備費	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
		1 第二予備費	2,000,000	1,000,000	1,000,000	予算外に生じた必要な経費に充てる	
		合 計	122,700,000	122,700,000	0		

2025年度新潟教区共済特別会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 189,000,000 円也

歳出総額 189,000,000 円也

歳入の部					
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備考
1	共済拠出金	6,990,000	7,020,000	△ 30,000	
	1 共済拠出金	6,990,000	7,020,000	△ 30,000	1ヵ寺10,000円
2	雑収入	87,741	7,327	80,414	
	1 雜収入	87,741	7,327	80,414	預金利息 他
3	繰越金	181,922,259	214,972,673	△ 33,050,414	
	1 繰越金	181,922,259	214,972,673	△ 33,050,414	前年度繰越金
合 計		189,000,000	222,000,000	△ 33,000,000	

歳出の部					
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備考
1	共済見舞費	60,000,000	60,000,000	0	
	1 共済金	30,000,000	30,000,000	0	1ヵ寺 最大1,000万円
	2 見舞金	30,000,000	30,000,000	0	基準に満たない被害に対する見舞金
2	事務費	150,000	150,000	0	
	1 会議費	100,000	100,000	0	共済委員会 会議費
	2 事務諸費	50,000	50,000	0	郵便費 等
3	予備費	128,850,000	161,850,000	△ 33,000,000	
	1 予備費	128,850,000	161,850,000	△ 33,000,000	
合 計		189,000,000	222,000,000	△ 33,000,000	

2025年度新潟教区出版特別会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

**歳入総額 2,540,000 円也
歳出総額 2,540,000 円也**

歳入の部					
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1	出版冥加金	1,680,000	2,200,000	△ 520,000	
	1 本山出版冥加金	1,500,000	2,050,000	△ 550,000	本山出版物売り上げ（教務所窓口領布分）
	2 教区出版冥加金	180,000	150,000	30,000	教区出版物売り上げ
2	回付受金	270,000	270,000	0	
	1 回付受金	270,000	270,000	0	教区事業費会計より
3	雑収入	47,470	44,422	3,048	
	1 雑収入	47,470	44,422	3,048	預金利息 他
4	繰越金	542,530	305,578	236,952	
	1 繰越金	542,530	305,578	236,952	前年度繰越金
合 計		2,540,000	2,820,000	△ 280,000	

歳出の部					
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1	頒布諸費	50,000	50,000	0	
	1 頒布諸費	50,000	50,000	0	委託頒布買取経費 等
2	本山出版冥加金支出	1,300,000	1,800,000	△ 500,000	
	1 本山出版冥加金支出	1,300,000	1,800,000	△ 500,000	教務所売上のうち本山へ送金する金額
3	教区出版発行費	1,000	270,000	△ 269,000	
	1 教区出版発行費	1,000	270,000	△ 269,000	
4	回付金	200,000	250,000	△ 50,000	
	1 回付金	200,000	250,000	△ 50,000	本山出版売上教区収入分を教区事業費会計へ回付
5	予備費	989,000	450,000	539,000	
	1 予備費	989,000	450,000	539,000	
合 計		2,540,000	2,820,000	△ 280,000	

2025年度新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 42,790,000 円也
歳出総額 42,790,000 円也

歳入の部						
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考	
1	役宅冥加金	12,000	12,000	0		
	1 役宅冥加金	12,000	12,000	0	教区役宅本人負担分 (@1,000*1ヵ月*1名)	
2	回付受金	10,000	10,000	0		
	1 回付受金	10,000	10,000	0	教区事業費会計より	
3	融通返済受金	3,000,000	3,000,000	0		
	1 融通返済受金	3,000,000	3,000,000	0	三条大谷学園松葉幼稚園からの新園舎建設 に伴う融通金の返済 10ヵ年度計画の8ヵ年度目	
4	雑収入	53,108	4,301	48,807		
	1 雜収入	53,108	4,301	48,807	預金利息 他	
5	繰越金	39,714,892	39,513,699	201,193		
	1 繰越金	39,714,892	39,513,699	201,193	前年度繰越金	
合計		42,790,000	42,540,000	250,000		

歳出の部						
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考	
1	役宅管理費	1,300,000	1,400,000	△ 100,000		
	1 教区役宅管理費	150,000	150,000	0	教区役宅共用部分光熱水費 火災保険料 等	
	2 借上役宅負担費	1,150,000	1,250,000	△ 100,000	宗派借上役宅教区負担分	
2	營繕備品費	500,000	500,000	0		
	1 営繕備品費	500,000	500,000	0	教区役宅修繕費	
3	教務所整備費	100,000	100,000	0		
	1 教務所整備費	100,000	100,000	0	事務所整備費	
4	予備費	40,890,000	40,540,000	350,000		
	1 予備費	40,890,000	40,540,000	350,000		
合 計		42,790,000	42,540,000	250,000		

三条大谷学園の松葉幼稚園新園舎建設による融通金返済状況 (2018年度から2027年度)	
総額	30,000,000
返済額	21,000,000
残額	9,000,000

2024年度末状況

2025年度新潟真宗学院特別会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 7,660,000 円也
歳出総額 7,660,000 円也

歳入の部					
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額
					比較増・△減
1		三条学舎学費	2,160,000	3,090,000	△ 930,000
1	1	三条学舎学費	2,160,000	3,090,000	△ 930,000
	1	三条授業料	1,950,000	2,250,000	△ 300,000 15万×13名
	2	三条施設使用料	130,000	150,000	△ 20,000 1万×13名
	3	三条聴講費	80,000	90,000	△ 10,000 1科目1万
		三条入学金	0	450,000	△ 450,000 【休止】
		三条入学試験料	0	150,000	△ 150,000 【休止】
2		高田学舎学費	1,610,000	2,050,000	△ 440,000
1	1	高田学舎学費	1,610,000	2,050,000	△ 440,000
	1	高田授業料	1,500,000	1,500,000	0 15万×10名
	2	高田施設使用料	100,000	100,000	0 1万×10名
	3	高田聴講費	10,000	50,000	△ 40,000 1科目1万
		高田入学金	0	300,000	△ 300,000 【休止】
		高田入学試験料	0	100,000	△ 100,000 【休止】
3		助成金	1,800,000	1,800,000	0
1	1	助成金	1,800,000	1,800,000	0
	1	教区助成金	900,000	900,000	0 教区事業費会計より 45万×2学舎
	2	宗派助成金	900,000	900,000	0 宗派より 45万×2学舎
4		回付受金	2,000	2,000	0
1	1	回付受金	2,000	2,000	0
	1	三条学舎回付受金	1,000	1,000	0 三条学舎運営積立金会計より
	2	高田学舎回付受金	1,000	1,000	0 高田学舎運営積立金会計より
5		雑収入	17,106	11,745	5,361
1	1	雑収入	17,106	11,745	5,361
	1	雑収入	17,106	11,745	5,361 預金利息 等
6		繰越金	2,070,894	276,255	1,794,639
1	1	繰越金	2,070,894	276,255	1,794,639
	1	繰越金	2,070,894	276,255	1,794,639 前年度繰越金
合 計			7,660,000	7,230,000	430,000

歳出の部					
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額
					比較増・△減
1			三条学舎費	3,430,000	3,480,000
	1		三条学舎教務費	3,180,000	3,080,000
		1	三条講師費	2,300,000	2,300,000
		2	三条講師研究費	280,000	280,000
		3	三条特別講義費	300,000	150,000
		4	三条教務諸費	300,000	350,000
	2		三条学舎事務費	250,000	400,000
		1	三条指導会議費	200,000	350,000
		2	三条事務諸費	50,000	50,000
2			高田学舎費	2,750,000	3,280,000
	1		高田学舎教務費	2,510,000	2,940,000
		1	高田講師費	1,700,000	2,100,000
		2	高田講師研究費	360,000	360,000
		3	高田特別講義費	300,000	150,000
		4	高田教務諸費	150,000	330,000
	2		高田学舎事務費	240,000	340,000
		1	高田指導会議費	200,000	300,000
		2	高田事務諸費	40,000	40,000
3			運営費	250,000	280,000
	1		運営費	250,000	280,000
		1	運営委員会費	50,000	80,000
		2	学院指導会議費	150,000	150,000
		3	学院事務諸費	50,000	50,000
4			予備費	1,230,000	190,000
	1		予備費	1,230,000	190,000
		1	予備費	1,230,000	190,000
			合計	7,660,000	7,230,000
					430,000

2025年度新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 10,060,000 円也
歳出総額 10,060,000 円也

歳入の部					
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備考
1	冥加金	100,000	100,000	0	
	1冥加金	100,000	100,000	0	聴講費
2	助成金	10,000	10,000	0	
	1宗派助成金	10,000	10,000	0	未定
3	回付受金	3,776,300	2,841,300	935,000	
	1回付受金	3,776,300	2,841,300	935,000	教区事業費会計より
4	雑収入	15,703	10,587	5,116	
	1雑収入	15,703	10,587	5,116	預金利息 他
5	繰越金	6,157,997	6,088,113	69,884	
	1繰越金	6,157,997	6,088,113	69,884	前年度繰越金
合 計		10,060,000	9,050,000	1,010,000	

歳出の部					
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備考
1	教化センター費	2,276,300	1,736,300	540,000	
	1講師費	524,300	401,300	123,000	定例学習会 講師謝礼・研究費・旅費
	2研究員費	200,000	170,000	30,000	研究員助成・旅費
	3センター諸研修費	752,000	365,000	387,000	佐渡フィールドワーク、木村主幹最終講義
	4センター紀要費	800,000	800,000	0	紀要発行費
2	聞思学場費	1,260,000	760,000	500,000	
	1聞思諸研修費	710,000	210,000	500,000	公開講演会、上山研修
	2教導費	550,000	550,000	0	定例研鑽会 教導御礼・旅費 研鑽補助
3	図書整備費	110,000	110,000	0	
	1図書整備費	10,000	10,000	0	
	2図書購入費	100,000	100,000	0	
4	事務運営費	130,000	235,000	△ 105,000	
	1会議運営費	100,000	150,000	△ 50,000	運営委員会 スタッフ会議
	2事務諸費	30,000	85,000	△ 55,000	郵送費 等
5	予備費	6,283,700	6,208,700	75,000	
	1予備費	6,283,700	6,208,700	75,000	改編特別給付金 200万
合 計		10,060,000	9,050,000	1,010,000	

2025年度新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 14,930,000 円也
歳出総額 14,930,000 円也

歳入の部							
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1			冥加金	4,900,000	4,700,000	200,000	
	1		冥加金	4,900,000	4,700,000	200,000	
		1	冥加金	4,900,000	4,700,000	200,000	施設利用に伴う冥加金
2			回付受金	7,310,000	8,100,000	△ 790,000	
	1		回付受金	7,310,000	8,100,000	△ 790,000	
		1	宗派回付受金	7,110,000	7,500,000	△ 390,000	宗派より 施設管理助成=250万円 教区雇員給与=339万円 子ども使用者割引 50万 施設周知 22万 子どものつどい 50万
		2	教区回付受金	200,000	600,000	△ 400,000	教区事業費会計より20万
3			諸懇志	30,000	30,000	0	
	1		諸懇志	30,000	30,000	0	
		1	諸懇志	30,000	30,000	0	施設利用に伴う諸懇志
4			雑収入	5,544	3,680	1,864	
	1		雑収入	5,544	3,680	1,864	
		1	雑収入	5,544	3,680	1,864	預金利息他
5			繰越金	2,684,456	3,496,320	△ 811,864	
	1		繰越金	2,684,456	3,496,320	△ 811,864	
		1	繰越金	2,684,456	3,496,320	△ 811,864	前年度繰越金
合 計			14,930,000	16,330,000	△ 1,400,000		

歳出の部							
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1	事業費			8,700,000	10,140,000	△ 1,440,000	
1	1	研修費		2,280,000	3,090,000	△ 810,000	
	1	給食費		1,300,000	1,500,000	△ 200,000	施設利用に伴う、食材費・飲料代
	2	教材費		30,000	100,000	△ 70,000	教化教材等の購入費
	3	振興費		950,000	600,000	350,000	センター主催行事の開催経費
		記念誌発行費		0	890,000	△ 890,000	【廃目】
2	2	管理費		6,420,000	7,050,000	△ 630,000	
	1	荘厳費		70,000	100,000	△ 30,000	仏華、蠟燭等、荘厳にかかる経費
	2	営繕整備費		800,000	800,000	0	施設設備点検・清掃作業経費、その他諸営繕対応費
	3	備品費		500,000	400,000	100,000	備品購入費、修理費
	4	除雪費		1,000,000	850,000	150,000	除雪業務委託経費
	5	光熱水費		1,900,000	1,900,000	0	電気・ガス・上下水道・灯油代
	6	温泉関係費		450,000	450,000	0	温泉料負担金
	7	諸費		1,200,000	1,500,000	△ 300,000	日用品・事務用品購入代、業務用冷凍冷蔵庫・複合機・AEDリース代、新聞購読料 パンフレットリニューアル 他
	8	負担金費		200,000	250,000	△ 50,000	温泉区協議会費、食品衛生協会会費他 各種団体負担金
	9	公用車費		300,000	800,000	△ 500,000	保険料、ガソリン代他
2	庶務費			5,550,000	5,450,000	100,000	
1	1	事務費		350,000	450,000	△ 100,000	
	1	会議費		100,000	250,000	△ 150,000	運営委員会（2回）、スタッフ会議他 関係会議経費
	2	通信費		200,000	150,000	50,000	郵便・電話（固定・FAX）代
	3	涉外費		50,000	50,000	0	各種涉外費
2	2	人件費		5,200,000	5,000,000	200,000	
	1	職員費		4,500,000	4,300,000	200,000	教区雇員給与他人件費、主任時間外・休日勤務手当 センター雇員退職積立金 18万
	2	補助員費		500,000	500,000	0	アルバイト人件費、傷害保険料
	3	交通費		200,000	200,000	0	主任ガソリン代
3	予備費			680,000	740,000	△ 60,000	
1	1	予備費		680,000	740,000	△ 60,000	
	1	予備費		680,000	740,000	△ 60,000	
合 計				14,930,000	16,330,000	△ 1,400,000	

2025年度新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

**歳入総額 990,000 円也
歳出総額 990,000 円也**

歳入の部					
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1	回付受金	400,000	400,000	0	
	1 回付受金	400,000	400,000	0	教区事業費会計より
2	雑収入	9,223	5,854	3,369	
	1 雑収入	9,223	5,854	3,369	預金利息他
3	繰越金	580,777	644,146	△ 63,369	
	1 繰越金	580,777	644,146	△ 63,369	前年度繰越金
合 計		990,000	1,050,000	△ 60,000	

歳出の部					
項目	科目名称	予算額	前年度予算額	比較増・△減	備 考
1	莊嚴費	220,000	220,000	0	
	1 莊嚴費	220,000	220,000	0	竹之内草庵供華料 10万円 報尽為期碑莊嚴費 2万円 木揚場教会供華料 10万円
2	管理費	130,000	130,000	0	
	1 管理費	130,000	130,000	0	報尽為期碑清掃補助 7万円 報尽為期碑冬囲い諸経費 6万円
3	会議費	150,000	240,000	△ 90,000	
	1 会議費	150,000	240,000	△ 90,000	運営委員会開催経費 (2回)
4	諸費	50,000	50,000	0	
	1 諸費	50,000	50,000	0	賠償責任保険料、傷害保険料 (研修会等)、郵便費他
5	予備費	440,000	410,000	30,000	
	1 予備費	440,000	410,000	30,000	
合 計		990,000	1,050,000	△ 60,000	

2025年度新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出予算

自2025年7月1日 至2026年6月30日

歳入総額 24,390,000 円也

歳出総額 24,390,000 円也

歳入の部					
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額
					比較増・△減
(1)		助成金	7,300,000	10,000	7,290,000
	1	助成金	7,300,000	10,000	7,290,000
		1 慶讃事業助成金	7,300,000	10,000	7,290,000 宗派助成金
(2)		懇志金	2,200,000	10,000	2,190,000
	1	懇志金	2,200,000	10,000	2,190,000
		1 懇志金	2,200,000	10,000	2,190,000 寺院1口10,000円*200口、当日参詣者懇志
(3)		冥加金	4,600,000	10,000	4,590,000
	1	冥加金	4,600,000	10,000	4,590,000
		1 法要冥加金	2,800,000	10,000	2,790,000 参加冥加金 @2,000*1,400人
		2 慶事冥加金	1,800,000	0	1,800,000 祝賀会冥加金 @10,000*180人
(4)		回付受金	10,000	10,000	0
	1	回付受金	10,000	10,000	0
		1 回付受金	10,000	10,000	0 特別事業積立より
(5)		雑収入	12,795	7,994	4,801
	1	雑収入	12,795	7,994	4,801
		1 雑収入	12,795	7,994	4,801 預金利息 等
(6)		繰越金	10,267,205	12,882,006	△ 2,614,801
	1	繰越金	10,267,205	12,882,006	△ 2,614,801
		1 繰越金	10,267,205	12,882,006	△ 2,614,801 前年度繰越金
合 計			24,390,000	12,930,000	11,460,000

歳出の部					
款	項	目	科目名称	予算額	前年度予算額
					比較増・△減
(1)		教区事業費	15,190,000	30,000	15,160,000
	1	教区事業費	15,190,000	30,000	15,160,000
		1 教区慶讃法要費	12,500,000	10,000	12,490,000 法要執行経費
		2 慶讃教化事業費	2,690,000	10,000	2,680,000 慶讃開闢教化事業経費
		記念事業費	0	10,000	△ 10,000 【廃止】
(2)		組助成費	2,650,000	0	2,650,000 【新設】
	1	組助成費	2,650,000	0	2,650,000
		1 組教化助成費	540,000	0	540,000 テーマ特別助成 @2万*27カ組
		2 組団参助成費	2,110,000	0	2,110,000 各組割当人数に基づく団体参拝助成
(3)		事務費	1,100,000	560,000	540,000
	1	事務費	1,100,000	560,000	540,000
		1 会議費	800,000	500,000	300,000 慶讃事業委員会、各部会 会議旅費
		2 郵便費	100,000	30,000	70,000
		3 事務諸費	200,000	30,000	170,000
(4)		予備費	5,450,000	10,150,000	△ 4,700,000
	1	予備費	5,450,000	10,150,000	△ 4,700,000
		1 予備費	5,450,000	10,150,000	△ 4,700,000
		回付金	0	2,190,000	△ 2,190,000 【廃止】
		回付金	0	2,190,000	△ 2,190,000
		回付金	0	2,190,000	△ 2,190,000
合 計			24,390,000	12,930,000	11,460,000

5. 教化事業

2024年度 新潟教区教化事業報告

※網掛け部分は教師陸補対象研修会

【本部会】

事業名	期日	会場	対象	参加人数	講師	内容	備考
新任教師研修会	2024/5/22	高田別院	① 大谷派教師資格取得後5年以内の方 ② 寺院に戻って5年以内の方 ③ 兼職等で日常的に法務につかれていない方	15人	本多雅人氏 (東京教区蓮光寺)	大谷派教師として活動していく上で歩みの確かめや、他の教師の方々との交流が図られることを願いとして実施した。	
【新規】 新潟教区「是施陀羅」問題に関する説明会	2024/12/12	三条別院 (サテライト 高田別院)	・各組正副組長 (うち1名) ・組門徒会長 ・(WEB推奨) 同朋社会協議会委員	88人	本山派遣宗務役員 (中山量純氏、杉山寧氏)	「是施陀羅」問題に関する取り組みを教区・組へ展開せんとする宗派方針を受けて、開催する説明会	
本部員研修会	2024/9/18	三条別院	本部員	13人	中山善雄氏 (第22組淨敬寺)	「是施陀羅」問題に関し、その課題を共有する	
指定同朋の会	2024年度内通年	教区指定寺院	教区指定寺院 (最大3カ寺)	3か寺 各回15人 程度	対象寺院との 協議により 選定	同朋の会未結成や未活動寺院を対象に同朋の会の結成・促進をサポートする	高田エリア事業 ※指定寺院 高田11組尊敬寺 高田12組福正寺 高田13組西念寺
特別事業実施助成	通年	—	教区内の方	—	—	時局への柔軟な対応や新たな取り組み等への支援 今年度は永寶晴香氏（第10組淨敬寺）申請の「声明のための発声法講習会」を助成対象とした。	
(対象事業)	2024/9/17	三条別院	大藤美帆氏 (第10組勝願寺)	15人	藤内淳心氏 (東北教区明賢寺)	・東北や能登で災害支援に従事していらっしゃる講師をお招きし、「災害支援と寺のあり方」というテーマで、支援活動で見た現実をお聞きしながら、寺には何ができるのか、何をすべきかを考える研修会を実施した。	
教化関係団体懇談会	2025/5/23	高田別院	各教化関係団体	12人	なし	教区教化委員会と教化関係団体の交流、情報共有をはかるために懇談の場を設けた。	
帰敬のつどい	2024/10/10	高田別院	帰敬式受式者 後期教習修了者	45人	なし	対象者の中から感話をしてもらい、改めて帰敬式の意義等を確認する	高田エリア事業
三条エリア女性研修会	2024/10/2	第17組妙音寺	どなたでも	33人	細川好圓氏 (第17組護念寺)	講義・座談の一日研修会、共に教えを聞き、共に語りあえる場を創出する	
教区女性研修会	2025/4/11	三条別院	どなたでも	49人	西村昌桐氏 (山陽教区 元新潟教区駐在教導)	講義・座談の一日研修会、共に教えを聞き、共に語りあえる場を創出する	
【未執行】高田エリア女性研修会	-	-	-	-	-	次年度開催へ向け協議実施していたため、事業としては未執行であった	
女性研修会定例学習会	2024 ①9/19 ②12/5 2025 ③2/20 ④3/4 ⑤4/17 ⑥6/17	三条別院	実行委員 将来研修会を運営 していきたい方	各回10人 前後	細川好圓氏 (第17組護念寺)	スタッフが研修会において座談等を円滑に進めるための事前学習会。	

【教学儀式部門】

事業名	期日	会場	対象	参加人数	講師	内容	備考
声明基本講習会 (夏・春)	2024 ①8/19 2025 ②3/31	三条別院	どなたでも	①15人 ②17人	三条声明会	得度考査に向けて講習する得度班、日常法務に関する研鑽を資する法務研鑽班、更なる研鑽を希望される方への声明研鑽班に分け、班別方式で講習を行った	三条エリア事業
声明講習会(秋・春)	2024 ①10/7 2025 ②4/7	三条別院	僧侶	①46人 ②34人	泉康夫氏 (元本山堂衆) 多田隼氏 (本山堂衆)	教区内のニーズを事業目的に資するよう内容を検討した	教師陸補 第1種対象
教学研究会	2024 ①11/14-15 2025 ②3/11-12 ③5/1-2	三条別院	どなたでも	①9人 ②10人 ③15人	藤場俊基氏 (金沢教区常讚寺)	教行信証「化身土巻」の講義、攻究、座談	教師陸補 第2種対象
教区秋安居 [三条エリア]	2025/2/13-14	三条別院	どなたでも	22人	山田恵文氏 (大谷大学非常勤講師)	『西方指南抄』序説	教師陸補 第2種対象 三条エリア事業
教学研修会	2024 ①9/5 ②12/5	高田別院	どなたでも	①39人 ②41人	狐野秀存氏 (前大谷専修学院長)	正信偈をたずね、宗祖のお言葉に私を聞く	教師陸補 第1種対象
教区秋安居 [高田エリア]	2024/10/29-30	高田別院	どなたでも	21人	草野顯之氏 (大谷大学名誉教授)	『口伝鈔』史考	教師陸補 第2種対象 高田エリア事業

声明作法講習	2025/4/18	高田別院	有僧籍者	34人	松村大榮氏 (本山堂衆)	午前：法要の成り立ちと次第の組み立て 午後：葬儀・中陰勤行・三匝鉢	教師陸補 第1種対象
得度受式者の集い	2024/10/12	高田別院	得度受式者	2人	なし	得度式受式者に高田別院報恩講への出仕いただき、併せて得度式受式のお祝い、お披露目を行った。	
得度研修会・声明講習会【初步】	2025 ①1/11 ②1/12 ③1/18 ④1/19 ⑤1/25 ⑥1/26 ⑦2/9	高田別院	得度式受式予定者 有僧籍者	8人	高田准堂衆会会員 講話講師	得度の意義と声明の基本について学ぶ。 1月、2月の土日に計7回開催。得度についての講話。	
同(一日研修会)	2025/4/29	高田別院	得度式受式予定者・有僧籍者	8人	高田准堂衆会会員	装束作法・声明作法についての学びを深めた。	
【新規】教学儀式部門実行委員交流会	2025/2/17	三条別院	教学儀式部門実行委員	22人	なし	教学・儀式の分科会形式にて、実行委員の交流の機会を設けた。	

【同朋社会部門】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
社会問題研修会	2024/11/18	三条別院 高田別院 自宅	どなたでも	18人	加藤直樹氏 (作家)	講題『朝鮮人虐殺の史実が現代に問うもの』	

【未来構想部門】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
こども報恩講	2024 ①10/13 ②11/3	①高田別院 ②新井別院	園児、小・中学生	①25人 ②38人	なし	高田・新井両別院の報恩講をご縁として、別院に足を運んでくれた子どもたちを対象に、別院を会場に行事を行った	
べついん寺子屋	2024 ①8/8 ②12/25	①新井別院 ②高田別院	小・中学生	①23人 ②46人	冬のみ書道講師 3名	「宿題と遊びを寺でやろう」をコンセプトに、お寺を「学びの場」「遊びの場」として開放した。	
【中止】 高田地区青少年キャンプ	-	-	-	-	-	スタッフに感染症が発症したため、やむを得ず中止とした。	
青少年年教化関係団体連絡協議会	2025/4/24	第21組木揚場教会	教区の青少年年教化にかかわる団体の代表者	17人	発表者 松村弘氏 藤田恵日氏 岩崎歩氏	教区の若手教化団体（仏教青年会・児童連絡協議会・若坊守会など）と学習会・意見交換会・交流会を行った。	
【中止】 未来構想に関する検討会	-	-	-	-	-	本年は教勢調査の結果が本山からしめされず、その情報をもとに新潟教区の教化を模索していく予定であったため実施することができなかつた。	
【新規】 新潟教区若手大交流会	2024/10/19	長岡会堂	教区内の若手寺族（20代～40代）	48人	なし	若手寺族が抱える様々な問題を共有する場を作った。	

【共同教化部門】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
教区-組教化連絡会総会	2025/3/10	三条別院	組教化担当者	24人	なし	①新しい組教化助成金について ②共同教化の願いについて ③組教化助成計画報告シートについての確認・説明を行った後、各組教化担当者との意見交換を行った	
【新規・中止】 共同教化部門研修会	-	-	-	-	-	組教化助成計画報告シート（仮）を作成・活用する案があがり、それを進めることを優先としたため部門員研修会は実施しなかった。	

2024年度 新潟教区教化関係諸機関事業報告

【伝道広報室】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
機関誌『聲』発行	2025 ①1月 ②7月	—	—	—	—	門徒を対象とした紙媒体広報物を年2回発行した	
教区ホームページの作成・管理	—	—	—	—	—	教区ホームページの維持管理・運営	
法語ポスター作成	—	—	—	—	—	2種類の法語ポスター作成	
【新規・未執行】 広報サポート	—	—	—	—	—	サポートの利用申込みはなかったため、予算執行なし。	

【同朋社会協議会】

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
差別問題専門講座	2024 ①11/12 2025 ②4/25	三条別院 高田別院 (WEB参加有)	同朋社会協議会委員 及び希望者	①12人 ②15人	①長谷川あり氏 (小千谷市会議員) ②高橋典男氏 (人権センターの事務局長)	①部落差別問題に関する小千谷市の現状と課題についての講義 ②墓石の差別戒名を通して、部落差別と宗教との関わりについて	
靖国問題専門講座	2024/12/13	高田別院	同朋社会協議会委員 及び希望者	18人	新野和暢氏 (同朋大学非常勤講師)	「ヤスクニ問題の現在地」	
男女平等参画専門講座	2024/9/12	三条別院 高田別院 (web サテライト) web	同朋社会協議会委員 及び希望者	34人	伊藤公雄氏 (大阪大学名誉教授・ 京都大学名誉教授)	講義と質疑応答 講題「男性学ってなんですか?」	
差別問題基礎講座	2024/9/10	中越13組西方寺	どなたでも	14人	なし	映画『破戒』の鑑賞をとおして、差別問題について触れる機会とした。	
靖国問題基礎講座	2025 5/17-19	上越市 市民プラザ	協議会委員 教区内僧侶・門徒 一般	215人	平田真義氏 (本願寺派浄光寺前住職)	「戦争といのちを考える」をテーマとして開催した	
男女平等参画基礎講座	2025/5/14	新発田市 生涯学習センター	下越エリアの寺族・ 門徒・一般	36人	古川潤哉氏 (日本思春期学会理事・ 本願寺派僧侶)	講義と班別座談 テーマ「こどもたちのジェンダー問題 生と死から考える」	

【教区-組教化連絡会】

共同教化部門参照

【教学研鑽室】

◆教化センター

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
定例学習会①	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	富樫大樹氏 (第17組妙音寺)	引き続き『歎異抄』の学習会を行った。	
定例学習会②	年2回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	木村邦和氏 (中越13組専行寺)	前年度に続き、往還二回向と浄土論、浄土論註について学んだ。	
定例学習会③	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	齊藤研氏 (第15組正樂寺)	前年度に引き続き、消息類を読み解いた。	
定例学習会④	年2回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	田澤一明氏 (第19組明誓寺)	前年度に引き続き、『無量寿經』に関する学習会を行った。	
【新規】定例学習会⑤	年2回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	—	三明智彰氏 (九州大谷短期大学名誉学長、量深学場主宰)	『教行信証』「化身土巻」の「我が元仁元年」から、まさしく800年のいま、祖師親鸞聖人立教開宗の根本精神を、真蹟の坂東本『教行信証』に直参し素読することを通して学んだ。	
中越御旧跡現地学習 (フィールドワーク)	2025/5/29	教区内御旧跡 (中越)	研修生 研究員	11人	永寶卓氏 (第10組淨敬寺)	「良寛と真宗」というテーマのもと、弥彦方面(国上寺五合庵・良寛関係)や長岡方面(隆泉寺)、出雲崎の良寛記念館を巡り、良寛を軸に新潟の仏教や真宗を学んだ。	
【未執行】 『センター研究報告 第2集』発行	-	-	-	-	-	原稿の校正等が遅れてしまったため未執行となった。2025年度発行予定。	

◆聞思学場

事業名	期日	会 場	対 象	参加人数	講 師	内 容	備 考
定例研鑽会	年度6回	高田別院	研修生 聴講生	毎回 10人程度	専任講師 指導	「教行信証」 3カ年度連続講座 (2年度目)	
公開講演会	2025/6/20	高田別院	研修生 聴講生 一般	30人	黒萩昌氏 (北海道教区法誓寺)	テーマ「現代に応える伝道の在り方」	
一泊研修会	2025/4/4-5	池の平青少年センター	研修生 聴講生	8人	専任講師 指導	宿泊しての研鑽と相互交流。 教行信証の総序について学びを深めた。	

2024年度 新潟教区関係団体事業報告

【坊守会】

事業名	期日	会場	対象	講師	備考
総会	2024/7/11	高田別院	坊守	—	・2023年度事業報告、決算 (坊守会及び若坊守会) ・2024年度事業計画、予算 (坊守会及び若坊守会) ・規約改正について
機関誌発行	2024年12月発行	—	全力寺発送	—	第2号
坊守研修会	2025/5/12	三条別院 高田別院	坊守・准坊守	酒井浩美氏 (東京教区存明寺)	
坊守会役員研修会	2024/12/16	アルフォーレ（柏崎）	坊守・准坊守	多田誓氏 (第10組尊徳寺)	
声明講習会	2024/12/2	高田別院	坊守・准坊守	永寶晴香氏 (第10組淨敬寺)	
坊守会報恩講	2024/12/2	高田別院	坊守・准坊守	永寶晴香氏 (第10組淨敬寺)	
若坊守研修会	2025/4/21	高田別院	寺で生活する全 ての若手女性、 男性坊守、どな たでも	上寺恵美氏 (京都教区 真宗大谷 派僧侶)	テーマ 「わたしってなに？」～お寺のわたし、家族のわたし～
若坊守学習会	①2024/12/3 ②2025/3/14 ③2025/5/13	三条別院	准坊守・坊守・ どなたでも	①倉井光弥氏 (中越11組養泉寺) ②塚本智秀氏 (第18組等運寺) ③小柳円晃氏 (第19組明願寺)	講題 ①「親鸞聖人について」～わたしにとって親鸞とは～ ②「お寺ってなに？」～どうして大事にされてきたのだろう？儀式の場だけじゃないの？ ③「供養ってなに？」～供養ってなんのためにするの？～
若坊守会支援活動	①2024/12/2 ②2025/6/21- 22	①高田別院 ②三条別院	どなたでも	—	講題 ①坊守会声明講習会(12/2)において、大人の男性用衣類や 毛布等を収集し、社会福祉法人「みんなでいきるに寄付」 ②御坊市において、フリーマーケットを実施。募金も募 り、新潟県フードバンク連絡協議会へ寄付

【推進員連絡協議会】

事業名	期日	会場	対象	講師	備考
総会	2024/8/8	三条別院	推進員	—	予決算
法灯の集い	2024/12/17- 18	ゆもとや	推進員	今泉温資氏 (往生人舎主宰)	テーマ「再度仏法相続を願って」
機関誌「すいしん」発行	年1回	—	推進員	—	2025/3に第2号を発刊した

【児童教化連盟】三条地区

事業名	期日	会場	対象	講師	備考
児童「夏の集い」	2024/8/22-23	池の平青少年 センター	教区内児童	—	一泊二日
児童指導者研修会	2025/3/6	三条別院	どなたでも	松尾覚氏 (金沢教区本泉寺)	テーマ 「お寺の意義とはなんだろう？～児童教化にたずねる～」
子ども会サポート プロジェクト	2024 ①8/30 ②10/19	①中越11組養泉寺 ②第18組西入寺	—	—	

【児童教化連盟】高田地区

事業名	期日	会場	対象	講師	備考
児童研修会「冬の集い」	2025/2/1-2	池の平青少年 センター	児連委員 子ども	桃井肖章氏、他	キーを通じ参加者間の交流
子ども会スタッフ派遣	2025/4/23	新井別院	保育園児	—	子ども会開催サポート
連区指導者研修会	2025/6/4-5	教区内寺院他	連区内児連関係者	—	高田エリア当番

【児童教化連盟】合同事業

事業名	期日	会場	対象	講師	備考
お寺の子どもたちのつど い	2025/5/10-11	三条別院 新潟市文化財セン ター サントピアワール ド	どなたでも	—	三条担当

【高田仏教青年会同盟】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
機関紙「ともがき」発行	2024年10月		旧高田教区寺院	—	機関誌発行
レクリエーション	2024/8/24	食道園	どなたでも	—	親睦会
話会	2024 ①7/21 ②10/6 2025 ③4/26-27	①専徳寺 ②福楽寺 ③池の平青少年センター	どなたでも	—	③大詫会
仏青報恩講	2025/6/22	新井別院	どなたでも	—	
公開講演会	2025/6/22	新井別院	どなたでも	海法龍氏 (東京教区長願寺)	
総会	2025/6/22	新井別院	会員	—	
交流会	2024/9/11	中越13組淨福寺	会員	—	新潟若仏・三条児連・高田児連との合同

【若者仏教会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
若者教化プロジェクト	2025/4/26	餞心亭おゝ乃	仏事に関わる 関係者	—	
御坊市	2025/6/21 -22	三条別院	誰でも参加可	—	
仏教通信 『極樂マガジン』刊行	—	—	—	—	本年度ロゴについてのやり取りが進まず、発行はできなかつた。
若者教化学習会	2024 ①9/29 ②4/8 ③5/30	①護念寺 ②教区同朋会館 ③教区同朋会館	誰でも参加可	①大谷徹奘氏 ②麻田弘潤氏 ③教区内若手僧侶	①法相宗の法話 ②本願寺派僧侶の講義 ③若手僧侶による法話

【スカウト連合会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
東西スカウト合同研修会	2024年9月	池の平青少年センター	スカウト・指導者	—	東西スカウトの合同研修会
ベンチャースカウト 研修会	2025年2月	—	スカウト	—	ベンチャースカウト（高校生年代）対象の事業。大谷派の歴史や作法を学び、仏教章獲得を目指す。
ボーイスカウト研修会	2025/3 春休み	—	スカウト	—	ボーイスカウト（中学生年代）対象の事業。 技能向上と交流をはかる。
カブスカウト研修会	2025年5-6月	—	スカウト	—	カブスカウト（小学生年代）対象の事業。 がスカウト活動を体験し、仲間づくりを目指す。

【大谷保育協会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備 考
総会／研修会	2024/9/24	ホテル ニューオオタニ 長岡	新潟支部加盟園	田村晃徳氏	理事会・総会・研修会
高田エリア研修会	2024/12/21	高田別院	新潟支部加盟園	真城義麿氏 (真宗大谷学園専務理事)	講題「ふかきみ法にあいまつる」
保育大会	2025/2/25	三条別院	新潟支部加盟園	石牧良浩氏 (同朋大学教授)	セラピー各論 I ・ II 保育心理士資格及びフォローアップのための研修会
新任保育者研修会	2025/5/20	—	新潟支部加盟園 新任保育士	五島満氏 (東京教区淨行寺／銀の鈴 幼稚園園長)	テーマ「真宗保育とは何か」

【響流29（合唱団）】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2024/7/18	高田別院	合唱団員	指揮 高橋良弘氏 伴奏 上野一栄氏	定例総会
合唱練習例会	毎月1回 第3木曜日	高田別院	合唱団員	指揮 高橋良弘氏 伴奏 上野一栄氏	合唱練習
高田別院春の音楽法要	2025/4/12	高田別院	合唱団員 他有志	指揮 鎮西広円氏 伴奏 上野一栄氏	音楽法要

【教導補導会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
研修会	2024/12/6	三条別院	同朋会館教導 補導 真宗本廟教化 教導	河野恵嗣氏 (研修部 補導主任)	テーマ「同朋会館で今大切にしていること、これからも大切にし続けること」

【保護司会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2024/9/13	高田別院	教区保護司会員	—	事業報告・予算
研修会	2024/9/13	高田別院	教区保護司会員	植木信宏氏	

【教誨師会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2025/6/5	ホテルニューオオタニ長岡	会員	—	

2025年度新潟教区教化研修計画

新教区発足から3年目を迎えるわけであるが、2026年度から実施される新しい組の教化助成が提示されることを機会に、これまでの教化事業が「教区教化の願い」を実現するものであったのかどうか、教区主催の教化事業について見直しをしていく。教区がなすべきことと組が主体的に取り組むことの棲み分けを明確にし、できるところから教区教化事業の改変に着手していきたい。

2026年度から実施予定の「組教化助成金」を受け、各組においては「共同教化の基軸」として、主体的に教化事業を企画していく準備の期間となる1年になる。組長・副組長・会計担当・教化担当者らが十分に連携を取りながら、組の教化事業について検討を進めていただきたい。

本山における「是旃陀羅」問題の教区説明会を受け、教区学習会の立案と実施、並びに各組における「是旃陀羅」問題学習会の実施のあり方を探っていきたい。

1 教区教化の願いと方針 ~一カ寺に聞法の場を開く~

2010年から13年間の協議を積み重ね、2023年7月より、新潟教区が発足した。この間、両教区でのこれまでの取り組みに向き合い、その歩みを尊重しつつ、新潟教区がどういった方針で教化事業を展開するべきか、鋭意検討を重ねてきた。

その協議において、教区教化方針の基礎として次の三点が見出されている。

■新潟教区における教化の願い

- 1 「一カ寺に聞法の場を開く」ことを願いとする。
- 2 「組を共同教化の基軸とする」ことを願いとする。
- 3 「教区は聞法の場を開く人の育成を担い、現場の声を聞き、必要な支援を実施する」ことを願いとする。

それぞれの内容とそこから示される方針は以下の通りである。

(1) 「一ヵ寺に聞法の場を開く」

新潟教区内の各寺院・教会は固有の状況を有する中にあってそれが存立しているが、「聞法の場を開く」という一点はすべての寺院・教会に共通する聞法道場としての本質的役割である。一ヵ寺を差し置いて組や教区での事業は成果を結ぶことはなく、新潟教区内においては一ヵ寺がそれぞれの状況に応じて聞法道場として本質的役割を果たし続ける状態を目指す。そのために、教区は一ヵ寺が「聞法の場を開き続ける支援」となる取り組みに焦点を合わせて事業を展開する。

(2) 「組を共同教化の基軸とする」

広域化する教区において、教区単位で一堂に人が集い事業を展開するのはその必要性を吟味し、最小限にしていくべきである。

一ヵ寺では困難な取り組みを実現する共同教化は、より多くの人が集いやすい組や複数寺院での実施を基軸とし、規模やアイデアを補完しあい、より充実した教化の現場を開いていく。

(3) 「教区は聞法の場を開く人の育成を担い、現場の声を聞き、必要な支援を実施する」

一ヵ寺や組において聞法の場を開く人の育成は、教区が主にその役割を担っていく。また、教区内の様々な教化の現場（一ヵ寺、組、教化関係団体等）に教区教化の方針を示しつつ、それぞれの現場からの要望を受け取り、必要な支援を実施していく。

聞法の場が一旦開かれたことに安逸をむさぼることはできない。そこが本当に聞法の場であるのかを常に自問し、求道する姿勢が、その場を開き続ける力となるのである。

その点について、曾我量深・金子大榮の両氏は

「さとりに腰掛けておるならば、そのさとりというものは迷い以上の迷いである。」

曾我量深（『曾我量深先生の言葉』より）

「私たちの頭にある聞法というのは法を聞いて信心を獲得するということで、聞によって信心をいただくということのようであります。されどその逆もありまして、信心あるものは聞法相続すべし、信心の証拠は聞法より他ない、法を聞かなくなったらば 信心もうすれてしまったんだと、こういっていいんだろうと思います。

だから伝道の精神は求道よりほかないのであります。道を求めるということ、それがやがて伝道ということになるのである。」

金子大栄（『誕生のこころ』より）

という言葉を残されている。

この姿勢を、常に示し続けていくことも教区の大切な役割である。

以上のように新潟教区においては、一カ寺・組・教区等の教化組織がそれぞれ連動し「一カ寺に聞法の場を開く」ことに集約されていくように事業を展開する。

2 本年度の取り組みについて

（1）新たに決まる組教化助成金の内容と仕組みの周知と説明を行う

これまでの旧三条・高田両教区での各組に対する教区の助成金の仕組みを改め、新しい新潟教区の助成案（最終案）を提示する。この新しい助成の願いとして、「組を共同教化の基軸とする」という願いの実現が図られること、そのために各組が主体的に自身の組の教化課題に取り組んでいけるものとすることが挙げられるわけである。それに向けた新たな教区助成の内容と仕組みに関する説明と周知を丁寧に行い、2026年度の各組における教化助成金の申請がスムーズに行われるようにしていきたい。

（2）教区教化事業の「教区の教化の願い」実現に向けた内容の見直しと整理

「教区教化の願い」実現に向け、教区教化事業が「聞法の場を開く人の育成」を願ったものになっているか、「現場の声を聞く」ことが行われているか、「必要な支援を実施する」ものとなっているかを一つ一つ検討し「教区の教化の願い」にかなったものとなるようにその内容を整理し必要があれば教化事業の改変等も行なっていく。

(3) 慶讃法要実施に向けた関連教化事業の立案と推進

2026年5月24日（日）に予定されている「新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年立教開宗八百年慶讃法要（仮称）」に向けて、法要テーマに即した教区教化事業の可能性を探り実施に向けて検討していきたい。

(4) 「是旃陀羅」問題の教区学習会の立案と実施、各組における学習会実施に向けた方向付け

昨年度、各組長と門徒会長、同朋社会協議会委員、教区教化委員を対象に、本山主導の教区説明会が実施された。説明会では、「是旃陀羅」問題についての本山の受け止めと、各教区での学習会開催および各組での学習会実施を目標に置いた方針が説明された。これを受け、今年度、新潟教区として「是旃陀羅」問題の学習会を企画、実施する。同時に、各組における学習会をどのように実施していくかを本部会において引き続き検討・協議していく。すべての門徒が認識を深めることによって、『観経』の理解を問い直し、現実の様々な差別問題を自らの課題として向き合っていくような教化の方向性を新潟教区として模索していきたい。

3 各部門の方針について

①本部会

教区教化事業が「教区教化の願い」に叶うものになっているのか、各事業の内容の見直しと検討を行い、必要に応じて教化事業内容の再編成を行っていく。

「組が共同教化の基軸」としての教化事業を実施していく一方で、教区は「聞法の場を開く人の育成」、「必要な支援を実施」することが教化事業の中心となるように各部門との連携をとりながら調整を図っていきたい。

②教学儀式部門

2024年度に引き続き、新体制・新ルールの下事業の運営改善に取り組む。

1. 教区秋安居は、本講・次講の講師を両エリアに各年交互にお招きし、実施する。今年度は、本講は三条エリア・次講は高田エリアで実施する。
2. 儀式事業について、人の誕生・育成を念頭に三条声明会・高田准堂衆会と連絡を強化し、

- 教区の儀式研鑽の場がより豊かになるよう取り組む。
3. 教学、儀式とともに事業の周知徹底する。
 4. 新潟教区における教学儀式はどうあるべきかを教区の皆さんと考えて行く。出来る事やるべき事しなければならない事をしっかりと吟味し、地に足の着いた取り組みをあせらず着実に行う。

③同朋社会部門

同朋社会部門では、「差別問題、靖国問題、男女平等参画に関する問題」に取り組む同朋社会協議会と連携しながら、それらの領域に該当しない、もしくは領域を横断している問題・課題についての事業を展開する。

具体的には、新潟教区における教化の願いを念頭に、旧教区でそれぞれ開催されてきた社会問題研修会を踏襲・開催し、可能な限り映像化して各寺院の研修会に役立てていただきたい。また、今年度はフィールドワーク（現地学習会）を企画し開催したい。

現代社会の諸課題に学び、親鸞聖人が示された「同朋」ということが自らにおいて課題となり、一人の人間を敬うということは具体的にどのようなことなのか問い合わせながら、「同朋社会の顕現」を目指す。

④未来構想部門

自信教人信の誠を尽くし、青少幼年らと共に教えを聴聞する機会を作り、さらには今後の教区を担う人の養成に取り組む。また、過疎化やお寺離れなど様々な問題を抱える中、情報収集及び課題の抽出を行い、教区の未来を見据えた新たな教区教化の試みを模索する。

⑤共同教化部門

新潟教区の願いである「組を共同教化の基軸とする」をもとに、自組の教化を自組の手でつくりていく足元の教化を大切に、そして組に関わる門徒・寺族等が自信教人信の相互作用を生んでいけるような有機的な教化を目指す。

あらためて組内教化の現状を把握した上で、「こうありたい」という願いと課題を共有していく場ができると、またそのような場に住職のみならず門徒・坊守や准坊守・若手僧侶などの声が挙がりやすくなる後押しをしていく。

組教化担当者と意見交換をしながら上記のような教化に向けて検討提案していく。

⑥伝道広報室

新潟教区内の寺族・門徒、そして一般を対象とする伝道教化・広報活動について取り組む。迅速な情報発信が可能であるホームページ等のインターネット媒体、そしてお寺と門徒の繋がりを深める機関誌等の紙媒体による広報活動を基軸とする。また、各寺院が伝道教化・広報活動を積極的におこなっていけるようなサポートについても取り組んでいく。

以 上

2025年度 新潟教区教化事業計画

※網掛け部分は教師陸補対象研修会

【本部会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
【新規】 新潟教区「是旃陀羅」問題に関する学習会	2025/12/19	高田別院 (サテライト 三条別院)	寺族（住職、衆 徒、坊守など）※ 広く関心のある方	本山派遣宗務役員	今年度、新潟教区として「是 旃陀羅」問題の学習会を企 画、実施する。学習テキスト を用いて、『観経』序分を正 確に読み直すことを目的とす る。	
指定同朋の会	2025年度内	教区指定寺院	教区指定寺院 (最大3カ寺)	対象寺院との協議によ り選定	同朋の会未結成や未活動寺院 を対象に同朋の会の結成・促 進をサポートする	高田エリア事業
特別事業実施助成	通年	—	教区内の方	—	時局への柔軟な対応や新たな 取り組み等への支援 今年度は尾崎彰秀氏申請の 「新井別院伝統立花研修会」 を助成対象とする。	
(対象事業)	2026年6月予定	新井別院	すべての方	古川雅文氏 (第7組道因寺)	新井別院の立花手法（独自の カイの活用等）を学び、様々な方 に立花に親しんでいただく場を作り つつ、別院立花の伝統を広く残すための研修 会。講師をお迎えしつつ2日間 のワークショップを実施す る。	
教化関係団体懇談会	未定	未定	各教化関係団体	—	教化委員会と教化関係団体の 交流、情報交流	
帰敬のつどい	2025/10/9	高田別院	帰敬式受式者 後期教習修了者	—	対象者の中から感話をしても らい、改めて帰敬式の意義等 を確認する	高田エリア事業
【新規】 教区指定帰敬式法座	通年	—	—	—	「礼拝・聞法・正信・帰依三 宝」等をテーマに、仏弟子と して、学び・歩み出す機縁と なることを願って開催する法 座。本年は中越11組が対象。	
三条エリア女性研修会	未定	三条エリア内 の寺院	どなたでも	豊島信氏 (第6組西光寺)	講義・昼食・座談を日程に入 れ、リモート聴講可、必要に 応じて託児所を設ける。	
教区女性研修会	未定	三条別院	どなたでも	未定	別院を会場に県外の講師をお 招きし、講義・昼食・座談を 日程に入れ、リモート聴講 可、必要に応じて託児所を設 ける。	
【中止】 新任教師研修会						次年度以降の開催手 法を検討するため中止
【中止】 本部員研修会						今年度は特に課題と 思われるがないこと ために中止
【中止】 高田エリア女性研修会						三条エリア女性研修会に高田エリアから 講師をお招きし、事 前学習会の1回を高 田別院を会場に開催 するところから始め るために中止
【統合】 女性研修会定例学習会						三条エリア女性研修会に統合

【教学儀式部門】

事業名	期日	会場	対象	講師	内容	備考
声明基本講習会	①2025/8 (夏) ②2026/3 (春)	三条別院	どなたでも	三条声明会	得度考査に向けて講習する得度班、日常法務に関する研鑽を資する法務研鑽班、更なる研鑽を希望される方への声明研鑽班に分け、班別方式で講習を行う	
声明講習会	①2025/9-10 (秋) ②2026/3-4 (春)	三条別院	僧侶	未定	教区内のニーズを事業目的に資するように内容を検討する	教師陸補第1種対象
教学研究会	2025 ①12/2~3 2026 ②3/16~17 ③5/11~12	三条別院	どなたでも	藤場俊基氏 (金沢教区常鑽寺)	教行信証「化身土巻」の講義、攻究、座談	教師陸補第2種対象
教区秋安居 [三条エリア]	2025/11/11-12	三条別院	僧侶ほか	尾畠文正氏 (同朋大学名誉教授)	講本『顕淨土真実教行証文類』 講題『顕淨土真実教行証文類』聞思	教師陸補第2種対象
教学研修会	2025 ①9/18 ②12/5	高田別院	どなたでも	狐野秀存氏 (前大谷専修学院長)	正信偈	教師陸補第1種対象
教区秋安居 [高田エリア]	2026/3/5-6	高田別院	有僧籍者 聴講希望者	鶴見晃氏 (同朋大学准教授)	講本『觀無量寿經』 講題『觀無量寿經』序文聞記	教師陸補第2種対象
声明作法講習会	2025/10/1	高田別院	有僧籍者	松村大榮氏 (本山堂衆)	午前：寺院で行う葬儀の莊厳について 午後：正信偈 真四句目下五淘	教師陸補第1種対象
得度受式者の集い	2025/10/11	高田別院	得度式受式者	—	得度式受式者の高田別院報恩講への出仕、お披露目	
得度研修会 ・声明講習会（初步）	2026 ①1/10 ②1/11 ③1/17 ④1/18 ⑤1/24 ⑥1/25 ⑦2/7	高田別院	得度式受式予定者 有僧籍者	高田准堂衆会会員 講話講師	得度の意義と声明の基本について学ぶ	年度内7回
得度研修・声明講（初步） 一日研修会	2026/4/29	高田別院	得度式受式予定者 有僧籍者	高田准堂衆会会員	装束作法・声明作法	
教学儀式部門実行委員 交流会	2025/12月予定	高田別院	教学儀式部門 実行委員	—	今後の展望について懇談を行うため実行委員で交流会を行う。	

【同朋社会部門】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
社会問題研修会	2026年春ごろ	未定	同朋社会協議会員 同朋社会部門員 教区内	未定	新潟水俣病の問題を中心に フィールドワークを予定	
同朋社会協議会常任委員との懇談会	随時	三条別院 高田別院	同朋社会協議会 常任委員 同朋社会部門員	—	同朋社会協議会常任委員との 懇談会（3回予定）を開催し、 連携を密にとる	

【未来構想部門】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
こども報恩講	2025 ①10/12 ②11/3	①高田別院 ②新井別院	園児、小・中学生	なし	子どもたちとともに、参拝、 手遊び、紙芝居等を行う	
べついん寺子屋	①夏休み中 ②冬休み中	①新井別院 ②高田別院	小・中学生	②のみ書道講師 3～4名	宿題と遊びをお寺でやろう	
高田地区青少年キャンプ	2025/8/19-21	池の平青少年 センター他	小・中学生	なし	日頃の日常生活から離れ、自然の中で様々なことを学び、感じ取って帰ってもらえるように工夫する	
青少年教化関係団体連絡協議会	未定	未定	教区内青少年年に 関する団体より若 干人	なし	教区内青少年年にに関する団体 の連絡協議、相互交流	
未来構想に関する検討会	年度内	各別院他	未来構想部員 本部員（一部）	なし	前年より継続し、今後の取り組みの基礎となる提案書を作成する。	
新潟教区若手大交流会	未定	未定	教区内若手寺族	黒萩昌氏 (北海道教区法華寺)	若手寺族が抱える様々な問題 を共有する場を作る。これから先の「お寺」について語り合える仲間を見つけたり、増やしていくことを目的として開催する。	

【共同教化部門】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
教区-組教化連絡会 総会	2026/5月-6月	三条別院 高田別院	組教化担当者	なし	任期3年の総括	
組教化担当者協議会①	2025/9月-12月	三条別院 高田別院	各組教化担当者 各組組長または副 組長	なし	①昨年総会で出た意見や詰める 必要のあったシートについて説明する。 ②各組ごと教化担当者と組長でグループに分 かれて話し合う時間を設ける	
組教化担当者協議会②	2026/3月-4月	三条別院 高田別院	各組教化担当者 各組組長または副 組長（希望者）	なし	①前回協議会でのシミュレー ション・意見をもとにシート 活用と組での運用について アップデートしたものを説明 する。 ②各組に分かれて協議 を行う。	

2025年度 新潟教区教化関係諸機関事業計画

【伝道広報室】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
機関誌「聲」発行	—	—	—	—	門徒を対象とした紙媒体広報物を年2回発行する	
教区ホームページの作成・管理	—	—	—	—	教区ホームページの維持管理・運営	
広報サポート	—	—	—	—	相談窓口を設置し、広報活動についてサポートする	
【事業休止】法語ポスター作成	—	—	—	—	著作権や経費等に課題があるため休止する	

【同朋社会協議会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
差別問題専門講座	2026/3/10	高田別院	同朋社会協議会委員・教区内	谷元昭信氏 (元部落解放同盟中央執行委員、元大阪市立大学非常勤講師)	現代において部落差別がどうなっているのか、どのようなことが問題であるのかを、被差別当事者から学ぶ。	
靖国問題専門講座	2026年4-6月	三条別院	同朋社会協議会委員及び希望者	大東仁氏 (名古屋教区光圓寺／名古屋教区教化センター研究員)	「戦争は罪悪である」DVD視聴後、講師による竹中彰元氏など戦時中反戦僧侶について学ぶ	
男女平等参画専門講座	年度内2回程度	三条別院 高田別院	男女平等参画専門部会委員 (+同朋社会協議会委員)	未定	部会委員自身が、当部会の取り組みの意義と目的・目標を再確認する。また、自ら学びつつ発信力も付け、最終的には各組で話ができるくらいの力をつけることをめざす。	
差別問題基礎講座	2025/9/19	イクネス新発田	下越エリア内寺院・門徒	—	映画『破戒』の上映	
靖国問題基礎講座	2025年11月頃	第24組正念寺	協議会委員 教区内の僧侶・門徒 一般	柳沼宏寿氏 (新潟大学教育学部教授)	十日町市・松之山地域の子どもたちが戦時に書いた絵や書物などの資料とともに、戦中の子どもたちの生活風景な「教育と戦争」をテーマにお話いただく。	
男女平等参画基礎講座	2026年4月予定	新井別院	どなたでも。特に上越エリアの寺族・門徒	未定	テーマ「同朋として歩むために」7組との共催で、例年開催している新井別院清掃奉仕研修に合わせての開催	
教化リーフレット作成	2026年6月末	—	教区内僧侶・門徒	—	差別問題について、多くに方々に取り組んでいただきたく、理解・興味を持っていただきたための教化リーフレットを作成する。 発行部数 2,000部	

【教区-組教化連絡会】

共同教化部門参照

【教学研鑽室】

◆教化センター

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
定例学習会①	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	富樫大樹氏 (第17組妙音寺)	引き続き『歎異抄』の学習会を行う。テキストを参照しながら、資料を用いて考究していく。	
定例学習会②	年2回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	木村邦和氏 (中越13組専行寺)	これまで経論に説かれるお浄土のすがたについて概観してきたが、いま御門徒がえがいておられるお浄土のすがたはどのようなもののかを考えながら、あらためてお浄土のすがたについて考えてみる。	
定例学習会③	年3回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	齊藤研氏 (第15組正樂寺)	前年度に引き続き、消息類を読み解していく。	
定例学習会④	年4回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	田澤一明氏 (第19組明誓寺)	前年に引き続き、『無量寿經』に関する学習会を行う。	
定例学習会⑤	年4回	三条別院	研修生 研究員 聴講生	三明智彰氏 (九州大谷短期大学名 誉学長、 量深学場主宰)	『教行信証』「化身士巻」の「我が元仁元年」から、まさしく800年のいま、祖師親鸞聖人立教開宗の根本精神を、真贋の坂東本『教行信証』に直參し素読することを通して学ぶ。	
御旧跡巡り等現地学習 (フィールドワーク)	2026年春	教区内御旧跡 (佐渡)	研修生 研究員	—	佐渡の真宗寺院史ならびに法本坊行空の足跡をたどる。	
『センター研究報告 第2集』発行	未定	—	—	—	昨年度発行できなかった研究報告を発行する。900部発行予定	
木村主幹最終講義	2026/5/14	三条別院	研修生 研究員(11期～15 期) 一般	木村邦和氏 (中越13組専行寺)	旧三条教区時代から教化センター11期を副主幹、12期から15期を主幹として10年間に渡って教区の教学研鑽・振興に努めてこられた木村邦和氏のご勇退を記念し、最終講義(講演会)を行う。	

◆聞思学場

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	内 容	備 考
定例研鑽会	年度6回	高田別院	研修生 聴講生	井上円氏 (高田13組淨泉寺)	「教行信証」3カ年度連続講座 本年度は総序の三段目から別序までの内容の講義。	
公開講演会	2026/4/23	高田別院	研修生 聴講生 一般	井上円氏 (高田13組淨泉寺)	慶讃法要テーマと「立教開宗」をベースのテーマとする。その上で、金子大栄氏の50回忌となる年度であることから、金子大栄氏を主題とした講演会として開催する	【教区慶讃事業】
上山研修会	2025/12/11～13	同朋会館 その他	研修生 聴講生	井上円氏 (高田13組淨泉寺)	2泊3日の上山研修	

2025年度 新潟教区関係団体事業計画

【坊守会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2025/7/2	三条別院	坊守	—	・2024年度事業報告、決算 (坊守会及び若坊守会) ・2025年度事業計画、予算 (坊守会及び若坊守会) ・新潟教区坊守会会长選出(案)について
機関誌発行	年1回	—	全力寺発送	—	第3号
坊守研修会	2025/9/29	高田別院 三条別院	坊守・准坊守	池崎方子氏 (金沢教区)	高田別院をメイン会場に 三条別院はサテライト会場としてWEBで繋ぐ
坊守会役員学習会	2025/10/15~16	佐渡組萬照寺	坊守・准坊守	—	テーマ「金山と浄土真宗のかかわり」
坊守会報恩講	2025/12/4	高田別院	坊守・准坊守	白鳥道子氏 (第15組本龍寺)	
若坊守研修会	2025/11	赤倉ホテル	坊守・准坊守	—	「有縁講」に参加予定
若坊守学習会	未定	三条別院 高田別院	坊守・准坊守	未定	
若坊守会支援活動	未定	未定	未定	—	

【推進員連絡協議会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2025/8/6	三条別院	推進員	—	予決算
法灯の集い	2025/10/23~24	赤倉ホテル	推進員	古海法雲氏 (第5組林正寺)	講題「流罪の親鸞聖人」
機関誌「すいしん」発行	年1回	—	推進員	—	2026年2月予定

【児童教化連盟】三条地区

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
児童「夏の集い」	2025/8/18-20	ニューグリーン ピア津南	教区内児童	—	2泊3日
児童指導者研修会	未定	三条別院	どなたでも	未定	
子どもサポートプロジェクト	随時	教区内寺院	—	—	年度内3回実施

【児童教化連盟】高田地区

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
子ども会スタッフ派遣	随時	教区内寺院他	—	—	子ども会開催サポート
児童研修会「冬の集い」	2026年2月	池の平青少年センター	児連委員 子ども	桃井肖章氏、他	スキーを通じ参加者間の交流

【児童教化連盟】合同事業

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
お寺の子どもたちのつどい	2026/5/9~10	池の平青少年センター	新潟教区内の寺院子弟 能登教区の子どもたち	未定	担当) 高田児連 本山青少年教化センター事業「子どものつどい」共催

【高田仏教青年会同盟】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
機関紙「ともがき」発行	2025年7月	—	—	—	機関誌発行
レクリエーション	2025年8月	—	どなたでも	—	親睦会
学習会	2025 ①11月 2026 ②2月③4月	—	どなたでも	—	
仏青報恩講	2026年6月	高田別院	どなたでも	—	
総会	2026年6月	高田別院	会員	—	

【若者仏教会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
若者交流プロジェクト	未定	未定	僧侶・仏事に關わる関係者	未定	
御坊市	2026年6月	三条別院	すべての人々	—	
仏教通信『極楽マガジン』刊行	年2回発行予定	—	不特定	—	
若者教化学習会	①学習会(2025/12) ②法話大会(2026/4)	教区同朋会館	どなたでも	①未定 ②教区内若手僧侶	

【スカウト連合会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
未定	—	—	—	—	

【大谷保育協会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会／園長設置者研修会	2025/9/1	ホテルニューオーク 大谷長岡	—	田村明徳氏	理事会・総会・研修会
エリア研修会	2025/11/22	高田別院	—	乾文雄氏	
保育大会	2026/2/1	三条別院	—	未定	保育心理士取得並びフォローアップ
新任保育者研修会	2026/5/1	三条別院	—	—	講和とグループトーク

【響流29（合唱団）】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2025/7/17	高田別院	合唱団員	指揮 鎮西広円氏 伴奏 上野一栄氏	定例総会
合唱練習例会	毎月1回第3木曜日	高田別院	合唱団員	指揮 鎇西広円氏 伴奏 上野一栄氏	合同練習
高田別院春の音楽法要	2026年4月	高田別院	合唱団員 他有志	指揮 鎇西広円氏 伴奏 上野一栄氏	音楽法要

【教導補導会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
研修会	2026年春	高田別院	同朋会館教導・ 補導・真宗本廟 教化教導	未定	

【保護司会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2025/7/7	新潟教務所	教区保護司会員	—	事業報告・予算等
研修会	未定	未定	教区保護司会員	未定	9月開催予定

【教誨師会】

事業名	期日	会 場	対 象	講 師	備考
総会	2026年6月 予定	未定	教誨師会役員	—	事業計画・予算の確定

新潟教区教学研鑽室からのお知らせ

宗祖親鸞聖人流罪以来の伝統を受け継ぎ、教学の振興、教化の推進並びに教化を担う人の育成に資するため、新潟教区における学びの場として新潟教区教学研鑽室(以下、「教学研鑽室」という)が設置されました。

従来、三条教区には〈三条教区教化センター〉、高田教区には〈高田教区真宗教化研鑽室「聞思学場」〉が設置されていました。新潟教区発足にあたり、これまでの両機関の設立趣旨や歴史に鑑み、それぞれの主体的な活動を最大限尊重しつつ、ひとつの教学研鑽室のもと、ふたつの学びの場を展開し、協同して上記目的を果たしてまいります。

教化センターからのお知らせ

教化センターでは昨年度から下記の研修内容で第15期の活動が展開されていますが、期の途中であっても、聴講生として学習会に参加することは可能です。様々な理由で実際に会場へ身を運ぶことが難しい方でもオンラインを活用して聴講することもできます。

詳しくは新潟教務所(0256-33-2805 担当：戸次)までお問い合わせください。

《教化センター定例学習会（基本、第2、3、4木曜日に実施予定）》

学習会① 課題：歎異抄

担当：講 師 富樫 大樹 氏 (第17組妙音寺)

本年度3回予定 (①2025年9/4、②12/4、③2026年4/2)

学習会② 課題：浄土のすがた

担当：主 幹 木村 邦和 氏 (第13組専行寺)

本年度2回予定 (①2025年9/11、②11/20 or 2026年3/12)

学習会③ 課題：親鸞聖人のお手紙を読む

担当：副主幹 齊藤 研 氏 (第15組正樂寺)

本年度3回予定 (①2025年9/18、②11/27、③2026年3/19)

学習会④ 課題：無量寿経

担当：講 師 田澤 一明 氏 (第19組明誓寺)

本年度4回予定 (①2025年8/21、②10/9、③12/11、④2026年4/9)

学習会⑤ 課題：立教開宗の精神に学ぶ～『教行信証』綱要～

担当：講 師 三明 智彰 氏 (九州大谷短大名誉学長、量深学場主宰)

本年度4回予定 (①2025年8/28、②10/16、③12/18、④2026年4/16)

※会場はすべて三条別院旧御堂です。

※研修生と聴講生の違いについて

研修生 各組からの推薦により、すべての学習会に参加し研鑽を積んでいただきます。
研修費等はありません(フィールドワーク参加費等を除く)。

→本年度募集はありません。

聴講生 資料代等、聴講にかかる経費をお納めいただき、自らの意思でセンター学習会の聴講を希望する方。科目別履修可能です。

→新潟教務所へご相談・お申込み下さい。

《2025年度聴講料について》

学習会①（富樫先生）：1,500円
学習会②（木村先生）：1,000円
学習会③（齊藤先生）：1,500円
学習会④（田澤先生）：2,000円
学習会⑤（三明先生）：2,000円

※科目ごとの聴講料を必ずお納めください。

《研究活動》

教化センターには「研究員」を置き、学習会の運営や、各自の研究を進めています。

《センター公開講座》

本年度、実施予定はありません。

《フィールドワーク》

様々な現場で現地学習することにより、真宗の学びをより一層深めていきます。

本年度は、佐渡の真宗史と法本坊行空の足跡を学ぶため、佐渡市内の各ご旧跡へ足を運び、一泊二日で学習します。

※聴講生も自己負担にて参加可能とします。詳しくは、新潟教務所：戸次まで。

《木村主幹最終講義》

教化センター11期を副主幹、12期から15期を主幹として10年間に渡って教区の教学研鑽・振興に努めてこられた木村邦和氏のご勇退を記念し、最終講義（講演会）を行う。

※懇親会（会費制）あり。詳細は、追ってご案内いたします。

聞思学場からのお知らせ

新潟教区教学研鑽室「聞思学場」では、第6期(3カ年度)の最終3年度目の学びの場を、下記のとおり開設します。

今期は、親鸞聖人の主著である『顕淨土真実教行証文類(教行信証)』を学んでいます。量として一期3年で講読できる書物ではないことは周知のことと、最初から逐次的に読み進んでいく方法はとることはできません。主に、「総序・信卷序・後序」の三序を中心としつつ、全体的な把握に努めたいと考えていますので、『教行信証』の概要ということになります。

《定例研鑽会》

担当：専任講師 井上 円 氏（高田13組淨泉寺）

指導 水嶋 聰 氏（第1組光徳寺）

指導 豊島 信 氏（第6組西光寺）

日程：2025年 9/24、10/22、11/13

2026年 3/11、5/13、6/17（修了式）予定

午後7時～午後9時30分

会場：高田別院

《上山研修会》

期日：2025年 12/11～13（2泊3日）

1～2日目は、定例研鑽会の流れを受けた内容で、同朋会館での1泊2日奉仕団研修。3日目は、大阪の御旧跡（平野区慧光寺、磯長山叡福寺等）への参拝研修を行います。

《公開講演会》

期日：2026年 4/23

新潟教区教学研鑽室規程第3条に定める研鑽室の業務のひとつである「公開講演会の開催」として、教区の方々に聞思学場の活動を開いていくために通常の学習会以外に開催する公開講座です。

※本年度は教区慶讚法要お待ち受け事業として実施します。

[研修員・聴講生の募集について]

今年度は研修員・聴講生を募集しません。来年度以降、「聞思学場」第7期を開設するにあたっては募集をする予定です。詳細が決まり次第、新潟教区通信等にてご案内いたします。

同朋の会推進講座 実施と同朋の会結成状況

2025/7/30現在

年組	2021	2022	2023	2024	2025	同朋の会結成数
1						6
2						7
3						4
4						3
5						3
6						21
7						20
8						22
高田11						9
高田12						8
高田13						19
10						14
中越11						7
中越12						10
中越13						5
14						9
15						7
16						4
17						3
18						14
19						5
20						23
21						5
22						4
23						6
24						4
佐渡						5
						19
						合計 266

2025年度 新潟教区【三条エリア】教化事業助成金内訳表

種別	補助額	申請方法	備考
教区補助	組重点施策補助① 「同朋の会推進講座」 (旧称 教区指定推進員養成講座)	400,000 「組教化助成金申請書」 (添付)計画並びに準備報告書	1方組:40万円×実施組数(上限二年で6方組) 2年度で80万円の補助 (※2026年度以降は新制度が適用されます。 実施を希望する組は12月末までに駐在教導までご相談ください。)
	組重点施策補助② 組主催同朋会育成事業	100,000 「組教化助成金申請書」	各寺院の同朋の会(聞法会)活性化を願いとした、組の事業に対する補助(最高10万円)。 同朋の会(聞法会)設置及び活性化のためのモデル寺院を指定する場合や、推進員の誕生を願って実施される「特伝」など。
	組重点施策補助③ 組主催親鸞聖人講座	20,000 「組教化助成金申請書」 (実施後、下記を提出のこと) 「親鸞聖人講座【第章】アンケート」	テキスト『宗祖親鸞聖人』の法語が語りかける課題を聞きひらくことを通じて、一人ひとりが「宗祖としての親鸞聖人」を明らかにする。 連続2回以上開催に対して補助(2万円)。 講座実施にあたっては、サブテキスト『法語から読む親鸞聖人』を活用しながら、参加者による「語り合い」を中心実施。
	組重点施策補助④ 帰敬式実践運動推進	30,000 「組教化助成金申請書」	年1回以上、帰敬式実践運動に係る組主催の学習会及び受式者の集い実施に対して補助。
	組重点施策補助⑤ 組同朋総会	10,000 「組教化助成金申請書」 (実施後、下記を提出のこと) 「組同朋総会実施報告書」様式28 (添付)参加者名簿、当日配布資料	住職、坊守、寺族、門徒及び組に設置された任意の教化団体等から参画し、組の各般の課題に関する協議及び意見集約の場として年1回以上開催のこと(年1回分補助)。
	組教化事業補助	20,000 「組教化助成金申請書」	各組年4回(合計8万円)まで補助。 但し4回のうち1回は必ず差別問題に関する研修を行い、他3回はそれぞれ異なった事業とすること。
	地区公開講座	120,000 「組教化助成金申請書」 (添付)予・決算書、計画書	柏崎・長岡・新潟・亀田・佐渡地区以外で新たに複数組で実施する際は、企画委員会で審査し、補助金交付額が定まる(単独組は不可)。
	地区育成員研修会	30,000 「組教化助成金申請書」	7地区(柏崎、長岡、三条、巻白根、新潟、新発田、佐渡)へ、1地区年1回補助。
	施設巡回	15,000 「組教化助成金申請書」	老人ホーム巡回、1施設につき年2回まで、複数箇所について補助。 1回 ¥15,000(慰問料1万円、講師旅費5千円)
	真宗本廟奉仕	(備考参照) 真宗本廟奉仕団申込書	①組奉仕団 引率補助¥18,000- ②組門徒会員奉仕団本廟奉仕 1人¥5,000- および引率者1名分往復旅費実費補助。
本山	中央研修会・連区研修会	(備考参照) 参加報告書(書式自由)	参加人員・参加費・旅費等により査定補助。
	組会	10,000 教務所へ案内状及び 当日配布資料をお送りください	各組年1回補助
	組門徒会	10,000 教務所へ案内状及び 当日配布資料をお送りください	各組年1回補助
	組教化事業実施補助	50,000 組教化事業報告・計画(組)様式13-2 (添付)予・決算書	各組年1回補助【10/17提出期限】
	組門徒会研修会	30,000 組教化事業報告・計画(組)様式13-2に 「組門徒会研修会」について記載	各組年1回補助【10/17提出期限】
	組門徒会特別運営助成	20,000 組教化事業報告・計画(組)様式13-2	従来の組門徒会員定数(2012年3月選定数)に対して3割の女性組門徒会員を選定した組への活動助成。
	女性聞法会教化助成	20,000 「女性聞法会事業計画書」様式13-3	各組年1回補助【10/17提出期限】

【提出書類について】

10月17日までに「組教化事業計画報告」(予・決算書を添付)を、教務所まで提出してください。

※ 必要書類が提出されていない場合、補助できないことがありますのでご注意ください。

※ 1月19日(上半期)6月8日(下半期)までに、2025年度新潟教区「組教化助成金申請書」を別途ご提出いただきます。

2025年度 新潟教区【高田エリア】教化助成・補助等一覧

名 称	実施助成額	備 考
①組教化委員会	50, 000円	【本山】年度当初の「組教化事業計画書」提出より、組教化委員会の企画・運営に係る助成。
②組門徒会員研修会	30, 000円	【本山】組門徒会員の研修に係る助成。
③組門徒会特別運営	20, 000円	【本山】従来の組門徒会員の定数に対して3割女性会員を選定した組への活動助成。
④女性聞法会教化	20, 000円	【本山】女性聞法会教化事業計画書の提出により、宗派より助成。(坊守会・婦人会が協調・連携するような組の教化事業への助成) ①・⑦との併用可。
⑤所長巡回	30, 000円	【本山・教区】年度当初の所長巡回(組会・組門徒会開催時)に各15,000円の助成。(本山助成1万)
① 坊守研修会	20, 000円	坊守会が主催での研修会が対象。 ④との併用可、①・⑦との併用不可。
② 青少年研修会	15, 000円	子どもも対象事業に限らず、スタッフ研修も対象とする。 連組での実施はそれぞれに助成する。
③ 推進員協議会研修会	15, 000円	各組の推進員協議会が主催での研修会が対象。
④ 声明研修会	20, 000円	連組での実施はそれぞれに助成する。 ※年度内3回まで助成(計60,000円まで)
⑤ 差別問題研修会	20, 000円	連組での実施はそれぞれに助成する。
⑥ 靖国問題研修会	20, 000円	連組での実施はそれぞれに助成する。
⑦ 男女平等参画を考える研修会	20, 000円	連組での実施はそれぞれに助成する。 ④との併用可、①・⑦との併用不可。
⑧ 組同朋総会	30, 000円	「教区助成金申請」に明記の上、組同朋総会実施報告書・当日資料を添付の上、助成する。
⑨ 組重点教化事業	20, 000円	教化事業を共創・共学することを目的に、組独自の事業に対する研修会に対し助成する。 ※年度内5回まで助成(計100,000円まで) 例 教学研修会・女性研修会・宗祖親鸞聖人講座・暁天講座・真宗入門講座など
⑩ 同朋の会推進講座	400, 000円	各組で1年前には計画立案をし、前期1回目には予算書・要項を提出した際、組へ半額助成。後期上山の際の提出書類において、組へ半額助成。決算書を後日提出。1プロック増える毎に20万円の追加助成。※追加助成は2プロックまで。(2026年度以降は新制度が適用されます。実施を希望する組は12月末までに駐在教導までご相談ください。)
その他	査定 (上限50,000円)	原則、連組で企画・実施した教化事業が対象。実施2カ月前には開催案内文を提出し、教区教化委員長・教化本部長の判断にて助成。教務所備付「査定事業報告書」を提出の際、助成。組内の寺院数を考慮し、単組での申請による助成を検討・実施する場合がある。
新型コロナウイルス対応施策	「集まつての教化」(聞法会)が困難な状況での教化伝道として、組として文書伝道をした際、各組寺院分の印刷及び郵送を教務所にて行う。【毎月の全寺院発送にて同封をすることを可能とする】その際、組内執筆者であれば、執筆礼(3,000円)を助成する。※1年間10回まで ※2 文書伝道以外の視聴覚伝道での助成については、教区教化委員長・教化本部長の判断にて助成する。	

「キッズふくしまインたかだ」の活動紹介

福島県の子どもたちのための復興支援保養プログラムです。真宗大谷派新潟教区高田地区のメンバーが中心となって企画し、放射線量の少ない新潟県に子どもたちを招いて、夏休み・春休みの1週間を思い切り遊んでもらえること目的に活動しています。

活動の概要

- ・福島県↔新潟県をバス送迎
- ・池の平青少幼年センターにて季節ごとのレクリエーション
- ・高田地区の受け入れ寺院でホームステイ(休止中)

未来を担う子どもたちへの「ごめんなさい」の気持ちを出発点として開催されている「キッズふくしま」は今年度29回目(サマーキャンプ)、30回目(スプリングキャンプ)の開催を迎えます。発災から10年以上の年月を経て、福島県内でも復興状況の認識は様々ですが、保護者からは「もう原発事故の話をする人も少なくなり、保養を開催してくださるところも減る中で、子どもたちだけでも受け入れて下さり本当にありがとうございます。」「キッズふくしま」は活動を通じて、原発事故に由来する不安を感じて生きる保護者の方々や子どもたちと、歩みを共にしていく事が出来ればと考えています。皆様からこの活動にご理解いただき、厚くご支援いただければ幸いです。

真宗大谷派新潟教区 キッズふくしま実行委員会
実行委員長 繁原 立



6. 新潟教区慶讚法要

新潟教区 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚法要 実施計画書

【概 要】

1. 主 催

新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業推進委員会
※委員会全体・各部会名簿・組織図は巻末掲載

2. 日 時

2026年5月24日（日）13：00～ [2025年度末]

※前日5月23日（土）に会場事前準備、本山出向者お出迎え・記念祝賀会

3. 会 場

新潟テルサ（新潟市中央区鐘木185-18）

※多目的ホール：1,510席／専用駐車場：550台・臨時駐車場1,475台

4. 教区慶讚法要テーマ

南無阿弥陀仏 人と生まれたことの意味をたずねていこう（宗派慶讚テーマに同じ）

5. 記念講演

講 師：中園ミホ氏（NHK連続テレビ小説「あんばん」脚本家）

講 題：「生きるよろこび」「生まれた意義」「何のために生まれて何をして生きる」
等、慶讚テーマと「あんばん」を関連させて（仮）

※司会：新海史子氏（新潟市在住フリーアナウンサー）

6. 開催日程（案）

時 間	内 容	予 定
12：00	開 場	開会1時間前
13：00	開 会 式 内局挨拶 法 要（同朋唱和）	約10分 約60分
14：30	教区内僧侶法話（本山出向教学研鑽者） 『休憩20分ほど』	約30分
15：20	記念講演（講師：中園ミホ氏）	約60分
16：30	閉 会 式	

※当日の会場ホワイエにて坂東本パネル展示実施予定

7. 宗派出向者（予定）

- 大谷暢裕門首 ○大谷サチカ門首夫人 ○内局員（参務）1名
○式務関連（定衆及び堂衆）2名 ○宗務所職員（内事随行及び内局員随行）2名

8. 法要次第

先	乱 声	
	出仕	
次	着座楽	
次	総 礼	
次	伽 陀 稽首天人	附 物
	登高座	
次	表 白	
次	伽 陀 万行之中	附 物
次	御 経 仏説阿弥陀経	音木有之
次	伽 陀 直入弥陀	附 物
	下高座	
次	総 礼	
次	正信偈 草四句目下（同朋唱和）	
	念佛讚 淘五 三重念佛	附 物
	和讚 三朝淨土ノ大師等	次第三首
次	回 向 願以此功德	附 物
次	総 礼	
次	退出楽 退出	
		以 上

【備 考】

- ・法要時間 約一時間
- ・装 束 裳附・五條・差貫
- ・出 仕 僧 [内陣・余間] 門首・正副議長・各組長
[外陣] 三条声明会・高田准堂衆会（20人位・装束は准堂衆衣体）
樂僧（会場に近いため三条「雅淨会」の樂僧をメインとする）
- ・巡 讚 門首・正副議長
- ・そ の 他 次第は本山点検済（6/12付）
内陣・余間は椅子席、外陣・樂僧は畳席

9. 団体参拝

各組に参拝人数を割り当てて団体参拝の奨励を行う。割り当ての団体参拝に対しては、教区から助成金を給付する。

①申込期間 2025年8月頃～2025年12月末（必要に応じて翌年2月から追加募集）

②スケジュール
・組長への説明・募集依頼 2025年7月頃（正副組長会）

・参拝申込書提出期限 2025年12月末

・参加人数確認 2026年1月頃（参拝部会にて確認）

・参拝者追加募集依頼 2026年2月頃（必要に応じて実施）

・参拝人数確定 2026年3月末

③申込方法 各組組長に取りまとめいただいた団参申込書を新潟教務所に提出。

④参加冥加金 1人：2,000円

⑤募集人数 会場：1,510席のうち、1,400席前後を各組団体参拝者用に設定。

※残りの約100席は来賓・委員・部会員・スタッフ・一般席として設定。

《各組参拝人数分配》

・均等割り 10席+各組門徒指數の比率により按分された席数

《着席場所について》

・慶讃事業推進委員会にて厳正なる抽選を行い決定する。

⑥団参股助成金 各組から会場までの距離に応じた助成額を設定し、団体参拝人数×組助成金額を組へまとめて支給する。

組	金額/1人	組	金額/1人	組	金額/1人
第1組	2,000円	高田12組	2,000円	第17組	1,000円
第2組	2,000円	高田13組	2,000円	第18組	1,000円
第3組	2,000円	第10組	1,500円	第19組	1,000円
第4組	2,000円	中越11組	1,500円	第20組	500円
第5組	2,000円	中越12組	1,500円	第21組	500円
第6組	2,000円	中越13組	1,500円	第22組	1,500円
第7組	2,000円	第14組	1,500円	第23組	1,000円
第8組	2,000円	第15組	1,500円	第24組	2,000円
高田11組	2,000円	第16組	1,500円	佐渡組	4,000円

⑦参拝記念品 参加冥加金（上記④）を納入いただいた方へ記念品を贈呈する。

⑧交通手段 《団体バス》…各組で手配 ※留置き駐車場あり

《自家用車》…各自で手配 ※駐車場あり

《その他》…電車・バスなど公共交通機関、タクシー

⑨昼 食 開催が午後日程のため、昼食の用意はなし。各自（各団体）で昼食を済ませた後、開場時間：午後12時以降に来場いただく。

※新潟テルサ会場内には各組持ち込みによる昼食スペースなし。

10. 帰 敬 式

慶讚法要当日、会場における帰敬式は執行しない。

については、法要をお迎えするまでの 2025 年度教区内各別院報恩講における帰敬式の受式並びに教区内寺院における帰敬式の執行をより積極的に奨励する。

11. 慶讚懇志金の奨励について

教区内寺院へ 1 口 10,000 円にて懇志金を奨励する。

志納にあたっては、記念品（風呂敷を予定）を贈呈。

12. 広報計画

* チラシ・ポスターを夏～秋にかけて作成し、教区内寺院に配布する。

* パンフレットを作成し、当日配布する。

* 教区ホームページ内に「慶讚法要」広報のページを設定し、必要情報を掲載する。

13. 映像配信

法要当日の映像配信は行わない。なお、会場及び講師の許可が取れた場合に限り、録画した映像を編集したうえで適切な方途により映像視聴ができるよう今後検討する。

14. 慶讚事業

* 教区内僧侶の本山出向教学研鑽

* 組教化特別事業助成（慶讚テーマ関連）

* 慶讚法要出版物（または映像）

* 教区内帰敬式奨励

* 別院『教行信証』坂東本展示 & 解説

* 教学研究会（教区教化委員会）

* 公開講座（教学研鑽室）

* 共催「教団連合慶讚記念事業」

15. 慶讚法要記念祝賀会

日 時 2026 年 5 月 23 日（土）18：00～

会 場 ホテル日航新潟（新潟県新潟市中央区万代島 5-1）

対 象 最大 200 名／門首・門首夫人、内局員、式務加勢者、宗務所職員（随行者）

宗議会議員、参議会議員、教区会議員、教区門徒会員、教区教化委員会委員、

坊守会、慶讚事業推進委員会（全体会・部会）【会費：10,000 円】

※教区内対象者の旅費・宿泊費（各自手配）は支給しない。

※司会：新海史子氏（新潟市在住フリーアナウンサー）

16. 経費概算

«収入の部»

科目	収入額	備考	款項目
宗派助成金	7,300,000	※申請等必要	(1)-1-1
懇志金	2,200,000	@10,000 * 200 件、参拝懇志 20 万	(2)-1-1
冥加金	4,600,000	当日参加費@2,000 * 1400 人 御門首祝賀会@10,000*180 人	(3)-1-1 (3)-1-2

«支出の部»

科目	支出額	備考	款項目
法要儀式費	920,000	法礼 34 万、莊嚴費 23 万、仏具借用礼 22 万、諸費 13 万	(1)-1-1
本山出向費	1,160,000	御親修御礼 64 万、旅費・宿泊費 37 万、食費他 15 万	(1)-1-1
講師費	1,300,000	謝礼 100 万、旅費・宿泊費 15 万、諸費 15 万	(1)-1-1
執行費	200,000	司会者謝礼 15 万、旅費・宿泊費他 5 万	(1)-1-1
調進費	1,950,000	参加者記念品代 150 万、懇志記念品 45 万	(1)-1-1
参拝奨励費	2,110,000	各組団参助成金額（1400 人）211 万	(2)-1-2
会場費	1,590,000	会場借用費(1.5 日分)130 万、会場設営費、備品借用他 29 万	(1)-1-1
広報費	830,000	パンフレット・ポスター制作費 50 万、HP 広報費 33 万	(1)-1-1
記録費	1,200,000	記録写真・記念冊子（又は映像撮影）製作費	(1)-1-1
人件費	850,000	スタッフ旅費・日当他（40 人）55 万、託児費 5 万、救護費 5 万、警備費 20 万	(1)-1-1
催事費	2,000,000	祝賀会（接待費）200 万	(1)-1-1

※宗派助成額は、教区の範囲や寺院数など様々な要素を考慮した形で本山で算出されたもの。宗派方針に則って計画・実行(執行)された法要に対して助成される。

17. 執行体制

- ・法要及び法要に向けた諸準備については、各部会において部会員及び慶讚事業スタッフがその部会の担当業務にあたる。
- ・慶讚事業スタッフは、各部会にて業務に必要な人数を検討し、教務所長が委嘱する。

新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業推進委員会

《委員会》

氏名	組	寺院	規程	備考
堀川 秀道	第 16 組	淨專寺	1 号：教区会議長	委員長
藤原 哲	第 6 組	照蓮寺	1 号：教区会副議長	副委員長
田伏 研二	第 15 組	淨覺寺	2 号：教区門徒会長	副委員長
阿部 利秀	第 7 組	極生寺	2 号：教区門徒会副会長	副委員長
佐々木 恵一郎	第 10 組	行通寺	3 号：教区教化本部長	教化部会主査
藤島 直	第 1 組	圓照寺	3 号：教区教化本部副本部長	教化部会副主査
青木 仁	第 20 組	圓周寺	4 号：部会主査	財務部会主査
直江 弘憲	第 18 組	長願寺	4 号：部会主査	参拝部会主査
多田 誓	第 10 組	專徳寺	4 号：部会主査	儀式部会主査
上宮 崇	第 2 組	善正寺	4 号：部会主査	広報部会主査
楠田 昌樹	第 3 組	西性寺	5 号：教務所長委嘱	儀式部会副主査
西野 登	第 20 組	淨願寺	5 号：教務所長委嘱	参拝部会員
小嶋 勇司	第 10 組	光圓寺	5 号：教務所長委嘱	参拝部会員
菊井 朋子	第 15 組	稱名寺	5 号：教務所長委嘱	参拝部会員
笠原 香織	第 21 組	正福寺	5 号：教務所長委嘱	参拝部会員
奥田 富子	佐渡組	勝廣寺	5 号：教務所長委嘱	財務部会員

《教化部会》

氏名	組	寺院	氏名	組	寺院
佐々木 恵一郎	第 10 組	行通寺	滋野 康賢	第 6 組	善念寺
藤島 直	第 1 組	圓照寺	佐々木 友美	第 15 組	光善寺
池田 陽	第 18 組	長周寺	豊島 貴子	第 6 組	西光寺

《財務部会》

氏名	組	寺院	氏名	組	寺院
青木 仁	第 20 組	圓周寺	奥田 富子	佐渡組	勝廣寺
堀川 秀道	第 16 組	淨專寺	横山 英一	第 5 組	寶善寺
阿部 利秀	第 7 組	極生寺			

《参拝部会》

氏名	組	寺院	氏名	組	寺院
直江 弘憲	第 18 組	長願寺	菊井 朋子	第 15 組	稱名寺
藤原 哲	第 6 組	照蓮寺	笠原 香織	第 21 組	正福寺
田伏 研二	第 15 組	淨覺寺	本間 正紹	第 23 組	善照寺
西野 登	第 20 組	淨願寺	岩崎 歩	高田 11 組	専敬寺
小嶋 勇司	第 10 組	光圓寺			

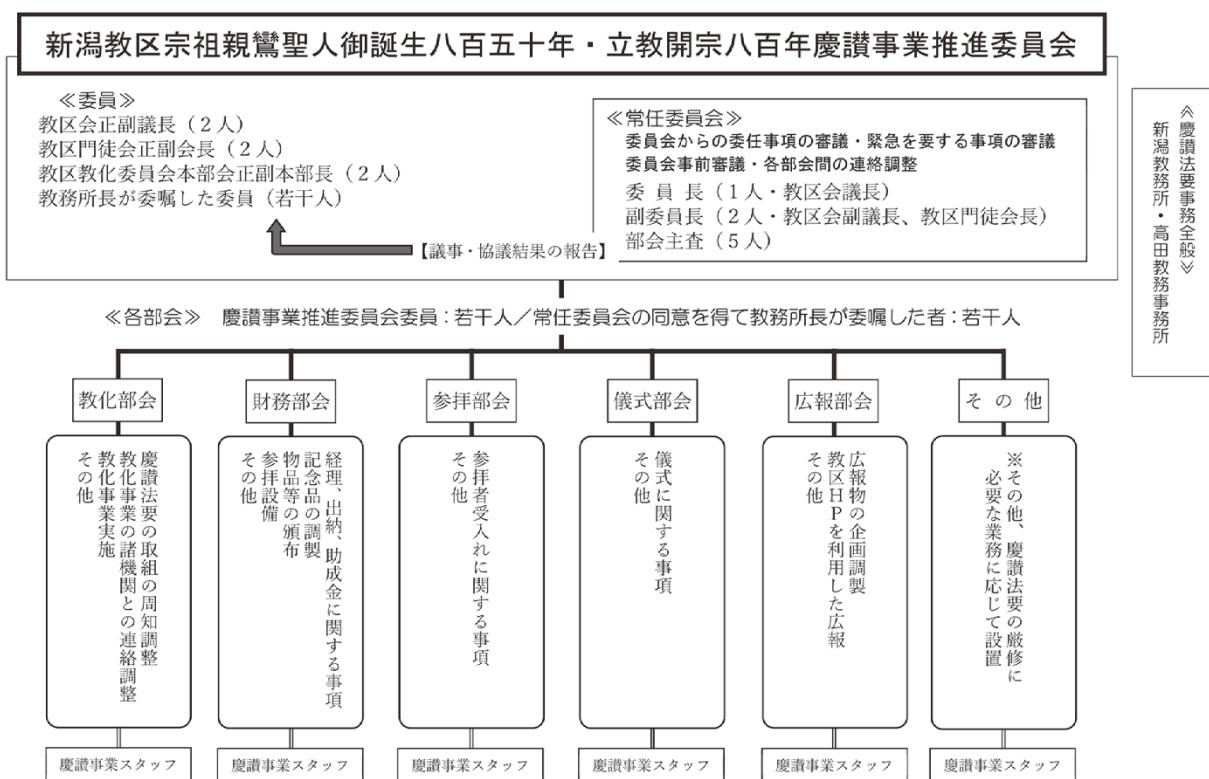
《儀式部会》

氏名	組	寺院	氏名	組	寺院
多田 誓	第 10 組	専徳寺	楠田 昌樹	第 3 組	西性寺
永寶 晴香	第 10 組	淨敬寺	繁 原 立	第 1 組	徳正寺
山崎 恵	中越 11 組	淨福寺	田中 竜雄	第 1 組	西性寺
福田 学	第 15 組	善性寺	堀河 如信	第 7 組	専念寺
島津 崇之	第 18 組	満行寺	関 隆 德	第 7 組	淨善寺
關根 大丘	第 20 組	松韻寺	桃井 肖章	第 7 組	西蓮寺
安藤 栄寿	第 21 組	勝樂寺			

《広報部会》

氏名	組	寺院	氏名	組	寺院
上宮 崇	第2組	善正寺	松村 さやか	高田 12組	専徳寺
桑田 正寛	第10組	西方寺			

【委員会組織図】



7. 池の平青少幼年センター

1【2024年度池の平青少幼年センター主催行事報告】

行事名	開催日	参加人数	講師・スタッフ名
第21回「報恩講と新そばのタベ」	12月6日～7日	17人	畠山 浩氏
第36回スキー・スノーボード学校（大人の部） 「今年も天気になあれ」	2月17～19日	13人	センタースキー学校講師 サポートスタッフ
第26回ファミリースキー学校 「雪に愉しむ池の平with 子ども報恩講」	3月1日～2日	56人 (内子ども 参加24名)	センタースキー学校講師 サポートスタッフ
青少年交流事業「大話会」	4月26日～27日	20人	高田地区仏青共催

- ① 「センターだより」第29号発行
- ② 池の平青少幼年センターホームページ更新（ブログ検索：「池の平からこんにちは」）
- ③ 「キッズふくしまサマーキャンプ インたかだ 2024・スプリングキャンプ インたかだ 2025」への協力

2【2025年度池の平青少幼年センター主催行事計画】

行事名	開催日	募集人数	講師・スタッフ名
第22回「報恩講と新そばのタベ」	12月上旬	20人	未定
第37回スキー・スノーボード学校（大人の部） 「今年も天気になあれ」	2月3日～5日	20人	センタースキー学校講師 サポートスタッフ
第27回ファミリースキー学校 「雪に愉しむ池の平with 子ども報恩講」	3月上旬	40人	センタースキー学校講師 サポートスタッフ
お寺の子どもたちのつどい(仮称) (本山慶讃継続事業)	5月9日～10日	40人	三条・高田児連共催
青少年交流事業「話会」	5月下旬	20人	高田地区仏青共催

- ① 「センターだより」第30号発行
- ② 池の平青少幼年センターホームページ更新（ブログ検索：「池の平からこんにちは」）
- ③ 「キッズふくしまサマーキャンプ インたかだ 2025・スプリングキャンプ インたかだ 2026」への協力

3、2024年度池の平青少年センター利用状況（2024年7月1日～2025年6月30日）

月	団体数	人数	冥加金	志・他
7月	6	85	230,900	10,000
8月	6	118	525,210	2,513
9月	5	64	143,750	295
10月	3	57	1,021,450	0
11月	5	75	330,500	0
12月	2	23	127,900	3,000
1月	4	69	248,600	0
2月	7	177	652,100	0
3月	4	76	175,000	1,208
4月	3	42	661,500	0
5月	7	75	113,900	0
6月	6	101	439,700	1,350
合計	58	962	4,670,510	18,366

合計 4,688,876 円

4、近年の利用状況推移

年度	団体数	人数	冥加金(志含)	年度	団体数	人数	冥加金(志含)
2003	104	1,818	5,478,956 円	2014	66	1,262	5,201,525 円
2004	108	1,868	5,804,970 円	2015	60	1,112	4,904,510 円
2005	87	1,216	3,788,700 円	2016	61	1,326	5,804,850 円
2006	91	1,544	4,566,913 円	2017	60	1,347	5,080,243 円
2007	99	1,416	4,546,696 円	2018	89	1,220	5,721,635 円
2008	105	1,456	4,659,110 円	2019	44	878	3,904,296 円
2009	111	1,507	5,012,930 円	2020	31	293	1,259,298 円
2010	112	1,803	5,399,268 円	2021	39	524	2,388,250 円
2011	119	1,848	5,519,490 円	2022	58	1,225	3,698,552 円
2012	109	1,655	5,305,088 円	2023	70	1,000	5,306,839 円
2013	88	1,335	4,993,388 円	2024	58	962	4,688,876 円

2025年6月30日現在

5、主な、センター利用団体名

・お泊り保育(高田大谷・和同・筒石)・キッズふくしまサマー・スプリングキャンプ・上越おやこ劇場・第10組青年部・全国門徒会長連絡協議会・聞思学場・第5組声明研修会・高田13組育成員協議会・仏光寺派新潟教区・センター報恩講・高田地区児童冬の集い・高田仏教青年会同盟・鸞音忌法要実行委員会、ガールスカウト新潟県15団・新潟教区第7組青年のつどい・ボーイスカウト(東京北5団・名古屋30団・長岡3団)、教区門徒会他。その他個人など(敬称略)

6、センター利用内訳(宿泊内容・活動目的・教区別)比

宿泊内容		活動目的		教区	
宿 営	88%	学習会	32%	教区内	76%
テント	12%	野 外	68%	教区外	24%

池の平青少幼年センター 利用案内

開設 50 周年を迎えたセンターに
是非お越しください！！



池の平青少幼年センターとは…

真宗大谷派（東本願寺）の「池の平青少幼年センター」は、宗祖親鸞聖人御誕生 800 年・立教開宗 750 年の慶讃事業として、1973 年（昭和 48 年）に設立されました。

2020 年（令和 2 年）には耐震補強工事を主とする改修工事を施工しました。また冷房設備も増設しました。

センターでは、ゆったりとした時間の中で共に食事をし、温泉に入り、そして語り合うことをとおして、自分自身を見つめなおす場となることを願っております。

◇ 申し込み方法

池の平青少幼年センターまたは高田教務事務所までお問い合わせのうえご予約ください。

申込時に、①利用期間、②利用人数、③利用目的などをお知らせください。

◇ ご利用にあたって

- ・ 食事時間：朝食—午前 8 時 夕食—午後 6 時
- ・ 入浴時間：午後 11 時まで
- ・ 休館日：12 月 30 日～1 月 3 日
- ・ 館内収容人数：60 人
- ・ キャンプ場収容人数 150 名

チェックインは午後 1 時、

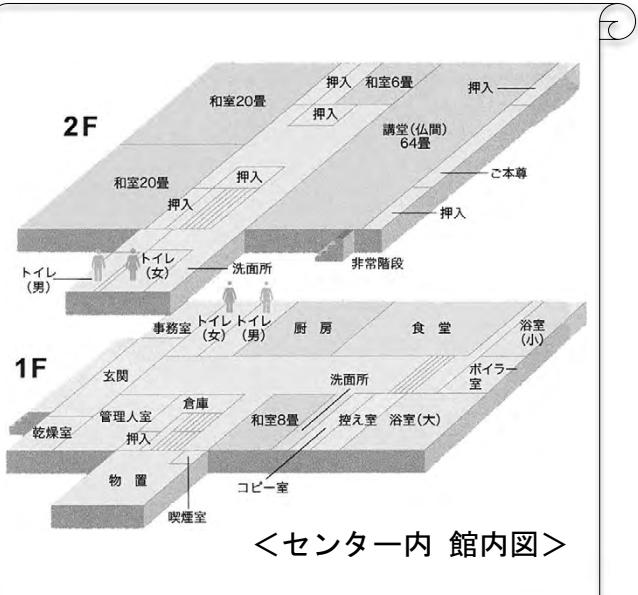
チェックアウトは午前 11 時を基本としています。研修内容によって、その時間帯を超える場合は事前にご相談ください。

退館時は、清掃をお願いします。

キャンプ場利用等で出たゴミは、できるだけ持ち帰りをお願いします。

◇ その他

洗面具・寝具（パジャマ）・持薬品は各自ご用意をお願いします。



〈問い合わせ先〉

高田教務事務所 TEL 025-524-3913

池の平青少幼年センター係まで

対象	1泊2日 (2食付)	宿泊のみ	日帰り (入浴料込)	キャンプ場利用料 (入浴料込)
大人	4,500 円	2,500 円	500 円	1 日 500 円
高校生以下	3,800 円	1,800 円	500 円	

8. 諸法規

①新潟教区教区会議事細則

(趣旨)

第1条 この細則は、教区制（1991年条例公示第8号）第38条の規定により、新潟教区会（以下「教区会」という。）の円滑な運営に資するために必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 教区会に委員会を設置し、各委員会及び所管業務はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予算委員会 教区諸会計の予算に関する事項
- (2) 決算委員会 教区諸会計の決算に関する事項
- (3) 特別委員会 規則、規約等及びその他議案に関する事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる委員会は、教区会参事会の議を経て議長が指名した委員でそれぞれ組織する。

2 委員の任期は1年とする。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 各委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数及び表決)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。ただし、委任状を提出した場合は出席したものとみなす。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議長・副議長の委員会への出席発言)

第6条 教区会の議長及び副議長は、いつでも委員会に出席して、発言することができる。ただし、表決には加わらない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の結果を教区会に報告しなければならない。

(宗務役員の会議への出席)

第8条 宗務役員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(細則の変更)

第9条 この細則を変更しようとするときは、教

区会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

②新潟教区門徒会規約

(設置)

第1条 新潟教区に、新潟教区門徒会（以下「教区門徒会」という）を置く。

(目的)

第2条 教区門徒会は、教区内の門徒の代表として、教区における教化の振興をはかるため、教区が行う施策について協議し、もって教区の運営に寄与するとともに、門徒相互の連携を深め、同信同朋の実を挙げることを目的とする。

(組織)

第3条 教区門徒会は、次に掲げる教区門徒会員（以下「会員」という）で組織する。

- (1) 組門徒会において選任された者 49人以内
- 2 会員には、教務所長が教区門徒会員証を交付する。

(任期)

第4条 会員の任期は、3年とする。

- 2 補欠による教区門徒会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 教区門徒会に、次の役員を置き、会員の互選によって定める。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 常任委員 選出参事会員の数

2 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 常任委員は、会長の指揮をうけ、会務を分担し執行する。

(招集)

第6条 教区門徒会は、毎年1回教務所長がこれを招集する。

2 教務所長は、特に必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。ただし、この場合の議案は、教務所長が提出したものに限る。

(協議事項)

第7条 教区門徒会は、教区における次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 聞法、研修及びその他教化事業計画、実施に関する事項

- (2) 社会教化及び公益事業に関する事項
- (3) 所属団体に関する事項
- (4) 懇志奨励に関する事項
- (5) 門徒に関する事項
- (6) 教区の予算及び決算その他教務所長が提案した事項
- (7) その他必要な事項

(議事)

第8条 教区門徒会の議事は、会員の半数以上の出席によって開き、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第9条 教区門徒会は、会議録を作成しなければならない。

(事務)

第10条 教区門徒会に書記若干人を置き、教務所員の中から教務所長が命ずる。

(規約の改廃)

第11条 この規約を改正若しくは廃止しようとするときは、教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）並びに宗務総長の承認（2023年5月16日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。
- 2 この規約施行の際、現に教区門徒会員である者は、この規約による教区門徒会員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

③新潟教区教区会・教区門徒会運営細則

(趣旨)

第1条 この運営細則は、教区制施行条規第17条第2項による教区会及び教区門徒会の合同会議（以下「合同会議」という）について定める。（座長）

第2条 合同会議の座長は、教区会議長がこれにあたる。ただし、教区会議長に事故あるときは、教区門徒会長が代理する。

(議事)

第3条 合同会議は、教区会議員及び教区門徒会員の定数のそれぞれ半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(議決)

第4条 合同会議の議案について議決しようとするときは、合同会議を閉会または停止するものとし、教区会及び教区門徒会においてそれぞ

れ議決しなければならない。

(議事録)

第5条 合同会議の議事録は1つとし、教区会議長、教区門徒会長が署名押印し、署名委員は教区会・教区門徒会から各々2名を選び署名押印する。

(改正)

第6条 この運営細則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会においてそれぞれの議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この運営細則は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）並びに宗務総長の承認（2023年5月16日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

④新潟教区教区会参事会員・教区門徒会常任委員の選出に関する申し合わせ事項

1 教区会参事会員の選出について

- ・教区制第44条により、教区会において互選すべき選出参事会員の数は7人とする。
- ・正副議長2人を含めた9人の参事会員は、旧三条教区から5人、旧高田教区から4人をそれぞれ選出するものとする。
- ・補充員2人については、旧三条教区から1人、旧高田教区から1人をそれぞれ選出する。
- ・欠員の補充については、欠員が出た旧教区の補充員を順位1とする。

2 教区門徒会常任委員の選出について

- ・教区制第59条により、教区門徒会員が互選する常任委員は選出参事会員の数と同様とする（7人）。
- ・正副会長2人を含めた9人の常任委員は、旧三条教区から5人、旧高田教区から4人をそれぞれ選出するものとする。
- ・補充員2人については、旧三条教区から1人、旧高田教区から1人をそれぞれ選出する。
- ・欠員の補充については、欠員が出た旧教区の補充員を順位1とする。

3 改 廃

- ・教区会参事会員の選出数にかかる申し合わせを改正もしくは廃止しようとするときは、教区会において出席議員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。
- ・教区門徒会常任委員の選出数にかかる申し合わせを改正もしくは廃止しようとするときは、教

区門徒会において出席会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

附 則

- 1 この申し合わせ事項は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。
- 2 2023年7月1日施行の申し合わせ事項の内容は、改廃の手続きに関わらず、新教区発足後の教区会議員及び教区門徒会員それぞれの任期2期は改正を行わないものとする。

⑤新潟教区災害対策委員会規程

（目的）

第1条 本規程は、新潟教区内及びその他で発生した災害に対し、復興に向けてすみやかに支援活動できるよう定める。

（組織）

第2条 新潟教区災害対策委員会（以下「委員会」という）を設け、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員で組織する。

- 2 委員の任期は、それぞれの役職の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は教区会議長、副委員長は教区門徒会会长がこれにあたる。

- 2 委員長は会務を統理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（招集）

第4条 委員会は、教務所長が招集する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席によって成立し、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（実行委員会）

第6条 新潟教区内及びその他の地域で発生した災害に対し、すみやかな救援及び復興支援を実施するため、実行委員会を設ける。

- 2 実行委員会に関する事項については、別に定める。

（経費）

第7条 この規程に関する経費は、災害対策積立金会計により適正に処理する。

- 2 前条に定める実行委員会に関する経費は、前項の規定に関わらず、災害支援実行委員会活動資金（以下「活動資金」という。）を設定し、別途にこれを経理する。

3 活動資金は、寄付金及び助成金、教区事業費会計からの回付金及びその他の収入をもって歳入とし、前条に定める実行委員会に必要な経費をもって歳出とする。

- 4 活動資金は、毎会計年度末現在の計算書を作成し、教区費会計の決算書と同時に教区会及び教区門徒会に提出しなければならない。
(事務)

第8条 委員会の事務は、教務所が行う。
(規程の改廃)

第9条 この規程を改正若しくは廃止するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

⑥新潟教区災害支援実行委員会規約

（設置）

第1条 新潟教区災害対策委員会規程（2023年7月1日施行）第6条の規定に基づき、新潟教区災害支援実行委員会（以下、「実行委員会」という）を設置する。

（業務）

第2条 実行委員会は、同朋の相互扶助の精神に則り、宗務機関、教区及び組との連携のもと、次の各号に掲げる被災者支援及び研修を行う。

- (1) 災害救援 災害発生後から当該災害により遮断されたライフライン復旧までの間に行う被災者支援。
- (2) 復興支援 災害により遮断されたライフライン復旧以降の被災者支援。
- (3) 災害救援、復興支援及び情報共有に必要な研修。

（組織及び運営）

第3条 実行委員会は、災害支援経験者または学識経験者の中から教務所長が委嘱した委員若干人で組織する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 実行委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は、会務を統理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 実行委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

8 実行委員会において決定すべき事項があるときは、委員の合議によらなければならない。
(報告)

第4条 実行委員会は、第2条に掲げる業務及び実行委員会における決定事項について、新潟教区災害対策委員会に報告しなければならない。
(災害救援・復興支援活動班)

第5条 第2条に掲げる業務を遂行するため、実行委員会は必要に応じて災害救援・復興支援活動班(以下「活動班」という。)を置くことができる。

2 活動班は、教区内有志の者で組織するものとする。

3 活動班に班長を1人置き、実行委員長が委嘱する。班長は活動班を代表する。

4 班長は、活動内容の途中経過及び活動結果を実行委員会または新潟教区災害対策委員会に報告しなければならない。

5 班長は実行委員会委員とする。

(参考人等の会議への出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

2 教務所長が必要と認めた教務所員及び別院職員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(事務)

第7条 実行委員会の事務は、教務所が行う。

(規約の改廃)

第8条 この規約を改正または廃止しようとすることは、委員の半数以上が出席した実行委員会において過半数の同意を得て、新潟教区災害対策委員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規約は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑦新潟教区緊急事態対策委員会規程

第1条 宗門の緊急事態に対応するため、新潟教区緊急事態対策委員会(以下「委員会」という)を置く。

第2条 委員会は、緊急事態についての情報収集をはかり、教区内に速やかに周知せしめるとともに、その対策処理に当ることを目的とする。

第3条 委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、宗会議員、教区会議員、教区門徒会員及び教化委員のうちから、参事会及び常任委員会にはかって、教務所長が委嘱する。

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、教区会議長がこれにあたり、副委員長は教区会副議長がこれにあたる。

3 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 委員会には、常任委員若干人を置くことができる。

第5条 委員会は、教務所長が招集する。

2 委員3人以上の要請があった場合は、委員会を開かなければならない。

第6条 委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員会の議決は、参事会及び常任委員会に報告しなければならない。

第7条 委員会が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて、意見及び説明を聞くことができる。

第8条 委員会の事務は教務所が行う。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑧新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業(以下「教区慶讃事業」という。)を教区挙げて取り組むための組織及び運営、その他必要な事項について定める。

(教区慶讃事業の目的)

第2条 教区慶讃事業を機縁として、親鸞聖人の御誕生の意味と立教開宗の精神を尋ね、教区同朋の歩みを互いに確かめ、その意義を将来に向けて明らかにし、もって同朋会運動の推進に資することを目的とする。

(教区慶讃事業推進委員会の設置)

第3条 教区慶讃事業の計画・実施に資するため、新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教区慶讃法要に関する事項
- (2) 教区慶讃事業の推進に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
 - (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会长
 - (3) 教区教化本部長及び副本部長
 - (4) 第11条に規定する部会主査 5人
 - (5) 教務所長が委嘱した者 若干人
- 2 前項第1号から第3号までの委員は、2025年7月現在で当該役職にある者とする。ただし、その委員が欠けた場合は当該役職の後任者とする。
- 3 第1項第4号及び第5号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長3人を置く。

- 2 委員長は、2025年7月現在で教区会議長の職にある者がこれに当たり、会務を統理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、2025年7月現在で教区会副議長及び教区門徒会長並びに教区門徒会副会长の職にある者がこれに当たり、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (招集)

第7条 委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

第8条 委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第9条 委員会は、議事の結果を教区会、教区門徒会に報告しなければならない。

(常任委員会)

第10条 委員会から委任された事項及び緊急を要する事項の審議、委員会案件の事前審議並びに次条に定める各部会間の連絡調整のため、委員会に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員長・副委員長及び次条に定める部会の主査、並びに常任委員会で必要と認めた委員で構成する。

(部会)

第11条 慶讃法要の業務を円滑に行うため、次の各号に掲げる部会を設けることができる。

- (1) 教化部会
 - (2) 財務部会
 - (3) 参拝部会
 - (4) 儀式部会
 - (5) 広報部会
- 2 部会員は、次の各号に掲げる委員若干人で構成する。
- (1) 委員会の委員 若干人
 - (2) 教務所長が常任委員会の同意を得て委嘱した者 若干人
- 3 部会に、主査及び副主査1人を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 主査は、部会の議事を整理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、教務所長及び委員長の同意を得て、主査が招集する。
- 7 部会の協議結果は、委員会に報告しなければならない。

(部会の担当業務)

第12条 教化部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 慶讃テーマ、慶讃法要の願い、教区の取り組みの周知及び調整に関する事項
 - (2) 教化に関する事業の教区・その他の諸機関との連絡調整に関する事項
 - (3) 教化事業の実施に関する事項
 - (4) その他教化部会に属する事項
- 2 財務部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 経理及び出納に関する事項
 - (2) 助成金に関する事項
 - (3) 記念品の調製に関する事項
 - (4) 物品等の頒布に関する事項
 - (5) 参拝設備に関する事項
 - (6) その他財務部会に属する事項
- 3 参拝部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 参拝者の受け入れに関する事項
 - (2) その他参拝部会に属する事項
- 4 儀式部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 儀式に関する事項
 - (2) その他儀式部会に属する事項
- 5 広報部会の担当業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報物の企画及び調製に関する事項
- (2) 教区ホームページを利用した広報に関する事項
- (3) その他広報部会に属する事項

(慶讚事業スタッフ)

第13条 部会に必要に応じて慶讚事業スタッフを置き、慶讚法要及び慶讚事業の業務を行うことができる。

- 2 慶讚事業スタッフは、教務所長が委嘱する。
- 3 慶讚事業スタッフの任期は、2026年6月30日までとする。

(慶讚事業特別会計)

第14条 慶讚事業に関する経費の収入及び支出を明確にし、その経理を適正ならしめるため、新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業特別会計（以下、「特別会計」という。）を置く。

- 2 特別会計の運用に必要な事項は、別にこれを定める。

(職員の会議への出席)

第15条 教務所員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議の出席)

第16条 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

第17条 委員会、常任委員会、部会に関する事務は、教務所が行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程を変更し、又は廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、新潟教区教区会（2024年7月25日）及び教区門徒会（2024年7月29日）の議決を得て、2024年7月30日から施行する。
- 2 この規程による委員会は、教区会及び教区門徒会に対する最終的な業務報告をもって任期を終了し、同時に規程を廃止するものとする。
- 3 2024年6月30日現在設置していた新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業特別会計は、この規程による新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業特別会計とみなす。

附 則

この規程は、新潟教区教区会（2025年7月25日）及び教区門徒会（2025年7月29日）の議決を得て、2025年7月30日から施行する。

⑨新潟教区「池の平青少幼年センター」管理運営規則

(趣旨)

第1条 青少幼年教化施設の管理運営に関する規程（1975年達令公示第29号）第3条の規定により、新潟教区に委託された池の平青少幼年センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する事項について定める。

(管理運営の原則)

第2条 センターは、青少幼年及びその指導者の野外における研修施設として管理運営する。ただし、その他必要と認められる教化事業のために使用することを妨げない。

- 2 センターは、宗派の青少幼年教化活動の拠点として、真宗大谷派青少幼年センターと綿密な連携を保ちながら管理運営されなければならない。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 主任 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 用務員 若干人

2 センター長は、青少幼年教化施設の管理運営に関する規程第4条により委嘱された教務所長があたり、主務を掌理する。

3 主任は、新潟教区青少幼年教化推進本部指導主任の職にある者をもってこれにあて、センター長の命を受けてセンターの事務を処理するとともに、センターにおける研修を企画及び指導する。

4 会計は、新潟教務所主計の職にある者をもってこれにあて、センター長の指揮を受けてセンターの会計に関する事務を行い、センター長とともにその責に任ずる。

5 用務員は、センター長の命を受けて、センターの警備、防災、清掃及び接待、調理、衛生に関する業務に従事する。

- 6 用務員の採用については、別に定める。
- (運営委員会)

第4条 センターの管理及び運営を円滑に行うため、池の平青少幼年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(業務)

第5条 運営委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研修の計画及び点検に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 施設及び備品に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員 10 人以内で組織する。

- (1) センター長
- (2) 新潟教区会の議長及び副議長
- (3) 新潟教区門徒会の会長及び副会长
- (4) センター長が委嘱した者 若干人

2 前項第 1 号から第 3 号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第 1 項第 4 号による委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 運営委員会に委員長を置き、センター長がこれにあたる。

2 委員長は、会務を統理し、会議の議長になる。
(招集)

第8条 運営委員会は、委員長が招集する。

(議事)

第9条 運営委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第10条 運営委員会の議決は、センター長が宗務総長に報告しなければならない。

(職員等の会議への出席)

第11条 宗務総長が命じた宗務役員並びにセンター長が命じた職員及び教務所員は、会議に出席して発言することができる。ただし、表決には加わらない。

(参考人の会議への出席)

第12条 センター長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(事務)

第13条 運営委員会の事務は、新潟教務所が行う。

(会計)

第14条 センターに関する経費の収入及び支出を明確にし、その運営を適正ならしめるため、新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計を設置する。

2 この会計は、冥加金、宗派回付金、教区事業費会計回付金及びその他の収入をもって歳入とし、第 2 条に定める研修等を実施するために必要な経費及びこれに伴う支出をもって歳出とする。

3 この会計の予算及び決算は、委員会の議を経て、毎年度教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

4 この会計の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わるものとする。

(備付帳簿及び書類)

第15条 センターには次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え付けなければならない。

- (1) 備品台帳
- (2) 事務諸帳簿
- (3) 研修計画書
- (4) 研修会参加者名簿
- (5) 研修日誌
- (6) 会計諸帳簿

(増改築等)

第16条 センターの増改築、著しい模様替え及び破損修復を行う必要があるときは、センター長は、宗務総長に具上し、その指示を請わなければならない。

(使用規定)

第17条 センターの使用に関する規定は、別に定める。

(規則の改廃)

第18条 この規則を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）並びに宗務総長の承認（2023 年 5 月 16 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

2 2023 年 6 月 30 日現在、センターの職員であった者は、この規則によるセンターの職員とみなす。

⑩新潟教区聖跡顕彰委員会規程

(設置)

第1条 新潟教区内の聖跡を永く保存顕彰する

ために教区に聖跡顕彰委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は聖跡の顕彰に関し必要な事項を推進する。

（組織）

第3条 委員会の委員は教区会議長、教区会副議長、教区会参事会員、教区門徒会長、教区門徒会副会長をもって当てる。

2 委員の任期はそれぞれの議員及び会員の任期による。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は教区会議長が、副委員長は教区会副議長がそれぞれ当る。

4 委員長は委員会を代表し、聖跡保存顕彰の業務を統括する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（参考人の会議への出席）

第4条 委員会は必要により参考人の出席を求めてその意見を聞くことができる。

（事務）

第5条 委員会の事務は教務所が行う。

（教務所長の会議への出席）

第6条 教務所長は委員会に出席して意見を述べることができる。

（会計）

第7条 聖跡の保存及び聖跡に関する収入及び支出を適正にし、経理を円滑にするため、新潟教区聖跡顕彰特別会計（以下「顕彰会計」という）を設ける。

2 顕彰会計は一般会計と区分して別途に経理する。

3 顕彰会計は、教区事業費会計回付金、寄付金及びその他の収入をもって収入とし、聖跡顕彰に要するすべての支出をもって支出とする。

4 顕彰会計は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

5 顕彰会計の予算・決算は委員会の議を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得るものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程を改正若しくは廃止しようとするとときは、委員会の同意を経て教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑪新潟真宗学院規則

（設置）

第1条 真宗学院規程(1981年7月1日公示第6号)に基づき本派の教師たるにふさわしい人を養成するため新潟教区に、新潟真宗学院（以下「学院」という）を置き、三条学舎並びに高田学舎を設ける。

2 三条学舎は、新潟県三条市本町2丁目1番57号 真宗大谷派新潟教務所（以下「新潟教務所」という）内に置く。

3 高田学舎は、新潟県上越市寺町2丁目24番4号 真宗大谷派新潟教区高田教務支所内に置く。

（事務所）

第2条 学院の事務所は、新潟教務所内に置く。（修業年限）

第3条 学院の修業年限は3年とする。

（授業学科目）

第4条 学院の授業学科目は次のとおりとする。

(1) 真宗学 150時間以上

(2) 仏教学 100時間以上

(3) 教化学 30時間以上

(4) 差別問題 30時間以上

(5) 声明作法 50時間以上

(6) 法規 10時間以上

2 学院は前項に定める学科目のほか、特別講義、補習授業を行うことができる。

（教育課程・指導会議）

第5条 教育課程は、毎学年のはじめに、新潟真宗学院指導会議（以下「指導会議」という。）において編成する。

2 学院長は、教育課程を編成したときは、宗務総長の承認を得なければならない。

3 指導会議は学院長が招集する。

（学年及び学期）

第6条 学院の学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は学期に分けることができる。

（教職員）

第7条 学院に次の教職員を置く。

(1) 学院長 1人

(2) 指導主任 各学舎1人

(3) 指導 各学舎若干人

(4) 幹事 若干人

(5) 会計 1人

2 学院長は、新潟教務所長がこれにあたる。

3 指導主任は、指導の中から学院長が任命する。

4 指導は、新潟教区内の教師の中から宗務総長

の承認を得て学院長が任命する。ただし、教区内、教師の中から任命できないときは、宗務総長の承認を得て、教区外教師から任命することができる。

5 幹事は、新潟教務所に勤務する宗務役員の中から、学院長が命ずる。

6 会計は、新潟教務所主計があたる。

7 第3項及び第4項に定める教職員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(職務)

第8条 学院長は、学院を代表する。

2 指導主任は、学院長を補佐し、学院長に事故あるときは、あらかじめ学院長が指名した指導主任がその職務を代行する。

3 指導は、学院生を教授指導する。

4 幹事は、学院長の命を受けて事務を処理する。

5 会計は、会計事務を処理する。

(入学資格)

第9条 学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第10条 学院の入学の時期は学年の始めとし、入学志願者には入学試験を行う。

2 入学試験は筆記及び口述とする。

3 入学試験の期日その他必要な事項は、毎年学院長が告示する。

(保証人・誓約書)

第11条 入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び住民票を提出しなければならない。

2 前項の保証人は、本派の住職・教会主管者または代務者でなければならない。

3 第1項の保証人に変更を生じた場合は、速やかにその旨を学院長に届出なければならない。

4 誓約書の様式は別に定める。

(欠席の届出)

第12条 学院生は、病気その他の事由によって欠席するときは、その事由を具して、必ず届出なければならない。ただし、病気のため欠席が5日以上に及ぶときは、診断書を添えなければならない。

(公欠)

第13条 次の各号に掲げる事由によって欠席し、学院長に届け出て許可を得た学院生は、欠席したものとして取扱わない。

- (1) 父母、祖父母、実兄弟、実姉妹または実子が死亡したとき
- (2) 教師修練により、真宗本廟に上山するとき
- (3) 病気、怪我等により登院できないと医師の診断を受けたとき
- (4) その他特別の事由によるとき
(休学・復学・退学)

第14条 学院生が休学・復学・退学を希望する場合は、理由を付して学院長に願い出なければならない。

2 学院長は前項の願い出が提出されたときは、該当学舎の指導主任と協議し、決定事項を本人に通知しなければならない。

3 前2項により休学・退学する者はすでに納めた入学金及び授業料等の一部または全部の返金はない。

(除籍)

第15条 学院長は、学院生が次の各号のいずれかに該当する時は、指導会議に諮って学籍を削除することができる。

- (1) 正常な事由がなくて16日以上欠席した者
- (2) 成業の見込みのない者
- (3) 規定された納金の義務を怠った者
- (4) 学院に関する規定に違反し、品位を傷つけた者

2 前項により除籍された者に対してはすでに納めた入学金及び授業料等の一部または全部の返金はない。

(聴講生)

第16条 授業科目の聴講を志望する者があるときは、聴講生として、これを許可することができる。

2 聽講については、別に定める。

(入学金・授業料等)

第17条 入学を許可された者は別に定める入学金、授業料、施設使用料等を納付しなければならない。

2 前条により、聴講を許可された者は別に定める聴講料、施設使用料等を納付しなければならない。

(試験)

第18条 試験は、各学期末に科目ごとに、筆記または口述によって行う。

(試験の成績)

第19条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

(成績判定及び卒業)

第20条 卒業の判定及び各学年修了判定は、学舎毎の試験の評点に平常の成績を参照して、指

導会議において決定する。

2 病気その他の事由により出席日数が 3 分の 2 に満たない者は、その学年の修了を認めない。
(卒業証書)

第 21 条 卒業者には卒業証書を授与する。
(運営)

第 22 条 学院の運営は、新潟教区が行う。
(運営委員会)

第 23 条 学院長が、学院運営に必要な事項を諮問するため、新潟真宗学院運営委員会を置き、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学院長
- (2) 指導主任
- (3) 教区会正副議長
- (4) 教区門徒会正副会長
- (5) 学識経験のある者 若干人

2 前項第 5 号の委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、男女両性で組織する。

(学院の経費)

第 24 条 学院の経費は、入学金、授業料、聴講料、施設使用料、入学試験料、助成金、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

(入学金等の金額の決定)

第 25 条 入学試験料、入学金、授業料、及び聴講料は、入学募集前に、運営委員会に諮って決定する。

(特別会計)

第 26 条 学院の運営を適正ならしめるため、特別会計を設定し新潟教区事業費会計と区分して整理する。

(特別会計の承認及び報告)

第 27 条 特別会計の予算並びに決算について
は、毎年教区会及び教区門徒会の議決を得なければならぬ。

2 特別会計に不足を生じたときは、教区会及び教区門徒会に諮って教区会計より支出するものとする。
(施行細則)

第 28 条 本規則施行に必要な事項は、別に定める。
(改廃)

第 29 条 本規則を廃し若しくは改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、新教区準備委員会の議決(2023 年 3 月 31 日)、並びに宗務総長の承認(2023 年 6 月 30 日)得て、新潟教区が発足した日(2023 年 7 月 1 日)から施行する。

⑫新潟真宗学院 三条学舎施行細則

(目的)

第 1 条 この施行細則は、新潟真宗学院規則(以下「規則」という)第 28 条の規定に基づいて、新潟真宗学院三条学舎(以下「三条学舎」という)の運営に必要な事項を定める。

(学舎会議)

第 2 条 三条学舎の運営にあたって必要な事項を協議するため、学舎会議を開催することができる。

2 学舎会議は次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 成績判定
- (2) 入学・修了・卒業に関する事項
- (3) 学舎の授業に関する事項
- (4) その他必要な事項
(学期・時間割)

第 3 条 規則第 6 条第 2 項により、学年を次の学期に分ける。

- (1) 前期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 後期 9 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 三条学舎は、学期間中の毎週土曜日を授業日とし、1 日 3 コマを基本とする。

3 1 コマの授業時間は 90 分とする。
(学科主任)

第 4 条 新潟真宗学院長(以下「学院長」という)は規則第 7 条第 4 項に掲げる指導の中から、三条学舎における学科主任を任命することができる。

2 学科主任は担当学科目が適切に指導されるよう努めなければならない。
(経費)

第 5 条 就学に係る経費は別表第 1 号のとおりとする。

2 納入された金員は理由の如何に関わらずこれを返還しない。

(出欠の確認)

第 6 条 指導は授業開始にあたって出欠の確認を行う。

2 出欠の確認後に出席した者は遅刻とする。
(欠席)

第 7 条 規則第 12 条による欠席届は別に定める文書で提出しなければならない。

2 欠席回数が該当学科目の 3 分の 1 を超えたときは、試験を受けることができない。
(休学・復学・除籍)

第 8 条 やむをえない事情で連続して 3 週以上欠席する場合は、学院長に休学届を提出しなければならない。

- 2 学院生は休学中にあっても自覚ある学びに努めなければならない。
- 3 休学中は欠席とみなす。
- 4 第1学年度または第2学年度まで修了した後、休学した場合は、次期以降の第2学年度または第3学年度に復学することができる。
- 5 新潟真宗学院規則第15条に規定される「除籍」とは、同条第1項各号に該当する学院生について、強制的に退学させることを言う。

(聴講)

第9条 学院長は規則第16条により聴講生を募集することができる。

- 2 三条学舎の聴講を希望するものは、別に定める願書を提出しなければならない。
- 3 聴講できる学科目は、学舎会議で協議し、学院長が定める。

(聴講試験)

第10条 学院長は聴講を希望する者について聴講試験を行う。

- 2 聴講試験は面接試験とする。
- 3 学院長は聴講試験に合格した者について聴講を許可する。
- 4 前項により聴講を許可されたものを聴講生という。

(聴講生の修業年限)

第11条 原則として聴講生の修業年限は3年とする。

(聴講生のつとめ)

第12条 聴講生は規則の精神に則り、真摯な学びに努めなければならない。

- 2 聴講生は、運営委員会により定められた聴講料を納付しなければならない。
- 3 原則として、三条学舎施行細則第5条第2項及び第6条並びに第8条第5項は聴講生にも適用するものとする。

(指導礼)

第13条 学院指導の御礼は別表第2号のとおりとする。

(改廃)

第14条 この施行細則を廃し若しくは改正しようとするときは、学舎会議及び運営委員会の同意を得て宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

この施行細則は、宗務総長の承認を得て、2023年7月1日より施行する。

別表第1号：学院生

項目	金額
入試試験料（初年度のみ）	10,000円
入学金（初年度のみ）	30,000円
授業料（1年間）	150,000円
施設使用料（1年間）	10,000円
施設使用料（教区外の人・1年間）	30,000円
その他	適宜

別表第2号：指導礼

項目	金額
授業礼（1コマ）	15,000円
旅費	教区規程に準ず
特別講義礼	協議
その他	適宜

別表第3号：その他

項目	金額
補講料（1回）※要検討	15,000円
追試験料（未受験）	2,000円
再試験料（不合格）	2,000円

・遅刻・早退3回で1回の欠席とする。

⑬新潟真宗学院 高田学舎施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、新潟真宗学院規則（以下「規則」という）第28条の規定に基づいて、新潟真宗学院高田学舎（以下「高田学舎」という）の運営に必要な事項を定める。

(学舎会議)

第2条 高田学舎の運営にあたって必要な事項を協議するため、学舎会議を開催することができる。

- 2 学舎会議は次の各号に掲げる事項について協議を行う。
- (1) 成績判定
 - (2) 入学・修了・卒業に関する事項
 - (3) 学舎の授業に関する事項
 - (4) その他必要な事項

(学期・時間割)

第3条 規則第6条第2項により、学年を次の学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から8月31日まで
- (2) 後期 9月1日から翌年3月31日まで

2 高田学舎は、学期間中の平日週2日を授業日とし、1日2コマを基本とする。授業日は学年の始めに学舎会議で決定する。

- 3 1コマの授業時間は90分とする。

(学科主任)

第4条 新潟真宗学院長（以下「学院長」という）は規則第7条第4項に掲げる指導の中から、高田学舎における学科主任を任命することができる。

2 学科主任は担当学科目が適切に指導されるよう努めなければならない。

(経費)

第5条 就学に係る経費は別表第1号のとおりとする。

2 納入された金員は理由の如何に関わらずこれを返還しない。

(出欠の確認)

第6条 指導は授業開始にあたって出欠の確認を行う。

2 出欠の確認後に出席した者は遅刻とする。

(欠席)

第7条 規則第12条による欠席届は別に定める文書で提出しなければならない。

2 欠席回数が該当学科目の3分の1を超えたときは、試験を受けることができない。

(休学・復学・除籍)

第8条 やむをえない事情で連続して3週以上欠席する場合は、学院長に休学届を提出しなければならない。

2 学院生は休学中にあっても自覚ある学びに努めなければならない。

3 休学中は欠席とみなす。

4 第1学年度または第2学年度まで修了した後、休学した場合は、次期以降の第2学年度または第3学年度に復学することができる。

5 新潟真宗学院規則第15条に規定される「除籍」とは、同条第1項各号に該当する学院生について、強制的に退学させることを言う。

(聴講)

第9条 学院長は規則第16条により聴講生を募集することができる。

2 高田学舎の聴講を希望するものは、別に定める願書を提出しなければならない。

3 聴講できる学科目は、学舎会議で協議し、学院長が定める。

(聴講試験)

第10条 学院長は聴講を希望する者について聴講試験を行う。

2 聴講試験は面接試験とする。

3 学院長は聴講試験に合格した者について聴講を許可する。

4 前項により聴講を許可されたものを聴講生という。

(聴講生の修業年限)

第11条 原則として聴講生の修業年限は3年とする。

(聴講生のつとめ)

第12条 聴講生は規則の精神に則り、真摯な学びに努めなければならない。

2 聴講生は、運営委員会により定められた聴講

料を納付しなければならない。

3 原則として、高田学舎施行細則第5条第2項及び第6条並びに第8条第5項は聴講生にも適用するものとする。

(指導礼)

第13条 学院指導の御礼は別表第2号のとおりとする。

(改廃)

第14条 この施行細則を廃し若しくは改正しようとするときは、学舎会議及び運営委員会の同意を得て宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

この施行細則は、宗務総長の承認を得て、2023年7月1日より施行する。

別表第1号：学院生

項目	金額
入試試験料（初年度のみ）	10,000円
入学金（初年度のみ）	30,000円
授業料（1年間）	150,000円
施設使用料（1年間）	10,000円
施設使用料（教区外の人・1年間）	30,000円
その他	適宜

別表第2号：指導礼

項目	金額
授業礼（1コマ）	15,000円
旅費	教区規程に準ず
特別講義礼	協議
その他	適宜

別表第3号：その他

項目	金額
補講料（1回）※要検討	15,000円
追試験料（未受験）	2,000円
再試験料（不合格）	2,000円

・遅刻・早退3回で1回の欠席とする。

⑪新潟教区教化委員会規則

(設置及び目的)

第1条 宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り同朋会運動の推進を目指し、教区制（1991年条例公示第8号）第70条に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、新潟教区（以下「教区」という。）に新潟教区教化委員会（以下「委員会」という。）を置く。（業務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教区教化方針及び教区教化研修計画の策定及び推進

- (2) 僧侶、寺族及び門徒の学習教化に資する事業の策定及び推進
- (3) 教化の現場である組や連組の実情に合わせ、共同教化に参画しやすい方策の策定及び促進
- (4) 一カ寺の活性化に資する事業の策定及び推進
- (5) その他必要な業務
(組織)

第3条 委員会は、教区教化委員長（以下「委員長」という。）及び教区教化委員（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、委員長が委嘱する。

- (1) 教区会正副議長
- (2) 教区門徒会正副会长
- (3) 第7条第3項に掲げる本部員
- (4) 各部門員 第10条に定める各部門から3人
12人
(委員長)

第4条 委員長は、教務所長がこれに当たり、会務を統理する。

2 委員長に事故あるときは、本部長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、第3条第2項第1号及び第2号に規定する委員の任期は、当該役職の任期とする。

2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 委員会の総会は、委員長が招集し、毎年1回以上これを開き、教化の基本方針について審議する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 本部長から開催の要請を受け、委員長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

(本部会)

第7条 教区における総合的な教化体制の調整及び教区教化の基幹の施策に資し、もって第2条に定める業務の遂行を円滑ならしめるため、委員会に本部会を置く。

2 本部会は、次の各号に掲げる業務を所管する。

- (1) 教区教化方針及び研修計画、研修事業の策定に関する事項
- (2) 予決算の審議に関する事項
- (3) 各部門員の選定に関する事項

- (4) 教区出版物に関する事項
- (5) 教区教化関係団体に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 本部会は、次の号に掲げる13人以内の本部員で組織する。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 本部長 | 1人 |
| (2) 副本部長 | 1人 |
| (3) 学識経験者 | 4人以内 |
| (4) 伝道広報室長 | 1人 |
| (5) 教学儀式部長 | 1人 |
| (6) 同朋社会部長 | 1人 |
| (7) 未来構想部長 | 1人 |
| (8) 共同教化部長 | 1人 |
| (9) 共同教化部門員 | 2人 |

4 前項の第2号から第7号の本部員は、本部長が選任する。また、第8号の本部員は、教区-組教化連絡会長がこれに当たり、第9号は共同教化部門員から互選した者がこれにあたる。

(本部長及び副本部長)

第8条 本部会に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、前期の本部会において選定し、委員長が委嘱する。

3 本部長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて就任することはできない。

4 本部長は、本部会の業務を統理し、本部会の議長となる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(企画会)

第9条 本部会から付託された事項を協議及び調整するため、企画会を置くことができる。

2 企画会は、教区内の寺族及び門徒、有識者の中から本部長が選定し、本部会で承認された委員で組織する。

3 本部長は、企画会の進捗状況を本部会に報告しなければならない。

(部門)

第10条 委員会が定める方針に基づき、委員会が行う事業を区分して効果的に推進するため、委員会に次の部門を設ける。

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 教学儀式部門 | 教学・儀式に関する事業 |
| (2) 同朋社会部門 | 現代社会の諸課題に学び、同朋社会の実現に関する事業 |
| (3) 未来構想部門 | 青少幼年教化並びに教区や宗門の未来に関する事業 |
| (4) 共同教化部門 | 組等での共同教化推進に関する事業 |

2 部門は、部長が本部会に推薦し、本部会で承

認められ、委員長が委嘱した部門員で組織する。なお、部門員は2以上の部門を兼ねることができない。

- 3 教学儀式・同朋社会・未来構想の各部門は、部長を含む部門員各4人、共同教化部門は教区・組教化連絡会から互選した部長を含む部門員6人で構成する。
- 4 各部門に、本部長が選任した部長1人と、部門員の互選による副部長1人を置く。
- 5 部長は、部門を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を委員会に報告しなければならない。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 部長は、必要により部門の所管する事業を目的ごとに区分し、これに部門員を分属させて実施することができる。

(実行委員会)

- 第11条** 本部会及び各部門が所管する事業の実施を円滑ならしめるため、委員長が必要であると認めたときは、本部会及び部門に実行委員会を置くことができる。
- 2 実行委員会の委員は、教区内の僧侶、寺族及び門徒その他学識経験を有する者の中から、本部長または部長が推薦した者について、本部会にて協議の上、委員長が委嘱する。
 - 3 実行委員の任期は1年以内とし、当該事業の終了をもって満了するものとする。

(諸会議の招集)

- 第12条** 本部会及び部門その他の会議は、委員長の同意を得て、本部長及び部長がこれを招集する。
(宗務役員等の会議への出席)

- 第13条** 新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(参考人の会議への出席)

- 第14条** 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。
(事務)

- 第15条** 委員会の事務は、新潟教務所が行う。
(内規)

- 第16条** この規則を実施するため、教区会及び教区門徒会の議決を経て、内規を定めることができる。
(規則の変更)

- 第17条** この規則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)並びに宗務総長の承認(2023年6月22日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。
- 2 新教区準備委員会における議決事項は、この規則による本部会が議決したものとみなす。
- 3 この規則施行の際、第3条第2項第3号に定める委員並びに第8条第2項に定める本部長に最初に就任する者の選定は、新教区準備委員会が行うものとする。

⑯新潟教区伝道広報室規程

(設置及び目的)

- 第1条** 新潟教区(以下「教区」という)に、教区における各種広報物をとおして伝道教化を担うことを目的とし、伝道広報室(以下、「本室」という)を置く。

(業務)

- 第2条** 本室は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)教化に関する広報物の企画、作成
- (2)教区ホームページの制作、運営
- (3)その他必要な業務

- 2 前項に掲げる業務での成果物は、教区教化委員長(以下「委員長」という)及び教区教化委員会(以下「委員会」という)本部会が監修する。
(組織)

- 第3条** 本室は、第2条に定める業務遂行のため、委員会規則第7条第4項により選任された伝道広報室長(以下「室長」という)及び室長が推薦した本室委員(以下「委員」という)若干名で組織する。

- 2 委員は、委員長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。
(室長及び副室長)

- 第4条** 室長は、本室を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を委員会本部会に報告しなければならない。

- 2 室長は、委員会本部員にあたる。
- 3 室長は、必要により本室の所管する事業を目的ごとに区分し、これに委員を分属させて実施することができる。
- 4 本室に、委員の互選によって定めた副室長1名を置き、室長に事故ある時はその職務を代理する。
(通信員)

第5条 教区と組、組間の情報交換のため、各組組長が推薦した通信員各1名を置く。

2 通信員は、委員長が委嘱する。

3 通信員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補充による通信員の任期は前任者の残任期間とする。

(実行委員会)

第6条 本室が所管する事業の実施を円滑にならしめるため、委員長が必要であると認めたときは、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会の委員は、室長が推薦した者について、本室にて協議の上、委員長が委嘱する。

3 実行委員の任期は1年以内とし、当該事業の終了をもって満了するものとする。

(経費)

第7条 第2条にかかる必要な経費は、教区事業費会計より支出する。

(会議の招集)

第8条 本室の会議は、委員長の同意を得て、室長がこれを招集する。

(宗務役員等の会議への出席)

第9条 新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(参考人の会議への出席)

第10条 室長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 本室の事務は、新潟教務所が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

1 この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年6月21日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)より施行する。

⑯新潟教区教区 - 組教化連絡会規程

(設置及び目的)

第1条 新潟教区に、教区 - 組教化連絡会(以下、「教化連絡会」という。)を置く。教化連絡会は、新潟教区教化委員会(以下、「教区教化委員会」という。)と目的を共にし、教区教化委員会規則第2条の達成と組を基軸とした教化の充実に資することを目的とする。

(業務)

第2条 教化連絡会は前条の目的を達成するた

め、次の業務を行う。

- (1) 組を基軸とした教化体制に資するために必要な組間の情報交換及び方策の促進
- (2) 教区と組の教化の連動・連帯に資するために必要な情報交換及び方策の促進
- (3) その他必要な業務
(組織)

第3条 教化連絡会は、組教化担当者54人以内で組織する。

- 2 組教化担当者は、大谷派僧侶もしくは門徒及び寺族の中から、組長が推薦した者とする。
- 3 組教化担当者の任期は3年とする。ただし、補充による組教化担当者の任期は前任者の残任期間とする。

(常任委員会)

第4条 組教化担当者の中から6人を互選し、常任委員会を組織する。互選にあたっては地域性を考慮し、別表の各地域から2人ずつ選出する。

- 2 常任委員は教化連絡会を主催する。なお、常任委員は教区教化委員会共同教化部門員にあたる。

(会長及び副会長)

第5条 教化連絡会に会長及び副会長1人を置く。会長及び副会長は常任委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を統理し教化連絡会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、任期が満了しても後任者が就任するまで在任する。

(総会)

第6条 教化連絡会の総会は、毎年1回以上これを開き、必要な事項について審議する。

- 2 総会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。

3 総会は、組教化担当者の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は会長の決するところによる。

- 4 会長は、総会の結果を教務所長に報告するものとする。

(宗務役員等の会議への出席)

第7条 新潟教務所の職員は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(事務)

第8条 教化連絡会の事務は新潟教務所が行う。
(参考人)

第9条 会長が必要と認めたときは、会議に参考

人の出席を求めて、意見を聞くことができる。
(規程の変更)

第10条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

別表

地域	組
上越	第1組、第2組、第3組、第4組、第5組、第6組、第7組、第8組、高田11組、高田12組、高田13組
中越	第10組、中越11組、中越12組、中越13組、第14組、第15組、第16組、第24組
下越 佐渡含む	第17組、第18組、第19組、第20組、第21組、第22組、第23組、佐渡組

⑪新潟教区同朋社会協議会規程

(設置)

第1条 教化基本条例第5条第2項に基づき、新潟教区同朋社会協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 協議会は、部落差別問題をはじめとする様々な課題に取り組み、同朋社会の顕現を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 差別問題等に関する宗門内外への対応
- (2) 差別問題及び靖国問題並びに男女平等参画に関する問題の研鑽と研修会の企画実行
- (3) 各組と連動した研修会の企画実行と情報共有
- (4) その他必要な業務

(組織)

第4条 協議会は、次の各号で定める協議会委員(以下「委員」という。)39名以内で組織する。

- (1) 組長が推薦した者 各組1名
 - (2) 教務所長が推薦した者 12名以内
- 2 委員は、教務所長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、補充によ

る委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって決める。

2 会長は、会務を統理し協議会を代表する。なお、教区教化委員会同朋社会部門員にあたる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(総会)

第6条 協議会の総会は、毎年1回以上これを開き、必要な事項について審議する。

2 総会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。

3 総会は、委員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長は、総会の結果を教務所長に報告するものとする。
(常任委員会)

第7条 協議会に常任委員会を置き、正副会長及び専門部会正副部会長8名以内で組織し、常任委員の任期は委員の任期とする。

2 常任委員会は、協議会から委嘱された事項及び緊急を要する事項を処理する。

3 常任委員会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。

(専門部会)

第8条 協議会が行う業務を区分して効果的に推進するため、次の専門部会を置く。

- (1) 差別問題専門部会
- (2) 靖国問題専門部会
- (3) 男女平等参画専門部会

2 各専門部会は、委員同士で決定した部会委員で組織する。なお、部会委員は2以上の専門部会を兼ねることができない。

3 各専門部会は、第4条第1項第1号委員9名と同第2号委員4名以内で構成する。

4 各専門部会に、部会委員の互選により部会長及び副部会長1人を置く。

5 部会長は、専門部会を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を協議会に報告しなければならない。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 専門部会の会議は、会長の同意を得て部会長が招集する。

(宗務役員等の会議への出席)

第9条 新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(参考人の会議への出席)

第10条 会長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。
(事務)

第11条 協議会の事務は、新潟教務所が行う。
(規程の改廃)

第12条 この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑩新潟教区教学研鑽室規程

(名称・目的)

第1条 宗祖親鸞聖人流罪以来の伝統を受け継ぎ、教学の振興、教化の推進並びに教化を担う人の育成に資するため、新潟教区における学びの場として新潟教区教学研鑽室(以下、「研鑽室」という)を設置する。

2 研鑽室に、教化センターと聞思学場を置き、それぞれの設立の趣旨や歴史を鑑みた主体的な活動を担保する。

(事務所)

第2条 研鑽室の事務所は、新潟教務所内に置く。
(業務)

第3条 研鑽室は、第1条の目的達成のため次に掲げる業務を行う。

- (1) 教学の研鑽
- (2) 学習会の開催
- (3) 伝道教化の実習
- (4) 公開講演会の開催
- (5) 教区内の各種研修会との連携
- (6) 図書並びに教化資料収集及び購入と整理、保管
- (7) その他必要な事項

(統理)

第4条 教務所長は、研鑽室を統理する。

(運営委員会)

第5条 研鑽室を運営するため、新潟教区教学研鑽室運営委員会(以下「運営委員会」という)を設置する。

(組織)

第6条 運営委員会は、次の号に掲げる委員の男女両性で組織する。

- (1) 教務所長
- (2) 教区会議長
- (3) 教区門徒会長

(4) 教化委員会正副本部長

(5) 教化センター主幹並びに同副主幹(1人)

(6) 聞思学場室長並びに同指導(1人)

(7) 教務所長が推薦する者 若干人

2 委員は、教務所長が委嘱し、その任期は3年とする。

3 第1項第1号から第6号の委員の任期は、当該役職者の任期とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。なお、再任を妨げない。また、第7号の委員のうち、必ず女性1人以上を推薦する。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第7条 運営委員会は、研鑽室の総合的な調整並びに基幹施策方針の策定を行う。

2 第1条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

(1) 研鑽室の事業計画及び報告に関する事項

(2) 教化センター主幹の選定に関する事項

(3) 聞思学場室長の選定に関する事項

(4) 研鑽室の予決算、その他経費に関する事項

(5) その他研鑽室の運営に関する必要な事項

3 前項の業務遂行のため、必要に応じて検討機関を設置することができる。

(開催及び招集)

第8条 運営委員会は毎年一回以上開催し、教務所長が招集する。

2 教化センター主幹または聞思学場室長から要請のあった場合、教務所長は運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員4名以上から書面による要請があった場合は、教務所長は運営委員会を招集しなければならない。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の座長は、教区会議長がこれにあたる。

2 教務所長が必要と認める場合は、新潟教務所の職員及び参考人が運営委員会に出席して意見を述べることができる。

3 人事・給与に関する議事には、当該役職者は出席することができない。

(議事及び議決)

第10条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、書面(委任状)により意思表示をした者は、出席とみなすことができる。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこ

れを決め、可否同数のときは、座長がこれを決める。

(事務)

第11条 研鑽室の事務は新潟教務所が行う。

(経費)

第12条 研鑽室の経費は、教区事業費会計回付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計及び会計年度)

第13条 研鑽室に関する経費の収入及び支出を明確にして、その経理を適正ならしめるため、新潟教区教学研鑽室特別会計を設置し、教区事業費会計と区分して経理する。

2 研鑽室の会計年度は、宗派の会計年度に準ずる。

3 研鑽室の予算及び決算は、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第14条 研鑽室の会計は、教区監事の監査を受けなければならない。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、運営委員会の同意を経て、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑯新潟教区教化センター規約

(名称)

第1条 新潟教区教学研鑽室規程第1条第2項により、「教化センター」を設置する。

2 教化センターは、新潟教務所に置く。

(組織)

第2条 教化センターは、次の者をもって組織する。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 主幹 | 1人 |
| (2) 副主幹 | 1人 |
| (3) 講師 | 若干人 |
| (4) 幹事 | 1人 |
| (5) 研究員 | 若干人 |

2 主幹は、運営委員会において教区内有教師から選定し、教務所長が委嘱する。

3 副主幹は、主幹の推薦により、教務所長が委嘱する。

4 講師は、主幹の推薦により、教務所長が委嘱する。

5 幹事は、教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。

6 研究員は、主幹の推薦により、教務所長が委嘱する。

7 必要により、教化センターに嘱託を置き、教務所長がこれを任用する。

(職務)

第3条 主幹は、教化センターを代表し、その活動を掌理する。

2 副主幹は、主幹の命を受けて主幹を補佐し、主幹に事故あるときはその職務を代行する。

3 講師は、主幹の命を受けて、講義を行い、研修生の指導にあたる。

4 幹事は、主幹の命を受けて、事務を処理する。

5 研究員は、主幹の命を受けて、教化センターの活動を補佐する。

(任期)

第4条 主幹、副主幹、講師、研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研修生)

第5条 教化センターの活動に参加し、自己研鑽を望む者を研修生として受け入れる。

2 研修生は、教区内の僧侶、門徒から、所属組の組長の推薦により、教務所長がこれを許可する。

3 研修生は、教化センターの活動に従事し、定められた本務を分担する。

(聴講生)

第6条 教化センターの活動について、聴講を希望するものがあるときは、教務所長は聴講生としてこれを許可することができる。

2 聽講料その他必要な事項は、別に定める。
(規約の改正)

第7条 この規約を改正するときは、運営委員会の承認を得なければならない。

(内規)

第8条 主幹は、必要により、教務所長の同意を得て、この規約に内規を設けることができる。

附 則

この規約は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

附 則

この規約は、運営委員会の承認(2024年7月11日)を得て、2024年7月12日から施行する。

⑰新潟教区聞思学場規約

(名称)

第1条 新潟教区教学研鑽室規程第1条第2項により、「聞思学場」を設置する。

2 聞思学場は、高田教務支所に置く。
(組織)

第2条 聞思学場は、次の者をもって組織する。

- (1) 室長 1人
- (2) 専任講師 1人
- (3) 指導 若干人
- (4) 幹事 1人
- (5) 研修員 若干人

2 室長は、運営委員会において教区内有教師から選定し、教務所長が委嘱する。

3 専任講師及び指導は、室長の推薦により、教務所長が委嘱する。ただし、室長は専任講師を兼ねることができる。

4 幹事は、教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。

5 研修員は、教区内僧侶及び門徒より公募し、室長及び指導が選定し、教務所長が委嘱する。
(職務)

第3条 室長は、聞思学場を代表し、その業務を掌理する。

2 専任講師は、講義を行い、研修員の指導にあたる。

3 指導は室長及び専任講師を補佐し、研修員の指導助言にあたる。

4 幹事は、室長の命を受けて、事務を処理する。

5 研修員は専ら研鑽に励む。

(聴講生)

第4条 聞思学場の活動について、聴講を希望するものがあるときは、教務所長は聴講生としてこれを許可することができる。

2 聴講生は、研修員と共に研鑽に励まなければならない。

3 聴講料その他必要な事項は、別に定める。

(任期)

第5条 室長・専任講師・指導の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 研修員の研修期間は3年とする。ただし、再任することができない。

3 聴講生の研修期間は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究発表)

第6条 室長・指導及び研修員は研究発表することができる。

(規約の改正)

第7条 この規約を変更しようとするときは、運営委員会の承認を得なければならない。

(内規)

第8条 室長は、必要により、教務所長の同意を得て、この規約に内規を設けることができる。

附 則

この規約は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

②新潟教区寺院活性化支援室規程

(設置及び目的)

第1条 寺院活性化支援推進条例(2020年条例公示第4号。以下「条例」という。)第4条に基づき、教区教化委員会と連携し、別院及び寺院・教会における寺院運営及び教化活動の活性化に資する施策を企画・立案し、これを推進するため、新潟教務所に新潟教区寺院活性化支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(業務)

第2条 支援室は、条例第3条に定める真宗教化センター寺院活性化支援室と連携を緊密にし、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 寺院の運営及び教化活動の活性化支援に関する事項
- (2) 過疎・過密地域の寺院における教化の支援に関する事項
- (3) 青少幼年教化の支援に関する事項
- (4) 第4条に定める教区支援員の研鑽及び情報共有に関する事項
- (5) 寺院の活性化支援に必要な教区教化委員会及び組教化委員会等との連携及び調整に関する事項
- (6) その他必要な事項
(事務の所掌)

第3条 支援室は、教務所長が掌理する。

(教区支援員)

第4条 支援室に寺院活性化支援推進条例施行規(2020年達令公示第9号。以下「達令」という。)第2条に定める教区支援員を置き、達令第22条に定める専門講習修了者名簿に登録された者のうち、新潟教区の僧侶、門徒及び学識経験者の中から、教務所長の上申により宗務総長がこれを任命する。

2 教区支援員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 寺院運営活性化支援担当
- (2) 過疎・過密地域寺院教化支援担当
- (3) 青少幼年教化支援担当

3 教区支援員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 新潟教区に駐在する教区駐在教導であって、真宗教化センター寺院活性化支援員である者は、教区支援員を兼務する。この場合の教区支援員の任期は、当該役職の在職中とする。

5 教区支援員は、教務所長の命を受けて、条例第2条に定める目的を達成するために必要な支援活動にあたる。

(職員)

第5条 支援室に、次に掲げる職員を置き、新潟教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。

(1) 主任 1人

(2) 掛 若干人

2 主任は、教務所長の命を受けて支援室の事務を整理する。

3 掛は、支援室の事務を処理し、または事務に従事する。

(寺院活性化支援会議)

第6条 支援室の業務を企画・検討するため、支援室に寺院活性化支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

2 支援会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 第4条に掲げる支援員の中から教務所長が委嘱した者 5人以内
- (2) 教区教化委員会教化本部長
- (3) 第5条に掲げる主任及び掛 若干人
- (4) 学識経験のある者の中から教務所長が委嘱した者 若干人

3 支援会議は、教務所長が招集する。

4 支援会議の座長は、教務所長がこれにあたる。

5 支援会議の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(支援会議への参考人等の出席)

第7条 教務所長が必要と認めるときは、支援会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(宗務役員等の支援会議への出席)

第8条 新潟教務所の職員は、何時でも支援会議に出席して発言することができる。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、支援会議の同意を経て、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

1 この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

2 この規程によりはじめて任命または委嘱された教区支援員（第4条第4項の規定による教区支援員を除く）は、その任命または委嘱された日にかかわらず、2026年6月30日までとする。

②新潟教区共済規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟教区共済制度（以下「教区共済」という。）に関する事項を定める。

(共済の目的)

第2条 教区共済は、同朋相互扶助の精神に則り、新潟教区内の寺院・教会（以下「寺院」という。）の本堂等の施設に対する災害復興支援を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 教区共済は、火災、地震、風水雪害及びその他の災害により被災した寺院に対して、共済金、共済一時金及び見舞金の給付をすることをいう。

2 この規程において地震災害というときは、地震、噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没及び流出による災害をいう。

(共済拠出金)

第4条 寺院は、毎年度、別表第1号に定める共済拠出金を納付するものとする。

(給付額の算出)

第5条 共済金は別表第2号により、給付額を算出する。

2 共済金の給付は、1,000万円を超えないものとする。

(例外規定)

第6条 前条について例外規定を適用する。

2 被害の程度が、別表第2号の基準を満たさない場合は、その被害程度に応じて共済委員会に諮って見舞金の給付について決定する。

3 別表第2号に掲げる対象建物以外が被災した場合は、共済委員会に諮って共済金の給付について決定する。

(共済委員会)

第7条 給付を適正かつ公正にするため、共済委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教務所長
- (2) 教区会議長及び教区会副議長
- (3) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (4) 教区会参事会員
- (5) 教区門徒会常任委員

3 委員長は、教務所長がこれにあたり、会務を統理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員会は、給付の申請について審査し、給付額を決定する。

7 委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 給付を申請した寺院に所属する委員は、当該決定に加わることができない。

(常任委員会)

第8条 委員会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議するため、委員会に常任委員会を設置する。

2 常任委員会は、前条第2項第1号から第3号の委員で組織する。

3 常任委員会の審議結果は、委員会に報告しなければならない。

4 前条第3項から第7項までの規定は、常任委員会にもこれを準用する。

(宗務役員の会議への出席)

第9条 教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて、意見及び説明を聞くことができる。
(給付の停止及び制限)

第11条 共済金、共済一時金及び見舞金は、当該寺院に共済拠出金の滞納があるときは、その納付が終わるまで給付を停止する。

2 当該寺院所属の寺族またはその関係者が故意に本堂または庫裡（書院、客殿を含む）に被害を与えた場合など、委員会が給付の対象外と判断したときは共済金、共済一時金及び見舞金を給付しないこととする。

3 委員会は、広域災害または災害多発により給付額が増大し、その給付に支障を生ずると認めたときは、別表第2号によらないで給付額を定めることができる。

(給付の申請)

第12条 共済金の給付を受ける事由が発生したときは、当該寺院が申請書に必要書類を添え、遅滞なく組長を経て教務所長に申請しなければならない。ただし、当該寺院が共済条例（1987年条例公示第5号）第19条に定める第二種共済の給付手続を行ったときは、教区共済金給付の申請をしたものとみなす。

(共済一時金)

第13条 委員長は、被災した寺院の被害状況を調査した結果、被害状況が別表第2号「被害の程度」の最低基準以上と判断した場合、申請によらず教区会議長及び教区門徒会長の許可を

得て、最低基準の給付額を当該寺院に共済一時金として給付することができる。

2 前項による共済一時金を給付した寺院に対して、同じ被災による共済金を給付する場合は、事前に給付した共済一時金の額を差し引くものとする。

(特別会計)

第14条 教区共済に関する会計は、新潟教区共済特別会計（以下「特別会計」という。）を設定して経理する。

(収支計算書の承認)

第15条 この特別会計は、毎会計年度収支計算書を作成し、監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第16条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

附 則

この規程は、新潟教区の諸法規の改正に関する申し合せ事項に則り、参事会及び常任委員会の議決により2024年7月18日より施行し、2024年1月1日から遡及して適用する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会（2025年7月29日）の議決を得て、2026年1月1日より適用する。

別表第1号（共済拠出金）

1カ寺金額	10,000円
-------	---------

別表第2号（共済金）

災害の種別	対象建物	被害の程度	給付金額
地震及び床上浸水以外の災害	本堂	全焼・全壊	10,000,000円
		3/4以上の焼失または同程度の被害	7,500,000円
		2/4以上の焼失または同程度の被害	5,000,000円
		1/4以上の焼失または同程度の被害	2,500,000円
	庫裡	全焼・全壊	3,000,000円
		3/4以上の焼失または同程度の被害	2,200,000円
		2/4以上の焼失または同程度の被害	1,500,000円
		1/4以上の焼失または同程度の被害	700,000円
床上浸水※畳等が敷かれた床(土間類を除く)に及ぶ浸水	本堂	床上2m以上が浸水したと認められるもの	5,000,000円
		床上1.5m以上2m未満が浸水したと認められるもの	4,000,000円
		床上1m以上1.5m未満が浸水したと認められるもの	2,500,000円
		床上1m未満が浸水したと認められるもの	1,300,000円
	庫裡	床上2m以上が浸水したと認められるもの	2,000,000円
		床上1.5m以上2m未満が浸水したと認められるもの	1,600,000円
		床上1m以上1.5m未満が浸水したと認められるもの	1,000,000円
		床上1m未満が浸水したと認められるもの	500,000円
		全壊	5,000,000円
		大半壊	3,500,000円
地震	本堂	小半壊	2,000,000円
		一部損壊	750,000円
	庫裡	全壊	1,500,000円
		大半壊	1,000,000円
		小半壊	600,000円
		一部損壊	250,000円

※共済金の給付は、最大1,000万円とする。

※地震被害の程度は、一般社団法人「日本損害保険協会」の定める地震保険損害認定基準を準用する。

㉙災害により宗派経常費及び教区費の納付が困難な寺院・教会への対応についての申し合わせ事項

1 目的

宗派経常費及び教区費（以下「御依頼金」という。）の減免は、同朋相互扶助の精神に則り、新潟教区の寺院・教会（以下「寺院」という。）の本堂が被災し、本堂の再建を優先することにより、御依頼金の納付が困難となる寺院を支援することを目的とする。

2 対象

(1) 火災、地震、風水雪害その他の災害により被災した本堂再建のため、御依頼金の納付が困難である寺院を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する寺院は対象外とする。

- ①御依頼金、賦課金及び共済拠出金に滞納がある場合
- ②宗派経常費が減免された場合（広域災害に伴い宗派が減免措置をした時など）※上記②の場合、教区費の減免は対象とする。
- ③当該寺院所属の寺族またはその関係者が故意に本堂に被害を与えた場合
- ④その他、御依頼適正審議会が減免の対象外と判断した場合

(2) 減免対象となる本堂の被災程度は、全壊、大規模半壊またはこれと同程度と認められる被災とする。

3 減免の申請

当該寺院は、申請書（※1）に必要書類を添えて、当該組長を経由し、遅滞なく教務所長に申請する。

4 減免の審査

御依頼適正審議会は、減免の申請その他必要な事項について審査し、減免の内容及び期間を決定する。

5 減免内容

減免年度の当該寺院の御依頼額を上限とし、その額を当該寺院を除く寺院に割当して御依頼し、当該寺院の御依頼金を減免する。

6 減免期間

- (1) 減免期間は、被災した年度の翌年度から3カ年度を上限とする。
- (2) 減免期間中に当該寺院から、減免打ち切りの申し出があった場合は、減免を終了する。

7 変更

この申し合わせ事項を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

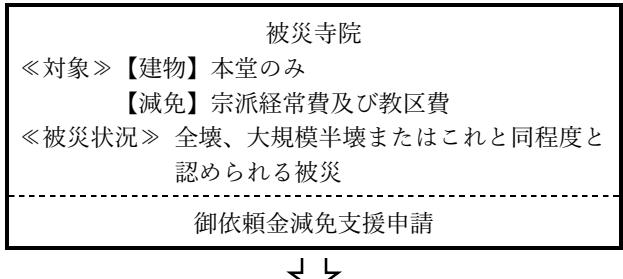
【補足・留意点】

（※1）申請書には、住職または代務者（※不在の場合は寺族代表者）、責任役員及び総代の署名・押印を必要とする。また、申請書は当該寺院所属の組長を経由するものとする。

【参考】被害程度について（内閣府HPの防災情報ページ「罹災証明書の概要」より）

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
被害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

減免に関するフローチャート



御依頼適正審議会=減免支援申請を審査し、減免の内容及び期間を決定

【減免の基準】

【内容】

減免額は、減免年度の当該寺院御依頼額を上限とする。なお、減免した金額は、当該寺院を除く寺院に割当てて御依頼する。

【期間】

被災した年度の翌年度から3カ年度を上限とする。



【減免の内容】

金額100%・期間3カ年度の場合

(被災した年度を2024年度とした場合)

2025年度：御依頼額100%免除

2026年度：御依頼額100%免除

2027年度：御依頼額100%免除

減免の参考資料

1 減免の内容について

(御依頼総額100万円として)

(1) 減免額：全額、期間：3カ年度の場合

年度	被災年度	減免期間		
		1年度目	2年度目	3年度目
減免額	一	100万円	100万円	100万円
寺院負担額	100万円	0円	0円	0円

(2) 減免額：半額、期間：2カ年度の場合

年度	被災年度	減免期間	
		1年度目	2年度目
減免額	一	50万円	50万円
寺院負担額	100万円	50万円	50万円

(3) 減免額：全額、期間：1カ年度の場合

減免期間外	減免期間		
年度	被災年度	1年度目	
減免額	一	100万円	
寺院負担額	100万円	0円	

④新潟教区御依頼適正審議会規程

(目的)

第1条 宗派経常費その他の御依頼額について、教区内寺院への御依頼を適正ならしむるため、教区に新潟教区御依頼適正審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(業務)

第2条 審議会は、教務所長の諮問に応じ、審議した結果を答申するものとする。

2 審議会は、災害により、御依頼金の納付が困難である寺院の御依頼金減免の内容及び期間を決定する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、35人以内で組織する。

(1) 組から推薦された住職・教会主管者 27人

(2) 教務所長が選定した者 若干人

2 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

(会議)

第4条 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代ってその職務を行う。

(小委員会)

第5条 審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は審議会から付託された事項を審議する。

3 小委員会に属すべき委員は委員長が指名する。

4 小委員会に互選により主査1人を置く。主査は小委員会の議事を整理する。

(議事および議決)

第6条 審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長がこれを決する。

2 小委員会の議決はさらに委員会の審議に付するものとする。

(参考人等の出席)

第7条 教務所長が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて説明及び意見を聞くことができる。

2 教区会議長・副議長・教区門徒会長・副会長・教務所長及び教務所員はいつでも会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(任期)

第8条 委員の任期は3年とする。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(招集)

第9条 審議会は、必要に応じ教務所長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、教務所長に招集を求めることができる。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。
- 2 この規程施行時に、三条教区御依頼適正審議会規則第3条第1号の委員であった者及び高田教区割当審議会規則第3条第1号の委員であった者はこの規程第3条第1号の委員とみなし、その任期は第8条の規定にかかわらず2026年6月30日までとする。

㉕新潟教区門徒戸数調査委員会規程

(目的)

第1条 新潟教区における宗派経常費・教区費その他の御依頼額について教区内寺院の割当を適正ならしむるため、各寺院御依頼門徒戸数調査を行う。その機関として新潟教区門徒戸数調査委員会（以下「委員会」という）を置く。

(業務)

第2条 委員会は前条の目的達成のため、以下の各号に掲げる業務を協議決定、実施し、調査内容について審議する。

- (1) 調査期日及び期間の決定
- (2) 調査票の作成及び教区内寺院・教会への送付と回収
- (3) 調査票未提出寺院・教会への対応
- (4) 回収した調査票に基づく御依頼門徒戸数の集計
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員によって構成される。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
 - (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
 - (3) 組長
 - (4) 学識経験者から教務所長が委嘱した委員若干人
- 2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、

それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第4号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職と組織)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を統理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(小委員会)

第6条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員会から付託された事項を審議する。

3 小委員会に属すべき委員は、委員会の委員の中から、委員長が指名する。

4 小委員会に、互選により主査1人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。

5 小委員会は、教務所長の同意を得て、主査が招集する。

6 小委員会の審議結果は、文書をもって委員会に報告しなければならない。

(議事及び議決)

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(参考人等の出席)

第8条 教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 教務所長が必要と認めた教務所員は、会議に出席して発言することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及び出席者は業務上知り得た情報について守秘義務を有する。

(答申)

第10条 委員会は教務所長の要請に応じて、審議結果を教務所長及び御依頼適正審議会に答申する。

(事務)

第11条 委員会の事務は教務所が行う。

(規程の改正)

第12条 この規程を改正しようとするときは、教区会並びに教区門徒会の議決を得なければならぬ。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

㉖新潟教区出版特別会計規則

(目的)

第1条 この規則は、本山出版物及び教区出版物に関する経理に必要な規則を定める。

(設置)

第2条 前条の目的達成のため、教区事業費会計とは別に「新潟教区出版特別会計（以下「特別会計」という）」を設置して経理する。

(歳入及び歳出)

第3条 この特別会計は、本山出版物冥加金及び教区出版物冥加金、その他の収入をもって歳入とし、本山出版物冥加金及び新刊出版事業費並びに教区事業費会計回付金、その他の支出をもって歳出とする。

(年度)

第4条 この会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(予算及び決算の承認)

第5条 この特別会計の予算は、年度当初の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとし、決算は、翌年度の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとする。

(繰越金の処理)

第6条 この特別会計において、歳計に剩余が生じたときは、本山出版物にかかる金員について当該年度にこれを一般会計へ繰り入れ、教区出版物にかかる金員及びその他の金員については、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(規則の改正)

第7条 この規則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

㉗新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計規則

(設置)

第1条 新潟教区における宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業に関する経費の収入及び支出を明確にし、その経理を適正ならしめるため、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計を置き、一般会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計は、助成金、懇志金、回付受金、雑収入及びその他この会計に属する収入をもって歳入とし、教区事業費、組助成費、事務費、予備費及びその他この会計に属する支出をもって歳出とする。

(予算の提出)

第3条 この会計は毎年その年度の一般会計の予算と同時に教区会及び教区門徒会に提出してその議決を得なければならない。

(予算の区分)

第4条 この会計の歳入歳出予算をその目的によってそれぞれ款及び項に区分する。ただし、必要に応じて目を設けることができる。

(歳入歳出決算書の作成)

第5条 この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書を作成し、教区監査を経て教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

(剩余金の繰入)

第6条 この会計において剩余を生じた場合は、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、会計終了年度において剩余を生じた場合は、教区会及び教区門徒会に諮り処理する。

(会計条例の準用)

第7条 この規程に定めのない事項については、宗派の会計条例の規定を準用する。

(規則の改廃)

第8条 この規則を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

㉘新潟教区教務所員役宅運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟教務所（以下「教務所」という。）に勤務する宗務役員（以下「所員」と

いう。) の福祉施設である、新潟教務所員役宅(以下「役宅」という。)の確保及び使用について定める。

2 前項に規定する宗務役員は、宗務職制(1991年6月29日条例公示第5号)第25条各号に定める者及び教区駐在教導とする。

(役宅の管理、運営)

第2条 役宅の管理は、教務所長がこれを行い、その運営は、教務所長が教区会参事会及び教区門徒会常任委員会に諮りこれを行うものとする。

(役宅の入退居)

第3条 役宅の入居及び退居の決定は、教務所長がこれを行う。

(使用冥加金等の納入)

第4条 役宅に居住する所員は、役宅冥加金(以下「冥加金」という。)を教務所に納入しなければならない。

2 冥加金は、毎月末日までに納入しなければならない。ただし、退居する場合は、その事由が発生した月までの冥加金を納入するものとする。

(當繕)

第5条 役宅に居住する所員が、故意または過失によって役宅に破損、汚損及び損壊を与えた場合は、その當繕に係る経費を所員が負担するものとする。

2 役宅に居住する所員が役宅を退居するときは、前項の規定により當繕を行う。

3 第1項に定める経費を負担する者の決定は、教務所長がこれを行う。ただし、教務所長が必要と認めたときは、教区会の議長及び副議長に負担者の決定を諮ることができる。

(会計)

第6条 役宅に関する経費の収入及び支出を明確にし、その運営を適正ならしめるため、新潟教区教務所員役宅運営特別会計を設置し、教区事業費会計と区分して経理する。

2 この会計は、教区事業費会計からの回付金、冥加金及びその他の収入をもって歳入とし、役宅を確保、運営するために必要な経費及びこれに伴う支出をもって歳出とする。

3 この会計の予算は、年度当初の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとし、決算は、翌年度の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとする。

4 この会計の会計年度は、毎年7月1日から始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改正若しくは廃止しようと

するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑨新潟教区特別事業積立金会計規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟教区が将来に推進する事業について、これを実現促進させる目的をもって、新潟教区特別事業積立金会計(以下「この会計」という。)を設け、教区事業費会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計は、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌懇志金及び御香儀並びに三条別院本堂修復・教区同朋会館建設懇志金、高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌懇志金及びその他の収入をもって歳入とし、特別事業に関わる経費をもって、歳出とする。

2 特別事業積立金を使用するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

(会計)

第3条 この会計の歳入及び歳出は、毎会計年度歳入歳出計算書を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会に提出し、報告しなければならない。

(会計年度)

第4条 この会計の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(規程の改正)

第5条 この規則を改正するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

この規則は、新教区準備委員会の議決(2023年3月31日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)から施行する。

⑩新潟教区三別院除雪対策助成積立金会計規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟教区が三条別院・高田別院・新井別院における除雪対策に資する助成金の確保及び円滑な運用を目的とし、新潟教区三別院除雪対策助成積立金会計(以下「この会計」という。)を設け、教区事業費会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計は、当該年度における教区事業費会計からの繰入金及びその他の収入をもって歳入とし、教区内三別院への除雪対策助成に関わる経費をもって、歳出とする。

(積立限度額)

第3条 この会計の積立限度額は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議決を得て定める。

(会計)

第4条 この会計の歳入及び歳出は、毎会計年度歳入歳出計算書を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならぬ。

(会計年度)

第5条 この会計の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(規則の改正)

第6条 この規則を改正するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附 則

1 この規則は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2025年7月29日）から施行する。

**③新潟教区「旅費・日当・宿泊補助等」支給内規
<教区内役職者の会議旅費・日当・宿泊補助について>**

旅 費

交通費として走行距離1kmにつき30円支給する。

- ・100円未満切り上げとし、走行距離はNAVITIMEにて最適経路を算出する。
- ・最低料金は100円とする。高速道路を使用の場合は実費を支給する。(ただし、最適経路が片道30km以上の場合のみ。)
- ・佐渡組は自宅から両津港までの距離を上記基準で算出し、さらに往復ジェットフォイル代、新潟港～新潟駅のバス代、新潟駅～北三条駅往復電車代を加えた合計額を支給する。
- ・会場が教務支所やその他の場所で行われる場合は上記基準を準用し算出する。
- ・旅費支給対象となる会議は【別表1】の通りとする。

日 当

【別表1】に該当する会議のみ支給対象とする。

宿泊補助

佐渡組のみ、支給することができる。

- ・領収書による実費精算上限額8,000円、または申告による5,000円の宿泊補助としての精算も可とする。

【別表1】

適用役職	旅費	日当(1日)	備考
教区会・教区門徒会	○	3,000円	通常会・臨時会
参事会・常任委員会	○	3,000円	懇談会は日当を支給しない。
教区監査	○	5,000円	教区会・教区門徒会の監査報告は3,000円とする。
選挙管理会委員	○	5,000円	
その他教区諸会議 教化委員会 関係会議 (総会・本部会・企画会・各部門会議・実行委員会会議)	○	なし	対象者は予め選定しておくこと
その他 (事前打合せ等)	※	なし	※原則として支給しないが、必要な場合は事前に相談のこと

研修会スタッフ旅費・日当

【別表2】

適用役職	旅費	日当(1日)	備考
教区教化委員 実行委員	○ ※	2,000円	※研修会参加者に含まれる場合、旅費は支給しない。 ※対象者は当日業務があるものに限る。予め選定しておくこと。

<教区外役職者会議旅費・参加費・宿泊料>

旅 費

使用路線の実費とし、領収書にて精算する。自家用車利用時は、会議旅費支給基準と同様とする。

参加費

参加費(懇親会費)を実費支給する(要領収書)。

宿泊料

上限額を8,000円とし、実費支給する。ただし東京都内(常時)と、京都市内の3月・4月・10月・11月の宿泊に限り上限額を12,000円とする。(要領収書)。

また、申告により5,000円の宿泊補助としての精算も可能とする(領収書不要)。

【別表 3】

適用役職	旅費	参加費 (懇親会費)	宿泊料	備考
連区正副議長会 連区正副門徒 会長会	○	○	○	
その他 本山・連区会議 ※ 連区坊守会長 会 連区青少年連 絡協議会 等	○	○	○	※教区の代表として出席する場合で、主催者から経費が支給されない場合に限る。

＜附則＞

- この内規は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）より施行する。
- この内規の改正は教区会参事会・教区門徒会常任委員会の承認を必要とする。

【補足】 その他事務内規

＜本山・連区研修会派遣助成＞

かかる往復旅費の半額を上限に支給する。ただし、主催者や関係団体から補助がある場合は差し引いて支給する。

中央声明講習会は本科1回生のみとする。
同一の研修会における助成金額の上限は60,000円とする。

＜各種奉仕団助成＞

組または組門徒会主催の奉仕団に限り、1人5,000円の補助をする。

＜研修冥加金の基準＞

4時間以内の研修	500円
4時間以上の研修	1,000円
2日間の研修	2,000円

※オンラインによる参加も同額とする。

※研修会の趣旨により無料で開催する場合は、事業計画書にその旨記載し、教化委員会の了承を得るものとする。

③新潟教区公用車管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟教区が所有もしくはリース契約する公用車の使用、維持管理について必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2条 教務所長は、公用車の管理を統括する。

(使用制限)

第3条 公用車の使用は、次の各号に該当する場合に限る。

(1) 宗務に使用する場合

(2) 宗派・連区・教区・エリア・組・別院及び関係団体主催の研修会及び諸行事に参加する場合

(3) その他教務所長が必要と認めた場合
(運転者の義務)

第4条 運転者は、運転の前後に公用車を点検し、故障箇所の早期発見に努めるとともに、運転中は細心の注意を払って安全運行に徹しなければならない。

(費用弁償)

第5条 教務所長は使用者の過失により、公用車を破損・汚損させたときは、別表1に基づき、当該運転者に公用車修理費用の弁償を求めることができる。

(使用者及び使用方法)

第6条 公用車の使用は原則として教務所員・別院職員及び教務所長が予め認めた者に限る。

2 前項以外の者が使用するときは、教務所長の許可を得て、所定の申込書に記入のうえ、3日前まで教務所に申し込まなければならない。

3 第2項に該当する使用の場合は、使用者は運転免許証を提示し、別表2に定める使用冥加金及び指定燃料代を納入しなければならない。ただし、出発時に公用車の燃料が満タンであり、返却時も給油により燃料が満タンであった場合は、別表2によらず指定燃料代を納入しなくてもよいものとする。その場合は、返却時に領収書の提示を必須とする。

4 使用者は、当然使用許可に際して前条の費用弁償について承諾し誓約するものとする。

(自家用車の使用)

第7条 公用車が別途使用中のため、やむを得ず自家用車を使用する場合は、必ず教務所長の許可を得なければならない。

2 前項により使用する自家用車は、任意保険に加入していることを条件とする。

(事故の報告)

第8条 運行中事故等が発生したときは、使用者は法令等に基づく適切な処理をするとともに、直ちに教務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(公用車管理に関する諮詢)

第9条 教務所長は公用車の管理及び使用にかかる業務、対応全般について審議するため、教区役職者に諮詢することが出来る。

(規程の改廃)

第10条 この規程を廃止もしくは変更しよう

とする時は、教区会及び教区門徒会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2024年7月29日）から施行する。

別表1

事故の内容	公用車の修復にかかる費用の程度	弁償額
運転者の過失による事故	1,000,000円以上	100,000円
運転者の過失による事故	10,000円以上 1,000,000円未満	修復にかかる費用の10分の1 (1,000円未満切上)
運転者の過失による事故	10,000円未満	免責
運転者が報告を行わなかつた場合	修復にかかる費用の全額	

付記

※自動車保険を使用して修理した場合も同様とする。

※規程第6条第2項による使用の場合は弁償額の倍額とする。

別表2

項目	内 容
使用冥加金	1日あたり5,000円
指定燃料代	1kmあたり20円（注1）
高速代	実費負担 (教務所のETCカード使用不可)

(注1)

第6条第3項のただし書きのとおり、燃料の満タン貸し・満タン返しも可とする。満タン返しの場合は、返却の際に領収書を提示すること。

⑬新潟教区の諸法規の改正に関する申し合わせ

事項

新教区準備委員会の議決をもって、2023年7月1日より施行の新潟教区の諸法規について、新教区発足後に実働した結果、実情と法規の内容に不具合が生じ、細かい条文の変更が必要になる事態が想定される。

については、各法規中に規定される改正手続きに関わらず、新教区発足後3年の期間において条文の改正が必要になった場合は、参事会・常任委員会の議決により変更することができるものとする。

ただし、本申し合わせ事項は、宗派の条例等で

改廃手続きが規定されている教区諸法規へは適用が出来ないものとする。あくまで、教区が独自に制定する法規において、教区内の確認がなされているものに限る。

また、法規を廃止する場合及び参事会・常任委員会がこの申し合わせに該当しないと判断した場合は、各法規に規定される改廃の手続きのとおり変更しなければならないものとする。

附 則

この申し合わせ事項は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行し、2026年6月30日に失効する。

9. 役職者名簿

役職者名簿（2024年7月末現在）

宗議会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	金子 光洋	第6組	最賢寺	
2	井上 博	高田11組	福樂寺	
3	小林 光紀	中越12組	淨照寺	
4	田澤 一明	第19組	明誓寺	
5	渡邊 学	第23組	明正寺	

任期：2021.09.17～2025.09.16

参議会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	小林 強	第2組	善正寺	
2	久保田 幸正	第5組	聽信寺	
3	丸山 誠	第15組	大專寺	
4	澤 辰雄	第22組	善龍寺	
5	金巻 拾子	第23組	無爲信寺	

任期：2024.05.01～2027.04.30

教区会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聰	第1組	光德寺	
2	渡邊 順哲	第1組	清雲寺	
3	渡邊 義要	第2組	乘雲寺	
4	小山 了信	第2組	明通寺	
5	楠田 昌樹	第3組	西性寺	参事会
6	日野 豊英	第4組	隨念寺	
7	内山 順恵	第4組	養性寺	
8	横山 英一	第5組	寶善寺	
9	土屋 有爲子	第5組	蓮光寺	
10	藤原 哲	第6組	照蓮寺	副議長
11	滋野 康賢	第6組	善念寺	
12	豊島 信	第6組	西光寺	
13	山崎 正悟	第7組	光源寺	
14	尾崎 秀行	第7組	極生寺	参事会
15	舟見 玲子	第7組	敬覺寺	
16	羽深 一浩	第8組	覺願寺	
17	宮越 亮	第8組	臨行寺	
18	大滝 法円	高田11組	圓重寺	
19	岩崎 修	高田11組	稱專寺	
20	堀井 光英	高田12組	橫超寺	
21	松浦 彰英	高田12組	法西寺	
22	井上 一英	高田13組	福淨寺	参事会
23	多田 誓	第10組	專德寺	
24	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
25	高尾 和人	中越11組	淨善寺	
26	高橋 深恵	中越11組	願興寺	
27	北島 栄誠	中越11組	長福寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
28	大瀧 定賢	中越12組	專正寺	参事会
29	井上 円司	中越12組	慈光寺	
30	鷺尾 耕一	中越13組	善行寺	
31	藤井 信彰	第14組	長樂寺	
32	佐伯 祐晃	第14組	靈善寺	
33	山宮 修靈	第15組	永閑寺	参事会
34	石塚 祐堂	第15組	長泉寺	
35	西窪 守	第16組	永蓮寺	
36	堀川 秀道	第16組	淨專寺	議長
37	藤田 淳宏	第17組	真敬寺	
38	関崎 幸孝	第18組	重蓮寺	
39	廣川 和宏	第18組	高念寺	
40	富岡 教潤	第18組	圓性寺	
41	光井 光磨	第19組	法嚴寺	
42	高松 久磨	第19組	清林寺	
43	窪 智至	第20組	常明寺	
44	青木 仁	第20組	圓周寺	参事会
45	廣河 良文	第21組	光照寺	
46	富沢 廉栄	第21組	超願寺	
47	花房 憲証	第22組	善龍寺	
48	関根 正隆	第22組	長德寺	
49	中富 正純	第23組	福照寺	
50	佐々木 ひとみ	第23組	福明寺	参事会
51	渡辺 正志	第24組	正念寺	
52	松本 雅裕	佐渡組	善宗寺	
53	土居原 広史	佐渡組	光福寺	
54	松本 昭則	佐渡組	本龍寺	

任期：[組長] 2022.12.01～2026.03.31

[選出] 2022.12.24～2026.04.23

教区門徒会員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	甲村 聰	第1組	圓照寺	
2	太田 茂機	第1組	勝蓮寺	
3	小林 強	第2組	善正寺	
4	長崎 信子	第3組	本廣寺	常任
5	中里 雅之	第4組	西勝寺	
6	久保田 幸正	第5組	聽信寺	
7	竹内 恵市	第6組	照行寺	
8	川崎 幹彦	第6組	得願寺	常任
9	阿部 利秀	第7組	極生寺	副会長
10	手塚 昭三	第7組	慈雲寺	
11	飯野 憲靜	第8組	專長寺	
12	川崎 正秀	第8組	善巧寺	
13	飯田 隆行	高田11組	福樂寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
14	松野 一治	高田11組	光圓寺	
15	柳澤 一昭	高田12組	横超寺	
16	横田 哲治	高田12組	西忍寺	
17	木澤 和男	高田13組	本敬寺	常任
18	平野 敏一	高田13組	信光寺	
19	小嶋 勇司	第10組	光圓寺	
20	青柳 紘一	第10組	珍相寺	
21	江口 信義	中越11組	長福寺	常任
22	廣川 勝彦	中越11組	淨願寺	
23	齋藤 邦男	中越12組	專福寺	
24	田中 保	中越12組	勝覺寺	
25	小林 千春	中越13組	廣永寺	
26	高野 政春	第14組	長樂寺	
27	佐藤眞砂子	第14組	長樂寺	
28	丸山 誠	第15組	大專寺	
29	田伏 研二	第15組	淨覺寺	会長
30	安尻 豊昭	第17組	專福寺	
31	古俣 福子	第17組	妙音寺	
32	佐藤 寛	第18組	重蓮寺	
33	星野 正栄	第18組	圓性寺	
34	松尾 正行	第19組	長福寺	常任
35	阿部 衛彦	第19組	法嚴寺	
36	五十嵐 保雄	第20組	樂運寺	
37	西野 登	第20組	淨願寺	常任
38	皆川 洋子	第22組	善良寺	
39	澤 辰雄	第22組	善龍寺	
40	金巻 拾子	第23組	無爲信寺	
41	長谷川雪野	第23組	照善寺	
42	高橋 正司	第24組	榮行寺	
43	金子 一義	佐渡組	本光寺	常任
44	奥田 富子	佐渡組	勝廣寺	

任期：2024.04.01～2027.03.31

組長

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聰	第1組	光德寺	
2	渡邊 義要	第2組	乘雲寺	
3	楠田 昌樹	第3組	西性寺	
4	日野 顕英	第4組	隨念寺	
5	横山 英一	第5組	寶善寺	
6	藤原 哲	第6組	照蓮寺	
7	山崎 正悟	第7組	光源寺	
8	羽深 一浩	第8組	覺願寺	
9	大滝 法円	高田11組	圓重寺	
10	堀井 光英	高田12組	橫超寺	
11	井上 一英	高田13組	福淨寺	
12	多田 誓	第10組	專德寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
13	高尾 和人	中越11組	淨善寺	
14	大瀧 定賢	中越12組	專正寺	
15	鷺尾 耕一	中越13組	善行寺	
16	藤井 信彰	第14組	長樂寺	
17	山宮 修靈	第15組	永閑寺	
18	西窪 守	第16組	永蓮寺	
19	藤田 淳宏	第17組	真敬寺	
20	関崎 幸孝	第18組	重蓮寺	
21	光井 光磨	第19組	法嚴寺	
22	窪 智至	第20組	常明寺	
23	廣河 良文	第21組	光照寺	
24	花房 憲証	第22組	善龍寺	
25	中富 正純	第23組	福照寺	
26	渡辺 正志	第24組	正念寺	
27	松本 雅裕	佐渡組	善宗寺	

任期：2022.12.01～2026.03.31

副組長

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	藤島 直	第1組	圓照寺	
2	比護 秀美	第2組	東淨法寺	
3	筒石 晃一	第3組	應滿寺	
4	白銀 芳文	第4組	敬音寺	
5	直江 証成	第5組	林覺寺	
6	滋野 康賢	第6組	善念寺	
7	山崎 祐幸	第6組	明善寺	
8	浅山 景	第7組	勝福寺	
9	渡邊 唯	第7組	正善寺	
10	高山 謙栄	第8組	淨音寺	
11	小笠原 賢亮	第8組	西養寺	
12	長尾 倫章	高田11組	添景寺	
13	片桐 恒雄	高田11組	了慧寺	
14	静間 広信	高田12組	性德寺	
15	井上 圓	高田13組	淨泉寺	
16	藤原 圭	高田13組	了蓮寺	
17	成田 高史	第10組	嚴照寺	
18	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
19	櫻井 宣雄	中越11組	善乘寺	
20	田部 賢司	中越11組	淨運寺	
21	小林 智光	中越12組	淨照寺	
22	川上 伸一朗	中越13組	託善寺	
23	武樋 隆如	第14組	蓮光寺	
24	佐々木 憲雄	第15組	光善寺	
25	土谷 恵淳	第15組	明覺寺	
26	佐々木 一人	第16組	淨宮寺	
27	平原 文祐	第17組	心行寺	
28	富岡 教潤	第18組	圓性寺	
29	小柳 圓	第19組	明願寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
30	島津 晃	第19組	長養寺	
31	栗林 宣行	第20組	誓慶寺	
32	關根 大丘	第20組	松韻寺	
33	富沢 慶栄	第21組	超願寺	
34	村山 秀映	第22組	淨音寺	
35	関根 正隆	第22組	長徳寺	
36	五十嵐雅史	第23組	瑞光寺	
37	護山 義祥	第23組	淨應寺	
38	松木 洋葉	第24組	萬行寺	
39	松本 昭則	佐渡組	本龍寺	
40	卜部 泰	佐渡組	永宮寺	

任期：2022.12.01～2026.03.31

教区監事

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	清水 正怡	第15組	永閑寺	①
2	永寶 和彦	第10組	淨敬寺	②

任期：①教区門徒会員・②教区会議員の任期に準ずる。

教区改編委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聰	第1組	光德寺	
2	渡邊 義要	第2組	乘雲寺	
3	楠田 昌樹	第3組	西性寺	
4	長崎 信子	第3組	本廣寺	
5	日野 顕英	第4組	隨念寺	
6	横山 英一	第5組	寶善寺	
7	藤原 哲	第6組	照蓮寺	
8	川崎 幹彦	第6組	得願寺	
9	尾崎 秀行	第7組	極生寺	
10	山崎 正悟	第7組	光源寺	
11	阿部 利秀	第7組	極生寺	
12	羽深 一浩	第8組	覺願寺	
13	大滝 法円	高田11組	圓重寺	
14	堀井 光英	高田12組	橫超寺	
15	井上 一英	高田13組	福淨寺	
16	木澤 和男	高田13組	本敬寺	
17	多田 誓	第10組	專德寺	
18	高尾 和人	中越11組	淨善寺	
19	江口 信義	中越11組	長福寺	
20	大瀧 定賢	中越12組	專正寺	
21	鷺尾 耕一	中越13組	善行寺	
22	藤井 信彰	第14組	長樂寺	
23	田伏 研二	第15組	淨覺寺	
24	山宮 修靈	第15組	永閑寺	
25	西窪 守	第16組	永蓮寺	
26	堀川 秀道	第16組	淨專寺	
27	藤田 淳宏	第17組	真敬寺	
28	関崎 幸孝	第18組	重蓮寺	
29	松尾 正行	第19組	長福寺	
30	光井 光磨	第19組	法嚴寺	
31	窪 智至	第20組	常明寺	
32	西野 登	第20組	淨願寺	
33	青木 仁	第20組	圓周寺	
34	廣河 良文	第21組	光照寺	
35	花房 憲証	第22組	善龍寺	
36	佐々木 ひとみ	第23組	福明寺	
37	中富 正純	第23組	福照寺	
38	渡辺 正志	第24組	正念寺	
39	松本 雅裕	佐渡組	善宗寺	
40	金子 一義	佐渡組	本光寺	

任期：2025.08.01～2028.07.31

査察委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	繁原 易	第1組	徳正寺	
2	菴澤 亨	第2組	法圓寺	
3	沼川 力	第3組	淨福寺	
4	荒梅 法雄	第4組	常見寺	
5	古海 法雲	第5組	林正寺	
6	石黒 恵史	第6組	養福寺	
7	金子 正美	第6組	最賢寺	
8	堀河 知行	第7組	専念寺	
9	水野 宏	第7組	靈山寺	
10	白鳥 顯雄	第8組	専長寺	
11	池田 勝友	高田11組	妙玄寺	
12	朝川 瞳洋	高田12組	教念寺	
13	經塙 清明	高田13組	願專寺	
14	田村 真	第10組	願龍寺	
15	遠藤 良法	中越11組	福嚴寺	
16	草間 法照	中越12組	勝覺寺	
17	日野 端栄	中越13組	淨福寺	
18	日下部 文典	第14組	蓮壽寺	
19	福田 学	第15組	善性寺	
20	川上 祐之	第16組	廣傳寺	
21	新田 顕祐	第17組	光照寺	
22	林 秀邦	第18組	勝念寺	
23	暉 了	第19組	傳誓寺	
24	高田 正人	第20組	西養寺	
25	廣沢 誠	第21組	泉性寺	
26	大平 博義	第22組	安善寺	
27	泉 智慶	第23組	慶誓寺	
28	岡部 真	第24組	極樂寺	
29	大久保 州	佐渡組	廣永寺	

任期：2023.10.01～2026.09.30

御依頼適正審議会委員（第3条第1号委員のみ掲載）

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	黒坂 克己	第1組	寶光寺	
2	渡邊 義要	第2組	乘雲寺	
3	長崎 智潤	第3組	本廣寺	
4	芳野 良英	第4組	正行寺	
5	春日 了	第5組	信光寺	
6	岡田 晓彦	第6組	林西寺	
7	桃井 正尊	第7組	西蓮寺	
8	澤村 弘	第8組	蓮休寺	副委員長
9	池田 勝友	高田11組	妙玄寺	
10	静間 広信	高田12組	性德寺	
11	千名 哲爾	高田13組	最尊寺	
12	多田 誓	第10組	專德寺	委員長
13	鎌倉 道行	中越11組	西妙寺	
14	大瀧 定賢	中越12組	專正寺	
15	北原 賢雄	中越13組	淨照寺	
16	佐々木 信和	第14組	西嚴寺	
17	青山 信太郎	第15組	淨福寺	
18	林 雅法	第16組	林通寺	
19	吉藤 信彰	第17組	專福寺	
20	富岡 教潤	第18組	圓性寺	
21	井上 修	第19組	即成寺	
22	關根 大丘	第20組	松韻寺	
23	廣河 良文	第21組	光照寺	
24	村山 秀映	第22組	淨音寺	
25	佐々木 ひとみ	第23組	福明寺	
26	渡辺 正志	第24組	正念寺	
27	松本 昭則	佐渡組	本龍寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

池の平青少幼年センター運営委員

No.	氏名	所属組	寺院名	備考
1	藤懿 信麿	新潟教務所	センター長	
2	堀川 秀道	第16組	淨專寺	2号
3	藤原 哲	第6組	照蓮寺	2号
4	田伏 研二	第15組	淨覺寺	3号
5	阿部 利秀	第7組	極生寺	3号
6	尾崎 秀行	第7組	極生寺	
7	桃井 正尊	第7組	西蓮寺	
8	岩崎 歩	高田11組	専敬寺	
9	永寶 晴香	第10組	淨敬寺	
10	佐々木 ひとみ	第23組	福明寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

2号及び3号委員は役職任期中

災害支援実行委員

No.	氏名	組	寺院	備考
1	楠 無量	第18組	西源寺	委員長

No.	氏名	組	寺院	備考
2	竹田 知里	第7組	本龍寺	副委員長
3	繁原 立	第1組	徳正寺	
4	豊島 信	第6組	西光寺	
5	金子 光洋	第6組	最賢寺	
6	巨谷 学	第10組	善了寺	
7	北島 栄誠	中越11組	長福寺	
8	田中 博之	中越13組	万休寺	
9	山宮 恵里佳	第15組	永閑寺	
10	照光 雅能	第20組	照大寺	
11	廣瀬 清和	第22組	淨念寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

真宗学院指導

高田学舎				
No.	氏名	組	寺院	備考
1	渡邊 智子	第1組	本立寺	指導主任
2	水嶋 聰	第1組	光徳寺	
3	藤島 直	第1組	圓照寺	
4	梅澤 未有	第1組	光照寺	
5	比護 秀美	第2組	東淨法寺	
6	楠田 昌樹	第3組	西性寺	
7	比後 孝	第3組	大泉寺	
8	古海 法雲	第5組	林正寺	
9	北條 賴宗	第6組	照行寺	
10	滋野 康賢	第6組	善念寺	
11	藤原 哲	第6組	照蓮寺	
12	淀野 壮介	第6組	真宗寺	
13	豊島 信	第6組	西光寺	
14	豊島 賢子	第6組	西光寺	
15	金子 正美	第6組	最賢寺	
16	山崎 正悟	第7組	光源寺	
17	井上 円	高田13組	淨泉寺	
18	宮本 亮二	高田13組	榮恩寺	

三条学舎

No.	氏名	組	寺院	備考
1	田澤 一明	第19組	明誓寺	指導主任
2	井上 正	第10組	受徳寺	
3	多田 誓	第10組	專徳寺	
4	永寶 晴香	第10組	淨敬寺	
5	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
6	倉井 光弥	中越11組	養泉寺	
7	佐々木 憲雄	第15組	光善寺	
8	関崎 智弥	第18組	重蓮寺	
9	清水 寛志	第20組	通心寺	
10	關根 大丘	第20組	松韻寺	
11	安藤 栄寿	第21組	勝樂寺	
12	中山 善雄	第22組	淨敬寺	
13	大久保 州	佐渡組	廣永寺	

任期：真宗学院開校に準ずる

教学研鑽室運営委員（第6条第7号委員のみ）

No.	氏名	組	寺院	備考
1	北條 賴宗	第6組	行照寺	
2	豊島 信	第6組	西光寺	
3	富樫 大樹	第17組	妙音寺	
4	奥田 富子	佐渡組	勝廣寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

教化センター正副主幹

No.	氏名	組	寺院	備考
1	木村 邦和	中越13組	専行寺	主幹
2	齊藤 研	第15組	正樂寺	副主幹

聞思学場室長・指導

No.	氏名	組	寺院	備考
1	井上 圓	高田13組	淨泉寺	室長
2	水嶋 聰	第1組	光德寺	指導
3	豊島 信	第6組	西光寺	指導

教区教化委員

本部会				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	佐々木 惠一郎	第10組	行通寺	本部長
2	藤島 直	第1組	圓照寺	副本部長
3	滋野 康賢	第6組	善念寺	
4	大藤 美帆	第10組	勝願寺	
5	新田 直美	第17組	光照寺	
6	池田 陽	第18組	長周寺	
7	上宮 崇	第2組	善正寺	
8	島津 崇之	第18組	満行寺	
9	清水 寛志	第20組	通心寺	
10	岩崎 歩	高田11組	専敬寺	
11	村手 淳史	第20組	光圓寺	
12	小笠原 栄子	第6組	常榮寺	
13	永寶 晴香	第10組	淨敬寺	
教学儀式部門				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	島津 崇之	第18組	満行寺	部長
2	豊島 信	第6組	西光寺	副部長
3	山崎 義成	高田13組	本敬寺	
4	塚本 智秀	第18組	等運寺	
同朋社会部門				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	清水 寛志	第20組	通心寺	部長
2	竹田 証	第7組	本龍寺	副部長
3	梅澤 未有	第1組	光照寺	
4	新田 直美	第17組	光照寺	

未来構想部門

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	岩崎 歩	高田11組	専敬寺	部長
2	細川 万里絵	第17組	護念寺	副部長
3	椎耳 妙子	中越13組	廣永寺	
4	木村 仁	中越13組	専行寺	

共同教化部門

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	村手 淳史	第20組	光圓寺	部長
2	小笠原 栄子	第6組	常榮寺	副部長
3	尾崎 彰秀	第7組	極生寺	
4	永寶 晴香	第10組	淨敬寺	
5	坂部 紀美子	第22組	安入寺	
6	大溪 文祥	第24組	榮行寺	

『新潟教区教化委員会規則』第3条第2項に係る委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	堀川 秀道	第16組	淨專寺	①
2	藤原 哲	第6組	照蓮寺	①
3	田伏 研二	第15組	淨覺寺	②
4	阿部 利秀	第7組	極生寺	②

任期：2023.07.01～2026.06.30

その他、①・②役職任期中

組教化担当者

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聰	第1組	光德寺	
2	比護 秀美	第2組	東淨法寺	
3	筒石 晃一	第3組	応滿寺	
4	内山 真明	第4組	養性寺	
5	日野 顯英	第4組	隨念寺	
6	古海 景雲	第5組	林正寺	
7	小笠原 栄子	第6組	常榮寺	
8	堀河 真淳	第6組	本誓寺	
9	尾崎 彰秀	第7組	極生寺	
10	竹田 証	第7組	本龍寺	
11	森 恵成	第8組	善巧寺	
12	岩崎 歩	高田11組	専敬寺	
13	井上 博	高田11組	福樂寺	
14	山越 英隆	高田12組	善立寺	
15	井上 一英	高田13組	福淨寺	
16	藤原 圭	高田13組	了蓮寺	
17	長尾 宗隆	第10組	淨覺寺	
18	永寶 晴香	第10組	淨敬寺	
19	竹内 清史	中越11組	照覺寺	
20	田宮 宗人	中越11組	淨願寺	
21	松岡 善裕	中越12組	本覺寺	
22	草間 朋哉	中越12組	勝覺寺	
23	木村 仁	中越13組	専行寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
24	高雲 大地	第14組	寶國寺	
25	鷺尾 恵水	第14組	光傳寺	
26	藤枝 友子	第15組	山香寺	
27	菊井 英信	第15組	稱名寺	
28	平出 摂子	第16組	專養寺	
29	真島 修智	第16組	光得寺	
30	鈴木 智成	第17組	願正寺	
31	富樫 大樹	第17組	妙音寺	
32	直江 弘憲	第18組	長願寺	
33	藤田 賢哉	第19組	玄證寺	
34	照光 雅能	第20組	照大寺	
35	村手 淳史	第20組	光圓寺	
36	安藤 栄寿	第21組	勝樂寺	
37	坂部紀美子	第22組	安入寺	
38	廣瀬 清和	第22組	淨念寺	
39	泉 智慧	第23組	慶誓寺	
40	渡邊 秀志	第23組	孝順寺	
41	大溪 文祥	第24組	榮行寺	
42	渡辺 正志	第24組	正念寺	
43	上川 芳浩	佐渡組	本光寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

伝道広報室委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	上宮 崇	第2組	善正寺	室長
2	桑田 正寛	第10組	西方寺	副室長
3	深井 宏隆	第6組	最尊寺	
4	虎石 薫	第7組	法泉寺	
5	松村 さやか	高田12組	專德寺	
6	富樫 沙織	第17組	妙音寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

通信員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	渡邊 顕哲	第1組	清雲寺	
2	鈴井 祐恭	第2組	常圓寺	
3	高橋 良暁	第3組	正光寺	
4	芳野 良英	第4組	正行寺	
5	大道 智竜	第5組	智願寺	
6	鎮西 広円	第6組	福成寺	
7	平出 文勇	第7組	願生寺	
8	法隆 光昭	第8組	明岸寺	
9	外立 学	高田11組	高德寺	
10	矢嶋 一樹	高田12組	福正寺	
11	井上 立英	高田13組	福淨寺	
12	桑田 正寛	第10組	西方寺	
13	菅原 美瑠香	中越11組	願誓寺	
14	安原 陽二	中越12組	安淨寺	
15	松野 祐	中越13組	善行寺	
16	相川 町子	第14組	正嚴寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
17	石塚 祐堂	第15組	長泉寺	
18	鈴木 淳子	第16組	願念寺	
19	細川万里絵	第17組	護念寺	
20	藤田 恵日	第18組	福泉寺	
21	桑原 俊裕	第19組	善精寺	
22	関 了悟	第20組	樂運寺	
23	富沢 栄昌	第21組	超願寺	
24	花房 憲証	第22組	善龍寺	
25	泉 智慧	第23組	慶誓寺	
26	渡辺美奈子	第24組	正念寺	
27	金子 英弥	佐渡組	專得寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

同朋社会協議会委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	渡邊 智子	第1組	本立寺	差別
2	繁原 立	第1組	徳正寺	靖国
3	長 砂男	第2組	萬德寺	男女
4	石井 陽子	第3組	淨念寺	男女
5	原 修	第4組	宗專寺	差別
6	大場 正信	第5組	善正寺	差別
7	二所宮 岳	第6組	淨照寺	差別
8	金子 詩織	第6組	最賢寺	差別
9	水野 美也子	第7組	靈山寺	男女
10	宮越 亮	第8組	臨行寺	靖国
11	長尾 芽美	高田11組	添景寺	差別
12	井上 博	高田11組	福樂寺	差別
13	横田 力	高田12組	善德寺	靖国
14	宮本 亮二	高田13組	榮恩寺	靖国
15	金胎 芳子	高田13組	稱念寺	男女
16	大藤 美帆	第10組	勝願寺	靖国
17	佐々木 尚子	第10組	行通寺	差別
18	佐藤 法順	中越11組	念相寺	男女
19	草間 度	中越12組	勝覺寺	男女
20	神部 慈雲	中越13組	西方寺	差別
21	中山 善雄	第14組	寶國寺	差別
22	鷺尾 信子	第14組	淨照寺	靖国
23	平出 和明	第15組	善慶寺	差別
24	廣瀬 誉応	第16組	法藏寺	差別
25	新田 直美	第17組	光照寺	靖国
26	富岡 教潤	第18組	圓性寺	靖国
27	渡邊 智龍	第18組	恩長寺	靖国
28	鳴澤 宏誓	第19組	長福寺	男女
29	関 彩子	第20組	樂運寺	男女
30	清水 寛志	第20組	通心寺	靖国
31	服部由加理	第21組	本明寺	靖国
32	村山 尚秀	第22組	淨音寺	男女
33	佐々木 ひとみ	第23組	福明寺	男女
34	野々原 昌美	第23組	長行寺	男女
35	松木 讓	第24組	專明寺	靖国
36	藤岡 正典	佐渡組	淨願寺	差別

任期：2023.07.01～2026.06.30

真宗本廟教化教導

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	渡邊 智子	第1組	本立寺	
2	金子 正美	第6組	最賢寺	
3	宮本 亮二	高田13組	榮恩寺	
4	佐々木 恵一郎	第10組	行通寺	
5	小林 智光	中越12組	淨照寺	
6	濱松 智弘	佐渡組	勝廣寺	

任期：2023.01.10～2026.01.09

同朋会館教導

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋 聰	第1組	光德寺	
2	藤島 直	第1組	圓照寺	
3	梅澤 未有	第1組	光照寺	
4	比後 孝	第3組	大泉寺	
5	滋野 憲史	第6組	善念寺	
6	藤吉 禅	中越13組	廣深寺	
7	武樋 隆如	第14組	蓮光寺	
8	池田 陽	第18組	長周寺	
9	今泉 温資	第21組	願淨寺	
10	渡邊 学	第23組	明正寺	
11	藤岡 俊也	佐渡組	專念寺	
12	大久保 州	佐渡組	廣永寺	

任期：2023.01.10～2026.01.09

同朋会館嘱託補導

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	大西 真志	第1組	光德寺	
2	鎮西 広円	第6組	福成寺	
3	金子 詩織	第6組	最賢寺	
4	八島 瑞生	第8組	源長寺	
5	岩崎 歩	高田11組	專敬寺	
6	井上 宗溫	第10組	聞光寺	
7	永寶 卓	第10組	淨敬寺	
8	桑田 正寛	第10組	西方寺	
9	松浦 武馬	中越11組	運行寺	
10	井上 知法	中越13組	願性寺	
11	細川敏祐貴	第17組	護念寺	
12	小柳 円晃	第19組	明願寺	
13	村山 匠	第22組	周圓寺	
14	佐々木 紀	第23組	安樂寺	

任期：2023.01.01～2025.12.31

新潟選挙区選挙管理委員会

	氏名	組	寺院名	備考
1	桑原 俊惠	第19組	善精寺	会長
2	関 英隆	第7組	淨善寺	委員
3	小原 秀一	第16組	存念寺	委員
4	橘 顯	第20組	顯了寺	委員
5	森 恵成	第8組	善巧寺	補充員
6	吉藤 廣麿	第10組	專超寺	補充員
7	佐々木義浩	第15組	長延寺	補充員

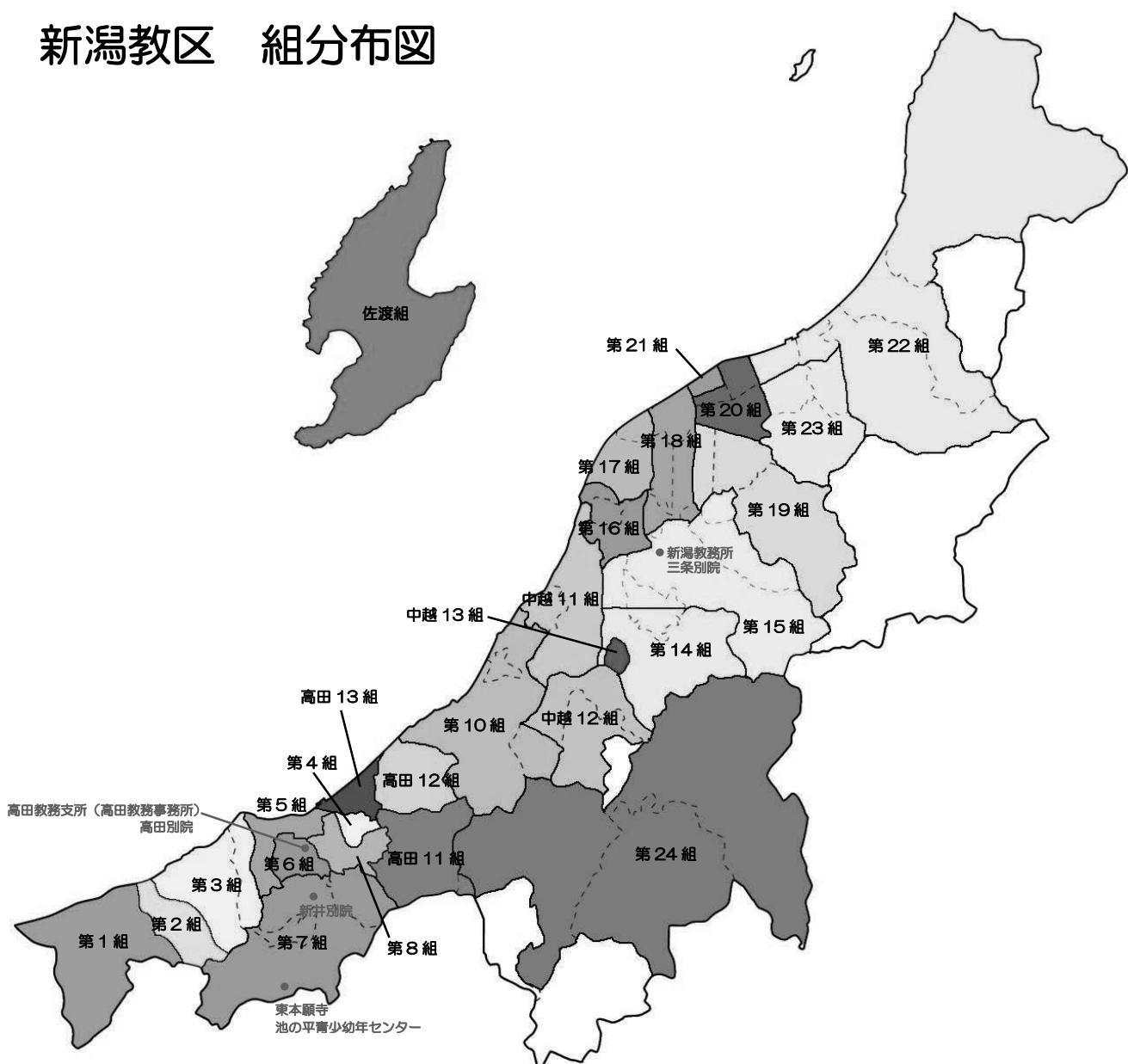
任期：2025.07.01～2029.06.30

各役職者による充て職での委員会所属一覧

委員会名	役職
聖跡顕彰委員会	正副議長・正副門徒会長・参事会員
御依頼適正審議会	常任委員
災害対策委員会	正副議長・正副門徒会長
共済委員会	参事会員・常任委員
門徒戸数調査委員会	正副議長・正副門徒会長・組長
真宗学院運営委員会	正副議長・正副門徒会長・各学舎指導主任
教学研鑽室運営委員会	議長・門徒会長・正副本部長 教化センター正副主任・聞思学場室長・指導
慶讃事業推進委員会	正副議長・正副門徒会長・正副本部長 (本誌126頁に名簿記載)

10. 參考資料

新潟教区 組分布図



組	地域	組	地域	組	地域
第1組	糸魚川市	高田12組	上越市	第17組	新潟市(西区 西蒲区)
第2組	糸魚川市	高田13組	上越市	第18組	加茂市・燕市・新潟市(西区 西蒲区 南区)
第3組	糸魚川市・上越市	第10組	柏崎市・長岡市・刈羽郡	第19組	五泉市・新潟市(秋葉区 南区)
第4組	上越市	中越11組	長岡市・三島郡	第20組	新潟市(江南区 中央区 東区)
第5組	上越市	中越12組	小千谷市・長岡市	第21組	新潟市(中央区)
第6組	上越市	中越13組	長岡市	第22組	新発田市・胎内市・村上市 新潟市(北区)・北蒲原郡
第7組	上越市・妙高市	第14組	長岡市・見附市	第23組	阿賀野市・新発田市・新潟市(北区)
第8組	上越市	第15組	加茂市・三条市・燕市・長岡市・見附市・南蒲原郡	第24組	魚沼市・十日町市・南魚沼市
高田11組	上越市・十日町市	第16組	燕市・新潟市(西蒲区)・西蒲原郡	佐渡組	佐渡市

願 事 礼 金 表

得度	100,000 円	規則変更その他財産処分以外の承認書	10,000 円
所属移転並びに度牒裏書	20,000	合併、解散承認	20,000
衆徒転派	100,000	御文御書	50,000
衆徒転属	100,000	寺、山、庵、坊号額(豎・横)	50,000
帰属	30,000	似影(金欄表装のみ)	300,000
僧籍復籍	100,000	但し、住職・教会主管者であった者に限る。	
度牒裏書	10,000	開基法名	50,000
度牒証状	20,000	寺院教会用四百代以上院、庵、坊号及び法名	
候補衆徒承認・復旧	20,000	1人1紙	50,000
住職・教会主管者	150,000	2人1紙	70,000
代務者	15,000	3人1紙	100,000
副住職・副教会主管者	20,000	4人1紙	120,000
坊守籍簿登録及び坊守章	20,000	寺院教会内仏用三百代以下院、庵、坊号及び法名	
帰敬式	10,000	1人1紙	30,000
帰敬式(20歳以下)	5,000	2人1紙	50,000
院・庵・坊号(僧侶・坊守)	50,000	3人1紙	70,000
山号	50,000	4人1紙	100,000
寺院・教会設立承認	70,000	三百代以下法名(寺院・門徒用)	
托鉢免許	10,000	1人1紙	30,000
諸証明	10,000	2人1紙	50,000
寺院教会所有財産処分承認書		3人1紙	70,000
・無償譲渡・無償交換・担保提供		4人1紙	100,000
	10,000 円	法名年月日加筆	3,000
・賃貸年額又は売却価格50万円に満たないもの		木仏点検・同御裏	30,000
	10,000 円	御裏成換	20,000
・賃貸年額又は売却価格50万円以上で			
100万円に満たないもの	20,000 円		
・賃貸年額又は売却価格100万円以上で			
500万円に満たないもの	75,000 円		
・賃貸年額又は売却価格500万円以上で			
1,000万円に満たないもの	150,000 円		
・賃貸年額又は売却価格1,000万円以上で			
5,000万円に満たないもの	300,000 円		
・賃貸年額又は売却価格5,000万円以上で			
1億円に満たないもの	600,000 円		
・賃貸年額又は売却価格1億円以上で			
5億円に満たないもの	1,000,000 円		
・賃貸年額又は売却価格5億円以上のもの			
	2,000,000 円		

授与礼金

単位=円

1. 寺院の部 (金欄表装) (金欄表装) (無金表装)

【截金】

○絵像御本尊

一貫代	500,000	350,000
七百代	360,000	290,000
五百代	300,000	210,000
三百代	220,000	150,000

○宗祖聖人御影 (厨子形)

厨子形大形	400,000	330,000
同二番形	350,000	280,000
同三番形	310,000	230,000

○宗祖聖人御影 (常例)

大形	510,000	390,000
二番形	430,000	310,000
三番形	330,000	280,000
四番形	290,000	240,000
一貫代	250,000	210,000
七百代	220,000	180,000
五百代	190,000	150,000
三百代	170,000	130,000

○蓮如上人御影

三番形黒袴帶	320,000	250,000
四番形〃	280,000	210,000
一貫代〃	240,000	190,000
七百代〃	210,000	170,000
五百代〃	180,000	130,000
三百代〃	140,000	110,000

○皇太子・七高僧・法然上人御影

皇太子御影	500,000	410,000
七高僧御影	530,000	450,000
法然上人御影	250,000	200,000

○御歴代御影

二番形	370,000	290,000
三番形	330,000	260,000
四番形	290,000	220,000

但し、第八代蓮如上人迄は黒袴帶、または黒衣とし、第九代実如上人以後は緋袴帶とする。

紫衣鉢色は第二十代達如上人に限る。

○列祖双幅御影

660,000 500,000

○御絵伝

四幅御絵伝	3,220,000	2,750,000
二幅〃	2,340,000	1,860,000

○六・九・十字御名号

一貫代	290,000	200,000	170,000
七百代	280,000	190,000	150,000
五百代	250,000	180,000	140,000
三百代	220,000	150,000	120,000

○六・九・十字御名号御讚付

一貫代	300,000	240,000	180,000
七百代	290,000	210,000	170,000
五百代	260,000	200,000	150,000
三百代	230,000	180,000	130,000

○変寸

一申請につき 50,000 円 (上記同願に限る)

授与礼金

単位=円

2. 藏版

浄土三部經大型折本

四冊本一部	27,400
無量寿經	12,000
各冊	観無量寿經 阿弥陀經
	9,400 6,000

浄土三部經中型折本

四冊本一部	27,400
無量寿經	12,000
各冊	観無量寿經 阿弥陀經
	9,400 6,000

浄土三部經大型巻経

四巻本一部	35,100
無量寿經	15,400
各巻	観無量寿經 阿弥陀經
	12,000 7,700

浄土三部經中型巻経

四巻本一部	35,100
無量寿經	15,400
各巻	観無量寿經 阿弥陀經
	12,000 7,700

浄土三部經(抄) 大型折本

三冊本一部	14,200
無量寿經	5,800
各冊	観無量寿經 阿弥陀經
	4,700 3,700

浄土三部經(抄) 中型折本

三冊本一部	9,800
無量寿經	4,000
各冊	観無量寿經 阿弥陀經
	3,300 2,500

浄土三部經(抄) 大型巻経

三巻本一部	14,200
無量寿經	5,800
各巻	観無量寿經 阿弥陀經
	4,700 3,700

昭和法要式浄土三部妙典

合本	5,500
四冊本一部	11,100
各冊	無量寿經 観無量寿經 阿弥陀經 同朋奉讃
	3,100 3,000 2,500 2,500
御和讃	大型一部
御文	大型各帖
	22,000
	14,300
	小型〃
御伝鈔	四巻本
	550,000
	二巻本
	77,000
報恩講式・嘆徳文	22,000
御俗姓	16,500

3. 門徒の部 (金欄表装) (金欄表装) (無金表装)
【截金】

○絵像御本尊

二百代	97,000 円	63,000 円	46,000 円
百五十代	84,000	51,000	34,000
百代	65,000	46,000	28,000
七十代	65,000	46,000	28,000
五十代	58,000	34,000	23,000
三十代・二十代	52,000	34,000	23,000

○九字・十字御名号一流 (各一幅は半額)

二百代	86,000 円	51,000 円
百五十代	69,000	42,000
百代	48,000	32,000
七十代	48,000	32,000
五十代・三十代・二十代	40,000	26,000

○宗祖聖人御影

二百代	51,000 円	34,000 円
百五十代	40,000	28,000
百代	34,000	25,000
七十代	34,000	25,000
五十代・三十代・二十代	26,000	17,000

○蓮如上人御影

二百代	40,000 円	26,000 円
百五十代	34,000	19,000
百代	23,000	14,000
七十代	23,000	14,000
五十代・三十代・二十代	17,000	12,000

○三折御本尊

御本尊・九字十字名号付	25,000 円
御本尊・九字十字名号付(台付)	26,000
御本尊	18,000
御本尊(台付)	19,000
御本尊(小型)	5,000
御本尊(小型・台付)	6,000

○額装御本尊

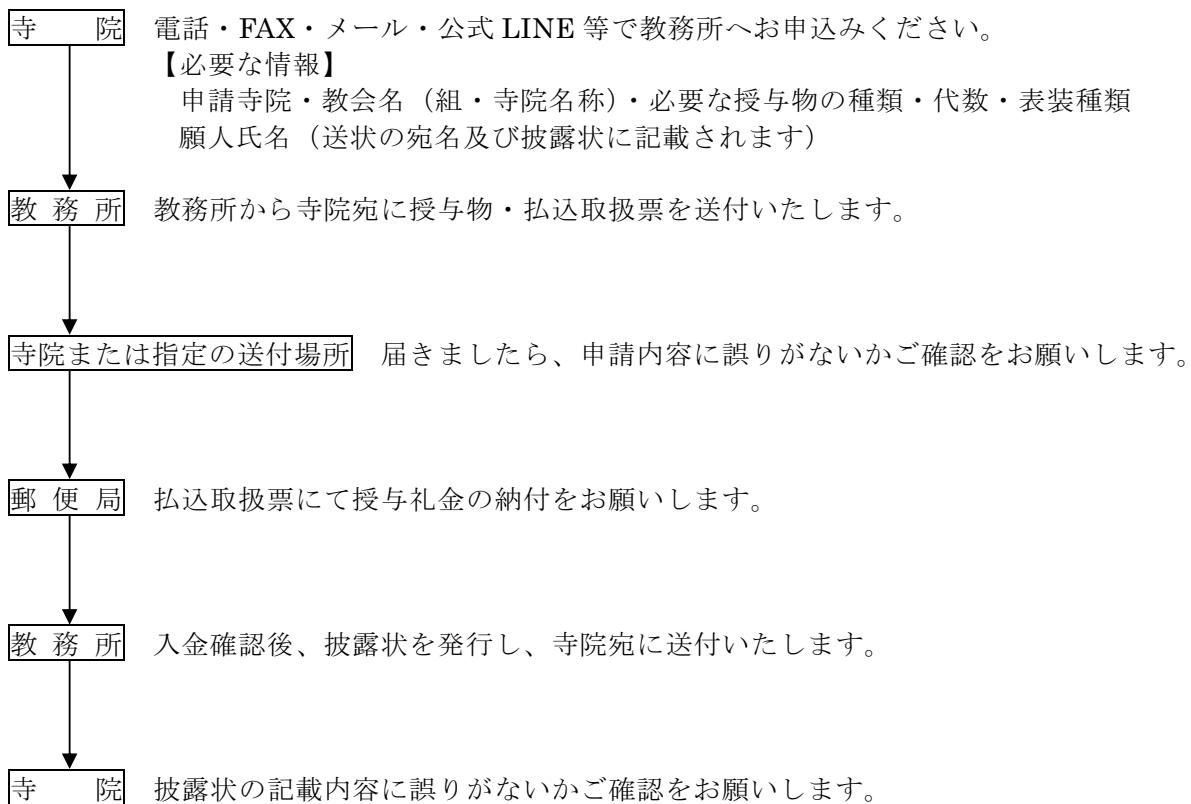
御本尊	10,000 円
-----	----------

御本尊・御名号・御影表装寸法			院号法名 切寸法		
種別	長さ(cm)	幅(cm)	種別	長さ(cm)	幅(cm)
三折御本尊	21.2	27.0	300代	98.2	40.6
折御本尊(小型)	16.4	21.6	500代	133.5	54.5
額装御本尊	19.5	9.2	700代	160.2	58.8
20代	20.0	8.5	一貫代	181.5	68.5
30代	27.2	12.0	4番形	187.9	74.2
50代	31.5	14.3	3番形	207.0	87.3
70代	40.0	18.0	同厨子形	103.3	74.2
100代	50.2	22.0	2番形	214.8	103.6
150代	67.4	28.0	同厨子形	126.1	92.7
200代	80.5	33.5	大形	220.2	109.7
※幅には金軸を含む。			同厨子形	142.1	97.6
			皇太子・七高僧	185.8	80.6
			※表装無しの寸法。		

●門徒用授与物の仮授与の扱いについて

教務所へお申込みいただきました門徒用授与物については、教務所から授与物・払込取扱票を添えて送付いたします。授与物が届きましたら、払込取扱票にて授与礼金の納付をお願いします。入金を確認次第、寺院宛に披露状を送付いたします。

【フローチャート】



※教務所に授与物の在庫がない等、すぐに対応できない場合は寺院へご連絡いたします。

※申請代数の誤りや表装種類の変更により授与物の交換を希望される際、授与物の風袋の留じゆを切つてしまふと交換できなくなりますのでご承知おきください。

相 続 講 賞 典 内 規

1988年7月1日改正

講員種別	金額	賞典	御 扱			門徒資格	
			院号法名	收骨	その他		
別格大名譽講員	特別1種	1000万円	特別詮議	2名 金襴表装(300代以下)	2体座 おとき10名	本人葬送 代香派遣 講員物故者 追弔会	
	特別2種	700万円	御文大型五帖一部 緞子表装 桐箱入		1体座 おとき10名		
	特別3種	500万円	疊肩衣 三帖和讚金襴表装桐箱入		1体 おとき5名 記念品		
	特別4種	300万円	疊肩衣 御文大型五帖一部		1体 おとき3名 記念品		
	特別5種	200万円	疊肩衣 三帖和讚大型一部		1体 記念品		
	1種	100万円	疊肩衣 御文小型五帖一部		1体 記念品		
	2種	70万円	疊肩衣 小型三帖和讚無金表装		1名		
	1種	50万円	疊肩衣		1名		
	2種	30万円	真宗聖典(大判)		1名		
	3種	20万円	疊肩衣		1名		
別格名譽講員	4種	12万円			1名		
		10万円			1名		
	1種	8万円			1名		
		5万円			1名		
	2種	3万円			1名		
特別名譽講員	3種	2万円			1名		
	4種	1万円			1名		
	1種	5千円			1名	講員物故者 追弔会	
	2種	3千円			1名		
名譽講員	3種	2千円			1名		
	4種	1千円			1名		
	1種	5百円			1名		
特別講員	2種	3百円			1名		
	通講常員	10円以上			1名		

※相続講賞典内規の疊肩衣(20万円以上)を記念品に代えることができる。(2015年7月から)

帰敬式の事務手続きについて

(2025年7月現在)

1 礼金、記念品

礼 金	記念品 (2023年1月から)
21歳以上 1人 10,000円	・略肩衣・勤行本(赤本)
20歳以下 1人 5,000円 (2017年1月から)	・冊子『真宗門徒の生活』 ・聞法ハンドバッグ

2 記念品の交付について

帰敬式実践運動の開始以前（1996年3月31日まで）の帰敬式受式者に対する記念品（略肩衣、聞法ハンドバッグ）を「再交付」とは別の「交付」として申請いただけます。

内 容	交付 (1996年3月31日までに受式の方)	再交付 (1996年4月1日以降に受式の方)
略肩衣	2,000円	3,000円
聞法ハンドバッグ	700円	1,000円

3 法名について(住職選定法名と本山選定法名)

2025年1月1日より、帰敬式法名の授与について、変更となっています。

- 原則として、男性には「釋」、女性には「釋尼」の法名を授与しますが、受式者の願い出に応じて、「釋／釋尼」の選択を可能といたします。
- 既受式者が「釋・釋尼」の変更を希望することも可能となります。法名紙の再授与を希望される場合は、別途届出が必要です。（事務手数料3,000円）
- 既受式者が、宗派管理の「帰敬式受式者管理システム」から名簿の削除を希望される場合、「帰敬式受式者名簿削除届」の提出をもって、名簿から削除いたします。

(1)住職選定法名

法名を住職からつけていただき、法名紙への筆耕も住職からしていただきます。（本山で受式される場合は本山で筆耕するため、1か月前までに申請が必要です。）

(2)本山選定法名

あらかじめ本山で選定された法名（『仏説無量寿經』の語による法名）をお渡しします。法名の指定はできません。法名紙と併せて、その法名の読み方と願い、典拠等を記した「法名解説文」をお渡しします。

4 受式場所別の申込み方法と事務手続き

帰敬式は、受式を希望される場所（執行場所）により、申込・事務手続きの方法が異なります。大きくは以下、（1）～（3）に分かれます。それぞれご不明な点は教務所までお問合せください。

(1)【真宗本廟(東本願寺)】で受式する場合

①受式日の確認

真宗本廟（東本願寺）では、基本的に1日2回、午前・午後の真宗本廟収骨並びに本山永代経・申経読経後に執行します。行事等によって、帰敬式の無い日や、受付時間が異なる場合がございますので、『真宗』誌の該当月「真宗本廟収骨・読経・帰敬式受付時間表」または宗派ホームページにてご確認ください。

真宗本廟収骨・本山永代経・本山申経の機会に併せて受式いただくこともできます。

②法名選定方法の確認と申請手続き

- ・「住職選定法名」での受式、あるいは団体参拝での受式の場合

➡ 受式日の1か月前までに、住職・教会主管者または代務者（奉仕団の場合は申請者）からの事前申請が必要です。

参拝接待所（Tel075-371-9210）へ帰敬式受式日を電話予約のうえ、「帰敬式受式者届」（所定用紙）を1か月前までに参拝接待所へご提出ください。届出用紙は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、参拝接待所または教務所へお申し付けください。

※「帰敬式受式者届」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。この場合、届出用紙への押印を省略することができます。

申請受付後、参拝接待所より帰敬式受式の案内（申請の受理通知）があります。

- ・「本山選定法名」での受式

➡ 事前申請不要で当日受付ができます。※個人受式の場合のみ。

③帰敬式を受式

受式当日、参拝接待所窓口にて礼金をお納めいただき、受付のうえ、受式してください。

※奉仕団や団体参拝、諸研修等で受式する場合には、法名の選定方法に関わらず、その上山申込と同時に帰敬式の申請が必要ですので、教務所へお問い合わせください。

(2)【寺院・教会】で受式される場合

住職は、所属する寺院の本堂、代務者は任命を受けた寺院の本堂にて、その寺院に所属する門徒に対して帰敬式の執行が可能です。

寺院本堂で帰敬式を執行される場合は、下記の①～⑤の順でお手続きください。執行に当たっては、『帰敬式執行の手引き』（全寺院に配布されています。お寺で保管されていない場合は教務所へお尋ねください）に従って執行ください。

※複数カ寺合同の帰敬式や、特例による寺院本堂以外での執行を希望される場合については、次頁「(3) 他の場所で受式する場合」をご確認ください。

① 執行日の確定と事前申請

帰敬式執行の日が決まりましたら、「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」（所定用紙）を執行日の10日前までに教務所へ提出ください。申請用紙は宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、教務所へお申し付けください。

※「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。この場合、申請書への押印を省略することができます。

ひとつの帰敬式において、住職選定法名と本山選定法名の混在は可能です。申請用紙にそれぞれの法名紙の必要枚数をご記入ください。

② 法名紙・記念品の仮渡し

「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」の受理後、教務所より「帰敬式法名紙等仮渡精算書」とともに法名紙・記念品を仮渡しいたします。教務所へお越しいただくか、送付させていただきます。

なお、仮渡し希望数が多数ある場合（受式予定人数が多い場合）、教務所の在庫数によってはすぐにお渡しできないことがありますので、お早めにお申し付けください。

③ 法名の選定と筆耕

住職選定法名の場合は、住職・教会主管者及びその代務者が法名を選定、法名紙へ筆耕を行ってください。法名包み紙の裏面に受式者の俗名を記入し、法名紙を入れて受式者へお渡しください。

本山選定法名の場合は、男女別の法名紙を人数分お渡ししますので、各々の受式者の「法名解説文」と法名紙を法名包み紙に入れてお渡しください。

なお、法名紙・法名包み紙は、書損した場合でも、破棄せずに保管し、残部と併せて精算の際に必ずご返却ください。お渡しした法名紙等を紛失した場合は、紛失数を1人分として、紛失数分の願事礼金を頂く場合がありますので、お取り扱いには十分ご注意くださいますようお願いします。

④ 帰敬式の執行並びに事前学習会の開催

執行にあたっては、『帰敬式執行の手引き』（全寺院に配布されているもの。お寺に保管されていない場合は教務所へご連絡ください）をご参照ください。

また、事前に受式者を対象とした学習会等を開催するなど、帰敬式の願いや意義を確認する場を持ち、真宗門徒としての歩みを確かめ合っていただきければと思います。

⑤ 受式者の報告と精算

帰敬式執行後、「帰敬式受式者届」（所定用紙）を作成し、教務所へご提出ください。届出用紙は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、教務所へお申し付けください。

※「帰敬式受式者届」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。
この場合、届出用紙への押印を省略することができます。

あわせて、受式者全員の願事礼金等をお取りまとめのうえ、教務所で精算を行ってください。郵送での精算も可能です。

<精算に必要となるもの>

- 帰敬式法名紙等仮渡精算書
- 受式者全員の願事礼金
- 残った法名紙と記念品（書損も含む）
- 帰敬式受式者届（紙面提出の場合）

※書損した法名紙、法名包紙も教務所までご提出ください。

※(1)真宗本廟(東本願寺)で受式する場合、(2)寺院・教会で受式する場合ともに、宗派ホームページの帰敬式専用フォームをご利用いただけます。宗派ホームページのトップページ上のバナー(右図)より、手順の確認、各種申請書類のダウンロード、データ申請等が行えます。

(3)【他の場所】で受式する場合

①執行場所の特例について

受式希望者が病気加療中など、やむを得ない事情で寺院本堂において帰敬式を受式できない場合、住職・教会主管者及びその代務者からの別途申請を受け、受式希望者の自宅・病院・老人養護施設等において執行することができます。また、東本願寺真宗会館(東京都練馬区)を会場とした「首都圏在住門徒のつどい」に限り、「所属寺院が遠方（首都圏外）である首都圏在住の方」を対象とした帰敬式執行が可能となっております。ご検討される方は教務所までご相談ください。

②三条別院「お取り越し報恩講」での帰敬式

三条別院では、例年11月5日～8日の「お取り越し報恩講」期間中（通常6日と7日）に帰敬式を執行しています。お問い合わせ・お申込みは三条別院（Tel0256-33-0007）へお願いします。

③高田別院「報恩講(おたや)」での帰敬式

高田別院では、11月12日午後（結願逮夜後）に帰敬式を執行しています。お問い合わせ・お申し込みは高田別院（Tel：025-523-2465）へお願いします。

④複数寺合同の帰敬式

2017年6月28日付の「帰敬式に関する条例」及び「帰敬式に関する条例施行規則」の一部改正により、教区又は組の帰敬式実践運動推進計画に基づき実施される、住職の執行による帰敬式において、複数の寺院の所属門徒が合同での帰敬式受式を願い出た場合に、その受式者の所属するいずれかの寺院の本堂において、受式者の所属する寺院住職のうち1人が代表して帰敬式を執行することができるようになりました。この場合、あらかじめ教務所長の承認と受式者全員の同意、並びに受式者の所属寺住職連名の「執行者委任の同意書」（所定用紙）の提出が必要となります。詳しくは教務所へお問い合わせください。

5 御親修・御参修による帰敬式について

寺院・教会や組の宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要等において、御親修（門首）・御直修（新門）・御参修（鍵役）で帰敬式を執行されたい場合は、法要の1年から半年前までに儀式出向願の手続きが必要ですので、教務所までご連絡ください。

6 帰敬式のお役立ち情報（ご活用ください）

（1）帰敬式執行の流れについて、東本願寺公式YouTubeチャンネルにアップされています。

QRコードを読み取ると、帰敬式執行の手順の再生リストに繋がります。

【動画リスト】

- ① 【執行者編】帰敬式執行の手順
執行者視点の動画です。
- ② 【掛役（門徒）編】帰敬式執行の手順
掛役視点の動画です。門徒が掛役の場合の動画です。
- ③ 【執行者（掛役門徒）編】帰敬式執行の手順
執行者視点の動画です。門徒が掛役の場合の動画です。
- ④ 【掛役（僧侶）編】帰敬式執行の手順
掛役視点の動画です。僧侶が掛役の場合の動画です。



【帰敬式執行の手順】

真宗本廟収骨・本山読経・帰敬式・お斎のお取り扱いについて

本廟部 参拝接待所

1 真宗本廟収骨

法義相続（親鸞聖人の教えを受け継ぎ、後の人々に伝えること）・本廟護持（真宗本廟を崇敬・護持すること）の趣旨に賛同され、相続講金を12万円以上お納めいただいた方には、真宗本廟収骨のお扱いをします。

なお、2010年1月1日より収骨の名称は「相続講員真宗本廟収骨」となりましたが、従来の「相続講員須彌壇収骨證」も同様にお取り扱いします。

(1) 真宗本廟収骨證について

- ①相続講金をお手次(所属)の寺院・教会にお納めください。
- ②寺院・教会は、所定の手続きにより、真宗本廟収骨證の発行を受けてください。
- ③真宗本廟収骨證発行の際に配布される参拝案内冊子『参拝される皆さまへ』を参照のうえ、参拝日の3週間前までに参拝案内冊子に綴じ込みの「事前届出ハガキ」もしくは宗派公式ホームページ 真宗本廟収骨（本山永代経・本山申経）届出ページにて参拝予定日・参拝人数等をお知らせください。

(2) 受付について

- ①受付時間及びお取り扱い時刻について

	午前	午後
通常	受付9:00～10:10 読経11:00	受付9:00～13:10 読経14:00
12日 27日	お取り扱いなし	受付9:00～14:10 読経15:00
24日	受付9:00～10:10 読経11:00	受付9:00～14:10 読経15:00
28日	受付9:00～10:10 読経11:00	お取り扱いなし

- ②当日は、「ご遺骨」と「真宗本廟収骨證」を必ずご持参ください。
- ③ご遺骨は、7cm角の桐箱に移し替えさせていただきます。なお、お収めしたご遺骨は、お返しすることができません。
- ④桐箱の容量を超えるご遺骨は、願人にその旨をお伝えしお返しすることになります。

(3) お斎付真宗本廟収骨（30万円以上）について

- ①相続講金を30万円以上お納めいただきますとお斎の接待を受けることもできます。
- ②お斎付真宗本廟収骨によるご参拝は、参拝日の3週間前までに、必ず教務所から参拝接待所へ別途申請ください（事前届出ハガキの送付は不要です）。
- ③法要等の日程によりお斎付収骨のお取り扱いができない場合もありますので、必ず参拝予定日の1か月前までに、電話にてお斎付収骨の可否を確認してください。
- ④お斎付収骨でご参拝された願人様へ、収骨日の翌々年（※）の御祥月から9年間、「祥月経」のご案内をお送りします。9年目でご案内の発送は終了となります。
※収骨の翌年（1年目）は相続講員物故者追弔会（例年4月3日）のご案内となります。

2 本山読経

(1) 本山永代経・本山申経について

※2025年1月1日より名称及びお取り扱いの一部を変更。

①本山永代経

御影堂にて永代経の御紐解（おひもとき・初めての読経）を行い、『法名記』に登載し、以後、春・秋彼岸会中にお勤めする「永代経総経」にご案内します。「永代経総経」ご案内の名義変更はできません。

②御影堂読経

御影堂にて一座読経します。

(2) 本山永代経御紐解證・御影堂読経参詣證について

- ①本山永代経志・御影堂読経志をお手次（所属）の寺院・教会にお納めください。
- ②寺院・教会は、所定の手続きにより、本山永代経御紐解證・御影堂読経参詣證の発行を受けてください。改正前に発行しました本山永代経御紐解證・本山申経参詣證は、そのままご利用いただけます。
- ③本山永代経御紐解證・御影堂読経参詣證発行の際に配布される参拝案内冊子『参拝される皆さまへ』を参照のうえ、参拝日の3週間前までに所定の事前届出ハガキもしくは宗派公式ホームページ 真宗本廟収骨（本山永代経・御影堂読経）届出ページにて参拝予定日・参拝人数等をお知らせください。

(3) 受付について

受付時間は、真宗本廟収骨の受付時間と同じです。

(4) 別座読経について

- ①本山永代経志を20万円以上お納めいただきますと、別座読経のうえ、お斎の接待を受けることもできます。

- ②別座読経によるご参拝は、参拝日の1か月前までに、必ず教務所から参拝接待所へ別途申請ください（事前届出ハガキは不要です）。
- ③法要等の日程により別座読経のお取り扱いができない場合もありますので、必ず参拝予定日の1か月前までに電話にて別座読経お取り扱いの可否を確認してください。
- ④受付時間は、午前9時から10時までです。
- ⑤別座読経は午前10時30分頃からお勤めします。午前のみのお取り扱いです。
午後のお取り扱いはありません。

(5) 完全別座読経について

- ①本山永代経志を100万円以上お納めいただきますと、申請されたご家族の1団体のみの完全別座読経のうえ、当日参拝される人数分のお斎の接待を受けることもできます。
- ②完全別座読経によるご参拝は、参拝日の1か月前までに、必ず教務所から参拝接待所へ別途申請ください（事前届出ハガキは不要です）。
- ③法要等の日程により別座読経のお取り扱いができない場合もありますので、必ず参拝予定日の1か月前までに電話にて別座読経お取り扱いの可否を確認してください。
- ④完全別座の受付時間は、午前9時から10時まで、読経は午前10時30分頃からお勤めを基本としますが、そのご家族のみでの読経となるよう極力、時間調整を行わせていただきます。

(6) 仏間読経

- ①参拝接待所仏間にて、1日8回（午前4回・午後4回）、読経が勤まります。

【案内時間（目安）】

《午前》 9：30、10：15、11：00、11：40
《午後》 1：20、2：10、3：00、3：40

※諸行事により時間を変更する場合があります。

- ②受付時間は、午前9時から午後3時40分までです。

- ③仏間読経の読経志は、参拝接待所受付にて直接のお納めとなります。

(7) 本山永代経志・読経志
本山永代経（春・秋彼岸会中の永代経総経にご案内）

種別	読経志	読経扱	お斎
本山永代経	別座特等	1,000,000 円以上	完全別座
	別座一等	500,000 円以上	別座
	別座二等	300,000 円以上	別座
	別座三等	200,000 円以上	別座
	四等	100,000 円以上	一般
	五等	50,000 円以上	一般
一座読経	御影堂読経	30,000 円以上	一般
	仏間読経	10,000 円以上	隨時

3 帰敬式

(1) 手続きについて

①当日、受付にてお申し込みください。願事礼金は、1人1万円、20歳以下5,000円です。

②住職選定法名及び団体による受式については、受式日の1か月前までに（必着）「帰敬式受式者届」を参拝接待所へ提出してください。

※釋/釋尼は選択となります。記載のとおり浄書します。

(2) 受付時間について

午前の帰敬式は、午前9時から10時10分まで、午後の帰敬式は、午前9時から午後1時10分までです。

※お逮夜日（12日・27日）は、午前の帰敬式はありません。受付時間は、午前9時から午後2時10分までです。

(3) 執行時刻について

午前・午後の真宗本廟収骨・本山読経の後、引き続き御影堂において執り行います。
(所要時間は約40分)

※お逮夜日（12日・27日）は、逮夜法要終了後、真宗本廟収骨・本山読経の後に、引き続き執り行います。

4 お斎

(1) 申し込みについて

- ①参拝される3週間前までに「事前届出はがき」又は電話にてお申し込みください。
- ②お斎の人数変更・キャンセル等は参拝日の4日前が締め切りです。変更がある場合は必ず4日前までにご連絡ください。連絡のない当日キャンセルは全額ご負担いただきます。
- ③食数限定（大人お斎のみ1日10食程度）で、事前申し込みなしでご用意できる日もありますので、参拝接待所受付カウンターでお問い合わせください。

(2) お斎冥加金及び受付について

- ①斎冥加金 大人1人4,000円、子ども(3歳~8歳)1人1,000円
※2026年1月より子ども1人1,500円に改定予定
- ②当日、参拝接待所受付にてお納めください。
※御正忌報恩講及び年末年始や諸行事の日等は、お取り扱いがありません。また、春の法要・春秋彼岸会・お盆及びその他諸行事などにより変更する場合がありますので、参拝接待所にご確認ください。

◆問い合わせ先 本廟部 参拝接待所 T E L 075-371-9210 (直通)
F A X 075-371-9204
[電話受付時間：午前9時から午後5時まで]

大谷祖廟について（納骨・永代経・申経の取り扱い、団体参拝、年間行事、庫裡使用）

1 インターネット事前予約について

大谷祖廟「納骨・永代経」・「茶所別座申経」の申し込みは、6か月前より宗派ホームページ「大谷祖廟」ページから行えます。なお、従来の当日の申込み・受付も行っています。

2 「納骨・永代経」のお取り扱いについて

次頁《お取り扱い表》の内容をご参照ください。

3 大谷祖廟納骨にともなう所属寺院の紹介について

「納骨を機に、真宗大谷派寺院とのご縁を結んでいただくことを条件として」真宗大谷派寺院所属門徒以外の方々の納骨受付をさせていただいている。

4 大谷祖廟納骨の生前の申込について

生活様式の多様化により、高齢の夫婦のみで生活されている方や、一人暮らしをされる高齢者が増加する中で、寺院との縁が希薄となり、自身の葬送を憂慮される方が増加しています。そのような現代社会のニーズに応えるべく、「大谷祖廟納骨の生前申込」のお取り扱いを行っております。納骨種別につきましては、別座1等から4等までの取り扱いとなります。詳細は、大谷祖廟事務所までお問い合わせください。

※お申し込みには、「事前説明」が必要になります。必ずご連絡をお願いいたします。

5 団体参拝について

(1) 納骨を伴う団体参拝について

別院・教区・組・寺院において、大谷祖廟へ「納骨団体参拝」を希望される場合には、大谷祖廟事務所職員が日程等について対応いたしますので事前にご連絡ください。

(2) 観察団体参拝について

大谷祖廟は、真宗大谷派門徒にとって大切な親鸞聖人の御廟所です。大谷祖廟への参拝とともに東西分派後の大谷祖廟成立の歴史や江戸期の伝統建造物を案内します。

(3) 注意事項

- ①大谷祖廟への団体参拝を希望される場合は、大谷祖廟事務所へ直接ご連絡いただくよう周知ください。
- ②バス（マイクロを含む）による団体参拝の際は、必ず大谷祖廟事務所への事前にお申込みください。

6 大谷祖廟の年間の仏事・行事について

《永代経法要》毎日、午後2時30分からの本堂において勤修。

《定例法話》毎月13日・28日に午後2時30分からの永代経法要に引き続き大谷祖廟本堂において開催。ただし、8月13日・9月28日・11月28日・12月28日は休止。

《暁天講座》8月1日から5日まで 午前6時30分から勤行・法話

- | | |
|-------|-------------------------|
| 1日（金） | 織田 顕祐 氏（教学研究所所長） |
| 2日（土） | 真城 義麿 氏（山陽四国教区伊予組善照寺住職） |
| 3日（日） | 松金 直美 氏（大谷大学専任講師） |
| 4日（月） | 桑羽 隆慈 氏（浄土真宗本願寺派 参務） |
| 5日（火） | 古賀 堅志 氏（真宗大谷派参務） |

《万灯会》8月14日から16日までの午後6時から午後9時まで夜間参拝ができるよう、大谷祖廟・東大谷墓地全域において提灯を点灯。お参りされる方が亡き人を「諸仏」として受け止め、本願念佛の教えを聞いていただきたいという願いのもと実施。

・万灯会お盆法要 期間中、本堂にて毎日午後7時より勤行・法話

講師：佐賀枝 夏文 氏（大谷大学名誉教授）

・子ども提灯 大谷保育協会加盟園の園児が描いた画で提灯を作成し点灯

《報 恩 講》9月27日から28日まで本堂において厳修。

　　遅夜 27日 午後2時始

　　晨朝 28日 午前8時15分始

　　日中 28日 午前10時30分始 引き続き法話

《花まつり》4月1日から8日まで本堂前に花御堂を設置し、釈尊・親鸞聖人の誕生会を縁に、仏教・真宗の教えにふれていただくことを願いとして実施。期間中に「子どものつどい in 大谷祖廟」を開催予定。

《花文字伝道》年4回（お盆、春・秋彼岸、年末年始）、御廟に供えられた仏花を用いて、大谷祖廟境内において花文字を作成。仏教に関する言葉を広く紹介し、併せて説明文を配布。花文字再荘厳後は堆肥にして参拝者へ配布。

7 庫裡の使用について

団体参拝昼食会場や法要会場として庫裡の使用を希望される場合は、使用手続き（眞加金等）について事前に大谷祖廟事務所へお問い合わせください。

8 仏前結婚式について

大谷祖廟の庫裡賀慶殿において、仏前結婚式を執行することができます。真宗大谷派寺院関係者以外の方もお申込みいただけます。詳細につきましては、大谷祖廟事務所までご連絡ください。会場の下見（見学）も承っております。

※大谷祖廟仏前結婚式パンフレットはHPよりダウンロードできます。

9 東大谷墓地事務所定休日(受付休止日)について

毎週木曜日（祝日等除く）は定休日となっております。定休日は電話対応を含めた各種受付業務を休止しますが、供物販売のみ行います。

大谷祖廟 お取り扱い表

納骨・永代経種別

種別	志納額	読経	お取り扱い
別座1等	1,000,000円以上	別座読経	納骨当日、抹茶接待 毎月の命日・春秋彼岸・盂蘭盆会に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に30年間案内状送付
別座2等	500,000円以上		納骨当日、抹茶接待 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に20年間案内状送付
別座3等	300,000円以上		納骨当日、抹茶接待 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に10年間案内状送付
別座4等	150,000円以上		毎月の命日に永代読経。祥月命日に10年間案内状送付

納骨・永代経志

種別	志納額		読経	お取り扱い
	通常	容器大/改葬		
1種	100,000円以上	120,000円以上	一座読経	毎月の命日に永代読経。 祥月命日に10年間案内状送付
2種	70,000円以上	90,000円以上		祥月命日と彼岸会（春または秋）に永代読経
3種	40,000円以上	60,000円以上		彼岸会（春または秋）に永代読経
4種	20,000円以上	40,000円以上		永代経のお取り扱いはございません

※ 容器の大きさに応じた納骨志の加算について

大谷祖廟においては、宗祖親鸞聖人追慕の情により、歴史と伝統の中で御廟に「分骨」をお納めいただきました。

しかし、近年、大きな容器にて納骨を申し込まれる方が増加しております。

高さ 15 cm・直径 9 cm を超える容器（骨壺）で納骨のお申し込みをされる場合は、1種から4種までの納骨志に2万円を加算してご志納いただきます。

※ 別座1等、別座2等、別座3等のお申込みは、事前準備のため、インターネットからの予約ができません。直接大谷祖廟事務所までご連絡ください。

※「改葬納骨志」について

近年増加する「墓じまい」等に伴って、改葬されたご遺骨の納骨を受付する際に、「法名」・「俗名」等の情報がすべて不明の場合には、「改葬納骨志」20万円以上のご志納により受付をさせていただきます。詳細は、大谷祖廟事務所までご連絡ください。

《申 経》

種別	志納額	場所	読経
賀慶殿別座申経	70,000 円以上	賀慶殿	別座読経
茶所別座申経	50,000 円以上	茶所仏間	別座読経
本堂申経	7,000 円以上	本堂	一座読経
茶所申経	5,000 円以上	茶所仏間	一座読経
御廟申経	5,000 円以上	御廟	一座読経
総 経	1,000 円以上	御廟	夕刻に総じて読経

※賀慶殿別座申経はお電話のみの予約となります。

《受付時間》 年中無休

午前の部	午後の部
8時45分～11時30分	12時45分～15時30分

※11時30分から12時45分まで事務・お取り扱い休止

〈案内時間〉

一座読経		別座読経	
他のお申込者と一緒に参りいただきます		ご親族、関係者のみでお参りいただけます	
午前の部	午後の部	午前の部	午後の部
9：20～	13：20～	9：00～	13：00～
9：50～	13：50～	10：20～	15：00～
10：40～	15：30～	11：10～	
11：30～			

※茶所申経は、受付後、適宜ご案内します。

※別座 15：00～についてはご案内できない場合がありますので、大谷祖廟事務所までお問い合わせください。

※案内時間の30分前を目途に大谷祖廟にて受付ください。

【注意点】

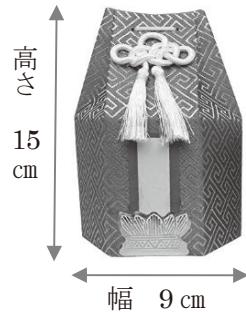
①納骨されたご遺骨の返還・改葬はできません。

②参拝者専用駐車場について

・入庫可能時間：午前8時30分から午後4時まで（但し、出庫は午後4時30分まで）

※春・秋彼岸会、お盆並びに土・日・祝日は大変混雑するため、公共交通機関を利用しての参拝を奨励ください。

※毎年12月31日から翌年1月3日まで参拝者駐車場は閉鎖しています。



真宗大谷派 大谷祖廟

庫裡使用冥加金表

用途	使用部屋	使用冥加金	備考
仏前結婚式	賀慶殿	150,000 円	挙式会場
	曲水の間		親族控室
	石庭の間		親族控室

(半日 : 3.5 時間まで)

用途	使用部屋	使用冥加金	備考
法事	賀慶殿	15,000 円	
		30,000 円	お斎を伴う場合
その他	賀慶殿	10,000 円	
	曲水の間	5,000 円	
	石庭の間	5,000 円	
仏前結婚式	参勤部屋①	5,000 円	控室・着付部屋
仏前結婚式	参勤部屋②	5,000 円	控室・着付部屋

用途	使用部屋	使用冥加金	
仏前結婚式（前撮り）	庫裡各部屋	10,000 円	

※使用時間は9時～16時までです。使用時間が3.5時間を超えた場合、使用冥加金は倍額となります。

※大谷祖廟では仕出し業者の紹介をしておりますが、手配はご自身でお願いいたします。

※仏前結婚式については、別のお申し込みが必要となります。また、会場の見学についても職員がご案内いたしますので、お気軽に大谷祖廟事務所までご連絡ください。

首都圏教化推進本部（東本願寺真宗会館）のご紹介

全国各地から首都圏に転居されるご門徒が年々増加するなか、首都圏教化の総合施設である東本願寺真宗会館（東京都・練馬区）では、郷里を離れ首都圏に住まいするご門徒と郷里のお寺とのご縁をつなぐ取り組みを行っています。



ご縁をつなぐ 首都圏「仏事代行」

仏事代行専用ダイアル

03 - 3996 - 3339

首都圏にお住まいのご門徒からの突然の葬儀依頼——。

地理的に遠すぎて対応できず、そのご門徒とのご縁が切れてしまった……そのような経験をされた住職も多いのではないでしょうか。

また、近年では、郷里の寺院を確認しないまま葬儀社紹介の他派僧侶などによる葬儀を勤められた後、「あらためて真宗大谷派の法事をしてほしい」との相談も多く寄せられるようになりました。

真宗会館では、ご門徒と郷里の寺院・教会とのご縁の継続を願い、郷里の住職に代わって葬儀や法事をお勤めする首都圏「仏事代行」制度を運営しております。ご相談・ご依頼は上記専用ダイアルまで。

首都圏在住門徒のつどい

助成金 1回あたり30,000円

遠く首都圏にお住まいであっても、ご門徒には親鸞聖人のみ教えに触れていただきたいと考えている住職も少なくありません。

「首都圏在住門徒のつどい」とは、真宗会館や首都圏各地の会場にて住職とご門徒がともに集い、仏法にふれていただく機会を真宗会館が支援する取り組みです。1力寺での開催はもちろんのこと、複数力寺や組単位でも開催いただけますので、ぜひご検討ください。

なお、真宗会館での開催時には、帰敬式を併せて執行いただくことができます。

東本願寺仏事サポートセンター東京



仏事サポートセンター東京専用ダイアル（9時～17時）

03 - 6913 - 2273

— 仏事のトータルサポート —



仏事代行



寺院紹介



仏事相談

首都圏在住のご門徒の
「葬儀」「法事」を郷里の
寺院にかわってお勤めい
たします。

首都圏に転居されたご門
徒のご要望に沿った寺院
をご紹介いたします。

どのような些細なことでも
お気軽にご相談ください。
真宗会館の僧侶が対応い
たします。

終活のご相談

認定資格を有した真宗会館の僧侶が対応します。

お問い合わせ先

真宗大谷派首都圏教化推進本部（真宗会館）

〒177-0032 東京都練馬区谷原1-3-7

TEL 03-5393-0810 FAX 03-5393-0814



詳細はこちらから

④東本願寺真宗会館



⑤仏事サポートセンター東京

第2種共済制度

2026年1月から寺院施設に係る新たな復興共済制度が構築されるまでの間、
地震災害の保障内容が変更されます

具体的な変更内容



◎給付額を50%引き下げ

●基礎加入 本堂は最大700万円、庫裡は最大300万円 [従来は、本堂最大1,400万円]
※2026年1月から全寺院の保障内容が変わります。

●任意加入 1口最大500万円(10口で最大5,000万円) [従来は、1口最大1,000万円]
※2026年1月以降入分から順次変わります(裏面右側Q&Aの予定表をご覧ください)。

注目① 地震災害の保障内容は変更されますが、民間保険と比較してもコスト面において、まだまだ有利です。

政府と損害保険会社が共同で運営する地震保険(いわゆる民間の地震保険)は、火災保険に加入していないと契約することができます、さらには、保障内容が約1億円の火災保険に加入するには、寺院の所在地や建物の状態にもよりますが、宗派の任意加入と比べて4倍ほどの費用がかかる場合があります。これまでの調査・研究からも、地震災害における保障額を半額程度に抑えたとしてもコスト面では宗派の第2種共済の方が有利であることが明らかになっています。

※詳細は裏面右側Q&Aの予定表をご覧ください。

変更時期

●基礎加入： 2026年1月1日以降に発生した地震災害から、全寺院の給付額を50%引き下げ。
●任意加入： 2026年1月1日以降に発生した地震災害から、保障発生年月日が2026年1月1日以降の寺院の給付額を50%引き下げ。

◎査定区分 被害の程度を18区分から4区分に変更

●査定基準 宗派独自の査定基準から一般社団法人「日本損害保険協会」の定める「地震保険損害認定基準」の適用に変更
※民間の地震保険における損害程度の認定は、「地震保険損害認定基準」に基づいて行われています。

注目② 「査定区分」と「査定基準」の改正により、査定の効率化を図り、速やかに共済金の給付になります。

現行の地震災害の査定区分は18区分に細分化されており、令和6年能登半島地震において給付までに時間を要する一因でもありました。今回の改正により、政府と民間保険会社が共同で運営する地震保険に用いられている「地震保険損害認定基準」に準じた4区分に査定基準を変更することにより、査定の効率化を図ります。

改正理由

◎「地震災害における基礎加入・任意加入の給付額の引き下げ」を行う理由
未曾有の大災害であった令和6年能登半島地震並びにその後の災害への共済金の給付により、復興共済積立金が大幅に減少する中で、将来発生が予見されている南海トラフや首都直下型地震等の脅威を想定すると、現行の第2種共済制度のままでは対応しきれないことが課題として見えてきました。この状況を踏まえると、第2種共済制度の抜本的な見直しは不可欠ですが、現行制度の抜本的な見直しを行い、その内容を周知した上で運用を開始するには、少なくとも約2年の期間を要します。

このたびの改正では、新制度の運用が始まるまでの間に、大規模な地震災害が発生した場合を想定し、特に第2種共済制度の存続を脅かす地震災害に限り給付額を引き下げるごとにしました。

◎「地震災害における査定区分・査定基準の変更」を行う理由

令和6年能登半島地震においては、被災された多くの寺院より第2種共済の申請をいたしました。共済金の給付にあたっては、その査定に時間を見たこともあり、被災寺院の皆さまには給付まで1年3か月の期間、お待ちいただくことになりました。このたびの改正では、巻炎から共済金給付までに時間を要した一因でもある査定の効率化を目的として、査定区分及び査定基準の変更を行います。

これにより、共済査定員による査定後、共済金の給付に至るまでの時間が短縮されることになります。

☆共済条例第18条に規定される「給付額の制限」については、これまでどおり、「同一の要因により発生した災害に係る共済金の給付額は、給付額決定日現在における第2種共済特別会計に計上されている共済金残額に、復興共済積立金の5割を加えた額が上限となります。

参考:復興共済積立金総額／令和6年能登半島地震前…約91億円、2025年7月現在…約43億円

今回改定される地震災害時の対象建物ごとの給付額

対象建物	本堂			庫裡	寺院、客室、宿泊施設など 宗派法人が運営する 幼稚園園舎など 付属建物
	全額	大半額	500万円		
基礎加入	被災共済金	被災共済金	500万円	215万円	
任意加入	被災共済金	被災共済金	295万円	125万円	
	一部損壊	一部損壊	85万円	35万円	
	全額	全額		1口あたり 500万円 (10口で最大5,000万円)	
	大半額	大半額		1口あたり 350万円 (10口で最大3,500万円)	
	小半額	小半額		1口あたり 200万円 (10口で最大2,000万円)	
	一部損壊	一部損壊		1口あたり 75万円 (10口で最大750万円)	
	20坪以上	20坪未満		5口まで	各建物ごとに1口まで
宗派共済見舞金	最大5万円	最大4万円	最大3万円	最大2万円	

地震災害以外のすべての災害はこれまで通り手厚い給付

同朋相互扶助の精神に立って、 任意加入をよろしくお願ひいたします。

①復興共済金

1%以上の被害が認められた場合は、復興共済金が給付されます。
任意加入の場合、定められた額に加入口数を乗じた額となります。

②宗派共済見舞金

(1)復興共済金の給付基準である1%に満たなかつた場合でも、
本堂、庫裡及び任意に加入している建物に対し『宗派共済見舞金』が
給付されます。

※被害の程度により給付されないこともあります。※宗派共済見舞金は加入口数を乘じません。

Q & A



Q 任意加入における地震への共済金が最大5,000万円になり、魅力がなくなるのではないか?

A 地震以外のすべての災害はこれまで通り最大1億円の共済金が給付されます。地震についても、10万円(10口)の共済拠出金で、最大5,000万円の補償が受けられますので、表面「注目①」のとおり民間保険にはない魅力があると考えます。

Q 「地震災害」とは、どのような災害のこと指しますか?

A 「地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失」を指します。

対象建物	本堂		庫裡		最大600万円
	復興共済金 加入口数 制限	20坪以上 10口まで	20坪未満 5口まで	各建物ごとに1口まで	
宗派共済見舞金	最大5万円	最大4万円	最大3万円	最大2万円	1口あたり最大1,000万円(10口で最大1億円)

「地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例」に基づく保障内容・期間について(予定を含む)

年	2025												2026												2027											
	2025年6月 宗会[地震臨時措置] 提案・可決			2026年1月 [地震臨時措置] 施行			2026年6月 宗会[新共済制度] 提案予定			2027年1月 全寺院[地震臨時措置] 切り替わり			2028年1月 【新共済制度】 施行予定																							
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4												
基礎加入	最大2,000万円(本堂1,400万円+庫裡600万円)												最大1,000万円(本堂700万円+庫裡300万円)																							
A寺	基礎加入 最大1,400万円												最大10口500万円×10口=5,000万円																							
B寺	2025.10.1 ~2026.9.30												最大10口1,000万円×10口=1億円																							
C寺	2026.1.1 ~2027.12.31												最大1口500万円×10口=5,000万円																							

今後の第2種共済制度の方向性

現在、宗務審議会「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討」、「自然災害の多発状況を踏まえた寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の構築」について協議いただいているが、2025年12月末に最終答申が提出される予定です。

「同朋相互扶助」の精神に基づいた新共済制度は、宗会の手続き及び周知期間をもって、2028年1月施行の予定で進めております。

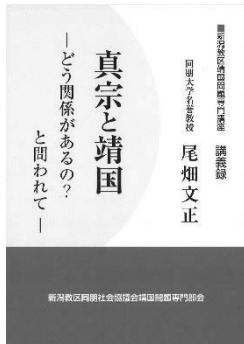
〔凡例〕 ■ 枠内は現行制度 ■ 枠内は地震半額制度 ■ 枠内は新共済制度(予定)

宗務審議会「新たに復興共済検討委員会」から答申提出予定

新潟教区（旧三条教区・旧高田教区を含む）出版物のご紹介

入手・ご購入につきましては新潟教務所までお気軽にお問い合わせください。
お受け取りは新潟教務所にお越しいただくか、お振込みによる郵送も承っております。
(送料自己負担、振込手数料は新潟教区負担)となります。

◆ 2024年度に発行された新刊書籍



靖国問題専門講座 講義録

真宗と靖国 -どう関係があるの?と問われて-

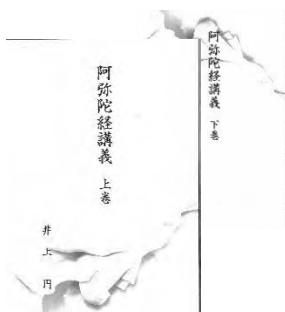
2023年12月に三条別院旧御堂を会場に開催された靖国問題専門講座

(同朋社会協議会靖国問題専門部会)における講義録。

講述：尾畠文正氏（同朋大学名誉教授）

頒布価格：500円

◆ これまで発行された書籍



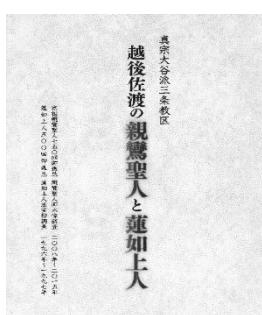
旧高田教区真宗教化研鑽室聞思学場(第4期)専任講師講義録

阿弥陀経講義(上巻・下巻セット)

旧高田教区真宗教化研鑽室「聞思学場」(第4期)での、井上円専任講師の講義をまとめ、加筆・修正したものです。

講述：井上 円氏（高田第13組淨泉寺）

頒布価格：4,000円 ※セット販売のみ



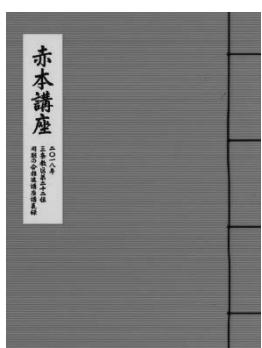
旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念

越後佐渡の親鸞聖人と蓮如上人

三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念事業の一環として、親鸞聖人・蓮如上人に関する法寶物調査が実施されました。

本書は主に旧三条教区内の法寶物が掲載しております。

頒布価格：1,000円



旧三条教区第22組同朋の会推進講座 講義録

赤本講座

第22組では、2018年に大久保 州氏（佐渡組 廣永寺）をご講師としてお迎えし、「赤本講座」という名称で同朋の会推進講座を開講いたしました。

本書には、「赤本講座」の前期教習における全5回の講義、後期教習中の全3回の講義が収録しております。

頒布価格：500円

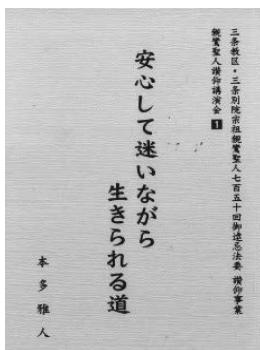


旧三条教区教化委員会 推進員研修会部門出版

復刻版 明治の両堂再建とそれを支えた越後の人々に学ぶ

三条教区宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃事業の一環として、平成の両堂大修復に際して、門徒向けに募財をお願いするだけに留まらず明治の両堂再建に込められた越後の念仏者の願いに触れてもらうため、『明治の両堂再建とそれを支えた越後の人々に学ぶ』（2004 年発行）を復刻したものです。

頒布価格：200 円



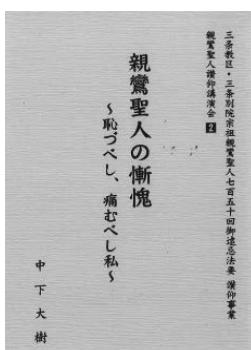
旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讚仰講演会講演録

親鸞聖人讚仰講演会① 安心して迷いながら生きられる道（品切れ）

講述：本多雅人氏（東京教区蓮光寺）

頒布価格：200 円

※購入をご希望の方は親鸞聖人讚仰講演会（①～⑥セット）を購入ください。

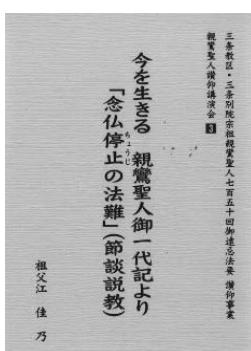


旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讚仰講演会講演録

親鸞聖人讚仰講演会② 親鸞の慚愧～恥づべし、痛むべし私～

講述：中下大樹氏（第 10 組祐光寺）

頒布価格：200 円

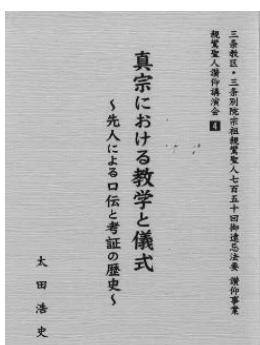


旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讚仰講演会講演録

親鸞聖人讚仰講演会③ 念仏停止の法難（節談説教）

講述：祖父江佳乃氏（名古屋教区有隣寺）

頒布価格：200 円



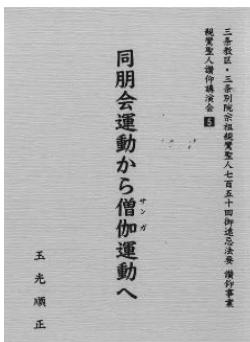
旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讚仰講演会講演録

親鸞聖人讚仰講演会④ 真宗における教学と儀式

～先人による口伝と考証の歴史～

講述：太田浩史氏（富山教区大福寺）

頒布価格：200 円

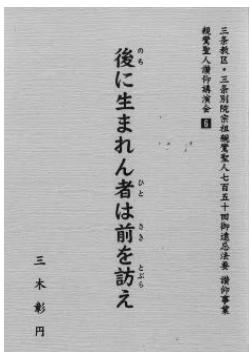


旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会⑤ 同朋会運動から僧伽運動へ

講述：玉光順正氏（山陽教区光明寺）

頒布価格：200 円

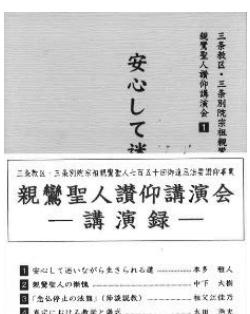


旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会⑥ のちに生まれん者は前を訪え

講述：三木彰円氏（大谷大学教授）

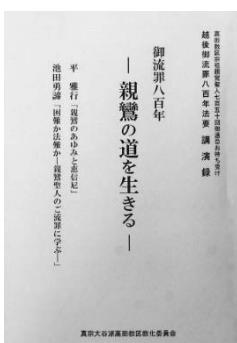
頒布価格：200 円



旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会 (①~⑥セット)

頒布価格：1,000 円

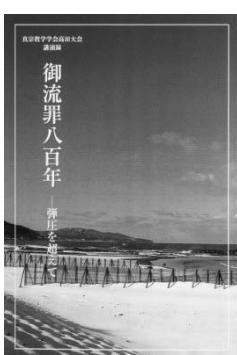


旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌お待ち受け・越後御流罪八百年法要 講義録

御流罪八百年 - 親鸞の道を生きる -

公開講演：平雅行氏（大阪大学教授）及び記念講演：池田勇諦氏（同朋大学名誉教授）の2つの講演が一冊にまとめられています。

頒布価格：500 円

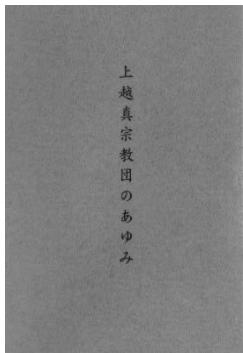


真宗教学学会高田大会 講演録

御流罪八百年 - 弾圧を超えて -

2007年に御流罪八百年をお迎えした折に、旧高田教区で行われた真宗教学学会高田大会での記念講演録です。

頒布価格：500 円

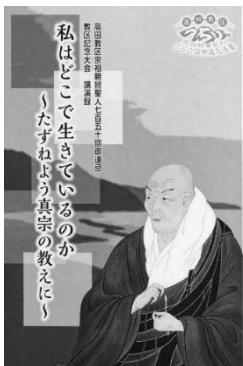


旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念

上越真宗教団のあゆみ

御遠忌記念事業として、昭和45年に発行されたものを基にした復刻版です。

頒布価格：500円

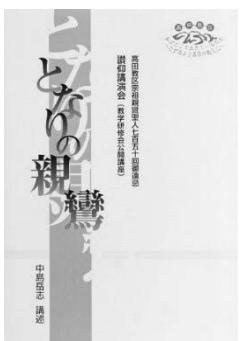


旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 教区記念大会 講演録

私はどこで生きているのか ~たずねよう真宗の教えに~

一楽真氏（大谷大学教授）

頒布価格：300円



旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 讚仰講演会（数学研修会公開講座）講演録

となりの親鸞

講述：中島岳志氏（東京工業大学教授）

頒布価格：400円

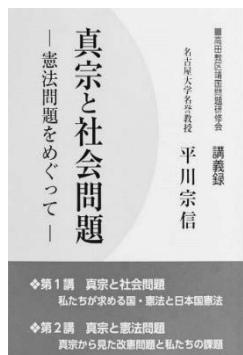


2012年度 旧高田教区同朋大会・第7組御遠忌お待ち受け大会 講演録

教区同朋大会・第7組お待ち受け大会講演録

講述：四衢亮氏（岐阜高山教区不遠寺）

頒布価格：1,000円



旧高田教区靖国問題研究班 講演録

真宗と社会問題～私たちが求める国・憲法と日本国憲法～

講述：平川宗信氏（名古屋大学名誉教授・中京大学名誉教授）

頒布価格：500円

◆ その他 書籍に関するお知らせ

東本願寺出版発行の書籍についても、新潟教務所までお気軽にお問い合わせください。

東本願寺出版の公式 HP からも注文が可能です。新刊書の情報なども随時更新されております。

教務所に在庫がない場合は、本山への直接注文の方が早くお手元にお届けが可能です。

是非、ご利用ください。

○ 東本願寺出版 公式ホームページ

→ <https://books.higashihonganji.or.jp/>



○ 東本願寺出版 公式インスタグラム

→ https://www.instagram.com/higashihonganji_bookstore/?hl=ja



新潟教区ホームページについて

「真宗大谷派 新潟教区」で検索
若しくは「<https://otani-niigata.jp>」



スマホの方は →

The screenshot shows the official website for the Niigata Branch Office of the Shinshū Daishū-ha. The top navigation bar includes links for 'Teachings' (教えを知る), 'Participate' (お参りをする), 'Consultation' (相談する), 'Branch Office Introduction' (教区の紹介), 'Publications' (読み物・資料), 'Search Temples' (お寺を探す), and 'To the Temple' (寺院の方へ). On the left, there's a vertical sidebar with the 'Niigata Branch Office' logo and text indicating it's a group of temples belonging to the Shinshū Daishū-ha in Niigata Prefecture. The main content area features a large image of a traditional wooden temple with a thatched roof, and below it, a smaller image of a statue of a person in traditional attire.

「新潟教区ホームページ」では、教区の様々な情報を発信していきます。他にも寺院向け、ご門徒向けの便利なメニューを設けていますので、ぜひご活用ください。

～メニューの一部を紹介～

○教区内寺院の検索

This screenshot shows the search function for temples within the Niigata Branch Office area. It includes fields for entering a keyword, selecting a region, and choosing a group. Below the search button, there are two small explanatory notes: one about temples not listed due to copyright restrictions and another about the latest information not being reflected in the database.

地域、組の検索の他、関連するキーワードによる検索も可能です。

○行事予定

行事予定

新潟教区で行われる行事などの予定をGoogleカレンダーに掲載しております。お使いのスマートフォンのGoogleカレンダーアプリに登録することも可能です。

[カレンダーを開く >](#)

常に最新の教区、別院の予定が確認できます。

会議や研修会の開催日時の他、会館の使用状況も確認できます。公式LINEで閲覧できるスケジュールと同一のものです。

This screenshot displays a Google Calendar view for the Niigata Branch Office. It shows a weekly calendar from Monday to Sunday with various events listed. At the bottom, there's a note about time zone settings and a link to the official LINE account.

11. 別院からのお知らせ

高田別院からのご案内（2025年度）

平素より高田別院の護持運営にご理解並びにご尽力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度別院では2018年に厳修された高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を経て、新たに50年に向け各教化事業や御影巡回法座を中心とした法義の相続、また報恩講や春の法要を中心とした法要儀式の伝達に努めてまいります。ご協力賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

（1）別院休館日のお知らせ

土日祝日は休館しています。各種お問い合わせ等の電話連絡も平日（8:45～17:15）にお願いいたします。

*諸法要（報恩講等）の予定日や、盆や正月のほか諸行事（御命日のつどい等）・事前に予約を受けた納骨・貸館などの予定時間は土日祝日でも開館します

（2）2025年度寺院冥加金並びに護持金のご依頼

寺院冥加金は1カ寺10,000円、護持金はご門徒1戸あたり1,000円のご依頼を申し上げます。何卒、別院護持にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2025年度（今年度）より、護持金の算定基準は新たに「新教区発足に向けた門徒戸数調査」の指標（2022年実施：新潟教区への届出指標）が使用されています。

（3）報恩講（おたや）のご案内

▽日程について

10月9日（木）午後～12日（日）

▽参拝について

一般参拝・団体参拝ともに受け入れします *お斎の用意もあります

納骨堂での申経の受け付けもします *時間等の制限あり

▽出仕について

一般出仕を受け入れします *参勤御依頼日は下表

▽法話講師

9日：豊島貴子氏 10・11日：井上円氏・内山真明氏

▽公開講演会 12日：牧野豊丸氏（福井教区託願寺）

▽御伝鈔拝読 10日夕方

▽帰敬式 11日午後（結願逮夜後）

▽鍵役御参修法要 11日結願逮夜・12日結願日中

▽おたや実行委員会による催し 12日終日

▽その他 得度式受式者の集い・子ども報恩講

高田大谷保育園報恩講・園児による絵画展など

各組参勤御依頼日

	10月9日（木）	10日（金）	11日（土）	12日（日）
7時		初晨朝 第6組	中晨朝 第6組	結願晨朝 第6組
10時		初日中（入楽） 第1組 第8組	中日中（入楽） 第2組・第3組 高田11組	結願日中（入楽） (御参修) 全組
13時半	初逮夜（入楽） 第4組 第5組	中逮夜（入楽） 高田12組 高田13組	結願逮夜（入楽） (御参修) 全組	



〔結願日中 12日〕

(4) 納骨墓の改築について



改築した納骨墓（左）



納骨礼拝堂（右）

これまでの納骨墓は建築後90年近くが経過し、風雪による老朽化が進んでいましたので、院議会他諸機関での協議の結果、2023年10月中旬から2024年4月初旬にかけて全面改築（＊石作りの納骨墓のみで木造の納骨礼拝堂は除く）を行い、新しい納骨墓が完成しました。高田別院とのご縁を結んでいただくべく、分骨納骨を奨励しておりますので、ご門徒の方々にぜひご案内ください。

(5) 大門等の国指定登録有形文化財認定について

2017年に高田別院宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念事業として大門等の御修復が完了しました。1827（文政10）年に棟梁竹澤志摩則行によって造営された大門は、総檜造りで文化文政期の華やいだ彫刻が施されています。造営後約200年を経過したため、御修復工事を行いました。

また、2015年3月14日付けで国の文化審議会答申により別院本堂・大門及び築地塀・鐘楼の4件が国の登録有形文化財に認定されております。



御修復の完了した大門



大門内部の棟札

(6) 別院各講座のご案内

高田別院親鸞教室

▽『歎異抄』に学ぶ（先住上人ご命日法話）

毎月12日 午後1時30分より *1・2・8月は勤行のみ

講師：林康一朗氏（第8組圓性寺）

テキスト：『歎異抄』（東本願寺出版）

▽親鸞聖人ご命日法話

毎月27日 午後1時30分より *1・2月は勤行のみ

講師：年間行事予定表をご覧ください

▽高田別院俳句の会（仏法との出遇い）

毎月20日 午後1時30分より *日の変更あり

優秀作品は『高田別院だより』・ホームページに掲載

▽高田別院書写の会（正信偈書写本の書写会）

毎週水曜日 午前7時より *春から秋（8月を除く）



『歎異抄』に学ぶ



(7) 「乗如上人墨衣の御影」巡回法座について

「墨衣の御影」（本願寺第19世乗如上人）は、本願寺第20世達如上人より、特別の意味をもって頸城郡ご門徒へ享和元年（1801年）3月22日に授与いただき、別院にて所蔵しています。

天明の大火（1788年）により、本願寺は両堂を焼失しましたが、翌年には御影堂の再建がはじまり、頸城郡のご門徒は10余年の間、郷里を離れて再建のお手伝いをし、阿弥陀堂並びに大門も落成いたしました。その間、ご門徒の宿泊所（後の詰所）へ乗如上人は墨衣姿で出向かれ、毎日お講が開かれました。そのときの姿をお写したのが「墨衣の御影」であり、帰郷後も法義を相続し、本廟を護持されるよう願われたことです。各寺院の同朋会での兼修など多くの会所で開催いただきますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。



(8) 別院納骨について

真宗門徒である私たちは、大谷祖廟または本山へ納骨し手を合わせることを通して、親鸞聖人と出遇い、自らのいのちの中に浄土に還り併に一処に会う世界（俱会一処）を見いだしていくことが願われているのです。大谷祖廟や本山への納骨の他に高田別院でも納骨を受け付けております。ぜひ別院納骨をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、別院納骨をいただいた皆様には「春の法要」・「報恩講」で勤まります納骨者追弔法要のご案内を送付させていただいております。

▽納骨志納金 1体（頂骨等お骨の一部） 30,000円以上（御明料志含む）

*大谷祖廟への分骨をご希望の方は別途志納金が必要です

▽納骨申込み 納骨台帳を作成しておりますので法名・ご命日・住所・氏名等をお知らせください

(9) 別院墓地申込みについて

▽墓地設置冥加金

墓地区画	区画数	1区画墓地設置冥加金
4.5尺（135cm）×4.5尺	約190	300,000円
6尺（180cm）×6尺	約160	500,000円

▽墓地管理費 年間5,000円

設置いただけます方は、浄土真宗のご門徒に限られ、お手次ぎ寺院の了承が必要です

(10) 『高田別院だより』について

毎年2回、3・9月に発行しています『高田別院だより』は、崇敬内の全ご門徒分を印刷し、お手次ぎ寺院を通じてお配りいただいています。ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(11) ホームページについて

高田別院 アドレス

<http://www.takada-betsuin.jp>

高田大谷保育園 アドレス

<https://www.takada-oh.jp>

「高田別院」もしくは「高田大谷保育園」で検索



高田別院行事予定表（2025年8月～2026年3月）

8月	5日	午前6時30分	暁天講座 講師：大場正信氏（5組善正寺）
	6日	午前6時30分	不戦平和の誓いの鐘 講師：石井浩順氏（3組淨念寺）
	12日	午後1時30分	ご命日法要（勤行のみ）
	13日～15日		盂蘭盆会
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：森 恵成氏（8組善巧寺）
9月	上旬		『高田別院だより』第51号発刊予定
	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（8組圓性寺）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	23日	午前7時	秋季彼岸会法要
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：梅澤 崇氏（4組持專寺）
10月	上旬		高田別院奉仕研修
	9日～12日		高田別院「報恩講」（おたや）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：選定中
11月	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（8組圓性寺）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：増村俊一氏（6組淨照寺）
12月	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（8組圓性寺）
	20日	午後1時	別院俳句の会
	27日	午後1時30分	ご命日法要 講師：繁原 易氏（1組徳正寺）
	31日	午後11時30分	歳末昏時・除夜の鐘
2026 1月	1日	午前0時30分	修正会
	2・3日	午前7時30分	修正会
	12日	午後1時30分	先住上人ご命日法要（勤行のみ）
	27日	午後1時30分	親鸞聖人ご命日法要（勤行のみ）
2月	12日	午後1時30分	ご命日法要（勤行のみ）
	27日	午後1時30分	ご命日法要（勤行のみ）
3月	上旬		『高田別院だより』第52号発刊
	12日	午後1時30分	ご命日法要 法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（8組圓性寺）
	20日	午後1時30分	別院俳句の会
	21日	午前7時30分	春季彼岸会法要
	27日	午後1時30分	ご命日法要（御影巡回） 講師：別院列座

○毎月12日、27日のご命日法要にご出仕いただくことができます。

午後1時30分始経です。ご出仕いただける方は前日までに別院へお知らせください。

▽装束：黒衣（直綴）・五条袈裟

▽法要次第：正信偈（草四句目下）・念佛讚淘三

和讃 12日：弥陀成仏ノコノカタハ 次第六首

27日：弥陀大悲ノ誓願ヲ 次第六首

回向（願以此功德）・御文

高田別院役職者名簿（敬称略）

▽責任役員 任期：2026年7月9日

・楠田昌樹	第3組西性寺	・小林 強	第2組善正寺門徒
・山崎義文	高田13組本敬寺	・久保田幸正	第5組聽信寺門徒

▽監事 任期：2026年7月9日

・渡邊闡壽	第1組勝蓮寺	・青木雄司	第8組蓮休寺門徒
-------	--------	-------	----------

▽院議会議員

1号議員（組長議員）任期：2026年3月31日

・水嶋 聰	第1組光徳寺
・渡邊義要	第2組乘雲寺
・筒石晃一	第3組應満寺
・日野顕英	第4組隨念寺
・横山英一	第5組寶善寺
・藤原 哲	第6組照蓮寺 院議會議長
・羽深一浩	第8組覺願寺
・大滝法円	高田11組圓重寺
・堀井光英	高田12組橫超寺
・井上一英	高田13組福淨寺

2号議員（教区会議員）任期：2026年4月23日

・渡邊順哲	第1組清雲寺
・小山了信	第2組明通寺
・内山順恵	第4組養性寺
・土屋有為子	第5組蓮光寺
・豊島 信	第6組西光寺
・宮越 亮	第8組臨行寺
・岩崎 修	高田11組稱專寺
・松浦彰英	高田12組法西寺

3号議員（教区門徒会選出議員）任期：2027年3月31日

・甲村 聰	第1組圓照寺門徒
・長崎信子	第3組本廣寺門徒
・中里雅之	第4組西勝寺門徒
・石田恵三子	第5組光源寺門徒
・川崎幹彦	第6組得願寺門徒
・川崎正秀	第8組善巧寺門徒
・松野一治	高田11組光圓寺門徒
・横田哲治	高田12組西忍寺門徒
・木澤和男	高田13組本敬寺門徒

3号議員（組門徒会選出議員）任期：2027年3月9日

・太田茂機	第1組勝蓮寺門徒
・藤田 清	第2組唯心寺門徒
・渡辺和夫	第3組明了寺門徒
・荒井保夫	第4組常見寺門徒
・長谷川勝彦	第5組善正寺門徒
・竹内恵市	第6組施行寺門徒
・石川 登	第8組等覺寺門徒
・保坂邦夫	高田11組敬覺寺門徒
・金子敏美	高田12組善德寺門徒
・平野敏一	高田13組信光寺門徒

4号議員（輪番選定議員）任期：2026年7月9日

・丸田 博	高田別院門徒	・北條賴宗	第6組施行寺
・石井浩順	第3組淨念寺		

▽高田別院列座

・石黒恵史	第6組養福寺	・比護秀美	第2組東淨法寺
・滋野康賢	第6組善念寺	・高橋良暉	第3組正光寺
・稻清水等	第6組等正寺	・古川達也	第6組蓮受寺
・直江証成	第5組林覺寺		

▽高田別院職員

輪 番	藤懿信磨（ふじいのぶまろ）	列座兼書記	八島崇成（やしまとかなり）
副 輪 番	江口兼弥（えぐちけんや）	事 務 員	近藤幸子（こんどうさちこ）
会 計	千名琢爾（せんなたくじ）		

新井別院からのご案内（2025年度）

平素より新井別院の護持運営にご理解並びにご尽力を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今年度も報徳会・納骨堂法要、報恩講、墨衣御影巡教などを中心とした声明儀式の伝達、聞法道場としての活動に努めてまいります。ご協力賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

（1）報恩講（おたや）について

2025年度報恩講は、11月1日（土）初逮夜より4日（火）結願日中までの三昼夜法要のお勤めです。皆様お誘い合わせの上、ご参拝くださいますようご案内申し上げます。

なお、団体参拝と御斎をご希望の方は、事前に別院へお申し込みください。

- ・2日：御伝鈔拝読・全戦没者追弔法要
- ・3日：庭儀（稚児行列）・子ども報恩講・恵信尼公法要
- ・4日：納骨者追弔法要
- ・その他 ときわこども園園児の絵画展・参拝、大根煮御振舞（予定）、新井ばやし保存会太鼓演奏（予定）など



（2）墨衣の御影巡教について

「墨衣の御影」（本願寺第19世乗如上人の墨衣姿の御影）は、本願寺第20世達如上人より、天明8年（1788年）京都に起った火災で本山が類焼した折、十余ヶ年の間再建の御奉仕をされた頸城の御門徒が帰国に際して賜ったものです。現在、その墨衣の御影は新井別院でお預かりして、年一度、頸南全域を巡回しております。墨衣の御影は、その折奉仕を同じくされた全国の御門徒へそれぞれ賜ったものですが、現在確認されているものは僅かとなっております。

各寺院の研修会・同朋会での兼修など、多くの会所で開催することができますよう、皆様のご協力ををお願い申し上げます。

（3）報徳会・納骨堂法要について

新井別院『報徳会・納骨堂法要』について、教区内僧侶におかれましてはどなたでも出仕できますので、ぜひ出仕くださいますようご案内いたします。

報徳会・納骨堂法要

- ① 日 時 每年6月24日 午後1時30分
- ② 場 所 新井別院本堂
- ③ 装 束 裳附・五条
- ④ 和 讃 十方微塵 添 万行ノ

(4) 別院納骨について

真宗門徒である私たちは、大谷祖廟または本山へ納骨し、手を合わせることを通して、親鸞聖人と出遇いを、自らのいのちの中に浄土に還り、俱に一処に会う世界（俱会一処）を見いだしていくことが願われております。大谷祖廟や本山への納骨の他に、新井別院でも納骨を受け付けております。ぜひ新井別院へ納骨くださいますようお願い申し上げます。

なお、別院納骨をいただいた皆様には「報徳会」「報恩講」で勤まります納骨者追弔法要のご案内を送付させていただいております。

▽納骨志納金 1体（頂骨等お骨の一部）20,000円以上（御明料志含む）

※大谷祖廟への分骨をご希望の方は別途20,000円以上の志納金が必要です。

▽納骨申し込み 納骨台帳を作成いたしております。法名・ご命日・住所・氏名等をお知らせください。

(5) 別院墓地申し込みについて

▽墓地設置冥加金

墓地区画並びに設置冥加金は下記のとおりです。

区分	墓地設置冥加金
135cm（4.5尺）×135cm	300,000円
180cm（6尺）×180cm	500,000円
210cm（7尺）×210cm	700,000円

▽墓地志納金（管理費） 年間3,000円

設置いただけます方は、浄土真宗のご門徒に限られ、お手次ぎ寺院の了承が必要です。

(6) 別院清掃奉仕研修について

4月・7月・10月・12月の年4回、20日前後の平日に開催しております。

受付開始：午前8時半より

開会式・勤行：午前9時

法話：午前10時半頃

御斎：午前11時半頃

内容：清掃・法話・御斎

持ち物：念珠・勤行本・軍手等の清掃用具・推進員手帳

※他に御寺院・同朋会等の別院奉仕もお待ちしております。

(7) 『新井御坊』（新井別院新聞）について

毎年2回、9月と2月に発行しております『新井御坊』は、崇敬内のお手次寺院や世話方様を通じてお配りいただいております。ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

新井別院行事予定表（2025年8月～2026年6月）

2025年8月	13日～15日 13日	盂蘭盆会 墓地管理費受付
9月	1日	新井御坊（第77号）発行予定
10月	20日	10月期別院清掃奉仕研修会
11月	1日 2日 3日 4日	報恩講 報恩講園児参拝 全戦没者・物故功労者追悼法要 庭儀（会所勤行） 恵信尼公法要 納骨者追弔法要
12月	19日 31日	12月期別院清掃奉仕研修会 歳末昏時
2026年2月	上旬 2月～4月	新井御坊（第78号）発行予定 墨衣御影巡教
6月	24日	報徳会・納骨堂法要

新井別院役職者名簿 (敬称略) 2025年7月10日現在

▽責任役員 任期: 2023年7月1日~2026年6月30日

・桃井正尊	西蓮寺	・尾崎秀行	極生寺
・増村正勝	本龍寺門徒	・横尾幸秀	極生寺門徒

▽常議員 任期: 2023年7月1日~2026年6月30日

・山崎正悟	光源寺	1号 (組長・副組長)	・渡邊 唯	正善寺	1号 (組長・副組長)
・舟見玲子	敬覚寺	2号 (教区選出)	・阿部利秀	極生寺門徒	3号 (組門徒・会長)
・宮本俊英	正念寺門徒	3号 (組門徒・副会長)	・小島和子	極生寺門徒	3号 (組門徒)
・関 英隆	淨善寺	4号	・堀河知行	専念寺	4号
・島田鉄男	聞称寺門徒	4号 (順番長)			

▽監事 任期: 2023年7月1日~2026年6月30日

・池永善成	勝樂寺	・藤井正巳	極生寺門徒
-------	-----	-------	-------

▽院議会議員

1号議員 (組長議員)

任期: 2023年7月1日~2026年6月30日

・山崎正悟	光源寺
・渡邊 唯	正善寺
・浅山 景	勝福寺

2号議員 (教区会議員)

任期: 2023年7月1日~2026年6月30日

・舟見玲子	敬覚寺
-------	-----

3号議員 (教区門徒会選出議員) 任期: 2023年7月1日~2026年6月30日

・阿部利秀	極生寺門徒	・森田浩栄	圓常寺門徒
・宮本俊英	正念寺門徒	・小林一彦	本龍寺門徒
・手塚昭三	慈雲寺門徒	・小林喜一	専念寺門徒
・小島和子	極生寺門徒	・金子玲子	極生寺門徒

4号議員 (輪番選定議員) 任期: 2023年7月1日~2026年6月30日

・関 英隆	淨善寺	・宮川貞紀	廣建寺門徒
・堀河知行	専念寺	・佐藤栄一	願樂寺門徒
・平出文勇	願生寺	・島田鉄男	聞称寺門徒 (順番長)
・渡辺和磨	覺願寺	・古川照子	光源寺門徒
・高水尚英	慈雲寺	・東條保子	専念寺門徒
・水野 宏	靈山寺	・梨本一好	本龍寺門徒
・虎石 薫	法泉寺	・清水 保	西蓮寺門徒
・竹田 証	本龍寺	・安原 武	淨善寺門徒
・小島英子	速念寺	・岡田和則	西蓮寺門徒

▽新井別院列座

・岡寺広明	良明寺	・古見 豊	照光寺
・宇野 均	願勝寺	・桃井肖章	西蓮寺
・水野正貴	聞称寺	・関 隆徳	淨善寺
・堀河如信	専念寺		

▽新井別院職員

輪 番	藤懿信磨 (ふじいのぶまろ)
副 輪 番	江口兼弥 (えぐちけんや)
会計兼常勤列座	古見太郎 (ふるみたろう)
職 員	田中ひろみ (たなかひろみ)

三条別院より事務連絡及び行事案内について

【事務連絡】

○ 別院維持費御依頼について

・2024 年度

- ・ **御依頼額** : 41, 922, 900 円
- ・ **収納額** : 41, 622, 190 円 (収納率 99. 2%)
- ・ **過年度分収納額** : 150, 910 円

お納めいただき、有難うございました。

・2025 年度

- ・ **御依頼額** : 41, 986, 410 円

今年度の三条別院維持金につきましては、上記金額を崇敬区内御寺院に御依頼申し上げます。

昨年より、老朽化の進んでいた塀垣を中心に、大規模修復が必要な箇所をまとめ、責任役員会・常議員会・院議会で相談させていただき、修繕をすすめているところです。

本年 7 月には、塀垣工事が完了いたしました。引き続き、大規模修復が必要な箇所について諸会議で精査し、着工していく予定です。特記事項としては、本年 6 月に 2 階研修室のエアコンが故障し、緊急対応として営繕積立金から 1, 500, 000 円回付し、対応することを 2025 年度院議会(通常会)で可決頂きました。

修繕がある程度終了しましたら、以降は昨年増額分については営繕積立金に回付させていただく予定です。

つきましては、現在下記の①、②を合算した御依頼となっております。今年度も御納金賜りますよう伏してお願い申し上げます。

御依頼基準

① 門徒戸数 1 戸あたり 600 円

(門徒戸数 10 戸以下の寺院は一律 6, 000 円)

② 旧三条教区の教区費に含めて御依頼していた額分として 7, 272, 000 円

2022 年度増額した旧教区費に該当する 10, 000, 000 円から、

教区からの会館光熱水費負担約 2, 000, 000 円、会館維持負担金 728, 000 円を差し引いた 7, 272, 000 円 (光熱水費の増減はあるものの、2023 年度から同額) を、新潟教区費の御依頼割当基準にて御依頼。

※新潟教区発足に向けた教区門徒戸数調査の結果を準用 (崇敬寺院分)。

【行事案内】

【秋彼岸会・朝の人生講座】

- 期日：9月20日（土）～22日（月）
 - 6:00 晨朝
 - 6:30 人生講座（質疑応答含め約60分）
 - 逮夜法要 13:30より
 - 日中法要 10:00より
- 講師：
 - 人生講座：詳細は三条別院のホームページに掲載しています。
 - 彼岸会：東真行氏（東本願寺出版、元親鸞仏教センター研究員）
- 特記：

2025年は金子大榮師の50回忌にあたり、また『浄土の観念』から100年ということで東氏に、金子大榮氏の事績と「観念の浄土説」、戦時下の思索の問題、戦後の再出発などのお話を、3日間にわたってお話しいただきます。

【三条別院お取り越し報恩講について】

- 期日
 - 11月5日（水）～8日（土）
 - 11月5日（水）11:00 お待ち受け音楽法要を厳修
 - 帰敬式：6日・7日の日中法要後に鍵役より執行予定
- 御懇志・参拝のお願い
 - 報恩講懇志（寺院懇志：1口 8,000円、門徒懇志：5,000円をめやす）を年度初めの御依頼状に同封しております。ご協力よろしくお願ひいたします。
- 各組団体参拝バスの助成
 - 報恩講期間中の各日団参を受付
 - 5日・8日：精進弁当あり
 - 6日・7日：お斎料理あり
 - 助成金額（組扱い団参に限る）※助成額は検討中
 - 大型バス：50,000円
 - 中型バス：30,000円
 - マイクロバス：20,000円
- 法話講師
 - 乾文雄氏（大谷中学・高等学校長）（写真左）
(5日、6日 13:00～13:50)
 - 沙加戸弘氏（大谷大学名誉教授）（写真右）
(7日 12:50～14:20、8日 13:10～14:10)



乾文雄氏



沙加戸弘氏

○ 内陣出仕のお願い

- ・ 内陣の出仕・退出作法を中心とした講習会
2回開催予定（詳細は9月発送予定）

○ 夜のお取り越し演劇会

- ・ 「シアターサンジョーゴボー」
 - 演題：芥川龍之介原作『桃太郎』
 - 11月6日（木）19:00より演劇会を開催
 - 僧侶のエキストラ募集

【お取り越しの舞台裏を体験しよう！三条別院お取り越し奉仕団スタッフ募集！】

- ・ **期日**：9月の準備期間から11月5日～8日まで
- ・ **募集人数**：各組2～3名程度（上限なし）
- ・ **募集締切**：
 - 第1次：9月12日（金）
 - 第2次：9月30日（火）
- ・ **説明会**：
 - 第1回：9月13日（土）第1回おみがき・定例法話の後
 - 第2回：10月13日（月）第2回おみがき・定例法話の後
- ・ **対象**：各寺院の僧侶・坊守を中心に推薦。門徒も歓迎
- ・ **内容**：
 - **事前準備**
 - 仏具おみがき・境内清掃奉仕（9/13、10/13、10/17）
 - 立花（10月後半、1週間程度）
 - 内陣荘厳・事前準備（10/31）
 - お花束づくり（11/4）
 - **報恩講当日**
 - 堂内整理・参拝客のお迎え・諸殿拝観・みやげ販売
 - 撮影・配信等

【真宗本廟御正忌団体参拝について】

— 本年は音楽法要と渉成園ライトアップ・京都市内観光 —

- ・ **期日**：11月20日（木）～22日（土）〈2泊3日〉
- ・ **定員**：30名（最少催行人員25名）
- ・ **参加費**：86,000円（税込）
- ・ **締切**：2024年10月20日（月）
- ・ **その他**：帰敬式受式希望者は別途お礼金が必要です。

行程：

- 20 日：井波別院 → 京都市内観光 → ホテル（大津市内）
 - 21 日：東本願寺（音楽法要）参拝・帰敬式 → 昼食 → 京都市内観光（または初逮夜法要参拝） → ホテル近江屋 → 渉成園ライトアップ
 - 22 日：相倉合掌造り集落（富山県） → 新潟市内 17:30 到着予定
-

【御命日のつどい】

- 期日：毎月 28 日
 - 10:00 日中法要
 - 10:30 法話（終了後、座談会）
 - 法話テーマ：『御文』「一帖目」「二帖目」
 - 講師：
 - 8月：小林 智光 氏（第12組淨照寺）
 - 9月：倉井 光弥 氏（中越11組養泉寺）
 - 10月：八田裕治・摩矢子 氏（第17組淨福寺）
 - 11月：池田 陽 氏（第18組長周寺）
 - 12月：桑田 正寛 氏（第10組西方寺）
-

【定例法話会】

毎月 13 日は「両度の命日」と呼ばれている先門首の御命日です。

期日：毎月 13 日（8月・1月は休会）

- 時間：13:30 から 15:00（座談会含む）
 - 会場：三条別院旧御堂
 - 講師：
 - 9月：多田 修 氏（第20組照覺寺、報恩講実行委員会教化部）
 - 10月：佐々木 一人 氏（第16組淨宮寺、報恩講実行委員会教化部）
- ▲ [9月・10月テーマ] 「お取り越し報恩講を迎えるにあたって」
-

【別院声明教室】（生徒募集中！！）※詳細は案内チラシ参照

- 昼の部：赤本の内容／夜の部：和讃 繰読み
 - 時間：
 - 昼の部 15:00～17:00／夜の部 18:00～20:00
 - 場所：教区同朋会館（三条別院内）
 - 講師：
 - 昼の部：三条別院 列座／夜の部：倉井 光弥 氏（中越11組養泉寺）
-

【別院書道教室】(生徒募集中！！) ※詳細は案内チラシ参照

- ・ 開催日：毎月 2 回（第 2 ・ 第 4 水曜日）
 - ・ 時間：18：30～20：00
 - ・ 場所：教区同朋会館（三条別院内）
 - ・ 対象：大人から子どもまで、どなたでも歓迎
 - ・ 募集人数：定員 30 名（現在 21 名）
 - ・ 講師：木原 光威 氏（新潟県書道協会理事、書道研究「洗心書院」代表）
 - ・ 月謝：3,500 円（テキスト代含む）
-

【有志の会庭講】(講員募集中！！)

毎月 13 日の定例法話会にあわせ、午前中に境内地の清掃と整備を行います。

- ・ 開催日：毎月 13 日（8 月・1 月は休会）
※年に数回、土日祝に不定期開催
 - ・ 時間：10：00～12：00
-

【有志の会花講】(講員募集中！！)

別院の平常の仏花を、列座とともに立てます。また、お取り越し報恩講における仏花は大量の五葉松を使用するため、松を伐採する予定がある場合等は、ぜひ別院までご連絡ください！

- ・ 開催日：不定期（月 1 回程度）
-

【新潟県フードバンク連絡協議会

「子どもの未来応援プロジェクト」への協力】

別院に集まった物資を新潟県フードバンク連絡協議会にお渡ししています。

お盆を迎える時期は例年多くの御供物等が集まる時期です。ご協力をお願いいたします。

【随時募集中 ① 奉仕研修】

○ 別院奉仕研修について

先達の篤き御懇念によって護持されてきました三条別院にお越しいただき、その歴史に触れていただくとともに、現代の様々な問題を抱える私たちが、真宗門徒として親鸞聖人のみ教えに出遇う、そのような奉仕研修会を開いてみませんか。

ともに語り合い、人間として生きる意味を尋ねていく場となればと考えております。

1 日あるいは半日の奉仕研修が組みやすいような研修冥加金となっております。

各組・各団体・有志での奉仕研修をぜひお願いいいたします。

- ・ **冥加金**

- 半日（午前または午後）500 円
- 1 日 1,000 円
- 1 泊 2 日は上記の冥加金に順じる。

例) 1日目の午前から2日目の午前までの場合は1,500円。

- その他

- 講師謝礼※列座によるお内仏のお給仕・法話は研修冥加金に含まれる。
- シーツ等クリーニング代1人当たり1,000円
- 食事代

【随時募集中 ② 法務関係】



○ 列座による儀式の掛役・助音加勢及び仏具の貸出

- 各寺院で宗祖御遠忌法要、落慶法要、仏前結婚式、葬儀等をお勤めする際に、列座による掛け役や助音の加勢が可能です。
- その際の莊嚴や法要次第等についての相談もお気軽に声がけください。
- 法要に伴う仏具の貸出も行っています。

貸出例：御遠忌法要…花籠、挿鞋、加差、竹の節等

仏具貸出手続き

1. 「仏具等借用願」に必要事項を記入の上、貸出開始希望日より2週間前までに三条別院事務所へ提出してください。
2. 電話または口頭での申し込みは受付しませんので、必ず書面でご提出ください。
3. 貸出・返却ともに直接ご来院いただき、受け渡しを行います。

【三条別院巡回について】

三条別院から御本尊（絵像）をお迎えして、聞法会を開催しませんか？

輪番と随行1名でお勤めと法話を行います。

【別院収骨・永代経・申経のお扱いについて】

○ 三条別院須弥壇収骨

- 申込：2週間前までにご予約ください。
- 懇志金：80,000円以上

当までの流れ

1. 懇志金を別院事務所にて志納し、申込用紙に法名・俗名・命日、申込者の住所・氏名・電話番号を記入。
2. 当日は開始時間の15分前までにご遺骨を持参し、控室で待機。ご遺骨は8cm角の木箱に移し替えます。
※須弥壇に収めたご遺骨はお返しできません。
3. 本堂でお勤め・法話を行います。
4. ご希望があれば、1名2,000円にてお斎をご用意。

○ 永代経

本堂にて永代経の御紐解き（初めての読経）を行い「法名記」に登載し、本堂北余間に安置いたします。以後、春・秋彼岸会中にお勤めする「永代経縁経」にご案内いたします。

- **申込**：2週間前までにご予約ください。
- **永代経志**：金額は定めておりません。

当日までの流れ

1. 永代経志を別院事務所にて志納し、申込用紙に法名・俗名・命日、申込者の住所・氏名・電話番号を記入。
2. 当日は開始時間の15分前までにご来院いただき、控室で待機。
3. 本堂でお勤め・法話を行います。
4. ご希望があれば、1名2,000円にてお斎をご用意。

○ 申経

本堂にて一座読経いたします。

- **申込**：当日受付（毎日9:00～15:00）
- **申経志**：金額は定めていません。

当日の流れ

1. 当日、申経志を別院事務所にて志納し、申込用紙に住所・氏名・電話番号を記入。
2. 本堂でお勤め・法話を行います。

【同朋会館および諸殿使用について】

近年、教区内寺院・外部団体から多く会館をご利用いただいております。

当別院の同朋会館並びに諸殿のご利用については次の通りです。

※本堂については特別な事項がございますのでご留意ください。

※他の会館・諸殿も本堂に準じる施設としてご使用ください。

使用の申し込み

1. 施設ご利用の際は、利用日時等を当別院にご確認ください。
2. 所定の「会館使用申込書」によりお申込みください。
 - 会館事務室にて必要事項を記入。
 - 電話・口頭での申し込みは不可。
3. 利用時間：
 - 平日 9:00～17:30
 - 土日休日 9:00～15:00

■ 三条別院連絡先

- ホームページ：<https://sanjobetsuin.or.jp/>
- メールアドレス：sanjo-betsuin@wing.ocn.ne.jp

◎三条別院役員について(2025年7月1日～)

院議会議員名簿

組	寺号	氏名	任期
10	専徳寺	多田 誓	常議員
中越11	淨善寺	高尾 和人	
中越12	専正寺	大瀧 定賢	常議員
中越13	善行寺	鷺尾 耕一	
14	長樂寺	藤井 信彰	
15	永閑寺	山宮修靈	
16	永蓮寺	西澤 守	
17	真敬寺	藤田 淳宏	
18	重蓮寺	関崎 幸孝	
19	法嚴寺	光井 光麿	
20	常明寺	窪智至	常議員
21	光照寺	廣河 良文	
22	善龍寺	花房 憲証	
23	福照寺	中富 正純	
24	正念寺	渡辺 正志	
佐渡	善宗寺	松本 雅裕	
10	行通寺	佐々木 恵一郎	
14	靈善寺	佐伯 祐晃	
15	長泉寺	石塚 祐堂	
18	高念寺	廣川 和宏	
23	福明寺	佐々木 ひとみ	
佐渡	本龍寺	松本 昭則	
中越11	長福寺門徒	江口 信義	常議員
15	大專寺門徒	丸山 誠	常議員
19	長福寺門徒	松尾 正行	
20	淨願寺門徒	西野 登	常議員
23	無為信寺門徒	金巻 拾子	常議員
中越12	安淨寺	安原 陽二	常議員
15	善性寺	福田 学	
15	本龍寺	白鳥 賢	
17	光照寺	新田 直美	
17	妙音寺門徒	古俣 福子	
18	恩長寺	渡邊 智龍	常議員
24	専明寺	松木 祐子	

責任役員名簿

[任期：2025.9.1～2028.8.31]

組	寺号	氏名
16	淨専寺	堀川 秀道
20	圓周寺	青木 仁
15	淨覺寺門徒	田伏 研二
15	善慶寺門徒	金子 俊郎

監事

[任期：2023.4.1～2026.3.31]

組	寺号	氏名
中越11	運行寺	松浦 範夫
16	淨専寺門徒	川崎 清

土地有効活用検討委員名簿

[任期：2016.7.21～]

組	寺号	氏名	
中越13	万休寺門徒	廣井 肇	副委員長
16	淨専寺	堀川 秀道	
佐渡	善宗寺	松本 雅裕	
10	善了寺門徒	伊比 均	
中越11	運行寺	松浦 範夫	
15	淨覺寺門徒	田伏 研二	
20	圓周寺	青木 仁	委員長

教化審議会名簿

[任期：2025.8.2～2028.8.1]

組	寺号	氏名	
15	永閑寺	山宮修靈	
22	善龍寺	花房憲証	
10	淨敬寺	永寶晴香	
中越13	廣永寺	推耳妙子	
20	光圓寺	村手淳史	
中越11	養泉寺	倉井光弥	
中越12	勝覺寺	草間朋哉	
10	受徳寺	井上正	
17	妙音寺門徒	古俣福子	
		選定中	

報恩講実行委員会名簿

[任期：2025.6.1～2028.5.31]

組	寺号	氏名	所属部	
15	善性寺	福田 学	法要部	主査
10	専徳寺	多田 誓		
10	淨敬寺	永寶晴香		
中越11	淨福寺	山崎 恵		
15	本龍寺	白鳥道子		
16	善興寺	長田暢		
18	満行寺	島津崇之		
20	松韻寺	關根大丘		
21	勝樂寺	安藤栄寿		
中越12	安淨寺	安原陽二	教化部	主査
中越11	長福寺	北島栄誠		
中越13	託善寺	川上望		
15	山香寺	藤枝友子		
16	淨宮寺	佐々木一人		
19	長養寺	島津晃		
20	照覺寺	多田修		
24	榮行寺	大溪文祥		
18	西源寺	楠朋宏	参拝部	主査
10	光圓寺	小嶋勇司		
中越12	安淨寺	安原彰子		
15	大專寺門徒	丸山誠		
15	三条別院	米山久雄		
17	妙音寺門徒	古俣福子		
		選定中		
中越11組	長福寺門徒	江口信義	財務部	
15	永閑寺	山宮修靈		
15	淨覺寺門徒	田伏研二		
15	光善寺門徒	星野義孝		
17	称名寺	有坂次郎		
20	常明寺	窪智至		
中越13	淨照寺	新保延夫	参拝部	スタッフ
15	光善寺	佐々木友美	参拝部	スタッフ
20	金寶寺	朝倉安都子	参拝部	スタッフ
22	淨念寺	廣瀬清和	参拝部	スタッフ

三条別院事務分担表

2025年7月1日現在

役 職	事 務 分 担
氏名	
輪 番	寺務及び幼稚園の掌理、土地有効活用検討委員会
藤懿 信麿	
主 任 列座兼書記	列座業務、教化関係業務（御命日のつどい、定例法話、書道教室、各講中・世話方、信仰相談）、各会議（責任役員会、院議会、常議員会、報恩講実行委員会〔教化部会〕、教化審議会）、本堂管理業務、商店街・市役所・三条マルシェ・露店等地域行事の連絡
齋木 浩一郎	
列 座 兼 書 記	列座業務、教化関係業務（庭講、団体参拝・別院巡回、別院奉仕研修、音楽法要）、財務管理（什物什器）、法人に関する業務（所轄庁届け出、京都三条詰所事務管理〔補佐〕） 各会議（責任役員会、院議会、常議員会、報恩講実行委員会〔参拝部会、音楽法要、お斎会議〕、不動産・駐車場管理業務、三条仏教会、他宗派交渉、帰敬式（報恩講）、防災管理（本堂、会館、境内地）、経理関係事務〔補佐〕）
まつうら としきみ 松浦 寿公	
列 座 兼 書 記	列座業務、教化関係業務（子ども奉仕団、御正忌団体参拝、音楽法要（〔補佐〕、女声助音）、声明教室）、庭講〔補佐〕、各会議（報恩講実行委員会〔法要部会〕）、本堂管理業務（法寶物及び什物の保守保全と貸出業務）、教区関連業務（声明講習会、児連、仏青、夏のつどい）、立花関連業務（花講、報恩講立花、立花講習会）、各種事務三条声明会・雅淨会（連絡）、インターネットセキュリティ管理
小原 曜	
会 計	別院の会計、財務管理（普通財産、特別財産、基本財産）、法人に関する業務（法人登記、所得税、報酬税、健康保険・厚生年金・労働保険）、諸会議（報恩講実行委員会〔財務部会〕）、各種事務、京都三条詰所事務管理
相田 春香	
非常勤列座	列座業務、教化関係業務（別院奉仕研修・団体参拝・別院巡回）、各種事務
渡邊 量	
非常勤列座	列座業務、教化関係業務（別院奉仕研修・団体参拝・別院巡回）、各種事務
海野 聰	
用務員	会館の清掃等、厨房管理、お斎・食事等の賄い お取り越し報恩講におけるお斎業務
篠田 霞子	

12. 職員事務分擔表

新潟教務所・高田教務事務所 事務分担表

2025.08.01 現在

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会 教化関連	その他
新潟教務所	教務所長 藤 懿 信 麟 ふじ い のぶ まろ	統括・事務掌理		教区教化委員長	真宗学院 学院長
	主 計 土 肥 廉 ど い よし あき	会計事務全般 ・経常費・同朋会員志 ・賦課金・教区費 奨励事務全般 教区共済給付事務 内願（法要座次・衣体等） 教化助成処理 真宗学院会計 OA機器管理 役宅営繕、伝道車管理 物品管理、労務管理	教区会・教区門徒会 御依頼適正審議会 門徒戸数調査 災害対策委員会 災害支援実行委員会 共済委員会 新潟真宗学院運営委員会 教学研鑽室運営委員会 聖跡顕彰委員会 池の平青セ運営委員会 慶讃事業推進委員会 (全体・財務部会)		真宗学院 会計
	主事補 片岡明日香 かたおか あすか	一般事務全般 宗教法人事務(合併・解散) 教区門徒会(常任委員会) 正副組長会・所長巡回 選挙事務(宗議会・参議会) 教勢調査 真宗学院幹事/法規指導 別院事務 保護司 教誨師(輔導使) 教区情報発信(HP) 真宗教団連合	教区会・教区門徒会 選挙区選挙管理会 教区改編委員会 新潟真宗学院運営委員会 慶讃事業推進委員会 (全体・広報部会)	○教化委員会 ・同朋社会部門 ○伝道広報室 ○同朋社会協議会 ・全体 ・専門部会【差別】	真宗学院 幹事 三条学舎 法規担当
	主事補 谷 俊 たに すぐる	一般事務全般 宗教法人事務 (財産処分・規則変更) 教区会(参事会) 選挙事務(正副組長・選出) 教区会議員・査察委員) 表彰(社会事業功労者) 紛議調停、審問関係 内願(法要座次・衣体等) 第二種共済事務 災害見舞関係 全寺院発送、教区通信 教区報 同宗連・人権諸団体	教区会・教区門徒会 御依頼適正審議会 選挙区選挙管理会 門徒戸数調査 災害対策委員会 災害支援実行委員会 共済委員会 慶讃事業推進委員会 (全体・儀式部会)	○教化委員会 ・本部会【女性研修会】 ・教学儀式部門 【声明作法】	

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会 教化関連	その他
新潟教務所	書記 倉見 悠 くらみ はるか	宗教法人事務(代表役員登記) 願事事務・諸届全般 選挙事務補佐 寺籍簿管理、奨学金 第一種共済事務 表彰(寺績寺院・寺族、門徒功労者) 寺院用授与物 門徒用授与物、蔵版 誕生児・結婚念珠(寺院・門徒) 弔詞・御香・祝詞・弔電 住職・得度記念品管理 帰敬式事務 中央声明講習会受付 出版物(頒布・通信員) 行事予定管理 全寺院発送、教区通信 教区報 発信・着信文書管理 議事録(教区会・教団徒会) 同宗連・人権諸団体(補佐)	教区会 教区門徒会 選挙区選挙管理会 教区改編委員会 災害対策委員会 災害支援実行委員会 聖跡顕彰委員会 慶讃事業推進委員会 (参拝部会)	○教化委員会 ・未来構想部門	
	教区駐在教導 高田直来 たかだ なおき	同朋の会推進講座 同朋の会結成 帰敬式実践運動 組教化委員会 組同朋総会、組門徒会 組特別伝道 地区公開講座 地区育成員研修会 親鸞聖人講座 男女共同参画 教化助成 定例布教 教導・補導任命	慶讃事業推進委員会 (教化部会)	○教化委員会 ・本部会 ・教化委員会全体 ・教学儀式部門 ○寺院活性化支援室	
	教区駐在教導 戸次 輝 とつぐ あきら	同朋の会推進講座 同朋の会結成 帰敬式実践運動 組教化委員会 組同朋総会、組門徒会 組特別伝道 地区公開講座 地区育成員研修会 親鸞聖人講座 教化教材	教学研鑽機関 ・運営委員会 ・三条教化センター 慶讃事業推進委員会 (教化部会)	○教化委員会 ・共同教化部門 ○同朋社会協議会 ・専門部会【男女】 【靖国】 ○教区-組教化連絡会	
	嘱託 小山恵子 こやま けいこ	相続講事務(経常費・相続 講台帳管理・本廟收骨証、 院号法名、肩衣、同朋会員 志、読経志、永代経、申経) 賦課金事務(宗費賦課金・ 教区費等)、 授与物発送 教区通信個人購読管理 郵便物発送、会議旅費、 回覧・各機関紙管理、 郵便物、物品調達			

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会 教化関連	その他
高田教務事務所	次長 え ぐち けん や 江口 兼弥	事務整理（教務所・教務支所）		○伝道広報室	真宗学院 高田学舎 法規担当
	教区駐在教導 わし お ゆう けい 鷲尾 祐恵	教化事業（事務）全般 同朋の会推進講座 同朋の会結成 帰敬式実践運動 組教化委員会 組同朋総会、組門徒会 教化教材 ※教務事務所事務全般	教学研鑽機関 ・運営委員会 ・聞思学場 慶讃事業推進委員会 (教化部会)	○教化委員会 ・本部会 ・教化委員会全体 ・教学儀式部門 ・共同教化部門 ○同朋社会協議会 ・専門部会【男女】 【靖国】 ○教区・組教化連絡会 ○寺院活性化支援室	
	青少幼年 指導主任 まつ むら ひろむ 松村 弘	池の平青少幼年センター 運営管理 ※教務事務所事務補佐	池の平青少幼年 センター運営委員会 慶讃事業推進委員会 (参拝部会) キッズふくしま実行委員会	○教化委員会 ・未来構想部門	
	嘱託 まる たに せんしょう 圓谷 千生	《願事礼金を伴わない申請》 宗教法人事務全般 願事事務・諸届全般 選挙事務補佐 第一種共済事務 第二種共済事務補佐 表彰(門徒功労者・社会功労者) 誕生児・結婚念珠 (寺院・門徒) 弔詞・御香・弔電 議事録(教区会・教区門徒会) ※教務事務所事務全般	高田教務事務所会場で 開催される会議全般の 業務補佐 慶讃事業推進委員会 (儀式部会)	○教化委員会 ・本部会【女性研修会】 ・教学儀式部門 ・同朋社会部門 ○同朋社会協議会 ・全体 ・専門部会【差別】	
	教区雇員 かも い いと え 鴨井糸江	池の平青少幼年センター用務			

『発行月』 2025年8月

『発 行』 ○真宗大谷派新潟教務所

〒955-0071 新潟県三条市本町2丁目1-57

TEL : 0256-33-2805 FAX : 0256-33-2847

Mail : niigata@higashihonganji.or.jp

○真宗大谷派高田教務事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町2丁目24-4

TEL : 025-524-3913 FAX : 025-524-2645

『ホームページ』 <https://otani-niigata.jp/>

『印 刷』 永田印刷株式会社